

防衛省十条地区施設管理業務
民間競争入札実施要項（案）

防衛省

目 次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	1
2. 実施期間に関する事項	7
3. 民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項	7
4. 入札に参加する者の募集に関するスケジュール	8
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	10
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報開示に関する事項	13
7. 民間事業者の使用させることができる防衛省の施設・設備等	13
8. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のための契約により民間事業者が構すべき措置に関する事項	14
9. 民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項	19
10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項	19
11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	20
別紙1 防衛省十条地区の対象施設	21
別紙2 対象施設の一覧	22
別紙3 業務内容	23
別紙4 評価表	24
別紙5 従来の実施状況に関する情報の開示	26
施設管理業務企画書（様式）	32

防衛省十条地区施設管理業務における民間競争入札実施要項（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、防衛省は、公共サービス改革基本方針（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）別表（新プロセス移行事業一覧）において民間競争入札の対象として引き続き選定された防衛省十条地区施設管理業務（以下、「施設管理業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第 14 条第 2 項第 1 号）

1. 1 対象公共サービスの詳細な内容

（1）対象施設の概要

<施設概要>

施設名称：防衛省十条地区
所在地：東京都北区十条台 1 丁目 5－70
敷地面積：約 12ha
建物：施設配置図は別紙 1 のとおり
各建物の構造、建設年月日、建築面積、延床面積は、別紙 2 のとおり
施設管理業務の範囲：別紙 1 及び 2 に記載の建物等

<施設目的>

十条地区は、陸上自衛隊補給統制本部、海上自衛隊補給本部、航空自衛隊補給本部、航空自衛隊第 2 補給処十条支処、北関東防衛局等が所在しており、約 3 千人の隊員等が勤務し、全国各地の自衛隊が国防、災害派遣、国際貢献等の任務を達成するために必要不可欠な装備品等の調達、保管、補給又は整備及びこれらに関する調査研究についての事務の実施の企画、総合調整及び統制業務を実施している。

（2）業務の対象と業務内容

十条地区の各施設は、全国の自衛隊が防衛、災害派遣、国際貢献等の任務を達成するために必要不可欠な装備品等の調達、保管、補給若しくは整備及びこれらに関する調査研究等の事務処理、又は装備品等の検査等を実施しており、これらの各種任務が適正かつ確実に実施されるよう、施設管理業務（建築設備点検保守業務、電気設備点検保守業務、機械設備点検保守業務、運転・監視及び日常点検業務、環境整備等業務、植栽管理業務、廃棄物管理業務、環境保全業務）を行うこととする。

① 建築設備点検保守業務

十条地区に設置されているエレベーターの点検保守業務を行う。

② 電気設備点検保守業務

十条地区に設置されている中央監視システム、特高受変電設備、親子時計、非常用電源自家発電設備、重要施設用自家発電設備、交流無停電電源設備及び直流電源設備の点検保守業務を行う。

③ 機械設備点検保守業務

十条地区に設置されている庁舎等空調設備、吸収冷温水機、ターボ冷凍機、空調設備自動制御装置、真空式温水発生器、駐屯地燃料地下タンク、消防設備、非常用ろ過設備及び厨房除害設備の点検保守並びにフィルター及び冷却水管の洗浄業務等を行う。

④ 運転・監視及び日常点検業務

十条地区に設置されている中央監視システム及び防災システムの運転・監視業務並びに電気設備の日常点検・保守業務を行う。

⑤ 環境整備業務

十条地区庁舎の日常・定期清掃、窓清掃、高置水槽・受水槽清掃、排水槽清掃及びねずみ・こん虫等点検防疫作業を行う。

⑥ 植栽管理業務

十条地区内の樹木剪定業務を行う。

⑦ 廃棄物管理業務

十条地区のごみ処理作業、廃棄物処理装置点検保守及び駐屯地紙裁断機保守業務を行う。

⑧ 環境保全業務

十条地区の水質検査業務を行う。

なお、各業務の内容については別紙3「業務内容」のとおりとする。

1. 1. 1 施設管理業務全般に係る業務

業務の実施に当たっては、一企業とすることも、複数の企業で構成されるグループ(以下「共同体」という。)とすることも可能とする。

(1) 共同体の監理について

施設管理業務を実施するに当たり、共同体を構成する場合は、その代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定め、代表企業は共同体に参加するその他の企業(以下「グループ企業」という。)と密に連携をとり、施設管理業務を包括的に監理すること。

(2) 発注者との連携について

施設管理業務を実施する民間事業者(以下「民間事業者」という。)は、定期的に防衛省と連携を図り、施設管理業務を円滑に実施すること。

(3) 代表企業の権限

共同体の代表企業は、施設管理業務の履行に関し、共同体を代表して発注者及び監

督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって契約代金の請求、受領及び共同体に属する財産を監理する権限を有するものとする。

(4) 統括管理業務

① 統括管理業務

民間事業者は、防衛省に対する報告及び調整、各業務従事者（共同体で参加する場合は、各企業）への指示及び関係者との調整等の施設管理業務を円滑に実施するための業務（以下「統括管理業務」という。）を実施する。

② 統括管理責任者

ア 民間事業者は、統括管理業務を実施するに当たり、施設管理業務に関する高度の知見を有する者を統括管理責任者として選出することとする。ただし共同体で参加する場合の統括管理責任者は、代表企業から選出すること。

なお、統括管理責任者は業務責任者との兼務を妨げないが、各業務が円滑に実施できる体制(態勢)であること。また、統括管理責任者が欠けた場合の代行者をあらかじめ定めておくこと。

イ 統括管理責任者は、各業務の履行状況を常に把握し、施設管理担当者に報告すること。

ウ 施設管理担当者からの指示は、統括管理責任者が受け、各業務責任者を通じて速やかに実行すること。

エ 各業務責任者は、統括管理責任者を通じて施設管理担当者に、報告書その他の関係書類を提出し、業務の重要事項に関することを報告するものとする。

③ 副統括管理責任者

ア 統括管理責任者は、業務分野を定め、当該業務分野に関する高度の知見を有する者を副統括管理責任者として民間事業者から選出することができる。この場合、業務責任者との兼務を妨げないが、各業務が円滑に実施できる体制(態勢)であること。

イ 副統括管理責任者を選出した場合には、同責任者は統括管理責任者を補助し、統括管理責任者が不在の場合は、これに代わるものとする。

④ 勤務体制

ア 統括管理責任者は、統括管理業務の実施に当たり専任及び十条地区への常駐は要しないが、常時、施設管理責任者と連絡が取れる体制であること。

イ やむを得ない理由により、統括管理責任者への連絡が不能となる場合は、事前に施設管理責任者に報告し、その了解を得なければならない。また、連絡が不能となる間、統括管理責任者若しくは副統括管理責任者又はこれらの者の業務を代行できる者の連絡先を施設管理責任者に報告しなければならない。

(5) 業務の引継ぎ

- ① 施設管理業務を落札した民間事業者（以下「受注予定者」という。）は、直ちに現在業務を請け負っている者（以下「現受注者」という。）から業務の履行に支障を来さないよう業務の引継ぎを受けなければならない。
- ② 現受注者は、受注予定者に対して確実に業務内容の引継ぎを行わなければならない。
- ③ 受注予定者及び現受注者は、引継ぎ内容について防衛省側の確認を受けるものとする。

1. 1. 2 施設管理業務

施設管理業務の詳細は、別冊「十条地区の施設維持管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

1. 2 サービスの質の設定

施設管理業務の実施に当たり達成すべき質及び最低限満たすべき水準は以下のとおりとする。

1. 2. 1 施設管理業務の質

基本的な方針	主要事項	測定指標
当該事業が防衛省における調達等の後方支援業務に密接な関わりがあることを十分に理解し、その任務遂行に支障を与えないようにする。	品質の維持	・ 業務請負者の不備に起因した防衛省の行う業務の中断回数 0 回 ・ 業務請負者の不備に起因した空調停止、停電、断水、エレベータ等の停止回数 0 回 ※ いずれも、自然災害等予測不能な場合を除く。 ・ 災害、事故等の緊急時において、被災状況の把握、応急補修、二次災害防止対策を迅速に行うこと。 ・ 外来者や近隣住民への対応を適切に実施することで、クレーム等の無いように努め、公共施設としての品位を保つこと。

	環境への配慮	・ 環境配慮に関する各種法令を遵守し、業務を履行すること。 ・ 東京都環境確保条例により課せられている温室効果ガス排出量削減義務を達成できるよう協力すること。 ・ 本業務の委託期間中に、東京都環境確保条例以外の法令等により、別途温室効果ガス排出量削減義務が課せられた場合、当該義務を達成できるよう協力すること。 ・ 上記の実施に当たっては、勤務環境低下を最小限に留めるよう、施設管理担当者と調整を図りつつ実施すること。
	安全の確保	・ 業務請負者の不備に起因する施設勤務者、入居者、来訪者、見学者等の人身事故（病院での治療を要するもの）及び物損事故の回数 0 回 ・ 業務に従事する者の健康管理上の不備に起因する事故の発生回数 0 回

1. 2. 2 各業務において確保すべき水準

各業務において確保すべき水準は、従来の実施方法として下記 6. で開示する情報に定める内容とする。ただし、従来の実施方法については、法令に反しない限り、改善提案を行うことができる。

1. 2. 3 創意工夫の発揮可能性

施設管理業務を実施するに当たっては、以下の観点から民間事業者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。

（1）施設管理業務全般に対する提案

民間事業者は、別途定める様式に従い、施設管理業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

（2）従来の実施方法に対する改善提案

民間事業者は、各業務の現行基準として示す従来の実施方法に対し、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、現行レベルの質が確保できる根拠等を提案すること。

（3）コスト低減についての改善提案

民間事業者は、施設管理業務に係るコスト削減に関する提案がある場合は、具体的な方法等を示すとともに、現行レベルの質が確保できる根拠等を付し提案すること。

1. 2. 4 委託費の支払方法

防衛省は、施設管理業務について監督及び検査を行い、質の確保の状況及び企画書の

提案事項実施状況を確認した上で、委託費を支払う。

委託費の支払いに当たっては、民間事業者は当該月分の業務完了後、防衛省との間であらかじめ定める書面により、当該月分の支払請求を行い、防衛省は、これを受領した日から30日以内に民間事業者に支払うものとする。

ただし、監督及び検査の結果、防衛省が質が確保されていない又は企画書の提案事項が履行されていないと判断した場合は、この限りではない。

この場合において、防衛省は、適切に業務を行うよう改善を求めることとし、民間事業者は要因分析を行い、業務改善計画を防衛省へ提出し、承諾を得た上で業務を実施すること。

1. 2. 5 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 消耗品等

施設管理業務を実施するに当たり、必要な消耗品や付属品の負担区分は、仕様書によるものとする。

(2) 光熱水料

防衛省は、民間事業者が施設管理業務を実施するのに必要な電気・水・ガスを無償で提供する。

(3) 電話回線等

施設管理業務を実施するに当たり、外部との電話回線及びインターネットが必要である場合は、施設管理担当者と調整の上、防衛省の規則に基づく申請等を行うこと。また、当該回線の使用料については、民間事業者が負担するものとする。

(4) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から③までのいずれかに該当する場合には、防衛省が負担し、それ以外の法令変更による増加費用及び損害については民間事業者が負担する。

① 本件事業に典型的に又は特別に影響を及ぼす法令変更又は税制度の新設

② 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

③ 上記①及び②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

1. 2. 6 モニタリング方法

(1) 品質の維持

品質の維持に係るモニタリングは、報告書及び目視等により確認する。

(2) 環境への配慮

環境への配慮に関するモニタリングは、報告書等により確認する。

(3) 安全の確保

安全の確保に関するモニタリングは、報告書及び目視等により確認する。

(4) 個別業務の質の確保

上記1.2.2の各業務において確保すべき水準に記載した質の確保については、報告書及び目視等により確認する。

2. 実施期間に関する事項（法第14条第2項第2号）

当該事業の委託期間は、平成26年4月1日～平成29年3月31日までとする（上記に係る予算措置については、平成26年度予算要求中であり、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る予算措置、予算示達がなされることを条件とする。）。

3. 民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項（法14条第2項第3号及び第3項）

(1) 法第10条各号（ただし、第11号を除く。）に該当するものでないこと。

(2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予決令第71条の規定に該当しないこと。

(4) 平成25・26・27年度競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域における「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付けされている者であること。

(5) 防衛省から指名停止又は取引停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。

(6) 企画書（4.（2）①に規定する企画書をいう。）に示した業務内容を契約期間終了までの間、確実に実行し完了することができることを約した業務確認書を提出した者であること。

(7) 必要な資格等

① 施設管理業務の実施に当たり法令上必要な資格を有している者及び資格等を有している者を業務の実施に当たらせることができる者であること。

② 前記1.1.（2）に示す施設管理業務の実施に当たり法令上必要な資格を有している者及び資格等を有している者を業務の実施に当たらせることができる者であること。

ただし、以下の施設管理業務については、当該業務を行う企業が法令上の資格等を有すること。

- ・ 水質検査：水質検査機関として厚生労働大臣及び地方公共団体の認定を受けて登録していること。
- ・ 高置水槽・受水槽清掃：「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）」に基づく「建築物飲料水貯水槽清掃業」に登録していること。
- ・ 排水槽清掃：一般廃棄物収集運搬業（汚泥）については北区長の許可を、産業廃棄物収集運搬業及び処分業（汚泥（ビルピット汚泥））については

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）に基づく当該業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事（又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）で定める市の長）の許可を、それぞれ受けている企業が実施すること。

③ 施設管理業務に従事する者については、日本国籍を有していること。

（８）警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（９）労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

（１０）共同体による入札について

① 単独で本実施要項に定める業務の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同体で参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同体を結成し、代表企業及び代表者を決め、他の者はグループ企業として参加するものとする。なお、代表企業及びグループ企業が、他の共同体に参加、又は単独で入札に参加することはできないものとする。また代表企業及びグループ企業は、共同体結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成すること。

② 共同体で入札に参加する場合には、代表企業は上記（１）から（６）まで、（８）及び（９）の全ての要件を満たすこと。グループ企業は上記（１）から（３）まで、（５）、（８）及び（９）の全ての要件を満たし、さらに平成２５・２６・２７年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてＡ、Ｂ又はＣの等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、（７）は、当該業務を担当する者が要件を満たしていれば良い。

４．入札に参加する者の募集に関するスケジュール（法第１４条第２項第４号）

（１）入札の実施手続及びスケジュール（予定）

手続	スケジュール
公告	平成２５年１０月上旬頃
入札説明会	平成２５年１０月中旬頃
現場説明会	平成２５年１０月中旬頃
入札等に関する質疑応答	平成２５年１０月中旬以降
入札書類の受付期限	平成２５年１２月下旬頃
入札書類の評価	平成２６年１月頃

開札・落札者の決定	平成 26 年 2 月上旬頃
契約の締結	平成 26 年 4 月 1 日

(2) 入札実施手続

① 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本件業務実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び総合評価のための業務実施の具体的方法、その質の確保方法等（以下「業務の質等」という。）に関する書類（以下「企画書」という。）並びに上記 3.（6）に示す業務確認書を提出すること。なお、上記の入札金額には、施設管理業務に要する一切の諸経費の 105 分の 100 に相当する金額を記載することとする。

② 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項 5.（1）で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載すること。なお、下記力における提案については、法令に反しない範囲のものとする。また、提案に当たり、入札参加者は、企画書提出期限前に防衛省に対し質問を行うことができ、防衛省は、入札参加者が企画書を提出期限内に提出できるよう、速やかに回答する。

ア 企業の代表責任者及び業務担当者（様式 1）

複数の企業で参加する場合は、参加企業の一覧と代表企業、各企業の代表責任者及び業務担当者

イ 必要とされる資格を証明する書類の写し（様式 1 に添付のこと）

ウ 業務実績（様式 2）

本実施要項 1. で示す業務ごとに過去 3 年間の実績

エ 施設管理業務実施の考え方（様式 3）

安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント

オ 業務ごとの実施体制及び業務全体の管理方法（様式 4）

本実施要項 1. で示す業務ごとに実施体制及び業務全体の管理方法を示す（業務ごとに担当企業が異なる場合には、業務ごとに作成のこと。）。

カ 業務に対する提案事項（様式 5、6 及び 7）

（ア）業務の質の確保に関する提案

（イ）従来の実施方法（6. で開示された既存の仕様書等）に示された内容）に対して提案を行う場合、提案を行う業務（項目）を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果又は経費削減効果（あるいはその両方）を具体的に示す。

キ 緊急時の体制及び対応方法（様式 8）

緊急時（施設管理業務の実施に当たり想定していたとおりの業務実施が困難になる未知の事故・事象が生じた場合）のバックアップ体制と対応方法を示す。

③ 開札に当たっての留意事項

ア 開札は、入札参加者を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者が立ち会わない場合には、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札参加者は、開札場に入場しようとするときには、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（補給統制本部調達会計部「入札及び契約心得」別紙様式第 8-1 委任状（入札等））を提示又は提出しなければならない。

エ 入札参加者は、入札及び開札手続を実施している間は、支出負担行為担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加者は再度の入札の締切時刻までに再度の入札書を提出すること。ただし、入札参加者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することはできない。

カ 上記オの当初入札又は再度入札（入札執行回数は、原則 2 回）の結果、落札者がいない場合は、再度入札公告を行う。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（第 14 条第 2 項第 5 号）

施設管理業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式（除算方式）によるものとする。なお、評価の基準及び企画書等の評価は、契約の透明性の確保及び適正化を図るため防衛省に設置した委員会等において行うものとし、当該評価の客観性を確保するために部外有識者の意見を聴くものとする。

（1）落札者決定に当たっての質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、施設管理業務の目的及び趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

なお、評価項目におけるそれぞれの配点については、別紙 4 による。

① 必須項目審査（250 点）

必須項目審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。全て満たした場合は基礎点（250 点）を付与し、一つでも満たしていない場合は失格とする。

ア 実施体制

(ア) 各業務の水準が維持される体制であること。

(イ) 提案された内容が実現可能な体制であること。

(ウ) 共同体で参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であること。

イ 業務に対する認識

施設管理業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。

ウ 現行基準レベルの質の確保の実態

各業務の提案内容は、要求水準が確保されるものになっているか。

② 加点項目審査（最大440点）

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、次の加点項目審査を行う。なお、提案内容については、具体的であり効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には従来の実施方法及び仕様書と提案内容との比較を行い、相対評価により加点する。

ア 業務の質についての提案内容（225点）

質の維持・向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されているか。また、それらが実施可能な体制が確保されているか。

イ 改善提案内容（115点）

改善提案の内容は、現行基準レベルの質の維持が確保できるものか。また、質の向上が図られているか。

ウ 緊急時への対応についての考え方・体制（100点）

具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか。また、緊急時等に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制や訓練等による現実的な対策が提案されているか。

(2) 落札者決定に当たっての評価方法

① 落札者の決定方法

必須項目審査により得られた基礎点（250点）と加点項目審査で得られた加算点（440点）を加算し、入札価格（予定価格の制限の範囲内であるものに限る。）で除した値を総合評価点とし、入札参加者中で最も高い値の者を落札者として決定する。

総合評価点 = (基礎点（250点） + 加算項目審査による加算点（440点）) ÷ 入札価格

② 留意事項

ア 当該落札者の入札価格が予定価格の一定割合に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか

否か、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合、又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当と認められた場合には、予定価格の制限をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者として決定することがある。

(ア) 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保されているか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が該当金額で了解しているか否か等）

(イ) 当該契約の履行体制（常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等）

(ウ) 当該契約期間中における他の契約請負状況

(エ) 手持機械その他固定資産の状況

(オ) 国の行政機関等及び地方公共団体等に対する契約の履行状況

(カ) 経営状況

(キ) 信用状況

イ 落札者となるべき者が2人以上あるときは、当該入札参加者に直ちにくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、当該入札参加者のうち、くじを引かない者があるとき又は直接くじを引くことができないときは、これに代わって入札事務に関係ない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の決定理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

③ 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は業務の実施に必要な期間が確保できない等やむを得ない場合には、防衛省は入札によらない方法により当該業務を実施することとし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

（３）入札の無効

入札後契約を締結するまでの間に、警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者のした入札は無効とする。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報開示に関する事項（法 14 条第 2 項第 6 号及び第 4 項）

従来の実施に関する情報は、別紙 5－1～5 のとおり。

7. 民間事業者に使用させることができる防衛省の施設・設備等（法第 14 条第 2 項第 7 号）

（1）使用施設

十条地区において施設管理業務を実施するために使用を認める場所は、別紙 5－4 に示したとおりとする。

（2）事務スペース等の借受

民間事業者は、施設管理業務及び同業務の実施に付随する業務を遂行するため別紙 5－4 に示す事務スペース等は無償で借り受けることができる。

（3）使用設備等

① 使用可能な設備等については、仕様書に示したもの及び別紙 6 のとおりとする。
なお、使用する設備等については、善良なる管理者の注意義務をもって使用するものとする。

② 民間事業者は、仕様書に示されている場合、又は必要な場合は、施設管理担当者と協議の上、防衛省の業務に支障を来さない範囲において、必要最小限の機器・設備等を持ち込むことができる。

③ 前記②により民間事業者が持ち込んだ機器・設備等については、十条地区における施設管理業務及び防衛省が実施する他の業務に支障を来すことの無いよう、適切な管理を行うこと。

④ 機器・設備等の持込みに伴う付帯工事等の措置等が必要な場合は、防衛省と協議の上、実施することができる。

なお、必要な措置等を実施した場合は、施設の使用を終了又は中止した後、直ちに原状回復を行い、防衛省の承認を受けなければならない。

（4）使用目的の制限

上記（1）から（3）までに示す施設等については、十条地区における施設管理業務及び同業務の実施に付随する業務以外の目的に使用してはならない。

（5）施設及び設備等の使用に係る経費

① 民間事業者が施設管理業務を実施するために使用する十条地区の施設及び設備等については、無償で使用する事ができる。

② 民間事業者が、十条地区に設備等を設置する経費及び設備等から生じる経費は民間事業者の負担とする。

8. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のための契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第14条第2項第9号）

（1）報告等について

① 業務計画書の作成と提出

民間事業者は、施設管理業務を行うに当たり、防衛省が指定する期日までに、年度ごとの施設管理業務計画書を作成し、防衛省に提出すること。

② 業務報告書の作成と提出

民間事業者は、施設管理業務の履行結果を正確に記載した業務日報、業務月報及び年間総括報告書を業務報告書として作成し、業務終了後速やかに提出するものとする。

③ 国等の監督及び検査体制

民間事業者からの報告を受けるに当たり、国の監督及び検査体制は以下のとおりとする。

分任支出負担行為担当官：補給統制本部調達会計部長

分任支出負担行為担当官補助者：補給統制本部総務部管理課長

（2）防衛省による調査への協力

防衛省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、民間事業者に対し、当該施設管理業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする防衛省の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

（3）指示について

防衛省は、に掲げる事態が発生した場合は、民間事業者に対し、必要な措置をとるべき旨を指示することができる。

- ・管理業務の不備により、職員等からの苦情が多数寄せられた場合
- ・管理業務の不備による設備の停止
- ・管理業務の不備による利用者とのトラブルの発生等

また、業務の監督及び検査において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合又は業務改善計画の遂行が確認できない場合は、その場で指示を行うことができる。なお、民間事業者が指示に従わない場合は、下記（5）⑪ウに該当するものとみなし、契約を解除できるものとする。

（4）秘密の保持

民間事業者は、施設管理業務に関して防衛省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の施設管理業務に従事してい

る者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 業務の開始及び中止

ア 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に施設管理業務を開始しなければならない。

イ 民間事業者は、やむを得ない事由により、施設管理業務を中止しようとするときは、あらかじめ防衛省の承認を受けなければならない。

② 公正な取扱い

ア 民間事業者は、施設管理業務の実施に当たって、当該施設利用者を合理的な理由なく区別してはならない。

イ 民間事業者は、当該施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

③ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、施設管理業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

④ 宣伝行為の禁止

民間事業者及び施設管理業務に従事する者は、施設管理業務の実施に当たって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

民間事業者及び施設管理業務を実施する者は、施設管理業務の実施の事実をもって、第三者に誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑤ 法令の遵守

民間事業者は、施設管理業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑥ 安全衛生

民間事業者は、施設管理業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦ 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度ごとに施設管理業務に関して作成した記録や帳簿書類を、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

⑧ 権利及び義務の譲渡等の禁止

民間事業者は、書面による防衛省の承認を得ないで、次に掲げる行為を行ってはならない。

ア この契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し又は

継承させること。

イ 施設管理業務についての役務の全部又は一部を第三者に請け負わせ又は委任すること。

⑨ 権利義務の帰属等

ア 施設管理業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

イ 民間事業者は、施設管理業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、防衛省の承認を受けなければならない。

⑩ 再委託の取扱い

ア 民間事業者は、施設管理業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

イ 民間事業者は、施設管理業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。

ウ 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で防衛省の承認を受けなければならない。

エ 民間事業者は、上記イ及びウにより再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

オ 再委託先は、上記の秘密の保持等、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止及び防衛省との契約によらない自らの業務の禁止について、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

⑪ 契約解除

防衛省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

ア 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。

イ 法第14条第2項第3号又は第15条において準用される法第10条（第11号を除く）の規定により民間競争入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

ウ 本契約に従って施設管理業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

エ 上記ウに掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

オ 法律若しくは本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

カ 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。

キ 民間事業者又はその他の施設管理業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、施設管理業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。

ク 暴力団が業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

ケ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

⑫ 契約解除時の取扱い

ア 上記⑪に該当し、契約を解除した場合には、防衛省は民間事業者に対し、当該解除の日までに施設管理業務を本契約に基づき実施した期間に係る委託費を支払う。

イ この場合、民間事業者は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。一部解除の場合は、解除部分に相当する金額）の100分の10に相当する金額を違約金として防衛省の指定する期間内に納付しなければならない。

ウ 民間事業者は、上記イの規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

エ 防衛省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

⑬ 一般的損害

施設管理業務を行うにつき生じた損害については、民間事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、防衛省の責めに帰すべき事由により生じたものについては、防衛省が負担する。

⑭ 業務途中における共同体からの脱退

民間事業者が、共同体による場合、代表企業及びグループ企業（以下「参加企業」という。）は、施設管理業務を完了する日までは共同体から脱退することはできない。ただし、代表企業と防衛省で協議を行い、防衛省の承諾を得た場合を除く。

⑮ 業務途中における参加企業の脱退、破産又は解散に対する処置

参加企業のうち、いずれかが業務途中において脱退、破産又は解散した場合においては、防衛省の承認を得て、残存参加企業が共同連帯して当該参加企業の分担業務を完了するものとする。

ただし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及び防衛省の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該参加企業を加えた参加企業が共同連帯して脱退、破産又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。

⑯ 談合等不正行為があった場合の違約金等の取扱い

ア 民間事業者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、民間事業者は防衛省の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を違約金として防衛省の指定する期間内に支払わなければならない。

（ア）この契約に関し、民間事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は民間事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が民間事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

（イ）納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（下記（ウ）において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（ウ）納付命令又は排除措置命令により、民間事業者が独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が民間事業者に対して納付命令を行いこれが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（エ）この契約に関し、民間事業者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

イ 民間事業者は、上記アの規定による金額を防衛省の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

⑰ 委託内容の変更

防衛省及び民間事業者は、施設管理業務の質の向上の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を書面によりそれぞれの相手方へ提出し、それぞれの相手方の承諾を得なければならない。

⑱ 実施期間中に設備が更新される際は、更新機器について民間事業者へ通知するとともに、契約変更を行う場合がある。

⑲ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と防衛省が協議するものとする。

9. 民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に
応ずる責任を含む。）に関する事項（法第14条第2項第10号）

本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の当該施設管理業務に従事する者が、故意又は過失により、当該施設管理業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

- (1) 防衛省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、防衛省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について防衛省の責めに帰すべき理由が存する場合は、防衛省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について防衛省の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は防衛省に対し、第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。
- (3) 民間事業者は、契約に違反し又は故意若しくは重大な過失によって、防衛省に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として防衛省に支払わなければならない。

10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第14条第2項第11号）

(1) 実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成28年3月時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の方法等

防衛省は、民間事業者が実施した施設管理業務の内容について、その評価が的確

に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。

(3) 調査項目

1. 2 「サービスの質の設定」により設定した事項

(4) 上記調査項目に関する内容については、施設管理業務の実施状況等を報告様式に従い内閣総理大臣へ提出するに当たり、防衛省に設置する評価委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。

1 1. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 監理委員会への報告等

防衛省は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督及び検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ通知することとする。

また、法第45条に基づき監理委員会から求められた場合には、事業の実施状況等について監理委員会へ報告又は資料の提出を行うこととする。

(2) 防衛省の監督及び検査体制

本契約に係る監督及び検査は、支出負担行為担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他適切な方法によって行うこととする。

(3) 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

① 民間事業者の責務等

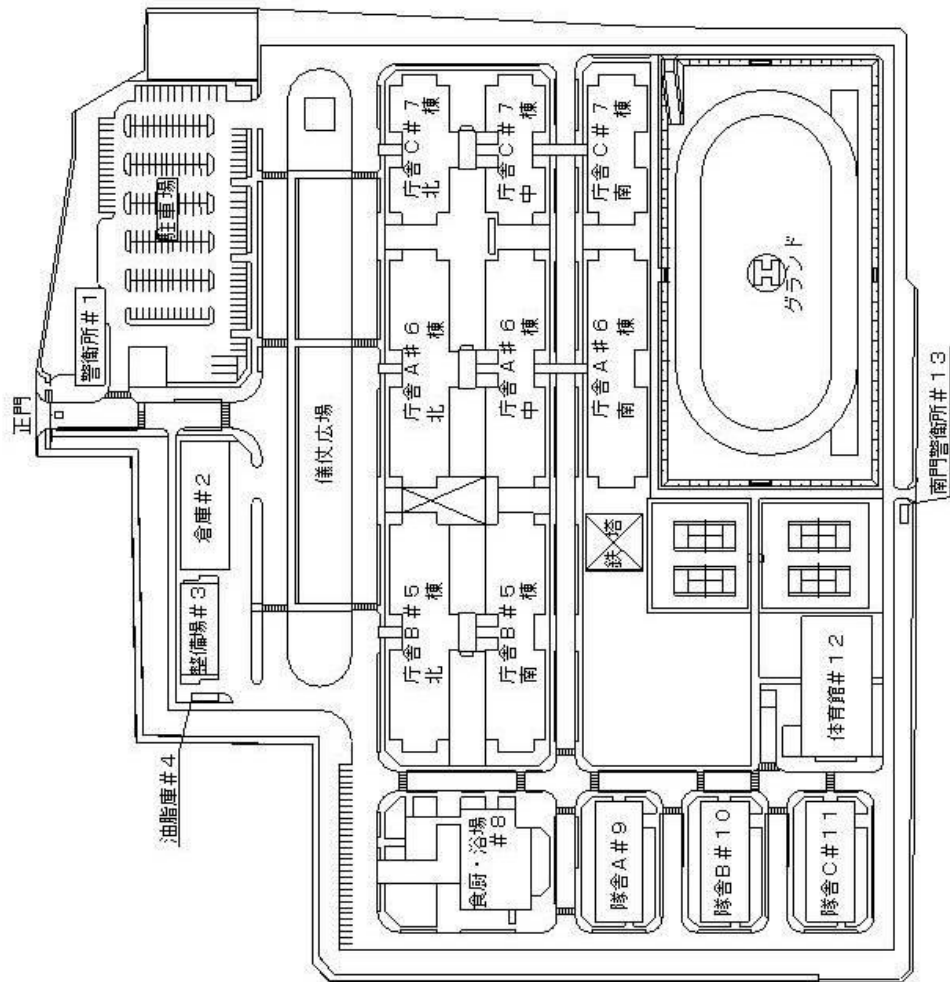
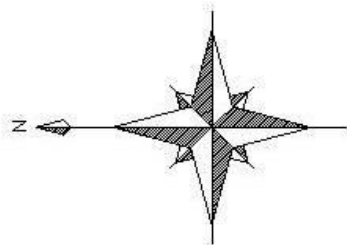
施設管理業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

② 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は防衛省を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

平成25年8月1日現在

防衛省十条地区の対象施設 S=1/3,000



建物番号	主要構造部	建築面積	延べ面積
1	RC-1	381.40㎡	381.40㎡
2	RC-2	983.04㎡	1,857.05㎡
3	RC-2	587.82㎡	794.27㎡
4	RC-1	30.00㎡	30.00㎡
5	RC-4-1	3,795.55㎡	21,554.55㎡
6	RC-4-1	6,197.18㎡	31,816.07㎡
7	RC-4-1	3,884.43㎡	17,361.94㎡
8	RC-1	1,312.82㎡	1,312.82㎡
9	RC-4	912.00㎡	3,689.92㎡
10	RC-4	912.00㎡	3,689.92㎡
11	RC-4	912.00㎡	3,689.92㎡
12	S-2	1,692.87㎡	1,768.73㎡
13	RC-1	26.74㎡	26.74㎡

敷地面積	116,274.42㎡
建築面積	21,607.45㎡
延べ面積	87,913.13㎡

対象施設の一覧

[illegible]

業 務 内 容

業 務 分 類	業 務 内 容	備 考
1. 建築設備保守点検業務	(1) エレベーター点検保守	業務内容の詳細については、別冊「十条地区の施設維持管理業務」仕様書による。
2. 電気設備保守点検業務	(1) 中央監視システム点検保守 (※)	
	(2) 特高受変電設備点検保守 (※)	
	(3) 親子時計点検保守 (※)	
	(4) 非常用自家発電設備点検保守	
	(5) 重要施設用自家発電設備点検保守	
	(6) 交流無停電電源設備点検保守 (※)	
	(7) 直流電源設備点検保守 (※)	
3. 機械設備保守点検業務	(1) 庁舎等空調設備点検保守 (※)	
	(2) フィルター洗浄	
	(3) 吸収式冷暖房機点検保守	
	(4) ターボ冷凍機点検保守	
	(5) 空調設備自動制御装置点検保守 (※)	
	(6) 冷却水管洗浄役務	
	(7) 真空式温水発生器点検保守	
	(8) 駐屯地燃料地下タンク等定期点検	
	(9) 消防設備点検保守 (※)	
	(10) 非常用ろ過設備点検保守	
	(11) 除害設備点検保守	
4. 運転・監視及び日常点検業務	(1) 庁舎等設備の維持管理業務委託 (※)	
5. 環境整備業務	(1) 高置水槽・受水槽清掃役務	
	(2) 排水槽清掃役務 (※)	
	(3) ねずみ・こん虫等点検防除役務	
	(4) 庁舎等清掃役務	
	(5) 庁舎窓清掃役務	
6. 植栽管理業務	(1) 樹木剪定役務	
7. 廃棄物管理業務	(1) ごみ処理作業等役務	
	(2) 廃棄物処理装置点検保守	
	(3) 駐屯地紙細断機保守点検	
8. 環境保全業務	(1) 水質検査	

※ 入札前に作業員名簿を提出する業務

評価表

実施要項区分	業務区分	項番	評価項目・評価の視点	得点配分		得点	
	実施要領区分			基礎点	加算点		
① 必須項目審査	業務共通						
	1) 実施体制	1	各業務の業務水準が維持される体制であるか (グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか)	0／50	－		
		2	提案された内容が実現可能な体制であるか	0／50	－		
	2)業務に対する認識	3	管理・運営業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか	0／50	－		
		4	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか	0／50	－		
	3)現行基準レベルの質の確保の実態	5	各業務の提案内容は、(発注者側の)要求水準が確保されているものとなっているか	0／50	－		
② 加点項目審査	管理・運営業務全般に係る業務に関する提案						
	1) 業務の質についての提案内容	6	本業務の包括的な管理・運営に関する提案がなされているか (方法、計画により、各業務の適正かつ円滑な実施が確保されるか)	－	0～30		
		7	業務遂行体制において施設管理者に対し、常時、適切に対応するための工夫が取られているか	－	0～20		
		8	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	－	0～20		
	建築設備保守点検業務						
	1) 業務の質についての提案内容	9	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	－	0～10		
		10	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	－	0～10		
	2)改善提案内容	11	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	－	0～10		
		12	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	－	0～5		
	電気設備保守点検業務						
	1) 業務の質についての提案内容	9	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	－	0～10		
		10	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	－	0～10		
	2)改善提案内容	11	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	－	0～10		
		12	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	－	0～5		
	機械設備保守点検業務						
	1) 業務の質についての提案内容	13	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	－	0～10		
		14	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	－	0～10		
	2)改善提案内容	15	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	－	0～10		
		16	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	－	0～5		
	運転・監視及び日常点検業務						
	1) 業務の質についての提案内容	17	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	－	0～10		
		18	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	－	0～10		
		2)改善提案内容	19	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	－	0～10	
			20	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	－	0～5	

環境整備業務					
1) 業務の質についての提案内容	21	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	—	0～10	
	22	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	—	0～10	
	23	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	—	0～10	
	24	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	—	0～5	
2)改善提案内容					
植栽管理業務					
1) 業務の質についての提案内容	25	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	—	0～10	
	26	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	—	0～5	
	27	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	—	0～5	
	28	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	—	0～5	
2)改善提案内容					
廃棄物管理業務					
1) 業務の質についての提案内容	29	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	—	0～10	
	30	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	—	0～10	
	31	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	—	0～10	
	32	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	—	0～5	
2)改善提案内容					
環境保全業務					
1) 業務の質についての提案内容	33	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	—	0～10	
	34	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	—	0～10	
	35	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	—	0～10	
	36	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	—	0～5	
2)改善提案内容					
緊急時及び非常時対応					
3) 緊急時への対応についての提案内容	37	具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか	—	0～30	
	38	各業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的なものであるか	—	0～20	
	39	緊急時の対策(連絡体制)は明確で効果的なものであるか	—	0～20	
	40	トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか	—	0～30	
合計得点			250	440	

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

			平成23年度	平成24年度	平成25年度
	人件費	常勤職員	0	0	0
		非常勤職員	0	0	0
	物件費		0	0	0
	委託費等	委託費定額部分	201,551	185,291	187,346
		成果報酬等	0	0	0
		旅費その他	0	0	0
	計(a)		201,551	185,291	187,346
参 考 値 (b)	減価償却費		0	0	0
	退職給付費用		0	0	0
	間接部門費		0	0	0
(a)+(b)			201,551	185,291	187,346

(注記事項)

委託費内訳

(単位:千円)

業務内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度	備考
別紙のとおり				
計				

別紙5-2

委託費の内訳

(単位:千円)

業務内容	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
エレベーター点検保守	201,551	185,291	187,346	
庁舎等設備の維持管理業務委託				
中央監視システム点検保守				
特高受変電設備点検保守				
親子時計点検保守				
消防設備点検役務				
非常用自家発電設備点検保守				
重要施設用自家発電設備点検保守				
交流無停電電源設備点検保守				
直流電源設備点検保守				
庁舎等空調設備点検保守				
フィルター洗浄				
吸収式冷暖房機点検保守				
吸収式冷暖房機分解整備				
ターボ冷凍機点検保守				
空調設備自動制御装置点検保守				
冷却水管洗浄役務				
ターボ冷凍機分解整備				
高置水槽・受水槽清掃役務				
排水槽清掃役務				
真空式温水発生器点検保守				
駐屯地燃料地下タンク等定期点検				
水質検査				
非常用ろ過設備点検保守				
ねずみ・こん虫等点検防除役務				
除害設備点検				
ごみ処理作業等役務				
樹木剪定役務				
廃棄物処理装置点検保守				
駐屯地紙細断機保守点検				
庁舎等清掃役務				
庁舎窓清掃役務				
計	201,551	185,291	187,346	

別紙5-3

2 従来の実施に要した人員経費

(単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
十条駐屯地で実施した業務に関わる人員			
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	0	0	0

(業務従事者に求められる知識・経験等)

各業務の仕様書を参照

(業務の繁閑の状況とその対応)

繁忙時期: 通年

(注記事項)

対象業務については、一般競争入札(総合評価落札方式)により実施

3 従来の実施に要した施設及び設備

- 中央監視システム・防災システムの運転・監視室 119 m²
- 清掃控室 23 m²
- 清掃用具置場 24 m²

(注記事項)

- ・業務を実施するため上記施設を無償で貸与する。
- ・施設内における貸し出し物品等は別紙6のとおり。
- ・業務を実施するための機器及び消耗品等はすべて受託者が用意する。

4 従来の実施における目的の達成の程度(例)

	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績

防衛省十条地区で実施した施設管理業務に係る目的の達成程度

- 業務請負者の不備に起因した十条地区の行う業務の中断回数:0回
- 業務請負者の不備に起因した空調停止、停電、断水、エレベータ等の停止回数:0回
- 業務請負者の不備に起因する施設利用者、来訪者等の人身事故(病院での治療を要するもの)及び物損事故の回数:0回
- 業務に従事する者の健康管理上の不備に起因する事故の発生回数:0回

5 従来の実施方法等

従来の実施方法（業務フロー図等）

1. 従来の業務は仕様書のとおりとし、監督及び検査については官側が実施する。

（注記事項）

使用可能な設備等の内訳

[illegible]

施設管理業務企画書

1. 企業の代表責任者及び本業務担当者

■複数の企業で参加する場合は、参加企業の一覧と代表企業、各企業の代表責任者及び本業務担当者を記載すること。

2. 業務実績			
■本実施要項(1.)で示す業務毎に過去3年間の実績を記載すること。			
(1) 建築設備保守点検業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(2) 電気設備保守点検業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(3) 機械設備保守点検業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(4) 運転・監視及び日常点検等業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(5) 環境整備業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(6) 植栽監理業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(7) 廃棄物管理業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等

(8)環境保全業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等

3. 本業務実施の考え方

■安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を具体的に記載すること。

4. 業務ごとの実施体制及び業務全体の管理方法

■本実施要領(1.)で示す業務ごとに実施体制及び業務全体の管理方法等を具体的に記載すること。業務ごとに実施する企業が異なる場合は、業務全体の管理方法に加え、業務ごとの実施体制及び管理体制を記載すること。

5. 施設管理業務の実施全般に対する質の確保に関する提案

■以下の項目について、具体的かつ簡潔にまとめること。なお、建築設備保守点検業務、各設維持保守点検業務、運転・監視及び日常点検業務、環境整備業務、植栽管理業務、廃棄物管理業務、環境保全業務の各業務ごとに提案書を作成することができる。

1. 施設管理業務の実施全般に対する質の確保についての考え方**2. 質の確保に関する提案事項**

※表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

6. 改善提案総括表				
■従来の実施方法に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。なお、下記の改善提案のない業務項目については、防衛省が提示する最低水準として従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。				
(1)建築設備保守点検業務		提案の有無	有	無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略			
(2)各設備保守点検業務		提案の有無	有	無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略			
(3)運転・監視及び日常点検業務		提案の有無	有	無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略			
(4)環境整備業務		提案の有無	有	無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略			
(5)植栽管理業務		提案の有無	有	無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略			

(6)廃棄物管理業務		提案の有無	有	無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略			
(7)環境保全業務		提案の有無	有	無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略			

7. 各業務の従来の実施方法に対する改善提案

■簡潔に記載すること。

(1) 改善提案を行う業務及び項目

(2) 改善提案の趣旨

(3) 改善提案の具体的な内容

(4) 最低水準の確保に対する説明

8. 緊急時の体制及び対応方法

■ 緊急時（施設管理業務の実施に当たり想定していたとおりの業務実施が困難になる未知の事故・事象が生じた場合）のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

十条地区の施設維持管理業務仕様書

仕 様 書

1 件 名 : 十条地区の施設維持管理業務

2 場 所 : 東京都北区十条台1丁目5-70
陸上自衛隊十条駐屯地

3 期 間 : 平成26年 4月 1日 ~ 平成29年 3月31日

4 概 要

十条地区の施設維持管理及び設備の点検保守 以下32件

- | | |
|---------------------|----------------------|
| (1) エレベーター点検保守 | (16) 冷却水管洗浄役務 |
| (2) 庁舎等設備の維持管理業務委託 | (17) 高置水槽・受水槽清掃役務 |
| (3) 中央監視システム点検保守 | (18) 排水槽清掃役務 |
| (4) 特高受変電設備点検保守 | (19) 真空式温水発生器点検保守 |
| (5) 親子時計点検保守 | (20) 駐屯地燃料地下タンク等定期点検 |
| (6) 消防設備点検保守 | (21) 水質検査 |
| (7) 非常用電源自家発電設備点検保守 | (22) 非常用ろ過設備点検保守 |
| (8) 重要施設自家発電設備点検保守 | (23) ねずみ・こん虫等点検防除役務 |
| (9) 交流無停電電源設備点検保守 | (24) 除害設備点検保守 |
| (10) 直流電源設備点検保守 | (25) ごみ処理作業役務 |
| (11) 庁舎等空調設備点検保守 | (26) 樹木剪定 |
| (12) フィルター洗浄 | (27) 廃棄物処理装置点検保守 |
| (13) 吸収式冷暖房機点検保守 | (28) 駐屯地紙裁断機点検保守 |
| (14) ターボ冷凍機点検保守 | (29) 庁舎等清掃役務 |
| (15) 空調設備自動制御装置点検保守 | (30) 庁舎窓清掃役務 |

5 「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）」、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）」に基づき、効率的な省エネ施策及び温室効果ガス排出総量の削減対策を立案し提示する。

6 十条地区の施設維持管理業務中に緊急な修理又は部品交換が発生した場合は、監督官と協議のうえ、実施するものとする。

件 名	十条地区の施設維持管理業務				
図 名	仕様書				
縮 尺		作成年月日	平成25年8月1日	図面番号	1/1
陸上自衛隊補給統制本部 総務部 管理課					

特記仕様書

1 件 名 : エレベーター点検保守
2 場 所 : 東京都北区十条台1丁目5-70
陸上自衛隊十条駐屯地
3 概 要 : 乗用エレベーター×5台の点検保守
4 期 間 : 平成26年 4月 1日 ~ 平成29年 3月31日

5 一般事項
(1) 本点検保守は、本特記仕様書によるほか関連建築保全センター発行の「建築保全業務共通仕様書」現行版により実施する。

(2) 本点検保守に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。

(3) 本点検保守に必要な工具・計測機器等の器材及び消耗部品・材料・油脂等は受注者の負担とする。

(4) 本点検保守の内容に、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。

(5) 本点検保守に際して書面を提出する場合の書式(必要部数を含む。)は監督職員の指示による。また、業務の実施に先立ち、実施体制・実施工程・業務を通正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、監督職員の承認を受ける。

(6) 本点検保守の実施にあたり、関係法令等を遵守し業務の円滑な遂行を図る。

(7) 受注者は、現場代理人を定め監督職員に届け出る。また、現場代理人を変更する場合も同様とする。

(8) 本点検保守に伴い、関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

(9) 本点検保守の実施にあたり危険防止に必要な場所及び箇所を監督官に報告し、安全処置を講じ、事故発生を防止する。また、火気を使用する場合は、必要な手続を行い、許可を受けた後使用する。

(10) 現場代理人及び業務作業者は、保守点検の内容に応じた必要な知識、経験及び技能を有するものとする。

(11) 本点検保守に際し、取り扱い上及び技術的に当然すべき事項については、請負業者の責任において実施する。

(12) 本点検保守に際し、施設に損傷を与えた場合は延滞なく監督官に報告すると共に、監督官の指示に基づき、請負業者の責任において現状に復旧するものとする。

(13) 本点検保守の写真は、施工中、完了後及び應べい箇所、材料検査、主要な工事段階毎、その他監督官の指示する箇所を撮影し、写真(カラー・サイズ版)1部を原簿(本が及び電子記憶媒体)と共に工程順に写真帳(A4版)に整理し検査前に1部提出する。

電子記憶媒体で提出する場合は、130万画素以上・JPEG形式とする。

(14) 点検保守完了後、関連建築保全センター発行の「建築保全業務報告書作成の手引き」現行版に基づき作成し監督職員に1部提出する。

(15) 検査官の検査を受ける場合は、あらかじめ監督職員の指示した必要書類を提出し、監督職員の点検を受けらる。

(16) 本点検保守の範囲は次のとおりとする。

- ア 機器の廃除等の清掃
- イ 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- ウ 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- エ ポルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
- オ 次に示す消耗部品の交換又は補充
 - (ア) 潤滑油、 그리스、充填油等
 - (イ) ランブ類、ヒューズ類
 - (ウ) パッキン、ガスケット、オリング類
 - (エ) 精製水
- カ 接触部分、回転部分等への注油
- キ 軽微な損傷がある場合の補修
- ク 塗装(タッチペイント)
- ケ その他これらに類する軽微な作業

(17) 本点検保守の結果、対象部分の脱落、落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、応急措置を講じるとともに、速やかに監督職員に報告する。

5 特記事項

(1) 本点検保守は、「建築基準法」及びこれに基づく地方条例、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針(平成5年6月30日住防発第17号)」、「人事院規則10-4」並びにJIS A 4302(昇降機検査基準)に定めるところによる。

(2) 本点検保守は、昇降機検査資格者を有し、かつ、登録昇降機検査資格者講習を終了した者が行う。

(3) 本点検保守は、年間メンテナンス契約とし、部品・消耗品等の調整・修理及び交換を行う。

(4) 修理・取替えの範囲は、エレベーターを通常使用する場合に生ずる磨耗及び損傷に限る。

(5) 修理又は取替えに該当する項目は、「建築保全業務共通仕様書」平成20年度版の搬送設備表7.2.2による。ただし、次の取替えは除く。

- ア 「建築保全業務共通仕様書」平成20年度版の搬送設備表7.2.2の項目以外
- イ 巻上機の一式取替え、ギヤケース取替え
- ウ 電動機の一式取替え、ブレーム取替え
- エ 制御盤等の一式取替え、キャビネット取替え
- オ 油圧エレベーターの油タンク、圧力配管、ブレージャー及びシリンドー
- カ 意匠部品(かご、かご・乗場操作盤、表示器、かご床タイル、内装シート、かごの戸、数屋、乗場戸、三方枠)の
- キ 点検内容中に(※)を記した事項

(6) 修理又は取替えに伴う費用は、受注者が負担する。

(7) 平成26年度に「7.交換部品」に示す部品を交換する。

(8) 受注者は、エレベーターの保守に必要な純正部品又はこれと同等の部品の十分なストックと、安定供給を行うものとする。

(9) 本節の規定による作業によって発生する撤去品及び残材は、受注者の負担で引取るものとし、速やかに搬出する。

(10) 受注者は、24時間出勤体制を整え、不時の故障や事故に対し、最善の手段で対処する。なお、故障、災害等により、エレベーターに閉じこめ又は機能停止が生じた場合は、施設管理者からの連絡を受け、可能な限り速やかに復旧措置を講じるよう努めるものとする。

件 名 エレベーター点検保守

図 名 特記仕様書

縮 尺

作成年月日 平成25年8月1日 図面番号 1/5

陸上自衛隊補給統制本部 総務部 管理課

8 点検内容

(1) ロープ式エレベーター (マイコン制御)

点検項目	点検内容	容	周期	備考
1. 機械室				
(1) 機械室への通行	① 機械室への通行及び出入り口に支障がないことを確認する。 ② 出入り口扉の施錠の良否を確認する。 ③ 室内清掃及びエレベーターの機能上又は保金の実施上支障のないことを確認する。 ④ 室内又は制御盤内の温度の良否を点検する。 ⑤ 手巻きハンドルの設置の有無を点検する。 ⑥ エレベーターに係る設備以外のものの有無を確認する。 ⑦ 作動の良否を点検する。 ⑧ 端子の緩み及びヒューズ・エレメントの異常の有無を点検する。	1M 1M 1M 1M 1M 3M 1M 1Y		
(2) 室内環境	① 電動機主回路・制御回路・信号回路・照明回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ② 主閉閉器の操作及び作動の良否を点検する。 ③ 電磁接触器の接点磨耗の有無を点検する。 ④ 制御盤内の清掃を実施する。 ⑤ プリント板汚れ及び冷却ファンの回転状況の異常の有無を点検する。	1M 1Y 6M 6M 1Y 6M		
(3) 主閉閉器・受電盤・制御盤・起動盤・信号盤	① 潤滑状態の良否及び油漏れの有無を点検する。 ② 歯当りの良否を点検する。 ③ 回転時に軸受けの異常音及び異常振動の有無を点検する。 ④ 綱車のひび割れ、ロープ溝の磨耗及びロープスリップの有無を点検する。 ⑤ 各すべり軸受け又は転がり軸受部への給油を実施する。	1Y 1M 1Y 1Y 1Y		
(4) 巻上機	① スリッパの異常の有無を点検する。 ② プレーキシュー、アーム及びブラランジャーの作動の良否を点検する。 ③ ブラランジャーストロークを点検し、その良否を確認する。 ④ プレーキシュー接点の脱落、荒損及び磨耗の有無を点検する。 ⑤ プレーキシューの磨耗の有無を点検する。 ⑥ 制動力をチャエックし、その良否を確認する。 ⑦ ロープ溝の磨耗の有無及び取付け状況の良否を点検する。 ⑧ 回転状態の異常の有無を点検する。 ⑨ 各すべり軸又は転がり軸受部への給油を実施する。 ⑩ 異常音、異常振動及び異常温度の有無を点検する。 ⑪ 電動機エンコーダ、パイロットセネレータの作動の良否を点検する。	1M 1Y 6M 6M 1Y 1Y 1Y 1M 1Y 1M 1M 1M		
(5) 電磁ブレーキ	① 電動機用冷却ファンの作動の良否を点検する。 ② 各すべり軸又は転がり軸受部への給油を実施する。 ③ 異常音及び異常振動の有無を点検する。 ④ ロープ溝の磨耗の有無を点検する。 ⑤ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。 ⑥ エンコーダの作動の良否を点検する。 ⑦ 各すべり軸又は転がり軸受部への給油を実施する。	1M 1Y 1M 1Y 1Y 1Y 1M 1Y		
(6) そらせ車				
(7) 電動機				
(8) かく制調速機				

6 対象設備一覧表

設備名称	規格	数量	設置場所	設備	機能
乗用エレベーター	東芝エレベーター(株) P15-C060型 ロープ式(マイコン制御) 1,000kg 15人乗り 5停止	1	庁舎A北棟	地震時管制運転装置 自家発電管制運転装置 火災時管制運転装置 オートアナウンス装置 停電時自動着床装置	
乗用エレベーター	東芝エレベーター(株) P15-C060型 ロープ式(マイコン制御) 1,000kg 15人乗り 5停止	1台	庁舎A南棟	地震時管制運転装置 自家発電管制運転装置 火災時管制運転装置 オートアナウンス装置 停電時自動着床装置	
乗用エレベーター	東芝エレベーター(株) P15-C060型 ロープ式(マイコン制御) 1,000kg 15人乗り 5停止	1台	庁舎B北棟	地震時管制運転装置 自家発電管制運転装置 火災時管制運転装置 オートアナウンス装置 停電時自動着床装置	
乗用エレベーター	東芝エレベーター(株) P15-C060型 ロープ式(マイコン制御) 1,000kg 15人乗り 5停止	1台	庁舎C北棟	地震時管制運転装置 自家発電管制運転装置 火災時管制運転装置 オートアナウンス装置 停電時自動着床装置	
乗用エレベーター	東芝エレベーター(株) P15-C060型 ロープ式(マイコン制御) 1,000kg 15人乗り 4停止	1台	庁舎C南棟	地震時管制運転装置 自家発電管制運転装置 火災時管制運転装置 オートアナウンス装置 停電時自動着床装置	

7 交換部品
下表の部品を平成26年度に実施するものとする。

部品名	規格	交換台数	備考
ワイヤーロープ (メインロープ)	東芝エレベーター(株) P15-C060型用	5台	
停電管用バッテリー	東芝エレベーター(株) P15-C060型用	5台	1台当たり4個交換

件名 エレベーター点検保守

図名 特記仕様書

作成年月日 平成25年8月1日 図面番号 2/5

縮 陸上自衛隊補給統制本部 総務部 管理課

点検項目	点検	内容	容	周期	備考
(9) つり合いおもりの側面連機	点検	① 異常音及び異常振動の有無を点検する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ 過速スイッチ及びギヤツチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。 ④ エンコーダの作動の有無を点検する。 ⑤ 各すべり軸受又は軸がり軸受部への給油を実施する。 ⑥ 地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の有無を点検する。 ※ 措置不良の場合の修理	1M 1Y 1Y 1M 1Y 1Y		
(10) 機器の耐震対策	点検	① 主索の締め付け装置(12)かごの速度検出器	1Y		
(11) 昇降路との貫通部分	点検	① 主索及びバナーロープが機械室床の貫通部分と接触していないことを確認する。	1Y		
2 かご	点検	① 加速・減速の良否並びに着床段差及び異常振動の有無を点検する。	1M		
(1) 運行状況	点検	① 磨耗、さび、腐食による劣化の有無を点検する。	1M		
(2) かご室の周壁、天井及び床	点検	① ドアシユュー及び数居溝の磨耗の有無を点検する。 ② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。 ③ ピンジョングラスの汚れの有無を点検する。	3M 1Y 3M 3M 6M		
(3) かごの戸及び数居	点検	① 取付け状態及び作動の有無を点検する。 ② ハングーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。	1Y		
(4) かごの戸ハンガーローラー	点検	① 運動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否を点検する。 ① 取付け状態の良否を点検する。 ② 磨耗及びさびの有無を点検する。	1Y 6M 6M		
(5) かごの戸運動ロープ及びチェーン	点検	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の有無を点検する。 ③ 戸の反転動作機能の良否を点検する。 ④ ケーブルの取付け状態及び損傷の有無を点検する。	1Y 6M 1M 1M 1Y		
(6) ドアレール	点検	① 作動の有無を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。 ③ 球切れの有無を点検する。 ④ 呼出し及び通話の良否を点検する。 ⑤ 装置の異常の有無を点検する。 ⑥ 電話回線を使用している場合は、電話回線の異常の有無を点検する。	1Y 6M 1M 1M 1M 1M		
(7) かごの戸のスイッチ	点検	① 球切れ及びちらつきの有無を点検する。 ② 照明カバーの取付け状態の良否及び汚れの有無を点検する。	1M 1M		
(8) 戸閉め安全装置	点検	① 回転状態の作動の有無を点検する。 ② ルーバーの汚れの有無を点検する。 ③ 作動の有無を点検する。	1M 1M 1M		
(9) かご操作盤	点検	① 用途、積載質量(又は積載量)及び最大定員の表示の適否を点検する。 ※ 表示が適用でない場合の交換	1M		
(10) かご内位置表示灯	点検	① 点灯状態の良否を点検する。 ② 基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることを確認する。	1Y		
(11) 外部への連絡装置	点検	① 作動の有無を点検する。	6M		

点検項目	点検	内容	容	周期	備考
(18) かご床先と昇降路壁の水平距離	点検	① 出入り口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床先と昇降路壁(乗用又は乗合用のエレベーターに限る。)との水平距離が規定値内にあることを確認する。 ※ 異常がある場合の精密調査及び修理	1Y		
(19) 光電装置	点検	① 作動の有無を点検する。	1M		
(20) 側部救出口	点検	① 施設及びスイッチの作動の有無を点検する。	1Y		
(21) 専用操作盤	点検	① 取付け状態の良否を点検する。	1M		
【車椅子兼用の場合に限る。】	点検	② 作動の有無を点検する。	1M		
(22) 鍵・手すり	点検	① 取付け状態の良否を点検する。 ※ 調整不能の場合の修理	1M		
【車椅子兼用の場合に限る。】	点検	② 調整不能の場合の修理	1M		
(23) 床合せ補正装置	点検	① 着床面を基準として規定値内の位置において補正することができていることを確認する。	1M		
3 かごの周囲・昇降路	点検	① 汚れの有無を点検する。 ② かご外部からの閉閉の良否を点検する。 ③ 救出口スイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することを確認する。	1M 6M 6M		
(1) かごの上部の外観	点検	① 戸の開閉状態及び閉閉時間の良否を点検する。 ② 閉閉機構の取付け状態の良否を点検する。 ③ 軸受の異常音及び異常温度の有無を点検する。 ④ 駆動チェーン・ベルトのテンション及び伸びの異常の有無を点検する。	1M 1Y 1Y 1Y		
(2) 非常救出口	点検	⑤ 電動機コンミニュテータ、カーボンブラシの磨耗及び摩耗の有無を点検する。 ⑥ 各すべり軸受又は軸がり軸受部への給油を実施する。 ⑦ ギヤーオイル・グリースの漏れ及び劣化の状態を点検する。	1Y 1Y 1Y		
(3) 戸の開閉装置	点検	⑧ 各スイッチ接点の磨耗の有無を点検する。 ⑨ 制御抵抗管の状態を点検する。 ⑩ 取付け状態及び作動の有無並びに磨耗の有無を点検する。	1Y 1Y 6M		
(4) リタイヤリングカム	点検	① 作動の有無を点検する。	6M		
(5) かご上安全スイッチ及び運転装置	点検	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。 ② ロープ溝の磨耗の有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否及びひき裂の有無を点検する。 ④ 各すべり軸受又は軸がり軸受部への給油を実施する。	1Y 1Y 1Y 1Y		
(6) かごつり車及びおもしろのつり車	点検	① 取付け状態の良否及び降昇の有無を点検する。	1Y		
(7) ガイドシユュー又はローラーガイド	点検	① 破断、磨耗及びさびの有無を点検し、基準に適合していることを確認する。	1Y		
(8) 主索及び調速機ロープ	点検	② 取付け状態の良否並びにダブルナット及び割りピンの劣化の有無を点検する。 ③ すべりの主索が、ほぼ均等な張力であることを点検する。 ④ 取付け状態の良否を点検する。 ⑤ さび、変形及び磨耗の有無を点検する。 ⑥ 作動した場合に警報を発し、かつ、戸が開まらないことを確認する。	6M 1M 1Y 1Y		
(9) ガイドレール及びブレーケット	点検	① 取付け状態の良否を点検する。	1Y		
(10) はかり装置	点検	① 取付け状態の良否を点検する。	6M		

件名 エレベーター点検保守

国名 特記出稼書

編尺

作成年月日 平成25年8月1日

図面番号 3/5

随上自衛隊補給制本部 総務部 管理課

点	検査項目	点	検査内容	容	周期	備考
(12) つり合いおもり非 常止め装置	① 取付け状態の良否を点検する。	①	取付け状態の良否を点検する。		1Y	
(13) 上部ファイナルリミ ットスイッチ	② 取付け状態の良否を点検する。	②	取付け状態の良否を点検する。		1Y	
(14) 誘導板及びリミット スイッチ	③ 取付け状態の良否を点検する。	③	取付け状態の良否を点検する。		6M	
(15) 中間つなぎ箱及び配 管	④ 取付け状態の良否を点検する。	④	取付け状態の良否を点検する。		1Y	
(16) 着床装置	⑤ ケーブルの取付け状態の良否を点検する。	⑤	ケーブルの取付け状態の良否を点検する。		1Y	
(17) 給油器	⑥ 昇降機に直接関係のない配管配線がないことを確認する。	⑥	昇降機に直接関係のない配管配線がないことを確認する。		1Y	
(18) 終端階強制減速装置	⑦ 作動の良否を点検する。	⑦	作動の良否を点検する。		1M	
(19) 昇降路	⑧ 給油機能の状態を点検する。	⑧	給油機能の状態を点検する。		6M	
	⑨ 油量の適否を点検する。	⑨	油量の適否を点検する。		6M	
	⑩ 作動の良否を点検する。	⑩	作動の良否を点検する。		1Y	
	⑪ 各出入口口数居下部の保護板の取付け状態の良否を点検する。	⑪	各出入口口数居下部の保護板の取付け状態の良否を点検する。		1Y	
	⑫ エレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。	⑫	エレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。		6M	
	⑬ 昇降路のき裂、損傷及び汚れの有無を点検する。	⑬	昇降路のき裂、損傷及び汚れの有無を点検する。		1Y	
4 乗場	⑭ ※ き裂又は損傷がある場合の精密調査	⑭	※ き裂又は損傷がある場合の精密調査		1Y	
(1) 乗場ボタン	⑮ 地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器と接触しない処置が施されていることを確認する。	⑮	地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器と接触しない処置が施されていることを確認する。		1Y	
(2) 位置表示灯	⑯ ※ 接触の恐れがある場合の修理	⑯	※ 接触の恐れがある場合の修理		1Y	
(3) 非常解除装置	⑰ 乗場呼び作動の良否を点検する。	⑰	乗場呼び作動の良否を点検する。		1M	
(4) 乗場の戸及び数居	⑱ 取付け状態の良否を点検する。	⑱	取付け状態の良否を点検する。		1M	
	⑲ 解錠に支障がないことを確認する。	⑲	解錠に支障がないことを確認する。		1M	
	⑳ ドアシユュー及び数居居滞の消耗の有無を点検する。	⑳	ドアシユュー及び数居居滞の消耗の有無を点検する。		1Y	
(5) ドアインターロック スイッチ	㉑ 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。	㉑	取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。		6M	
(6) ドアクロザ	㉒ ビジションガラスの汚れの有無を点検する。	㉒	ビジションガラスの汚れの有無を点検する。		3Y	
	㉓ 作動の良否を点検する。	㉓	作動の良否を点検する。		1M	
(7) 乗場の戸ハンガーロー プ	㉔ 取付け状態の良否を点検する。	㉔	取付け状態の良否を点検する。		1M	
	㉕ ドアの閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことを確認する。	㉕	ドアの閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことを確認する。		6M	
(8) 乗場の戸運動ロープ 及びチェーン	㉖ 取付け状態及び作動の良否を点検する。	㉖	取付け状態及び作動の良否を点検する。		1Y	
(9) ドアレール	㉗ ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。	㉗	ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。		1Y	
(10) 光電装置	㉘ 運動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否を点検する。	㉘	運動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否を点検する。		1Y	
5ビット	㉙ 取付け状態の良否を点検する。	㉙	取付け状態の良否を点検する。		6M	
(1) 環境状況	㉚ 摩耗及びびさびの有無を点検する。	㉚	摩耗及びびさびの有無を点検する。		6M	
	㉛ 作動の良否を点検する。	㉛	作動の良否を点検する。		1M	
	㉜ 漏水の有無を点検する。	㉜	漏水の有無を点検する。		1M	
	㉝ ※ 漏水がある場合の精密調査及び修理	㉝	※ 漏水がある場合の精密調査及び修理		6M	
	㉞ 汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。	㉞	汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。		1M	
	㉟ ※ 汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものがある場合の清掃又は撤去	㉟	※ 汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものがある場合の清掃又は撤去		1M	
(2) 保守用停止スイッチ	㊱ 作動の良否を点検する。	㊱	作動の良否を点検する。		1Y	
(3) 非常止めスイッチ	㊲ 取付け状態の良否を点検する。	㊲	取付け状態の良否を点検する。		1Y	
(4) 非常止めロープ	㊳ 非常止めの試験を行い、異常のないことを確認する。	㊳	非常止めの試験を行い、異常のないことを確認する。		1Y	
	㊴ さび、振戻り、変形及び劣化の有無並びに巻取りの良否を点検する。	㊴	さび、振戻り、変形及び劣化の有無並びに巻取りの良否を点検する。		1Y	

点	検査項目	点	検査内容	容	周期	備考
(5) 緩衝器	① 取付け状態の良否を点検する。	①	取付け状態の良否を点検する。		6M	
	② スプリング又はプランジャのサビの有無を点検する。	②	スプリング又はプランジャのサビの有無を点検する。		6M	
(6) ガバナロープ用及び その他の張り車	③ 油入式の場合は、作動油の油量の適否を点検する。	③	油入式の場合は、作動油の油量の適否を点検する。		1Y	
	④ 走行中に、異常音の有無を点検する。	④	走行中に、異常音の有無を点検する。		1M	
(7) 移動ケーブル	⑤ ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	⑤	ロープ溝の摩耗の有無を点検する。		1Y	
	⑥ ピット床面との隙間の適否を点検する。	⑥	ピット床面との隙間の適否を点検する。		1Y	
	⑦ 各すべり軸又は転がり軸受部への給油を実施する。	⑦	各すべり軸又は転がり軸受部への給油を実施する。		1Y	
	⑧ かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことを確認する。	⑧	かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことを確認する。		1Y	
	⑨ 取付け状態の良否並びに損傷及び劣化の有無を点検する。	⑨	取付け状態の良否並びに損傷及び劣化の有無を点検する。		1Y	
(8) 下部ファイナルリミ ットスイッチ	⑩ 取付け状態の良否を点検する。	⑩	取付け状態の良否を点検する。		6M	
(9) つり合いロープ(鋼) 及び取付部	⑪ 作動の良否を確認する。	⑪	作動の良否を確認する。		6M	
(10) つり合いおもり底部 隙間	⑫ 取付け状態の良否及びさび、摩耗、破断、劣化の有無を点検する。	⑫	取付け状態の良否及びさび、摩耗、破断、劣化の有無を点検する。		1Y	
(11) タイダウンセンサー フ	⑬ かごが最上階に着床している時のつり合いおもりと緩衝器との距離及びかごが最下階に着床している時のかごと緩衝器との距離が規定値にあることを確認する。	⑬	かごが最上階に着床している時のつり合いおもりと緩衝器との距離及びかごが最下階に着床している時のかごと緩衝器との距離が規定値にあることを確認する。		1Y	
(12) 耐震対策	⑭ 取付け状態の良否を点検する。	⑭	取付け状態の良否を点検する。		1Y	
	⑮ 地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることを確認する。	⑮	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることを確認する。		1Y	
	※ 接触の恐れがある場合の修理	※	接触の恐れがある場合の修理		1Y	
6 付加装置	⑯ 作動の良否を点検する。	⑯	作動の良否を点検する。		1Y	
(1) 地震時管制運転装置	⑰ 作動の良否を点検する。	⑰	作動の良否を点検する。		1Y	
(2) 火災時管制運転装置	⑱ 作動の良否を点検する。	⑱	作動の良否を点検する。		1Y	
(3) 自家発電管制運転装置	⑲ 作動の良否を点検する。	⑲	作動の良否を点検する。		1Y	
(4) 停電時自動着床装置	㉑ 作動の良否を点検する。	㉑	作動の良否を点検する。		3M	
(5) オートアナウンス装 置	㉒ パツテリー液に不足がないことを確認する。	㉒	パツテリー液に不足がないことを確認する。		1M	
(6) 超音波ドアセフティ	㉓ 作動の良否を点検する。	㉓	作動の良否を点検する。		1M	
(7) マルチビームドアセ フティ	㉔ 作動の良否を点検する。	㉔	作動の良否を点検する。		1M	
(8) 中央監視盤	㉕ 表示灯の球切れの有無を点検する。	㉕	表示灯の球切れの有無を点検する。		1M	
	㉖ スイッチの作動の良否を点検する。	㉖	スイッチの作動の良否を点検する。		1Y	
	㉗ 連絡装置の呼出し及び通信機能に異常がないことを確認する。	㉗	連絡装置の呼出し及び通信機能に異常がないことを確認する。		1M	
7 郡管理運転装置	㉘ 運行の異常の有無を点検する。	㉘	運行の異常の有無を点検する。		1Y	
(1) 運転状況	㉙ 作動の良否を点検する。	㉙	作動の良否を点検する。		1M	
(2) 制動盤・信号盤	㉚ 端子の緩み及びびヒューズエレメントの異常の有無を点検する。	㉚	端子の緩み及びびヒューズエレメントの異常の有無を点検する。		1Y	
	㉛ 制動回路・信号回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	㉛	制動回路・信号回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。		1Y	
	㉜ 電磁接触器の接点磨耗の有無を点検する。	㉜	電磁接触器の接点磨耗の有無を点検する。		1Y	
	㉝ 制動盤内の清掃を実施する。	㉝	制動盤内の清掃を実施する。		1Y	
	㉞ 冷却ファンの回転の良否を点検する。	㉞	冷却ファンの回転の良否を点検する。		1Y	
	㉟ 管理時計の作動の良否を点検する。	㉟	管理時計の作動の良否を点検する。		1Y	

件名 エレベーター点検保守

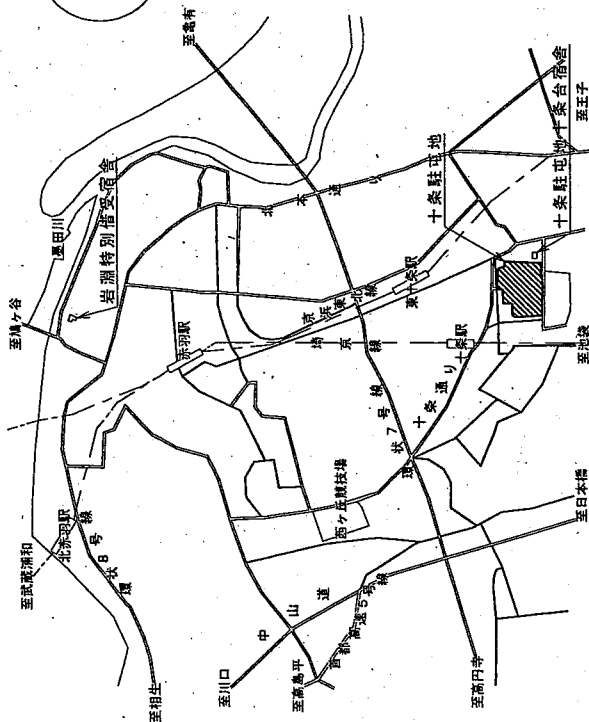
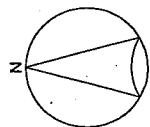
図名 特記仕様書

縮尺

作成年月日 平成25年8月1日

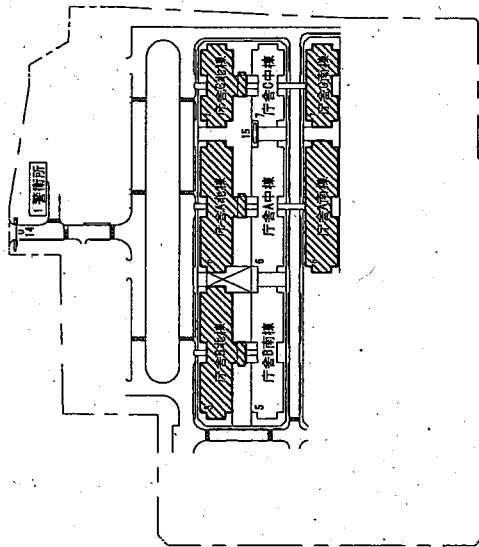
図面番号 4/5

陸上自衛隊補給制本部 総務部 管理課

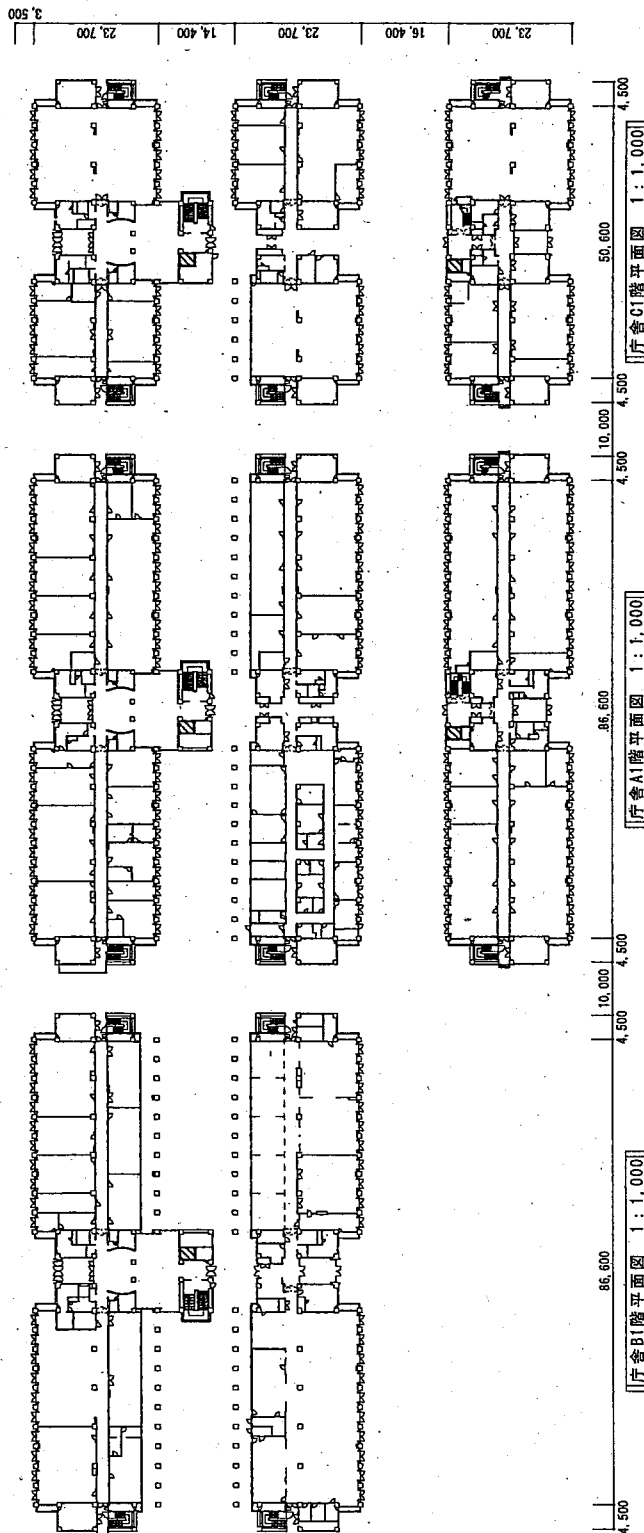


〔案内図 S=1:40,000〕

施工箇所



〔配置図 S=1:4,000〕



〔庁舎B1階平面図 1:1,000〕

〔庁舎A1階平面図 1:1,000〕

〔庁舎C1階平面図 1:1,000〕

件名	エレベーター昇降点検
図名	案内図・配置図・庁舎1階平面図
縮尺	示
作成年月日	平成25年8月1日
図面番号	5/5

随上自衛隊補給制本部 総務部 管理課

仕 様 書

- 1 件 名 : 庁舎等設備の維持管理業務委託
- 2 場 所 : 東京都北区十条台1丁目5-70 陸上自衛隊十条駐屯地
- 3 業務概要 : 中央監視システム及び防災システムの運転・監視業務、電気設備の日常点検・保守業務を行う。
- 4 期 間 : 平成26年4月1日 ～ 平成29年3月31日

5 業務対象施設等

(1) 業務対象建物

建物番号	名 称	構 造	備 考
1	警 衛 所	RC-1	
2	倉 庫	RC-2	
3	整 備 場	RC-2	
4	油 脂 庫	RC-1	
5	庁 舎 B	SRC-4 (B-1)	北棟、南棟
6	庁 舎 A	SRC-4 (B-1)	北棟、中棟、南棟
7	庁 舎 C	SRC-4 (B-1)	北棟、中棟、南棟
8	食厨・浴場	RC-1	
9	隊 舎 A	RC-4	
10	隊 舎 B	RC-4	
11	隊 舎 C	RC-4	
12	体 育 館	S-2	

(2) 業務実施要領

別紙第1

(3) 日常点検対象設備機器一覧表

別紙第2

6 一般事項

(1) 共通事項

ア 本業務は本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成20年版）」により実施する。また、電気事業法及び自衛隊関連規則等による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定を遵守して設備の運転・監視及び日常点検・保守業務を行うものとする。

イ 仕様書に記載なき事項で、業務に必要な事項は官側及び監督官と協議しその指示に従い実施するものとする。

ウ 庁舎内施設への立入りについては、定められた関係規則に従うものとする。

エ 業務関係図書は、第三者に貸与・複写又は閲覧させてはならない。

また、複製したものを含め、業務終了後、速やかに返却すること。

(2) 勤務体制

ア 勤務時間は、0830～翌日0830の交替制勤務とする。

イ 勤務員は、「中央監視システムの運転・監視、電気設備の日常点検・保守業務」及び「防災システムの運転・監視業務」それぞれに配置するものとし、細部勤務計画は請負者の計画による。

ウ 本業務に従事する勤務員に必要な資格等は次による。

区 分		技 能 等	資 格
中央監視システムの運転・監視、電気設備の日常点検・保守業務	業 務 担当者	中央監視システムの運転・監視及び電気設備の日常点検・保守業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有する者	第1種電気工事士の資格を有する者
防災システムの運転・監視業務	業 務 担当者	防災システムの運転・監視業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有する者	自衛消防技術認定証を有し、かつ、防災センター技術講習又は実務講習を修了した者

(3) 勤務員の服務規律

ア 勤務員は、業務を行うに適した統一した服装で名札を付けるものとする。

イ 勤務員は、勤務中に知り得た情報等を外部に漏洩してはならない。

ウ 勤務員は、許可を受けていない施設に立ち入ってはならない。

エ 勤務員は、駐屯地の規則を理解し、遵守するものとする。

オ 勤務員に不適格事項があった場合、官側はその理由を明示して交代等必要な措置を求めることができる。

(4) 提出書類

請負者は、官側の指定期日までに次の書類を提出し、承認をうけるものとする。

ア 業務計画書

(ア) 勤務員の指定（取消）届 （別紙第3）

(イ) 勤務実施計画表 （別紙第4）

イ 役務完了届 （別紙第5）

ウ その他官側の指定するもの

(ア) 役務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。（完成図書データをCD等にて提出）

(イ) 官側より受けたデータは全て請負業者等に残してはならない。

関連した情報が漏洩した際には、請負業者が全ての責任をとること。

(5) 非常時の措置

停電、断水、漏水又はシステムに異常の表示があった場合は速やかに適切な措置をとるとともに、官側へ通報して指示をうけるものとする。

(6) 安全管理

請負者は、勤務員に対し安全管理に関する教育を十分に行うとともに、勤務員の不注意により施設等に損傷を与えた場合は速やかに請負者の責任において復旧するものとする。

(7) 法令の遵守

請負者は「労働基準法」、「同施行規則」、「労働安全衛生法」、「同施行令」、「同規則」、「条例」その他関係法令等を遵守するものとする。

7 自衛隊との協力

- (1) 請負者は、国家防衛と地域社会のための自衛隊の任務・行動・制度等に、理解と協力があるものとする。
- (2) 請負者は、官側の不測の事態及び災害派遣、訓練演習、行事等により運転監視等業務の変更、修正を求められた場合、その趣旨に沿うよう適切に対応するものとする。

8 その他

(1) 請負者の要件

ア 資格を有する勤務員を「中央監視システムの運転・監視、電気設備の日常点検・保守業務」と「防災システムの運転・監視業務」にそれぞれ常時1名以上の配置とし、細部は請負者の計画によるものの、労働基準法に抵触しない勤務計画とする。

イ 勤務員が交代しようとする場合、新規交代要員を当該駐屯地で事前に2週間以上実務経験させること。

ウ 請負者は、業務を第三者に委任又は請け負わせることなく、自ら実施できること。

- (2) 仕様書に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合は官側と協議し、その指示をうけるものとする。

業 務 実 施 要 領

1 中央監視システムの運転・監視、日常点検・保守業務

(1) 中央監視システムの運転・監視、操作等

- ア 中央監視システムの運転・監視
- イ 冷暖房スケジュール管理
- ウ 力率の100%保持（力率調整条項に準拠）
- エ その他各設備等運転監視業務等

(2) 電気設備及び消防用設備の点検、保守

(3) 各種日誌の記録・整理

- ア 業務日誌（別紙第6）
- イ 運転日誌（別紙第7）
- ウ 受配電日誌（別紙第8）

(4) 各種点検表の記録・整理

- ア 中央監視制御装置点検表（別紙第9）
- イ 特高・一般電気設備・直流電源装置点検表（別紙第10）
- ウ 電力量計の点検記録・整理（別紙第11）

2 防災システムの運転・監視業務

(1) 防災システムの運転・監視、操作

(2) 業務日誌（別紙第12）の記録・整理

3 その他

(1) 防災センター室内の整理整頓、清掃の実施

(2) 日誌及び点検表は、官側の確認をうけるものとする。

日常点検対象設備機器一覧表

		庁舎A	庁舎B	庁舎C	整備場	食厨	体育館	隊舎	警衛所
1 受変電設備									
特高	変圧器		3 台						
高圧	高圧進相コンデンサ		1 2 台						
	交流遮断器	1 9 台	5 0 台	1 5 台	2 台	2 台	2 台		
	計器用変成器	1 9 台	2 7 台	1 5 台	2 台	2 台	2 台		
	指示計器、表示操作類	2 0 面	2 2 面	1 5 面	2 面	2 面	2 面		
	変圧器	2 0 台	1 6 台	1 5 台	2 台	2 台	3 台		
低圧	指示計器、表示操作類	2 0 面	1 6 面	1 5 面	2 面	2 面	3 面		
2 直流電源設備									
(1) 整流装置		1 組	2 組	1 組					
(2) 蓄電池		1 組	2 組	1 組					
3 中央監視装置		1 組							
4 トレンチ内電源ケーブル		2 3 9 m							
5 電力量計		4 2 台	6 6 台	2 1 台	1 0 台	1 0 台	5 台	1 3 台	1 台

平成 年 月 日

分任契約担当官 殿

受託者 住 所
会 社 名
代表者名

印

勤務員の指定（取消）届

件名：庁舎等設備の維持管理業務委託

No.	氏 名	年令	過去の職務内容	公的資格の種類	備 考

添付書類：公的資格免許証の写し（2部）

「中央監視システムの運転・監視、電気設備の日常点検・保守業務」と「防災システムの運転・監視業務」を分けて記入すること。

勤務実施計画表 (平成 年 月分)

受託者 住 所
会 社 名
代 表 者 名

印

日 氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	月																															
備 考																								凡								
																								例								

※1: 「中央監視システムの運転・監視、電気設備の日常点検・保守業務」と「防災システムの運転・監視業務」を分けて作成すること。

平成 年 月 日

役 務 完 了 届

1	要 求 番 号	
2	役 務 件 名	
3	役 務 場 所	
4	契 約 年 月 日	
5	契 約 番 号	
6	契 約 金 額	
7	契 約 納 期	
8	請 求 金 額	
9	役務開始年月日	
10	役務完了年月日	
11	検査希望年月日	

上記のとおり役務完了しましたので、検収をお願いします。

平成 年 月 日

分任契約担当官 殿

受託者 住 所
 会 社 名
 代表者名

印

業 務 日 誌

平成 年 月 日 () 天候:						
管理課長	営繕班長	電気係長	日 勤	日 勤	当 直	
勤 務 員 氏 名						
当直勤務者			当直明者			
日 勤 者			休 務 者			
勤 務 内 容						
区 分	業 務 内 容					
運転・監視						
点検・保守						
故障事故 及び措置						
そ の 他						
連絡事項						

業務日誌は、毎朝官側の確認を受けるものとする。

運 転 日 誌

受変電特高設備

平成 年 月 日 () 天候: 外気温度: 室内温度: 室内湿度:

電気係長	夜勤者	日勤者

時刻	NW母線		受		電		コンデンサ主幹	庁舎A		庁舎B		庁舎C		No.1受電		No.2受電		No.3受電		体育館		食庭・浴場		整備場		二次変電所予備系		重要施設用		予備	
	1. 電圧 (V)	2. 電圧 (V)	3. 電力 (kw)	4. 力率 (%)	5. 電流 (A)	6. 電力量 (kwh)		7. 電流 (A)	8. 電流 (A)	9. 電流 (A)	10. 電流 (A)	11. 電流 (A)	12. 電流 (A)	13. 電流 (A)	14. 電流 (A)	15. 電流 (A)	16. 電流 (A)	17. 電流 (A)	18. 電流 (A)	19. 電流 (A)											
2																															
4																															
6																															
8																															
10																															
12																															
14																															
16																															
18																															
20																															
22																															
24																															
計																															
電力 量	受電	(kwh)						直流電源装置																			備考:10時及び14時に庁舎A・B・C各受電所内の変圧器温度を確認する。				
	月累計	(kwh)						蓄電池電圧																							
	最大	(kw)						整流器電圧																							
	平均	(kw)						蓄電池電流																							
	負荷率	(%)						出力電流																							

変圧器温度確認表

確認要領:各受電所内の盤を開け、午前・午後の各一回変圧器の温度確認を行う。

区 分		月 日		/ 日		/ 月		/ 火		/ 水		/ 木		/ 金		/ 土		備 考	
		盤 名	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後			
庁舎	一般施設	本線	レントゲン盤																
		非常用動力盤																	
		非常用電灯盤																	
		OA電源盤 No.1																	
		OA電源盤 No.2																	
		OA電源盤 No.3																	
		照明盤 No.1																	
		照明盤 No.2																	
		照明盤 No.3																	
		動力盤 No.1																	
		動力盤 No.2																	
		動力盤 No.3																	
	重要施設	本線	動力盤																
		CVCF盤																	
		センターノード盤																	
		照明盤																	
		予備線	動力盤																
		CVCF盤																	
		センターノード盤																	
		照明盤																	
		B	特高施設	No.1 NWTR															
			No.2 NWTR																
			No.3 NWTR																
			一般施設	照明盤 No.1															
照明盤 No.2																			
照明盤 No.3																			
動力盤																			
OA電源盤 No.1																			
OA電源盤 No.2																			
OA電源盤 No.3																			
非常用動力盤																			
非常用電灯盤																			
C	重要施設	動力盤																	
	CVCF盤																		
	照明盤																		
	予備線	動力盤																	
	CVCF盤																		
	照明盤																		
	C	一般施設	照明盤 No.1																
		照明盤 No.2																	
		照明盤 No.3																	
		動力盤																	
		OA電源盤 No.1																	
		OA電源盤 No.2																	
OA電源盤 No.3																			
非常用動力盤																			
非常用電灯盤																			
重要施設		動力盤																	
CVCF盤																			
照明盤																			
確認者印																			
電気係長印																			

受配電日誌

特高設備計量器盤

平成 年 月 日 () 天候: 外気温度: 室内温度: 室内温度:

電気係長	夜勤者	日勤者

時刻	全 日			普 通			無 効			最 大	
	電 力 量 計 (kwh)			電 力 量 計 (kwh)			電 力 量 計 (kvorh)			需 要 電 力 (kw)	
	読み	差	×18,000	読み	差	×18,000	読み	差	×18,000	読み	×18,000
前日											
2											
4											
6											
8											
10											
12											
14											
16											
18											
20											
22											
24											
計											

中央監視制御装置点検表

(毎日及び週1回)

平成 年 月

項 目		点 検 内 容	日 (日)	日 (月)	日 (火)	日 (水)	日 (木)	日 (金)	日 (土)
監視 制御 盤 類	外観	①監視制御盤類に腐食、浸水等の有無を点検を行う。							
		②監視制御盤類の異音、異臭及び異常振動の有無を点検する。							
	装置、機器等	①ディスプレイ装置・キーボード等の画面の異常、異臭、異音等の有無を点検し、異常な温度上昇及び作動の確認を行う。							
		②プリンタの用紙量・印刷確認、オンラインスイッチ等の確認を行う。							
	電源装置 (UPS装置)	①汚れ、損傷、加熱等の温度上昇及び変形、異音、異臭、腐食等の有無を点検する。	/	/	/	/	/	/	/
		②表示灯類の点灯状態を確認する。	/	/	/	/	/	/	/
ト レ ン チ	外観	①トレンチ内の電源ケーブル等に異常がないか目視点検する。							
点 検 者 印									
電 気 係 長 印									
記 事：(異常等の詳細を記入する)			結果凡例：○ 良 好 △ 要注意 × 不 良						

電気係長印	点検者印

特高・一般電気設備・直流電源装置点検表

(週1回)

平成 年 月 日 ()

項目	点検内容	庁舎A		庁舎B			庁舎C		体育館 電気室	食 厨 電気室	整備場 電気室
		一般用 電気室	重要用 電気室	特高 電気室	一般用 電気室	重要用 電気室	一般用 電気室	重要用 電気室			
特高機器	変圧器										
	①温度の適否を温度計の指示値により確認し異常な高温の場合は負荷電流の状態を調査する。										
	②異音、異臭及び異常振動等の有無を点検する。										
高圧機器	変圧器										
	異音、異臭及び異常振動等の有無を点検する。										
	交流遮断器 負荷開閉器 電磁接触器										
	①異音、異臭、漏油等の有無を点検する。										
	計器用変成器										
	①汚れ、損傷、亀裂、加熱、変色、漏油等の有無を点検する。										
	②接続部の変色の有無を点検する。										
	③接地線の外れ、断線等の有無を点検する。										
指示計器 表示操作 保護断電器	①各計器の指示値の適否を点検する。										
	②保護継電器の動作表示を確認する。										
	高圧進相コンデンサ										
	異音、異臭、変形、膨らみ等の有無を点検する。										
低圧機器	指示計器 表示操作 保護断電器										
	①各計器の指示値の適否を点検する。										
	②保護継電器の動作表示を確認する。										
直流電源装置	整流装置										
	①表示灯類の点灯状態を点検する。										
	②操作、切替スイッチ等の状態を点検する。										
	蓄電池										
	①蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。										
	②蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。										
	③蓄電池の総出力電圧を確認する。										
記 事:	(異常等の詳細を記入する)										
	結果凡例: ○ 良好 △ 要注意 × 不良										

電気係長印	点検者印

特高・一般電気設備・直流電源装置点検表

(週1回を除く毎日)

平成 年 月 日 ()

項 目	点 検 内 容	庁舎A		庁舎B		庁舎C		体育館 電気室	食 厨 電気室	整備場 電気室
		一般用 電気室	重要用 電気室	特高 電気室	一般用 電気室	重要用 電気室	一般用 電気室	重要用 電気室		
特高機器	変圧器	①温度の適否を温度計の指示値により確認し異常な高温の場合は負荷電流の状態を調査する。								
		②異音、異臭及び異常振動等の有無を点検する。								
高圧機器	変圧器	異音、異臭及び異常振動等の有無を点検する。								
	交流遮断器 負荷開閉器 電磁接触器	①異音、異臭、漏油等の有無を点検する。								
	計器用変成器	①汚れ、損傷、亀裂、加熱、変色、漏油等の有無を点検する。								
		②接続部の変色の有無を点検する。								
		③接地線の外れ、断線等の有無を点検する。								
	指示計器 表示操作 保護断電器	①各計器の指示値の適否を点検する。								
		②保護継電器の動作表示を確認する。								
低圧機器	高圧進相コンデンサ	異音、異臭、変形、膨らみ等の有無を点検する。								
	指示計器 表示操作 保護断電器	①各計器の指示値の適否を点検する。								
直流電源装置	整流装置	①表示灯類の点灯状態を点検する。								
		②操作、切替スイッチ等の状態を点検する。								
	蓄電池	①蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。								
		②蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。								
		③蓄電池の総出力電圧を確認する。								
記 事：(異常等の詳細を記入する)		結果凡例：○ 良 好 △ 要注意 × 不 良								

月分庁舎A・B・C施設検針表

(月1回)

電気係長印	検針者印

平成 年 月 日

施設名	使用場所	使用機器	今回	前回	倍率	使用量(kwh)	備考
庁舎A	重要施設	庁舎A受電盤	52AR1		100		
		動力饋電盤	52AF11		10		
		CVCF饋電盤	52AF12		10		
		センターノード饋電盤	52AF13		10		
		電灯饋電盤	52AF14		10		
		庁舎A受電盤(予備)	52AR2		100		
		動力饋電盤(予備)	52AF21		10		
		CVCF饋電盤(予備)	52AF22		10		
		センターノード饋電盤(予備)	52AF23		10		
		電灯饋電盤(予備)	52AF24		10		
	ボイラー室	ボイラー室No.1 A-26	EP-AN-BC		10		
		ボイラー室No.2 A-27	EP-AN-BD		1		
	一般施設	庁舎A受電盤	52ASR11		100		
		庁舎A受電盤(予備)	52ASR12		100		
		電灯饋電盤	52ASF11		10		
		動力レントゲン饋電盤	52ASF12		100		
		高圧冷却水ポンプ盤 No.1	52ASF13		10		
		高圧冷却水ポンプ盤 No.2	52ASF14		10		
		動力盤 No.1	P-AC-RA		1		
		動力盤 No.1	P-AC-RB		1		
		動力盤 No.2 400V			10		
		動力盤 No.3 400V			10		
	熱源機械室	一般熱源電源 A-25	P-AN-BG		1		
庁舎B	重要施設	庁舎B受電盤	52BR1		100		
		動力饋電盤	52BF11		100		
		CVCFノード饋電盤	52BF12		10		
		電灯饋電盤	52BF13		10		
		ターボ冷凍機盤No.1	52BF14		10		
		ターボ冷凍機盤No.2	52BF15		10		
		ターボ冷凍機盤No.3	52BF16		10		
		動力盤			10		
		庁舎B受電盤(予備)	52BR2		100		
		動力饋電盤(予備)	52BF21		100		
		CVCFノード饋電盤(予備)	52BF22		10		
		電灯饋電盤(予備)	52BF23		100		
		ターボ冷凍機盤No.1(予備)	52BF24		100		
		ターボ冷凍機盤No.2(予備)	52BF25		10		
		ターボ冷凍機盤No.3(予備)	52BF26		10		
	熱源機械室	排水除害設備 B-21	EP-BC-BK		1		
	通信事務室	通信機器	EC-BC-BB		1		
	一般施設	庁舎B受電盤	52BSR21		100		
		庁舎B受電盤(予備)	52BSR22		100		
		電灯饋電盤	52BSF21		10		
		動力饋電盤	52BSF22		10		
庁舎C	重要施設	庁舎C受電盤	52CR1		100		
		動力饋電盤	52CF11		10		
		CVCFノード饋電盤	52CF12		10		
		電灯饋電盤	52CF13		10		
		庁舎C受電盤(予備)	52CR2		100		
		動力饋電盤(予備)	52CF21		10		
		CVCFノード饋電盤(予備)	52CF22		10		
		電灯饋電盤(予備)	52CF23		10		
	熱源機械室	工業用水揚水ポンプ	EP-CN-BB		1		
	揚水ポンプ室	上水揚水ポンプ	EP-CN-1B		1		
一般施設	一般施設	庁舎C受電盤	52CSR31		100		
		庁舎C受電盤(予備)	52CSR32		100		
		電灯饋電盤	52CSF31		10		
		動力饋電盤	52CSF32		10		

月分食厨・体育館・整備場検針表

(月1回)

電気係長印	検針者印

平成 年 月 日

施設名	使用場所	使用機器	今回	前回	倍率	使用量(kwh)	備考
食厨	電気室	食厨浴場受電盤	No.049620		10		
		食厨浴場受電盤(予備)	No.049619		10		
	機械室	動力盤	P-D-1B		1		
	食器洗浄室	食器洗浄室動力盤	P-D-1A		1		
		食器洗浄室単相盤	C-D-1A		1		
	厨房裏	厨房内動力盤No.1	P-D-5		1		
		厨房内動力盤No.2	P-D-3		10		
		厨房内単相盤	C-D-1B		1		
	隊舎A機械室	電灯盤	No.049621		10		
		動力盤	No.050117		1		
隊舎B機械室	電灯盤	No.049622			10		
隊舎C機械室	電灯盤	No.049623			10		
体育館	電気室	本線受電盤	No.021307		10		
		予備線受電盤	No.021308		10		
		電灯盤	No.021309		1		
整備場	電気室	本線受電盤	No.021613		10		
		予備線受電盤	No.021612		10		
		動力盤	No.021607		1		
		動力盤	No.021608		1		
		動力盤	No.021609		1		
		電灯盤	No.021610		1		
		電灯盤	No.021611		1		
	陶芸室	電灯盤	No.0063333		1		
		動力盤	No.0069839		1		
塵埃処理場	動力盤	No.683860			1		

電気係	確認者

月分施設機器検針表

(月1回)

平成 年 月 日

番号	分電盤名	使用場所	使用機器	メーター番号	本回	前回	使用量(kWh)	備考
1	L-BC-1D	理髪	電灯	576130				
2	P-BC-1B	弁当屋	動力	583831				
3	L-BC-1F	弁当屋	電灯	576150				
4	L-BC-1A	食堂	電灯	576121				
5	P-BC-1D	厨房1	動力	007185				
6	L-BC-1D	厨房1	電灯	576151				
7	P-BC-1E	厨房2	動力	098583				×10
8	L-BC-1E	厨房2	電灯	576141				
9	L-BC-1G	売店1 クリーニング	電灯	592390				
10	P-BC-1G	売店1 クリーニング	動力	706283				
11	L-BC-1H	売店2 憩いの広場	電灯	592391				
12	P-BC-1H	売店2 憩いの広場	動力	706286				
13	L-BC-1I	売店3	電灯	592384				
14	L-BC-1J	売店4	電灯	592370				
15	L-BC-1K	売店5	電灯	592361				
16	L-BC-1B	共済組合(EPS)	電灯	592395				
17	L-BC-1B	共用部分(EPS)	電灯	592383				
18	L-BC-1L	売店6	電灯	592366				
19	P-BC-1F	喫茶店	動力	589935				
20	L-BC-1M	喫茶店	電灯	576129				
21	P-BN-4A	B庁舎北棟4階AC室	理髪パッケージ	706300				
22	P-BC-RA	B庁舎 南棟 RF	食堂室外機	589933				
23	P-BC-RF	B庁舎 南棟 RF	厨房(1)用	425512				
24	P-BC-RB	B庁舎 南棟 RF	厨房(2)用	424170				
25	P-BC-RB	B庁舎 南棟 RF	弁当コーナー用	706303				
26	P-BC-RC	B庁舎 南棟 RF	売店(1)用	706316				
27	P-BC-RC	B庁舎 南棟 RF	売店(2)用	706296				
28	P-BC-RD	B庁舎 南棟 RF	喫茶室用	583848				
29	P-BC-RE	B庁舎 南棟 RF	売店(6)用	589934				
30	P-BC-RE	B庁舎 南棟 RF	売店(7)用	007186				
31	P-BC-RE	B庁舎 南棟 RF	売店(3)用	706294				
32	P-BC-RE	B庁舎 南棟 RF	売店(5)用	706308				
33	P-BC-RE	B庁舎 南棟 RF	売店(4)用	706319				
34	L-BC-1C	B庁舎 南棟 1F	ATM No.1	2068907				
35	L-BC-1C	B庁舎 南棟 1F	ATM No.2	2063626				
36	L-BN-1C	B庁舎 北棟 1F	自動販売機	224516				
37	L-BN-4C	B庁舎 北棟 4F	自動販売機	1228013				
38	L-BC-4C	B庁舎 南棟 4F	自動販売機	1322136				
39	L-BC-3C	B庁舎 南棟 3F	自動販売機	534081				
40	L-BN-3C	B庁舎 北棟 3F	自動販売機	1203306				
41	L-BN-2C	B庁舎 北棟 2F	自動販売機	1211600				
42		デイリーヤマザキ	電灯	438303				
43		デイリーヤマザキ	動力	451221				×10

電気係	確認者

月分施設機器検針表

(月1回)

平成 年 月 日

番号	分電盤名	使用場所	使用機器	メーター番号	本	回	前	回	使用量(kWh)	備	考
42	L-AN-4C	A庁舎 北棟 4F	自動販売機	751219							
43	L-AN-4C	A庁舎 北棟 4F	自動販売機	1203249							
44	L-AC-4C	A庁舎 中棟 4F	自動販売機	3572057							
45	L-AN-3C	A庁舎 北棟 3F	自動販売機	3598232							
46	L-AC-3C	A庁舎 中棟 3F	自動販売機	3172303							
47	L-AC-3C	A庁舎 中棟 3F	自動販売機	3600646							
48	L-AN-2C	A庁舎 北棟 2F	自動販売機	106053							
49	L-AN-2C	A庁舎 北棟 2F	自動販売機	712931							
50	L-AC-2C	A庁舎 中棟 2F	自動販売機	1228126							
51	L-AN-1C	A庁舎 北棟 1F	自動販売機	3584392							
52	L-AC-1B	A庁舎 中棟 1F	自動販売機	663128							
53	L-AC-1B	A庁舎 中棟 1F	自動販売機	1316611							
54	EL-AN-BC	A庁舎 北棟 BF	自動販売機	1023416							
55	EL-CC-BC	C庁舎 北棟 BF	自動販売機	751262							
56	EL-CS-4A	C庁舎 南棟 4F	自動販売機	227131							
57	L-CN-4B	C庁舎 北棟 4F	自動販売機	1310136							
58	L-CN-3B	C庁舎 北棟 3F	自動販売機	221908							
59	浴場前電灯盤	浴 場 前	自動販売機	3584294							
60	浴場前電灯盤	浴 場 前	自動販売機	212077							
61	1L-2	隊舎A 1F 西側	自動販売機	405952							
62	1L-2	隊舎A 1F 西側	自動販売機	405964							
63	1L-2	隊舎B 1F 西側	自動販売機	1228108							
64	1L-2	隊舎B 1F 西側	自動販売機	627205							
65	1L-2	隊舎C 1F 西側	自動販売機	1584631							
66	1L-2	隊舎C 1F 西側	自動販売機	3584368							
67	1L-1	体育館 入口	自動販売機	1316643							
68	1L-1	体育館 入口	自動販売機	3582374							
69	L-BC-BD	B中棟BF EPS	PHSアンテナ	3243931							
70	EV機械室電灯盤	A北棟RF EV室	PHSアンテナ	3243978							
71	EL-AN-BC	A中棟BF EPS	PHSアンテナ	3240672							
72	EL-CC-BC	C中棟BF EPS	PHSアンテナ	3243956							
73	1L-1	A隊舎1F	営内電話システム	1589438							
74	1L-1	B隊舎1F	営内電話システム	1589415							
75	1L-1	C隊舎1F	営内電話システム	1589147							
76	L-AN-2C	A庁舎北棟1F	自動販売機	5177434							
77	L-AS-1C	A庁舎南棟1F	自動販売機	315067							
78	L-AS-2C	A庁舎南棟2F	自動販売機	5177520							
79	L-AS-3C	A庁舎南棟3F	自動販売機	315064							
80	L-BN-2C	B庁舎北棟1F	自動販売機	327482							
81	L-CN-2A	C庁舎北棟1F	自動販売機	5177506							
82	L-CC-2B	C庁舎中棟2F	自動販売機	5177511							
83		管理官倉庫付近	自動販売機	327473							

業 務 日 誌

平成 年 月 日 () 天候:						
管理課長	営繕班長	防 災 係	日 勤	日 勤	当 直	
勤 務 員 氏 名						
当直勤務者				当直明者		
日 勤 者				休 務 者		
勤 務 内 容						
区 分	業 務 内 容					
監視・操作						
故障事故 及び措置						
そ の 他						
連絡事項						

業務日誌は、毎朝官側の確認を受けるものとする。

仕様書

- 1 件 名 中央監視システム点検保守
- 2 場 所 東京都北区十条台 1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内
- 3 業務概要 中央監視システムの点検保守

共通仕様書

1 点検設備

(1) 概要

設備名称	設備内容	数量	場 所
中央監視システム	富士電機(株)製 SOINS	1 式	庁舎 中央監視室

(2) 細部点検設備等は、付表 1 による。

(3) 配置図は、付図 1 による。

2 総 則

本点検保守は、共通仕様書に記載してある事項のほか、特記仕様書及び(財)建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示による。

3 目 的

本仕様書は、建築設備等の点検及び保守の業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

4 適用範囲

本仕様書は、当該点検保守に該当する事項のみ適用する。

5 請負業者の負担の範囲

(1) 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、特記がある場合に限り請負業者の負担とする。

(2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、請負業者の負担とする。

(3) 保守に必要な消耗部品又は材料、油脂は、請負業者の負担とする。

6 諸法規の遵守

請負業者は、当該点検保守に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。

7 業務作業者

(1) 業務作業者は、点検保守の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

(2) 法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

(3) 官側は、業務作業者の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合は、請負業者は業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。

8 現場代理人

(1) 請負業者は、業務作業者の中から現場代理人を選任するものとする。

(2) 現場代理人の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を実施するとともに、監督官との連絡及び調整を行うものとする。

9 業務計画書

請負業者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を監督官に提出し協議する。

役務件名	中央監視システム点検保守	図面番号	1/7
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

10 安全管理

- (1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
- (2) 作業員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、請負業者の責任において復旧補修を実施するものとする。

11 保全上の措置

許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し、所定の手続きをするものとする。

12 関連業務との調整

本業務とは契約外で、関連及び調整を生じる業務が発生した場合については、監督官及び官側と協議するものとする。

13 完了検査等

- (1) 点検保守の結果を報告書に記入し、業務終了後、速やかに官側に提出ものとする。なお、報告書書式については、(財)建築保全センター発行の「建築保全業務報告書作成の手引き」現行版に基づき作成するものとする。
- (2) 業務が終了した場合は、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとする。

14 提出書類

- (1) 請負業者は、官側の指定期日までに次の書類を提出するものとする。

ア 業務計画書

イ 現場代理人の選任(解任)届

ウ 勤務員の指定(取消)届

エ 役務完了届

オ その他官側の指定するもの。

- (7) 役務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。(完成図書データをCD-R等にて提出)

- (4) 官側より提示されたデータは全て官側に返納すること。

関連した情報が漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとる。

15 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真(カラーサービス版)1部を原板(ネガ)とともに工程順に工事写真帳(A4版)及びネガ帳に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。

電子記録媒体(CD-R等)で提出する場合は、下記のとおりとする。

- (1) 総画素数 130万画素数以上
- (2) ファイル形式 JPEG

16 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官及び官側と協議し、その指示を受けるものとする。

17 一般事項

- (1) 電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定、電気通信事業法、人事院規則及び労働安全衛生規則を遵守して、適正にその点検及び保守を行うものとする。
- (2) 電気設備の点検及び保守は、原則として停電させて安全な状態で作業を行うものとし、やむを得ず活線状態状態で作業するときは、絶縁用防具、保護具等を用いて行うものとする。
- (3) 停電の調整等は、十分余裕をもって行い、復旧後は、完全に元の状態になっていることを確認する。
- (4) 点検及び保守を実施する上で必要な機器等の清掃及び片付けに伴う機器周辺等の清掃を行うものとする。

役務件名	中央監視システム点検保守	図面番号	2/7
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

特 記 仕 様 書

1 一般事項

- (1) 点検保守は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定等、関係法規等を遵守して行うものとする。

2 業務内容

- (1) 点検周期は、6ヶ月及び1年点検の年2回とする。
 (2) 点検実施日については、官側と調整を行うものとする。
 (3) 点検保守要領は、付表2による。
 (4) 点検保守は、付表1により適正に実施し、点検報告書を1部提出するものとする。

付表1 細部点検設備一覧表

機 器 名 称	形 式	数 量
1 中央処理装置周辺	中央処理装置 (サーバー)	PGT1572LA 2台
	固定ディスク装置	PGBHDD31EL 4台
	ディスプレイ装置	VL-17ASEL 1台
		VL-194SEL 2台
	プリンター装置	LBP9200C 1台
	クライアント装置	FMVN8A33FA 2台
2 UPS装置	UPS装置(1.5KVA)	M-UPS015AD1B-L 2台
	UPS装置(2KVA)	M-UPS020AD1B-L 2台
	UPS装置(5KVA)	M-UPS050AD1B-U 2台
	UPS装置(10KVA)	M-UPS100AD25 1台
3 ネットワーク装置	スイッチングHUB	O370R 1台
4 大型ディスプレイ 周辺	大型ディスプレイ装置	PN-E421 1台
	システム監視装置	FMVN8A33FA他 1式
	音声出力装置	1台
5 リモートステーション(49) 通信制御装置(1)		50台

役務件名	中央監視システム点検保守	図面番号	3/7
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表 1 細部点検設備一覧表

機 器 名 称		形 式	数 量
			4 台
5 消耗品	トナーカートリッジ* 322 (イエロ-)	2646B001	2 個
	トナーカートリッジ* 322 (マゼンタ*)	2648B001	2 個
	トナーカートリッジ* 322 (シアソ)	2650B001	2 個
	トナーカートリッジ* 322 (ブラック)	2652B001	2 個
	オフィス用紙W A4 500枚 × 5冊		4 式

付表 2 中央監視システム (1/7)

- 1 点検は、点検及び保守の内容の末尾に、〈1 Y〉とあるものは年1回、〈6 M〉とあるものは6ヶ月1回とする。
- 2 点検保守に必要な消耗部品及び材料は、付表1に定めるものとする。

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 中央処理装置	(1) 各部の点検清掃 ① 内部の点検清掃 ② ファンの動作点検 ③ 機構部の異音、振動の点検 (2) 各スイッチ、ランプの機能動作点検 ① スイッチ（電源、コンソール、ファン） ② ランプ（電源、コンソール、ファン） (3) 各接続部の点検 ① 各コネクタの緩み点検 ② 各ネジ類の緩み点検 (4) 電源電圧測定 ① 入力電圧測定 ② 出力電圧測定 (5) 動作確認試験 ① テストプログラムによる動作試験 ② オンライン確認	<6M> <6M> <1Y> <1Y>
2 固定ディスク装置	(1) 各部の点検清掃 (2) ディスクの異音の有無点検 (3) 各接続部の点検 (4) ローカル動作確認 (5) リモート動作確認	<6M> <6M> <1Y> <1Y> <1Y>
3 ディスプレイ装置	(1) 各部の点検清掃 ① 内部の点検清掃 ② プラグインの点検清掃 (2) ローカル動作確認 ① キーボード ② 表示状態（色純度、輝度、色ズレ、画面位置）を確認する。	<6M> <6M>

役務件名	中央監視システム点検保守	図面番号	4/7
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

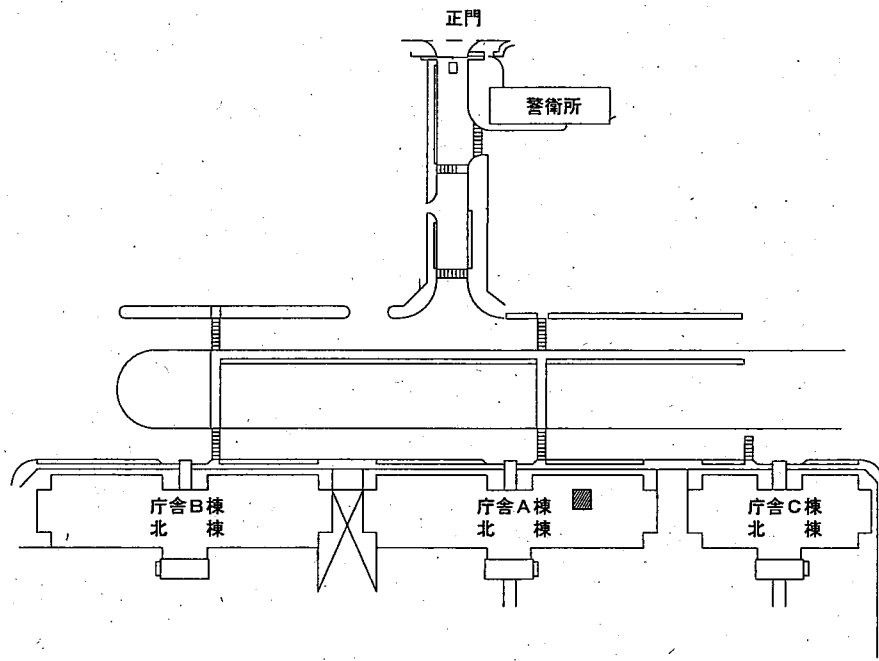
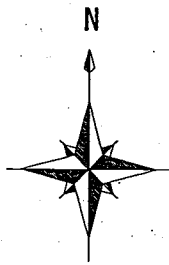
点検項目	点検及び保守内容	備考
	(3) 各接続部の点検 ① 各プラグインの緩み点検 ② 各コネクタの緩み点検 ③ 各T.B、ネジ類の緩み点検	<1Y>
4 プリンター装置	(1) 各部の点検清掃 ① ペーパーガイドの点検清掃 ② プラグインの点検清掃 ③ ファンの点検清掃 (2) 各接続部の点検 (3) 印字品質の点検 (4) 各スイッチ、ランプの機能点検 (5) 各機構部の点検 ① 用紙走行面 (6) ローカル動作点検 (7) リモート動作点検 (8) 各接続部の点検	<6M> <6M> <6M> <6M> <1Y> <1Y> <1Y> <1Y>
5 ネットワーク装置	(1) 各部の点検清掃 (2) 各プラグインの緩み点検 (3) 各コネクタの緩み点検	<6M> <1Y> <1Y>
6 プロセス入出装置	各部の点検清掃 (1) 各プラグインの緩み点検 (2) 各コネクタの緩み点検	<6M>
7 フレキシブルディスク装置	各部の点検清掃 (1) 内部の点検清掃 (2) 各接続部の点検 ① 各コネクタの緩み点検 ② 各T.B、ネジ類の緩み点検 (3) ヘッドクリーニング (4) ローカル動作点検 (5) リモート動作点検	<6M> <1Y> <1Y> <1Y> <1Y>
8 受変電グラフィックパネル	(1) 各部の点検清掃 (2) 各ランプの点検 (3) 各接続部の点検 ① 各コネクタの緩み点検 (4) 電源電圧測定	<6M> <6M> <1Y> <1Y>
9 システム監視パネル	(1) 各部の点検清掃 (2) 各ネジ類の緩み点検	<6M> <1Y>

陸上自衛隊補給統制本部總務部管理課

付表 2 中央監視システム (3/7)

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
10 音声出力装置	(1) 各部の点検清掃 (2) 音割れ確認 (3) 各ネジ類の緩み点検	<6M> <6M> <1Y>
11 リモートステーション 通信制御装置	(1) 各部の点検清掃 (2) 電源電圧測定 ① 入力電圧測定 ② 出力電圧測定 (3) 各部の点検清掃 ① 電源部の点検清掃 ② 各ヒューズ、ランプの点検 (4) 各接続部の点検 ① 各コネクタの緩み点検 ② 各TB、ネジ類の緩み点検 (5) 電源電圧測定 (6) 動作確認試験 ① アプリケーションプログラムの照会 (a) 故障表示LEDの点灯確認 (状態確認)	<6M> <1Y> <1Y> <1Y> <1Y> <1Y>

役務件名	中央監視システム点検保守	図面番号	6/7
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



■ 中央監視装置設置場所（A庁舎地下）

付 図 1 配 置 図

役 務 件 名	中 央 監 視 シ ス テ ム 点 検 保 守	図 面 番 号	7/7
種 別	配 置 図	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

共 通 仕 様 書

1 件 名 特高受変電設備点検保守

2 場 所 東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内

3 総 則

本点検保守は、共通仕様書に記載してある事項のほか、特記仕様書及び（財）建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示による。

4 目 的

本仕様書は、建築設備等の点検及び保守の業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

5 適用範囲

本仕様書は、当該点検保守に該当する事項のみ適用する。

6 受注者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (3) 保守に必要な消耗部品又は材料、油脂は、受注者の負担とする。

7 諸法規の遵守

受託者は、当該点検保守に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。

8 業務作業者

- (1) 業務作業者は、点検保守の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (2) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。
- (3) 官側は、業務作業者の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合は、受託者は業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。

9 現場代理人

- (1) 受託者は、業務作業者の中から現場代理人を選任するものとする。
- (2) 現場代理人の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

10 業務計画書

受託者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を官側に提出し協議する。

11 安全管理

- (1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
- (2) 作業員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、受託者の責任において復旧補修を実施するものとする。

12 保全上の措置

許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は監督官と調整し、所定の手続きをするものとする。

13 関連業務との調整

本業務とは契約外で、関連する業務が発生した場合については、相互で調整を図るものとする。

14 完了検査等

- (1) 点検保守の結果を報告書に記入し、業務終了後、速やかに官側に提出ものとする。なお、報告書書式は（財）建築保全センター発行の「建築保全業務報告書作成の手引き」現行版に基づき作成するものとする。
- (2) 業務が終了した場合は、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとする。

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	1/26
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

15 提出書類

(1) 受託者は、官側の指定期日までに次の書類を提出するものとする。

ア 業務計画書

イ 現場代理人の選任（解任）届

ウ 勤務員の指定（取消）届

エ 役務完了届

オ その他官側の指定するもの。

(7) 役務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。（完成図書データをCD-R等にて提出）

(4) 官側より提示されたデータは全て官側に返納すること。

関連した情報が漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとる。

16 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真（カラーサービス版）1部を原板（ネガ又は電子記録媒体）とともに工程順に工事写真帳（A4版）に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。

電子記録媒体（CD-R等）で提出する場合は、下記のとおりとする。

・総画素数 130万画素数以上

・ファイル形式 JPEG

17 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官及び官側と協議し、その指示を受けるものとする。

18 一般事項

(1) 電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定、電気通信事業法、人事院規則及び労働安全衛生規則を遵守して、適正にその点検及び保守を行うものとする。

(2) 電気設備の点検及び保守は、原則として停電させて安全な状態で作業を行うものとし、やむを得ず活線状態で作業するときは、絶縁用防具、保護具等を用いて行うものとする。

(3) 停電の調整等は、十分余裕をもって行い、復旧後は、完全に元の状態になっていることを確認する。

(4) 点検及び保守を実施する上で必要な機器等の清掃及び片付けに伴う機器周辺等の清掃を行うものとする。

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	2/26
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

特 記 仕 様 書

1 業務概要

- (1) 特別高圧及び高圧受変電設備並びに附属する付帯設備の点検保守
- (2) 電気設備に連動している中央監視システムの作動試験
- (3) 点検保守に伴う仮設電源工事

2 点検設備

(1) 概 要

設 備 名 称	設 備 内 容	場 所
特別高圧受変電設備	受電方式：3回線スポットネットワーク 受電（特高）：22KV3相3線式3回線 配電（高圧）：6,600V3相3線式	特高開閉所 特高受電所（庁舎B地階）
高圧受変電設備	受電（高圧）：6,600V3相3線式 配電（低圧）：100V, 200V（一部他電圧）	庁舎：6か所 食厨、整備場 体育館
中央監視システム装置	富士電機㈱ SOINS	中央監視室 電気室

- (2) 細部点検設備等は、附属書1による。
- (3) 駐屯地配置図は、付図1により、庁舎の地階平面図は、付図2による。
- (4) 仮設電源平面図は、付図3から付図7による。

3 実施要領

- (1) 点検保守は、毎年1回、閉庁日に実施する。ただし、付随する仮設工事についてはこの限りでない。
- (2) 業務に際して、停電計画等を作成し、官側と協議するものとする。
- (3) 点検は、付表1～付表5により適正に実施し、点検報告書を提出するものとする。
- (4) 特高受変電設備の点検保守に際しては、重要施設用自家発電設備を運転するものとする。
- (5) 点検結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃

イ 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整

ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め

エ 次に示す消耗部品の交換又は補充

（ア）潤滑油、グリス、充填油等

（イ）ランプ類

（ウ）パッキン、ガスケット、Oリング類

（エ）精製水

オ 接触部分、回転部分等への注油

カ 軽微な損傷がある場合の補修

キ 塗装（タッチペイント）

ク その他これらに類する軽微な作業

- (7) 本役務に合わせ下記の部品を交換する。

部品名	規格	交換本数
LBS用フューズ	JC-6/20	6本
	JC-6/30	6本
	JC-6/40	30本
	JC-6/50	6本
	JC-6/60	6本
	JC-6/75	8本

役務件名	特 高 受 変 電 設 備 点 検 保 守	図面番号	3/26
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

附属書 1 細部点検設備等

1 設備一覧表

(1) 特高受電室

機 器 名 称	規 格 等	数 量	備 考
1 特高キュービクル	引込盤	9 面	
2 特高変圧器	乾式モールド	3 面	
3 真空遮断器	重要施設	1 2 面	
	一般施設	1 1 面	
4 真空接触器	V C S	6 面	
5 手動断路器		9 面	
6 計器用変成器	乾式	2 4 面	
7 保護継電器	過電流等	3 7 面	
8 特高負荷開閉器	引込受電	3 台	
9 高圧配電盤		2 7 面	
10 高圧進相コンデンサー	電力用	6 面	
11 直列リアクトル		6 組	
12 バスダクト		3 系統	
13 接地抵抗試験		6 系統	
14 直流電源装置	整流装置100Vアルカリ80Ah	1 面	
15 アルカリ蓄電池	80Ah	8 6 ｾﾙ	

(2) 特高開閉所

機 器 名 称	規 格 等	数 量	備 考
1 特高キュービクル	引込受電盤、ケーブル処理盤	6 面	
2 特高真空遮断器	1. 2. 3号受電	3 台	
3 特高動力断路器	1. 2. 3号引込受電	3 組	
4 特高保護継電器	整定タップレバー	9 台	
5 配電盤	中継端子盤	1 面	

(3) 庁舎高圧受電室(1/2)

機 器 名 称	規 格 等	数 量	備 考
1 変圧器	乾式モールド 500KVA以下	4 9 面	
2 変圧器	乾式モールド 500KVA超	2 面	
3 交流遮断器	真空	6 1 台	VCB
4 負荷開閉器	閉鎖形気中開閉器	5 1 台	LBS
5 断路器	手動断路器	1 6 組	DS
6 計器用変成器		1 8 面	VT
7 計器用変流器		5 5 面	CT
8 指示計器	電圧計、電流計等	2 5 6 台	
9 保護継電器	不足電圧継電器	1 7 台	UVR
10 保護継電器	過電流継電器	5 4 台	OCR

役務件名	特 高 受 変 電 設 備 点 検 保 守	図面番号	4/26
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

(3) 庁舎高圧受電室 (2/2)

11 保護継電器	地絡電圧継電器	9 台	OVGR
12 保護継電器	地絡方向継電器	5 7 台	DGR
13 保護継電器	低圧漏電継電器	5 1 台	ELR
14 避雷器		5 7 台	
15 電力ヒューズ		7 5 個	
16 高圧配電盤		6 6 面	
17 低圧配電盤	1 0 回路以下	4 0 面	
18 低圧配電盤	1 1 回路以上	1 1 面	
19 バスダクト		6 系統	
20 接地抵抗試験		3 1 接地	
21 幹線分電盤		5 9 6 面	
22 直流電源装置	整流装置100V鉛500Ah	1 面	A 棟
23 直流電源装置	整流装置100V鉛300Ah	1 面	B 棟
24 直流電源装置	整流装置100V鉛200Ah	1 面	C 棟
25 シール形鉛蓄電池	500Ah	5 4 セル	A 棟
26 シール形鉛蓄電池	300Ah	5 4 セル	B 棟
27 シール形鉛蓄電池	200Ah	5 4 セル	C 棟

(4) 食厨高圧受電所

ア 高圧機器

機 器 名 称	規 格 等	数 量	備 考
1 油入変圧器	三相 150KVA	1 面	R
2 油入変圧器	単相 75KVA	1 面	R
3 交流遮断器	真空	2 台	VCB
4 断路器	手動断路器	2 組	DS
5 計器用変成器		2 面	VT
6 計器用変流器	過電流継電器	2 面	CT
7 保護継電器		2 面	OCR
8 保護継電器	不足電圧継電器	2 面	UVR

イ 低圧機器

機 器 名 称	規 格 等	数 量	備 考
1 負荷開閉器	閉鎖形気中開閉器	2 台	LBS
2 計器用変流器		2 面	CT
3 指示計器	電圧計、電流計等	1 4 台	
4 電力ヒューズ		5 個	PF
5 低圧配電盤	低圧動力盤 6 回路	1 面	
6 低圧配電盤	低圧電灯盤 9 回路	1 面	
7 接地抵抗試験	A 種、B 種、P、C	4 接地	
8 母線	閉鎖型高圧	2 系統	

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	5/26
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

(5) 整備場高圧受電所

ア 高圧機器

機 器 名 称	規 格 等	数 量	備 考
1 油入変圧器	三相 50KVA	1 面	R
2 油入変圧器	単相 50KVA	1 面	R
3 交流遮断器	真空	2 台	VCB
4 断路器	手動断路器	2 組	DS
5 計器用変成器		2 面	VT
6 計器用変流器		2 面	CT
7 保護継電器	過電流継電器	2 面	OCR
8 保護継電器	不足電圧継電器	2 面	UVR

イ 低圧機器

機 器 名 称	規 格 等	数 量	備 考
1 負荷開閉器	閉鎖形気中開閉器	2 台	LBS
2 計器用変流器	電圧計、電流計等	2 面	CT
3 指示計器		19 個	
4 電力ヒューズ		5 個	
5 低圧配電盤	低圧動力盤 5 回路	1 面	
6 低圧配電盤	低圧電灯盤 6 回路	1 面	
7 接地抵抗試験	A 種、B 種、D 種、P、C	5 接地	
8 母線	閉鎖型高圧	2 系統	

(6) 体育館高圧受電所

ア 高圧機器

機 器 名 称	規 格 等	数 量	備 考
1 油入変圧器	三相 20KVA	1 面	
2 油入変圧器	単相 100KVA	1 面	
3 油入変圧器	単相 150KVA	1 面	
4 交流遮断器	真空	2 台	VCB
5 断路器	手動断路器	2 組	DS
6 計器用変成器		2 面	VT
7 計器用変流器		2 面	CT
8 保護継電器	過電流継電器	2 面	OCR
9 保護継電器	不足電圧継電器	2 面	UVR
10 保護継電器	漏電火災警報器	3 面	

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	6/26
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

イ 低圧機器

機 器 名 称	規 格 等	数 量	備 考
1 負荷開閉器	閉鎖形気中開閉器	3 台	LBS
2 計器用変流器		3 面	CT
3 指示計器	電圧計、電流計等	18 個	
4 電力ヒューズ		7 個	
5 低圧配電盤	低圧動力盤 4 回路	1 面	
6 低圧配電盤	低圧電灯盤 (1) 7 回路	1 面	
7 低圧配電盤	低圧電灯盤 (2) 5 回路	1 面	
8 接地抵抗試験	A 種 D 種、B 種、P、C	4 接地	
9 母線	閉鎖型高圧	2 系統	

2 仮設電源

(1) 端子接続

地上階分電盤から、既設ケーブル (VVF-1.6 3C) を使用し、端子切替えにより送電を実施するものとする。

ア 地下階系統設備点検

建物区分		室 名 称	対 象 負 荷		送電盤名称	
庁 舎	階 数				対 象 盤	地 上 盤
A	地階	通信交換室	電灯	20A	EL-AC-BA 端子切替	EL-AC-1A 端子切替
		信電室	電灯	20A	EL-AC-BA 端子切替	EL-AC-1A 端子切替
		機械室	電灯	20A	EL-AC-BA 端子切替	EL-AC-1A 端子切替
		搬送機械室	電灯	20A	EP-AC-BE 端子切替	EL-AC-1A 端子切替
		中央監視室	電灯	20A	EL-AN-BB 端子切替	EL-AN-BB 端子切替
B	地階	通信事務室	電灯	20A	EC-BC-BB 端子切替	L-BC-1A 端子切替
		交換機室	電灯	20A	EL-BC-BA 端子切替	L-BC-1A 端子切替
C	地階	通信事務室 (3)	電灯	20A	EL-CN-BB 端子切替	EL-CN-BB 端子切替
		通信事務室 (4)	電灯	20A	EL-CN-BB 端子切替	EL-CN-BB 端子切替
		通信事務室 (5)	電灯	20A	EL-CN-BB 端子切替	EL-CN-BB 端子切替
		通信事務室 (6)	電灯	20A	EL-CN-BB 端子切替	EL-CN-BB 端子切替
		通信事務室 (7)	電灯	20A	EL-CN-BB 端子切替	EL-CN-BB 端子切替
		工業用水道 ポンプ室	ポンプ	50A	EP-CN-BB 端子切替	EP-CN-BJ 端子切替

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	7/26
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

イ 地上階系統設備点検

建物区分		室 名 称	対象負荷		送電盤名称	
庁舎	階数				対象盤	地上盤
A	1階	陸自駐屯地当直室	電灯	20A	L-AN-1C 端子切替	EL-AN-BC 端子切替
	1階	陸自補統当直室	電灯	20A	L-AN-1C 端子切替	EL-AN-BC 端子切替
B	1階	空自東支当直室	電灯	20A	L-BN-1C 端子切替	EL-BN-BC 端子切替
	2階	空自補本当直室	電灯	20A	L-BN-2C 端子切替	EL-BN-BD 端子切替
C	1階	海自当直室	電灯	20A	L-CN-1C 端子切替	EL-AC-1A 端子切替

(2) 分岐盤切替

ア 地下階系統設備点検

建物区分		室 名 称	対象負荷		備考
庁舎	階数				
A	地階	電気室 (A)	REC83	400A	分岐盤により接続切替 (2箇所)
		電気室 (B)	CVCF × 3	400A 600A×2	分岐盤により接続切替 (2箇所)
B	地階	電気室 (C)	CVCF	800A	分岐盤により接続切替 (2箇所)
C	地階	電気室 (D)	CVCF	600A	分岐盤により接続切替 (2箇所)

イ 地上階系統設備点検

建物区分		室 名 称	対象負荷		備考
庁舎	階数				
A	地階	一般用 重要用 受電室	通信器材 (北棟用)	250A	分岐盤により接続切替 (2箇所)
			通信器材 (中棟用)	200A	分岐盤により接続切替 (2箇所)
			通信器材 (南棟用)	250A	分岐盤により接続切替 (2箇所)
B	地階	一般用 重要用 受電室	通信器材 (北棟用)	250A	分岐盤により接続切替 (2箇所)
			通信器材 (南棟用)	200A	分岐盤により接続切替 (2箇所)
C	地階	一般用 重要用 受電室	通信器材 (北棟用)	250A	分岐盤により接続切替 (2箇所)
			通信器材 (中棟用)	200A	分岐盤により接続切替 (2箇所)
			通信器材 (南棟用)	200A	分岐盤により接続切替 (2箇所)

役務件名	特高受変電設備点検保守		図面番号	8/26
種 別	仕 様 書		縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課				

(3) 仮設配線

電気室配電盤から配線し、中央監視システムUPSの一次側に接続後、送電する。

地下階系統設備点検

建物区分		室 名 称	対象負荷		送電盤名称	備考
庁舎	階数					
A	地階	電気室(2)	中央監視 UPS	10KW	非常用動力盤	
		中央監視室	防災監視 電源	100A	電灯盤(2)	
B	地階	特高受電室	中央監視 UPS	5KW	非常用動力盤	
C	地階	電気室(2)	中央監視 UPS	5KW	非常用動力盤	

(4) 仮設発電機設置

上水ポンプ用15KVA、食厨15KVA、警衛所35KVA

3 中央監視システム

機器名称	名 称	数量	ポイント数	備 考
1 リモートステーション盤	RC-K-1A	1面	52	
	RS-BN-BB	1面	105	
	RS-BN-BD	1面	189	
	RS-AN-BBRS	1面	89	
	RS-CN-BD	1面	88	
	RS-BN-BE	1面	131	
	RS-AN-BE	1面	96	
	RS-CN-BN	1面	72	
2 受変電グラフィックパネル	G・P	1台		

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	9/26
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表 1-1 電灯・動力設備【分電盤（耐熱形分電盤を含む）、開閉器箱等】 1/1

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
1 キャビネット (1) 屋内型	① 盤の取付状況（支持ボルトの緩み）を確認する。 ② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無を点検する。 ③ 断熱充填物（不燃耐熱シール材）の欠損及び割れの有無を点検する。 ④ 断熱ボックスに割れ等がないことを確認する。	耐熱形分電盤に限る。 耐熱形分電盤（1種）に限る。
2 導電部 (1) 母線、分岐導体 盤内配線支持物等 (2) 端子台	① 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無を点検する。 ② 異音、異臭及び変色の有無を点検する。 ③ 導電接続部の緩みの有無を点検する。 ④ 変色及び異臭の有無を点検する。	
3 機器 (1) 遮断器、継電器 電磁接触器、タイマー リモコン、変圧器等	① 漏電遮断機のテストボタンにて動作の確認を行う。 ② 各機器の異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検する。 ③ 点検時を除き非常用ブレーカーがON（入）になっていることを確認する。	
4 絶縁測定	① 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	
5 接地抵抗	① 接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	単独接地極の場合に限る。

付表 1-2 電灯・動力設備【制御盤】 1/2

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
1 キャビネット (1) 屋内型	① 盤の取付状況（支持ボルトの緩み）を確認する。 ② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無を点検する。 ③ 断熱充填物（不燃耐熱シール材）の欠損及び割れの有無を点検する。 ④ 断熱ボックスに割れ等がないことを確認する。	耐熱形分電盤に限る。 耐熱形分電盤（1種）に限る。
2 導電部 (1) 母線、分岐導体 盤内配線支持物等 (2) 端子台	① 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無を点検する。 ② 異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検する。 ③ 導電接続部の緩みの有無を点検する。 ④ 変色及び異臭の有無を点検する。	
3 機器、制御回路 (1) 遮断器、 電磁接触器、継電器 端子台、計器 制御スイッチ、 インバータ、 変流器、表示灯 進相コンデンサ、 ヒューズ類 (2) 制御回路	① テストボタン（漏電遮断器等）による動作確認を行う。 ② 異音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。 ③ 機器取付状態の良否を点検する。 ④ 単位装置ごとに試験運転を行い運転電流を確認する。 ⑤ 換気扇の回転状態、異常音の有無を点検する。 また、ファン部のごみの付着、汚損等の有無を点検する。 ⑥ 液面電極、レベルスイッチ等の状態を点検する。 ⑦ インバータ用冷却ファンの作動状態を点検する。 ⑧ 自動、連動運転等のシステム運転の確認を行う。 ⑨ 警報装置の動作確認を行う。 ⑩ 液面継電器の動作確認を行う。 ⑪ インバータの単体運転にて、相間出力電圧及び出力電流のバランス確認を行う。	

役務件名	特 高 受 変 電 設 備 点 検 保 守	図面番号	10/26
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

付表 1-2 電灯・動力設備【制御盤】 2/2

点検項目	点検及び保守内容	備考
4 絶縁測定	① 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	
5 接地抵抗	② 接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	単独接地極に限る。

付表 1-3 電灯・動力設備【幹線】 1/1

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 ケーブル等の配線	① ケーブル被覆材、支持材及び端子部の損傷、腐食、過熱等の異常の有無を点検する。 ② 端子部及び分岐接続部の緩み等を点検する。 ③ ケーブル支持材（結束材を含む）の緩み等の有無を点検する。 ④ 垂直幹線の最上部の支持状態を点検する。	
2 バスダクト	① 接続部の外面が異常な温度となっていないことを確認する ② 接地ボンド、分岐部ボルト等の緩みの有無を点検する。	
3 ケーブルラック及び配管	① ケーブルラック及び配管の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。	
4 防火区画貫通処理部	① 亀裂、欠落等の有無を点検する。	
5 絶縁抵抗	① 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	

付表 2-1 受変電設備【電気室、配電盤等（内部機器を除く）】 1/2

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 電気室	① 小動物が進入するおそれのある開口部の有無を点検する。 ② 取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることを確認する。 ③ 室内温度及び湿度の測定を行い、その良否を点検する。 ④ 室内整理状況の良否を点検する。 ⑤ 点検及び操作上必要な照度が確保されているかを確認する。 ⑥ 保守点検に必要な通路が確保されているかを確認する。 ⑦ 電気室内の用途以外に使用されていないかを確認する。。	
2 配電盤 (1) 盤外観 (2) 開放形母線、閉鎖形盤内部 (各機器を除く)	① 配電盤据付け状態、損傷、錆、変色等の有無を点検する。 ② 盤内への漏水又は痕跡、小動物が進入するおそれのある開口部の有無を点検する。 ③ 点検扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検する。 ④ パイプフレーム等の据付状況の良否、締付ボルトの緩みの有無を点検する。 ⑤ 操作レバー・ボタン、切替スイッチ等の機器破損及び機器取付け状況の良否を点検する。 ① 内部床上、機器仕切板等の清掃を行う。 ② 母線、支持碍子類、絶縁隔離板等の損傷、過熱、錆、変形汚損、変色等の有無を点検する。 ③ 機器取付及び配線接続状況の良否を点検する。 ④ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ⑤ 制御回路機器の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ⑥ 配線符号（マークキャップ、端子番号等）の損傷及び脱落の有無を点検する。 ⑦ 盤内照明の点灯、換気扇の作動の良否を点検する。	開放形の場合に限る。

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	11/26
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表 2-1 受変電設備【電気室、配電盤等（内部機器を除く）】 2 / 2

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
3 外部配線 (1) ケーブル等の配線 バスダクト、 ケーブルラック及び 配管	① ケーブル等の配線 ・ ケーブル被覆材、支持材及び端子部の損傷、腐食、過熱等の異常の有無を点検する。 ・ 端子部及び分岐接続部の緩み等を点検する。 ・ ケーブル支持材（結束材を含む）の緩み等の有無を点検する。 ・ 垂直幹線の最上部の支持状態を点検する。 ② バスダクト ・ 接続部の外面が異常な温度となっていないことを確認する。 ・ 接地ボンド、分岐部ボルト等の緩みの有無を点検する。 ③ ケーブルラック及び配管 ・ ケーブルラック及び配管の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。 ④ 防火区画貫通処理部 ・ 亀裂、欠落等の有無を点検する。 ⑤ 絶縁測定 ・ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	
4 絶縁測定	① 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	
5 接地抵抗	① 接地端子盤等において各種接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	

付表 2-2 受変電設備【変圧器（モールド変圧器、油入変圧器、特別高圧用ガス入変圧器）】 1 / 2

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
1 モールド変圧器	① 機器外面の汚損、損傷、加熱、さび、腐食、変形、変色、異音等の有無を点検する。 ② 本体取付及び配線接続状態の良否を点検する。 また、防振装置を有するものは、その劣化の有無を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④ ダイアル温度計の損傷（パッキン導管）の有無及び指示値の良否を確認する。 ⑤ タップ切換器の破損、変色等の有無を点検する。 ⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ⑦ 冷却ファン付きは、外観及び作動の良否を点検する。 ⑧ 負荷時タップ切換器の破損、変色等の有無を点検する。 ⑨ 巻線の過熱変色及びヨークコア鉄板の飛び出しの異常の有無を点検する。	
2 油入変圧器	① 機器外面の汚損、損傷、加熱、さび、腐食、変形、変色、異音等の有無を点検する。 ② 本体取付及び配線接続状態の良否を点検する。 また、防振装置を有するものは、その劣化の有無を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④ ダイアル温度計の損傷（パッキン導管）の有無及び指示値の良否を確認する。 ⑤ タップ切換器の破損、変色等の有無を点検する。	

役務件名	特 高 受 変 電 設 備 点 検 保 守	図面番号	12/26
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

2 油入変圧器	⑥ 絶縁油を採取して次の試験を行い、その良否を確認する。 ・絶縁破壊電圧試験・酸化度試験・油中ガス分析・油中水分測定 試験の実施年度は平成26年度のみとする。
---------	---

付表2-2 受変電設備【変圧器（モールド変圧器、油入変圧器、特別高圧用ガス入変圧器）】 2/2

点検項目	点検及び保守内容	備考
2 油入変圧器	⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する ⑦ 冷却ファン付は、外観及び作動の良否を点検する。 ⑧ 負荷時タップ切換器の破損、変色等の有無を点検する。 ⑨ 油面計により油量の良否を確認する。 ⑩ 放圧装置の外面の汚れ、損傷等の有無を点検する。 ⑪ 劣化防止装置（吸湿呼吸器、コンサベータ等）の油面計指示値の良否、外面の汚れ、損傷等の有無を点検する。	
3 特別高圧ガス入変圧器	① 機器外面の汚損、損傷、加熱、さび、腐食、変形、変色異音等の有無を点検する。 ② 本体取付及び配線接続状態の良否を点検する。 又、防振装置を有するものはその劣化の有無を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④ ダイヤル温度計の損傷（パッキン導管）の有無及び指示値の良否を確認する。 ⑤ タップ切換器の破損、変色等の有無を点検する。 ⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ⑦ 冷却ファン付は、外観及び作動の良否を点検する。 ⑧ ガス配管及び安全弁の汚れ、損傷、さび、腐食等の有無を点検する。 ⑨ 圧力計の汚れ、損傷、さび腐食等の有無を点検する。 ⑩ ガス強制循環式の場合は、ガス送風機の異常音の有無を点検する。 ⑪ 密度スイッチ（圧力スイッチ）の動作、復帰の点検をする。	

付表2-3 受変電設備【交流遮断器（真空遮断器、油遮断器、ガス遮断器）】 1/2

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 真空遮断器	① 機器外面の損傷、加熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 また、引出形にあたっては、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の良否を点検する。 ④ 遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否を点検する。 また、動作回数を確認する。 ⑤ 制御回路の断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検する。 ⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	
2 油遮断器	① 機器外面の損傷、加熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 また、引出形にあたっては、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の良否を点検する。	

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	13/26
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表 2-3 受変電設備【交流遮断器（真空遮断器、油遮断器、ガス遮断器）】 2/2

2 油遮断器	④ 遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否を点検する。 また、動作回数を確認する。 ⑤ 制御回路の断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検する ⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ⑦ 油量が適切であることを確認する。	
3 ガス遮断器 【特別高圧用】	① 機器外面の汚損、損傷、加熱、さび、腐食、 変形、変色等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ③ 引き込みケーブル等の端子部及びブッシングの汚損、 亀裂の有無を点検する。 ④ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検 する。 ⑤ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの点検をする。 ⑥ 開閉装置及び遮断器の入・切操作を行い、その作動の良 否を点検する。 ⑦ 密度スイッチ（圧カスイッチ）の動作復帰の点検をする。 ⑧ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	

付表 2-4 受変電設備【断路器】 1/1

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
1 断路器	① 機器外面の汚損、損傷、加熱、さび、腐食、変形、変色 等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検 する。 ④ 接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。 ⑤ 開閉器入・切操作を行い、その良否を点検する。 ⑥ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。 ⑦ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	

付表 2-5 受変電設備【計器用変成器】 1/1

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
1 計器用変成器	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色 等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検 する。 ④ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ⑤ 電線貫通形の変流器は、貫通部の亀裂、変色等の有無を 点検する。 ⑥ 電力ヒューズ付は、汚損、亀裂等の有無を点検する。 また、予備ヒューズの確認を行う。 ⑦ 変成器二次巻線と大地間の絶縁抵抗を測定し、その良否 を確認する。 ⑧ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	

役務件名	特 高 受 変 電 設 備 点 検 保 守	図面番号	14/26
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

付表 2-6 受変電設備【避雷器】 1/1

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
1 避雷器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色、異音等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	

付表 2-7 受変電設備【高圧負荷開閉器（閉鎖形気中開閉器、開放形気中開閉器、真空開閉器）】 1/1

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
1 閉鎖形気中開閉器	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 また、引出形は、出入操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④ 制御回路部等を有するものは、絶縁抵抗を測定し、その良否を点検する。 ⑤ 開閉器入・切操作を行い、その良否を点検する。 ⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	
2 開放形気中開閉器 【LBS】	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 また、引出形は、出入操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④ 制御回路部等を有するものは、絶縁抵抗を測定し、その良測定し、その良否を点検する。 ⑤ 開閉器入・切操作を行い、その良否を点検する。 ⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ⑦ 接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。 ⑧ 電力ヒューズ付は、汚損、亀裂等の有無を点検する。 また、予備ヒューズの確認を行う。 ⑨ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。	
3 真空開閉器	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 また、引出形は、出入操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④ 制御回路部等を有するものは、絶縁抵抗を測定し、その良否を点検する。 ⑤ 開閉器入・切操作を行い、その良否を点検する。 ⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ⑦ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。	

役務件名	特 高 受 変 電 設 備 点 検 保 守	図面番号	15/26
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

付表 2-8 受変電設備【高圧カットアウト】 1/1

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
1 高圧カットアウト	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④ 接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。 ⑤ 開閉器入・切操作を行い、その良否を点検する。 ⑥ 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検する。 また、予備ヒューズの確認を行う。 ⑦ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	

付表 2-9 受変電設備【高圧電磁接触器】 1/1

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
1 高圧電磁接触器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 また、引出形は、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ⑤ 接触器の開閉動作及び開閉表示の良否を点検する。 ⑥ 油面計により油量が適正であることを確認する。	油入形に限る。

付表 2-10 受変電設備【力率改善装置】 1/1

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
1 力率改善装置 【進相コンデンサ 直列リアクトル】	① 機器外面の損傷、過熱、錆、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④ 絶縁測定を測定し、その良否を確認する。	

付表 2-11 受変電設備【指示計器、表示操作及び保護継電器】 1/2

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
1 指示計器、表示操作 及び保護継電器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、錆、腐食、変形、変色等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ⑤ 各指示計器の零点調整を行う。 また、正常に機能していることを確認する。 ⑥ 保護継電器等の故障検出器を作動させて、警報及び故障表示の確認を行う。	指示計器に限る。 保護継電器に限る。

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	16/26
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表 2-11 受変電設備【指示計器、表示操作及び保護継電器】 2/2

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 指示計器、表示操作及び保護継電器	⑦ シーケンス試験（インターロック試験及び保護継電器との連動試験）を行う。 ⑧ 保護継電器（ネットワーク継電器）試験を行うこと。	

付表 2-12 受変電設備【低圧開閉器類】 1/1

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 低圧開閉器類 【配線用遮断器、漏電遮断器、電磁接触器等】	① 機器外面の損傷、過熱、錆、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④ 開閉器の開閉動作及び遮断動作の良否を点検する。 ⑤ 配線用遮断機等の用途名称が正しいことを確認する。	

付表 2-13 受変電設備【特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ（GIS、C-GIS）】 1/1

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ 【GIS、C-GIS】	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、錆、腐食、変形、変色等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ③ 引込ケーブル等の端子部及びブッシングの汚損、亀裂の有無を点検する。 ④ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ⑤ 制御回路部の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ⑥ 開閉装置及び遮断器の入・切操作を行い、その作動の良否を点検する。 ⑦ 密度スイッチ（圧力スイッチ）の動作復帰の点検をする。 ⑧ 絶縁抵抗測定し、その良否を確認する。	

付表 2-14 受変電設備【その他の特別高圧関連機器】 1/1

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 充電判定装置	① 電力会社の送電を確認する充電判定装置の端子接続状況及び作動の良否を点検する。	

付表 3 自家発電設備 1/1

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 連動試験	① 停電により常用電源を遮断にしたときは、自動的に自家発電設備に切り替わり、常用電源を復旧したときは、自動的に常用電源に切り替わることを確認する。	

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	17/26
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表 4 - 1 直流電源設備【整流裝置】 1 / 1

[illegible]

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	18/26
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表 4-2 直流電源設備【蓄電池】 1 / 1

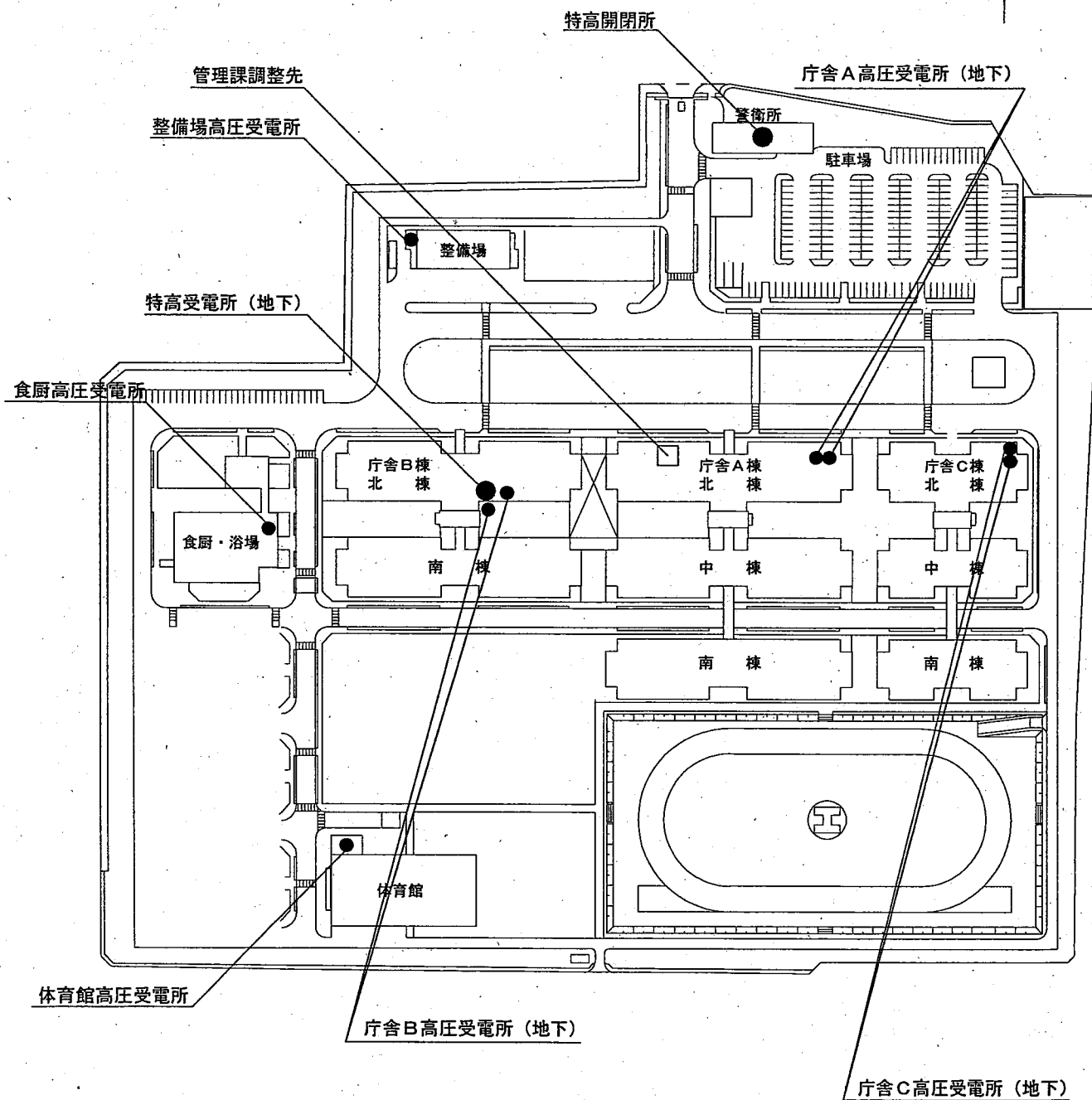
点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
1 外観状況	① 全セルについて電槽、蓋、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、亀裂及び漏液の有無を点検する。尚、触媒栓式シール形蓄電池は、触媒栓の交換時期を確認する。又、据置鉛蓄電池（制御弁式）は、蓄電池の交換時期を確認する。 ② 封口部のはがれ、亀裂等の有無を点検する。 ③ 全セルについて、電解液量を確認する。 また、減液警報用電極の断線、腐食及び変形の有無を点検する。 ④ 架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。 ⑤ 蓄電池の転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無を点検する。 ⑥ 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、焼損及び腐食等の有無を点検する。	
2 機能	① 浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否を確認する。 ② 浮動充電中の電解液比重及び温度測定を下記により行い、その良否を確認する。 ・据置鉛蓄電池は全セル（据え置き鉛蓄電池（制御弁式）及び小形シール鉛蓄電池は電解液比重測定を除く。）について行う。 ・アルカリ蓄電池はパイロットセルのみについて行う。 ③ 上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判断された場合、均等充電が実施されていることを確認し、実施されていない場合は点検終了後均等充電を行う。	

付表 5 中央監視システム装置 1 / 1

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
1 入出力端末装置	① 内外観部、電源部等に変形、損傷、汚れ、著しい腐食等の有無を点検する。なお、汚れ等がある場合は清掃する。 ② 接続部（入出力プリント板、各コネクター各TB、ネジ類）の損傷、変色、変形がないか点検し、締付け部緩みの増締めを行う。 ③ 入出力端子の不具合ポイントの調整修理を行う。 ④ 入出力端子のケーブル等の締付け状態及び電源電圧（入力電圧、出力電圧）を確認する。 ⑤ 入出力作動試験は、ポイントの作動確認及び調整を行う。 ただし、警報点の作動確認は、対象機器作動による方法又は入出力端子にて擬似信号入力により行う。 又、計数点の作動確認は、現場表示との整合又は基準電源を入力することにより行う。	

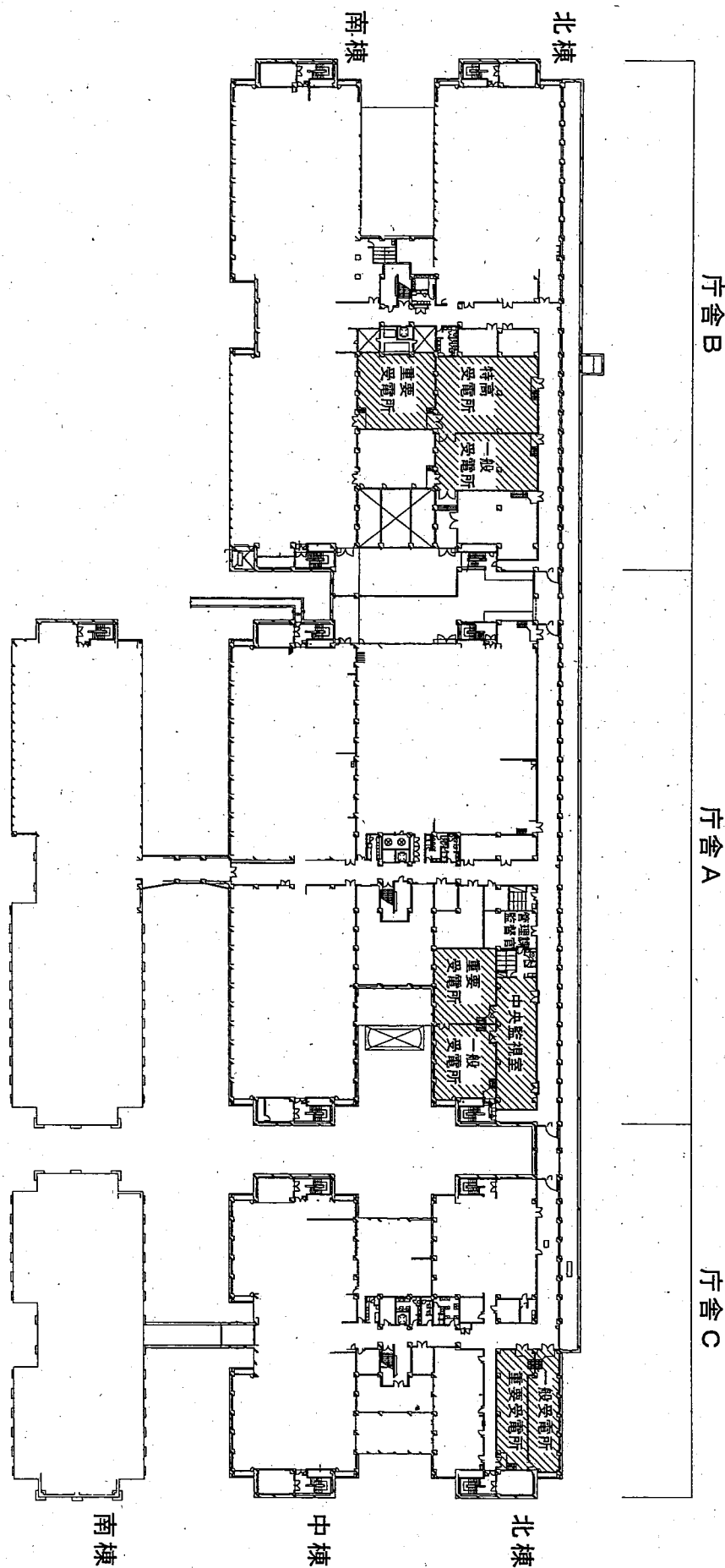
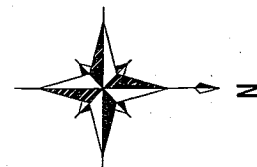
役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	19/26
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付図 1



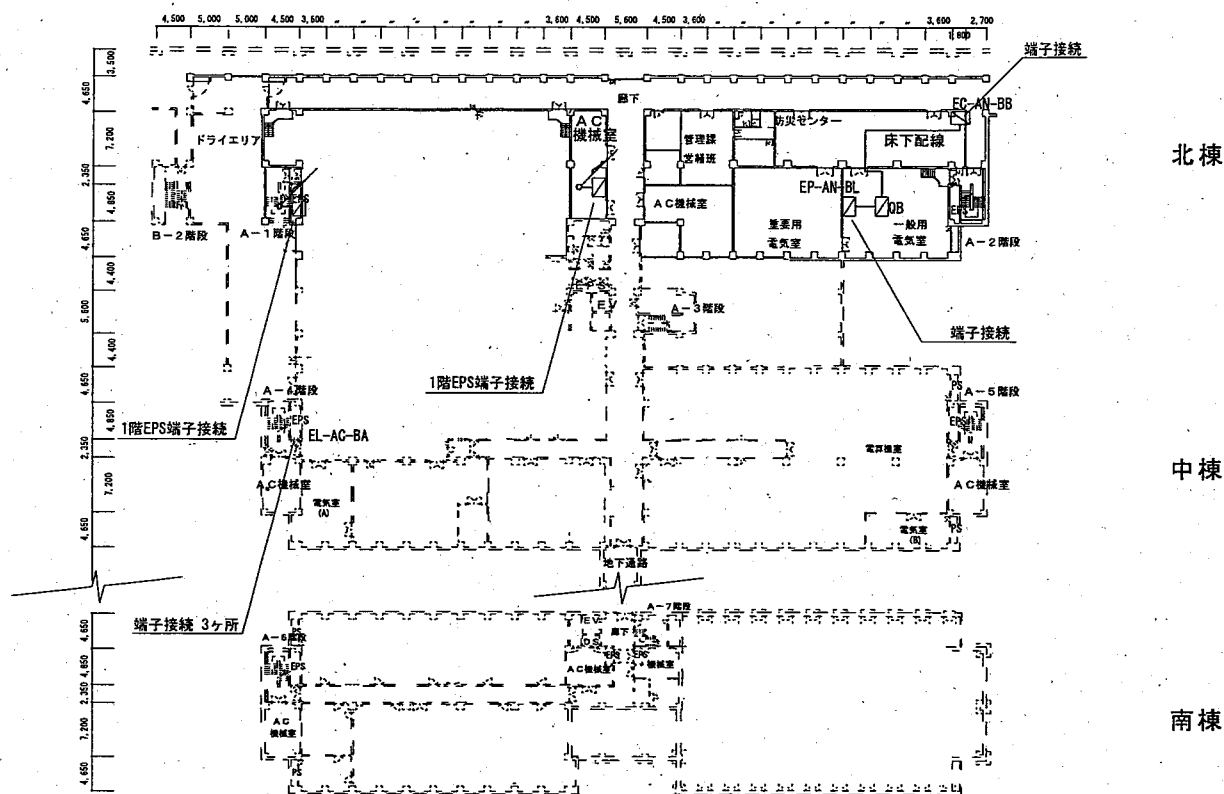
役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	20/26
種 別	仕様書 (配置図)	縮 尺	1/2500
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付図 2

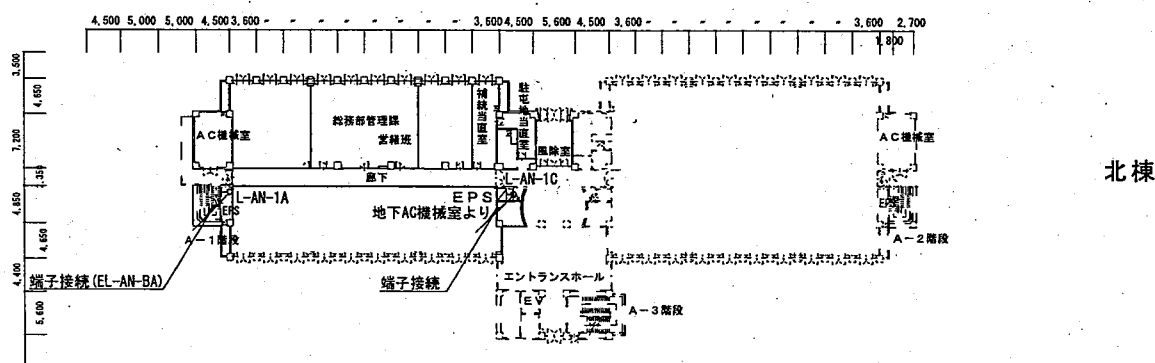


役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	21/26
種 別	仕様書 (庁舎地階平面図)	縮 尺	1/1200
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付図 3



倉舎A地下1階平面図



倉舎A北棟1階平面図

A 倉舎仮設電源一覧	
線 種	数 量
22sq×3c	28.0m
14sq×3c	5.0m
VVF2.0×2c	11.0m

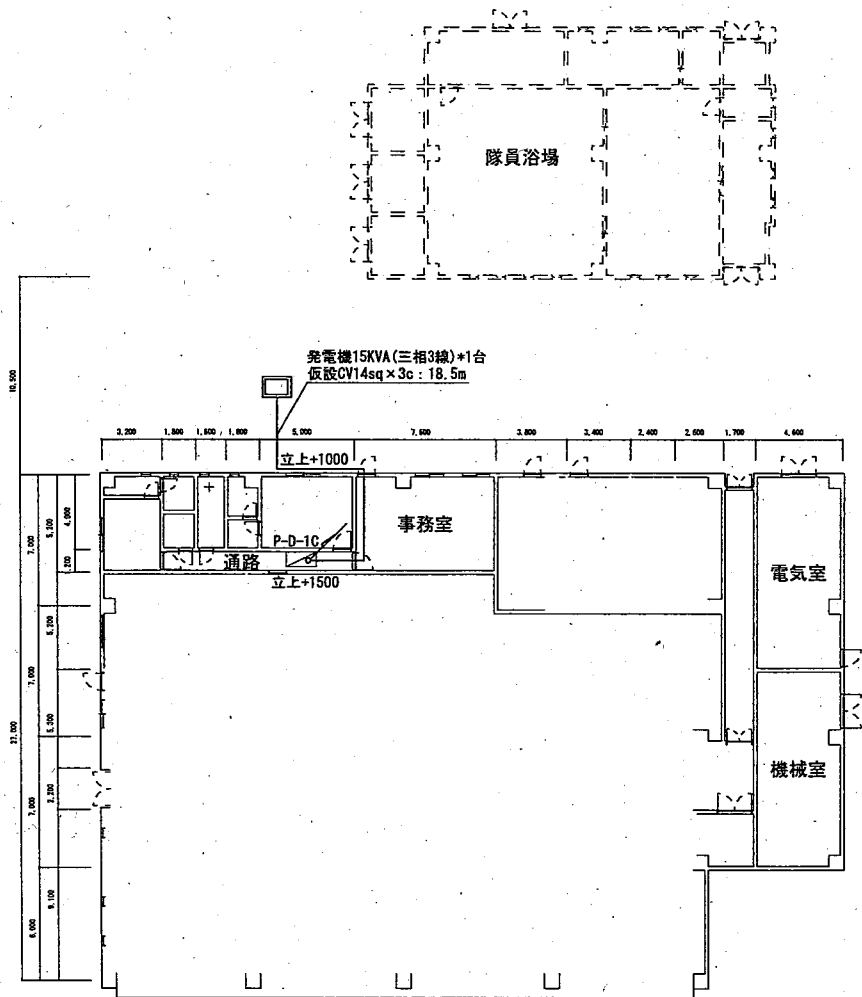
役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	22/26
種 別	倉 舎 A 仮 設 電 源 平 面 図	縮 尺	1/1000
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

Architectural floor plan of the 1st floor (1F) of the building. The plan shows a central 'エントランスホール' (Entrance Hall) with a 'L-CN-1C' and '端子接続 (EP-CN-BF)' (Terminal Connection) area. To the left is an 'AC機室' (AC Machine Room) and a '風除室' (Windproof Room). To the right is another 'AC機室'. The plan also shows 'A-1階段' (A-1st Floor) and 'A-3階段' (A-3rd Floor) areas. A '仮設CV14sq x 3c : 5m' (Temporary CV14sq x 3c : 5m) is indicated. The plan is labeled '北棟' (North Building) and '中棟' (Middle Building). A scale bar at the top indicates dimensions from 0 to 8.00 meters.

C 庁舎仮設電源一覧	
線 種	数 , 量
14sq × 3c	8.5m
発電機15KVA (三相3線)	1台

99

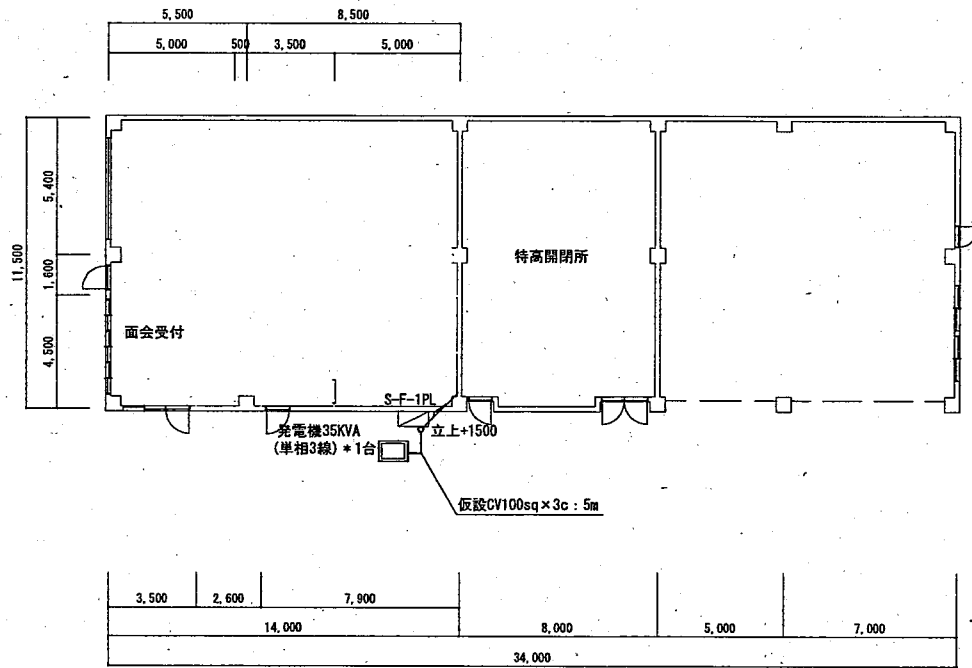
付図 6



食厨仮設電源一覧	
線 種	数 量
14sq×3c	18.5m
発電機15KVA (三相3線)	1台

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	25/26
種 別	食厨仮設電源平面図	縮 尺	1/400
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付図 7



警衛所仮設電源一覧	
線 種	数 量
100sq x 3c	5.0m
発電機30KVA (単相3線)	1台

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	26/26
種 別	警衛所仮設電源平面図	縮 尺	1/300
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

特記仕様書

1 件 名 : 親子時計点検保守

2 場 所 : 東京都北区十条台1丁目5-70
随上自衛隊十条駐屯地

3 概 要 : 親子時計×3台の点検保守

4 一般事項

- (1) 本点検保守は、本特記仕様書により実施する。
- (2) 本点検保守に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
- (3) 本点検保守に必要な工具・計測機器等の器材及び消耗部品・材料・油脂等は受注者の負担とする。
- (4) 本点検保守の内容に、従業者が生じた場合は、監督職員と協議する。
- (5) 本点検保守の遂行に際しては、監督職員の指示に従う。また、業務の実施に先立ち、実施体制・実施工程・業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、監督職員に承認を受ける。
- (6) 本点検保守の実施にあたり、関係法令等を遵守し業務の円滑な遂行を図る。
- (7) 受注者は、現場代理人を定め監督職員に届け出る。また、現場代理人を変更する場合は、安全処置をこうじ、事故発生を防止する。また、火気を使用する場合は、整備の内容に必要の手続きを行い、許可を受けた後使用する。
- (8) 現場代理人及び業務作業者は、整備の内容に必要の手続きを行い、許可を受けた後使用する。
- (9) 本点検保守に際し、取り合い及び技術的に当るべき事項については、請負業者の責任において現地に復旧するものとする。
- (10) 本点検保守の写実は、施工前、施工中、完了後及び隠ぺい箇所、主要な工事設備等、その他監督官の指示する箇所を撮影し、写真（カラー・モノクロ）1部を原図（ネガ及び電子記憶媒体）と共に工程圖に写真（A4版）に整理し検査前に提出する。
- (11) 電子記憶媒体で提出する場合は、130万画素以上・JPEG形式とする。
- (12) 点検保守完了後、点検保守結果報告書を作成し監督職員に1部提出する。
- (13) 検査官の検査を受ける場合は、あらかじめ監督職員の指示した必要書類を提出し、監督職員の点検を受ける。
- (14) 本点検保守の範囲は次のとおりとする。
 - ア 機器の埃除去等の清掃
 - イ 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
 - ウ 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
 - エ ボルト、ねじ等で締めがある場合の締め
 - オ 次に示す消耗部品の交換又は補充
 - (ア) 潤滑油、 그리스、充て油等
 - (イ) ランプ類、ヒューズ類
 - (ウ) バッテリー、ガスケット、オリング類
 - (エ) 精製水
 - カ 接触部分、回転部分等への注油
 - キ 軽微な損傷がある場合の補修
 - ク 塗装（タフペイント）
 - ケ その他これらに類する軽微な作業
- (15) 本点検保守の結果、対象部分の脱落、落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、応急措置を講じるとともに、速やかに監督職員に報告する。

5 特記事項

- (1) 点検保守にあたっては、当該製造会社の整備書等に基づき実施する。
- (2) 対象設備一覧表

設備名称	規格	数量	設置場所	備考
親子時計	16回線	1台	庁舎A地下階	
	9回線	1台	庁舎B地下階	
	12回線	1台	庁舎C地下階	

- (3) 点検保守完了後、試運転及び機器調整を実施し設備が異常なく機能することを確認する。

6 点検内容

(1) 親子時計

項目	内容	容	周	期	備	考
1 親子時計部	① 精度を点検し、累積誤差のないことを確認する。 ② 機構部、モーターを点検する。 ③ 信号機出力部を点検する。 ④ 各スイッチ等の動作・機能を点検する。 ⑤ 水晶出力電圧を測定し、正常値内にあることを確認する。 ⑥ 入力電圧を測定し、正常値内にあることを確認する。 ⑦ 整流電圧を測定し、正常値内にあることを確認する。 ⑧ 充電電流を測定し、正常値内にあることを確認する。 ⑨ 電池電圧を測定し、正常値内にあることを確認する。 ⑩ メーター類を点検する。 ⑪ バッテリーの状態を確認する。 ⑫ 入出力端子を点検し、緩みがあれば締め付ける。 ⑬ リレーの動作、接点を点検する。 ⑭ 各スイッチ等の動作・機能を点検する。 ⑮ 回線モニターを点検する。 ⑯ 各回線の信号出力電圧を測定し、異常のない事を確認する。 ⑰ 回線異常保護回路の動作を確認する。 ⑱ 受信状態を確認する。	① 精度を点検し、累積誤差のないことを確認する。 ② 機構部、モーターを点検する。 ③ 信号機出力部を点検する。 ④ 各スイッチ等の動作・機能を点検する。 ⑤ 水晶出力電圧を測定し、正常値内にあることを確認する。 ⑥ 入力電圧を測定し、正常値内にあることを確認する。 ⑦ 整流電圧を測定し、正常値内にあることを確認する。 ⑧ 充電電流を測定し、正常値内にあることを確認する。 ⑨ 電池電圧を測定し、正常値内にあることを確認する。 ⑩ メーター類を点検する。 ⑪ バッテリーの状態を確認する。 ⑫ 入出力端子を点検し、緩みがあれば締め付ける。 ⑬ リレーの動作、接点を点検する。 ⑭ 各スイッチ等の動作・機能を点検する。 ⑮ 回線モニターを点検する。 ⑯ 各回線の信号出力電圧を測定し、異常のない事を確認する。 ⑰ 回線異常保護回路の動作を確認する。 ⑱ 受信状態を確認する。	全て年1回			
2 電源部						
3 子時計回線制御部						
4 電波受信装置						

件 名 親子時計点検保守

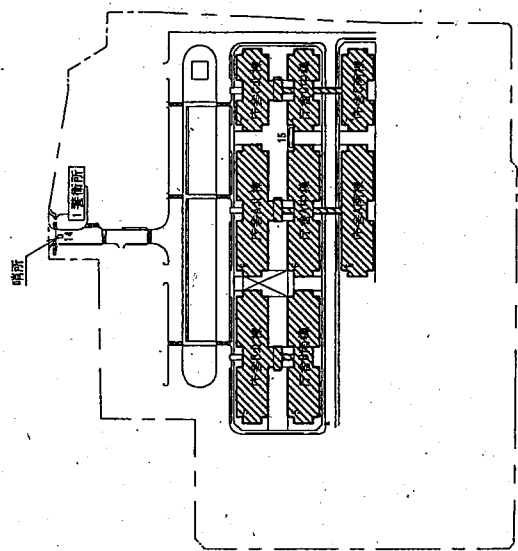
図 名 特記仕様書

縮 尺

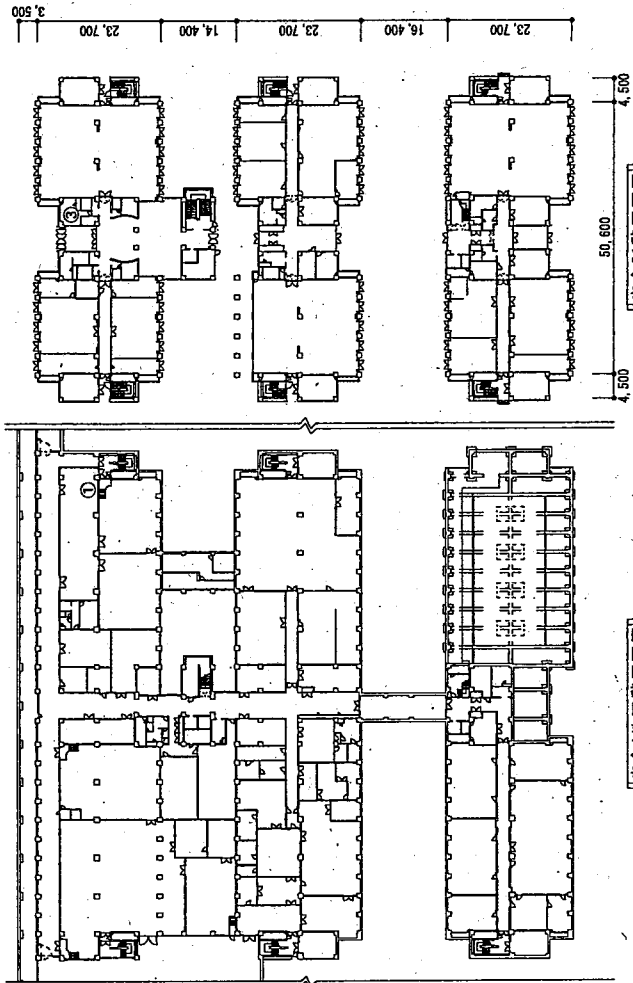
作成年月日 平成22年11月10日

図面番号 1/3

随上自衛隊補給制本部 総務部 管理課



圖面中階下地舍片



圖目字號C100片

件	名	親子時計点検保存
図	名	案内図、配置図、庁舎C1階・庁舎A地階・庁舎B1階平面図
縮	尺	図 示 作成年月日 平成22年11月10日 図面番号 2/3

一 般 仕 様 書

1 件 名 消防設備点検保守

2 場 所 東京都北区十条台 1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地

3 一般共通事項

- (1) この仕様書は、建築物等の点検及び保守に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。
- (2) 法定点検、点検の基準、点検保守、期間及び結果報告は、消防法、同法施行令、同法施行規則及び建築基準法、同法施行令、同法施行規則及びこれらに基づく、告示等に定めるところによる。
- (3) 点検保守を行うに当たっては、官側及び監督官と十分協議して危害発生の防止を図るとともに、当該点検保守に係る設備の概要・状態を十分把握し実施する。
- (4) 点検保守後は、電源電圧の確認スイッチの入り及び収納状態を再度確認し、必ず元の状態に復帰しておくものとする。
- (5) 点検は、消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式（消防庁告示第三二号 18. 7. 3）に定めるところにより、適正に行い必要に応じて保守、その他の処置を構ずるものとする。
- (6) 点検整備に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属されているものを除き請負業者負担とする。
- (7) 点検整備に必要な光熱水料等は、特記に示す以外は官側の負担とする。
- (8) 保守に必要な消耗品、材料、油脂等は請負業者の負担とする。
- (9) 業務作業者
 - ア 消防設備士又は消防設備点検資格者の資格の取得者がその業務を行うことを証明する書類を監督官に提出するものとする。また、変更等の場合も同様とする。
 - イ 官側は、勤務員の業務の履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し必要な措置を求めることができることとする。その場合、請負業者は業務に支障のないよう必要な措置をとらなければならない。

役務件名	消 防 設 備 点 検 保 守	図面番号	1/31
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

(10) 現場代理人の職務

- ア 請負業者は、勤務員の中から現場代理人を選任し、官側に届けを提出するものとする。
イ 現場代理人は、仕様書その他関係書類により、業務の目的・内容等を十分理解して実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

(11) 業務計画書

請負業者は、業務の実施に先立ち実施体制、実施工程表等業務を適正に実施するために、必要な事項を記載した業務計画書を監督官に提出し、協議するものとする。

(12) 点検保守を実施後、消防法等関係法令に従い点検結果報告を速やかに作成し、監督官に提出するものとする。点検保守の結果、劣化状況及び破損の箇所は、必要に応じ写真及び書面で監督官に提出し指示を受けるものとする。

(13) 請負業者は、勤務員の不注意等により、建物等を損傷させた場合は請負業者の責任において復旧補修を実施するものとする。

(14) 保安上、許可を受けない場所への立入りは厳禁とする。ただし、業務に際して立入りする場合には、監督官と調整し所定の手続きをするものとする。なお、業務の実施に伴い知り得た情報等は決して外に漏洩してはならない。

(15) 対象設備及び点検基準は、点検要領書及び点検基準書による。

4 提出書類

(1) 結果報告

点検終了後、消防法上定められた様式「消防設備点検結果報告書」により、監督官に提出すること。(正、副の2部)

(2) 請負業者は、官側の指定期日までに次の書類を提出すること。

- ア 勤務員の指定(取消)届
イ 現場代理人の選任(解任)届
ウ 業務計画書
エ 役務完了届
オ その他官側の指定するもの

業務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。(完成図書データをCD-R等にて提出)

監督官より受けたデータは全て監督官に返納すること。

関連した情報が漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとる。

役務件名	消 防 設 備 点 検 保 守	図面番号	2/31
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

5 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真(カラーサービス版)1部を原版(ネガ又は電子記録媒体)とともに、工程順に工事写真帳(A4版)及びネガ帳(A4版)に整理し完了検査前に監督官に1部提出する。

電子記録媒体(CD-R等)で提出する場合は、下記のとおりとする。

総画素数 130万画素数以上

ファイル形式 JPEG

施工写真はカラーサービス版に印刷すること。

6 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義が生じた場合には、官側及び監督官と協議し指示を受けるものとする。

役務件名	消 防 設 備 点 検 保 守	図面番号	3/31
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

特 記 仕 様 書

1 業務概要

十条駐屯地における警衛所・庁舎A棟・庁舎B棟・庁舎C棟・食厨浴場棟・隊舎A棟・隊舎B棟・隊舎C棟・倉庫・整備場・油脂庫・体育館・南門警衛所・給油所・地下タンク貯蔵所屋外に設置されている消防設備等の点検に伴う業務を行うものとし、その建設規模は次のとおり。

建 物 名 称	構 造・規 模	延床面積
庁舎A棟(北・中・南)	鉄筋鉄骨コンクリート 地下1階 地上4階	31,816 m ²
庁舎B棟(北・南)	鉄筋鉄骨コンクリート 地下1階 地上4階	21,554 m ²
庁舎C棟(北・中・南)	鉄筋鉄骨コンクリート 地下1階 地上4階	17,361 m ²
警衛所・特高開閉所・塵芥処理場	鉄筋鉄骨コンクリート 1階	381 m ²
食厨・浴場棟	鉄筋鉄骨コンクリート 1階	1,312 m ²
隊舎A棟	鉄筋鉄骨コンクリート 4階	3,669 m ²
隊舎B棟	鉄筋鉄骨コンクリート 4階	3,669 m ²
隊舎C棟	鉄筋鉄骨コンクリート 4階	3,669 m ²
倉 庫	鉄筋鉄骨コンクリート 2階	1,857 m ²
整備場	鉄筋鉄骨コンクリート 2階	794 m ²
油脂庫	鉄筋鉄骨コンクリート 1階	30 m ²
体育館	鉄 骨 2階	1,768 m ²
南門警衛所	鉄筋鉄骨コンクリート 1階	26 m ²
給油所	屋 外	—
地下タンク貯蔵所	屋 外	—

2 点検要領

(1) 点検項目及び基準は、点検基準書により実施する。

(2) 点検結果については、消防法上定められた様式「消防設備点検結果報告書」により官側に提出するものとする。

役務件名	消 防 設 備 点 検 保 守	図面番号	4/31
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

(3) 消防設備点検後、関係する周辺及び設備の清掃を実施する。

(4) 本点検は、機器点検及び総合点検とする。

ア 機器点検(六月)

次の事項について、消防設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。

- ・ 消防用設備等に付属される非常電源(蓄電池に限る。)又は動力消防ポンプの正常な作動
- ・ 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
- ・ 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

イ 総合点検(一年)

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類に応じ、別に告示で定める基準により確認すること。

(5) 点検期間は官側と協議し、1回目を機器点検(六月)、2回目は総合点検及び機器点検(一年)とし実施すること。なお、監督官の指定する保安上定められた場所の点検は監督官の指示による。

(6) 消防用設備等の種類及び点検周期は次のとおりとする。

ア 機器点検(六月)

消火器・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・屋外消火栓設備・自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備・避難設備・排煙設備・非常電源(自家発電設備を除く)並びに、非常用電話(配線は除く)

イ 総合点検(一年)

消火器・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・屋外消火栓設備・自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備・避難設備・排煙設備・非常電源(自家発電設備を除く)並びに、非常用電話(配線を含む)・総合操作盤(防災センター)

(7) 不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・各ボンベ容器弁(安全弁)の整備・点検
「消防用設備等の点検要領の全部改正について(消防予第172号 14、6、11)」により下記の整備・点検を行う。

ア 整備

- 1 容器弁の交換(新品) 2 容器外装研磨 3 容器補修塗装

イ 点検要領

「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領(消防予第132号 21、3、31)」に従い

- 1 外観点検 2 構造、形状、寸法点検 3 耐圧点検 4 機密点検 5 安全装置等作動点検 6 表示点検 を行う。

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	5/31
図面名	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

2 点 検 設 備

(1) 警衛所・特高開閉所・塵芥処理場

番号	消 防 設 備 等	品 名	型 式 等	数 量
1	消火器	粉末消火器	加圧式	5本
2	〃	強化液消火器	蓄圧式	3本
3	〃	二酸化炭素消火器	7型	2本
4	自動火災報知設備	副受信機	19回線以下	1面
5	〃	差動式スポット型感知器		12個
6	〃	発信機	P型1級	2個
7	〃	表示灯		2灯
8	〃	音響装置		2個
9	〃	常用電源		1組
10	〃	予備電源		1組

(2) 庁舎A(北棟・中棟)

番号	消 防 設 備 等	品 名	型 式 等	数 量
1	消火器	粉末消火器	加圧式	92本
2	〃	強化液消火器	蓄圧式	133本
3	屋内消火栓設備	加圧送水装置	ポンプ・モーター	1組
4	〃	制御盤		1面
5	〃	消火栓		30組
6	〃	起動スイッチ		30個
7	〃	表示灯		30灯
8	〃	音響装置		30組
9	〃	表示盤		1面
10	〃	水源(貯水槽、給水装置)		1組
11	〃	呼水装置		1組
12	〃	放水試験		1式
13	屋外消火栓設備	加圧送水装置	ポンプ・モーター	1組
14	〃	制御盤		1面
15	〃	表示盤		1面
16	〃	呼水装置		1組
17	スプリンクラー設備	加圧送水装置	ポンプ・モーター	2組
18	〃	起動装置		1組
19	〃	ヘッド	閉鎖型	226個
20	〃	制御盤		2面
21	〃	流水検知装置	自動警報弁	1組
22	〃	表示盤		1面

役 務 件 名	消 防 設 備 点 検 保 守	図面番号	6/31
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
23	スプリンクラー設備	呼水装置		1組
24	"	送水口		1箇所
25	"	圧力スイッチ		1個
26	"	末端試験弁		1個
27	"	放水試験		1式
28	不活性ガス消火設備	消火剤貯蔵容器	二酸化炭素	97基
29	"	容器弁開放装置	ガス圧式	97個
30	"	起動用ガス容器		4個
31	"	起動用操作函		4個
32	"	音響装置		8個
33	"	制御盤	5回線以下	1面
34	"	電源装置		1組
35	"	圧力スイッチ		2個
36	"	不還弁		2個
37	"	開口部自動閉鎖装置	ピストンレリーザ	4個
38	"	放出表示灯函		9個
39	"	選択弁		2個
40	"	ヘッド		18個
41	"	作動試験		1式
42	"	放出試験		1式
43	ハロゲン化物消火設備	消火剤貯蔵容器	ハロン1301	9基
44	"	容器弁開放装置	ガス圧式	9個
45	"	起動用ガス容器		14個
46	"	起動用操作函		16個
47	"	音響装置		21組
48	"	制御盤	16回線	1面
49	"	電源装置		1組
50	"	圧力スイッチ		16個
51	"	不還弁		19個
52	"	開口部自動閉鎖装置	ピストンレリーザ	42個
53	"	放出表示灯函		45個
54	"	選択弁		14個
55	"	ヘッド		69個
56	"	作動試験		1式

役 務 件 名	消 防 設 備 点 検 保 守	図面番号	7/31
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

番号	消 防 設 備 等	品 名	型 式 等	数 量
57	ハロゲン化物消火設備	放出試験		1式
58	自動火災報知設備	副受信機	19回線以下	1面
59	〃	差動式スポット型感知器		173個
60	〃	定温式スポット型感知器		77個
61	〃	煙感知器		299個
62	〃	自動試験機能付熱感知器	アナログ	9個
63	〃	自動試験機能付煙感知器	〃	63個
64	〃	常用電源		1組
65	〃	予備電源		1組
66	ガス漏れ火災警報設備	受信機	54回線	1面
67	〃	検知器	警報付	20個
68	〃	警報装置		20個
69	〃	表示灯		20灯
70	〃	常用電源		1組
71	〃	予備電源		1組
72	誘導灯・誘導標識	誘導灯		37灯
73	〃	誘導標識		47枚
74	排煙設備	防火ダンパー		62個
75	〃	排煙口		37個
76	〃	防火戸（W型）		25枚
77	〃	電動式シャッター		1枚
78	〃	手動式シャッター		6枚
79	〃	可動垂れ壁		23枚
80	〃	垂直降下垂れ壁		23枚
81	〃	排煙装置	モーター駆動	9台
82	〃	起動盤		3面
83	総合操作盤	GR型受信機	防災センター	1面

(3) 庁舎B(北棟・南棟)

番号	消 防 設 備 等	品 名	型 式 等	数 量
1	消火器	粉末消火器	加圧式	88本
2	〃	強化液消火器	蓄圧式	108本
3	屋内消火栓設備	消火栓		30組

役 務 件 名	消 防 設 備 点 検 保 守	図面番号	8/31
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

番号	消 防 設 備 等	品 名	型 式 等	数 量
4	屋内消火栓設備	起動スイッチ		30個
5	〃	表示灯		30灯
6	〃	音響装置		30組
7	スプリンクラー設備	ヘッド	閉鎖型	147個
8	〃	流水検知装置	自動警報弁	1組
9	〃	送水口		1箇所
10	〃	末端試験弁		1個
11	〃	放水試験		1式
12	不活性ガス消火設備	消火剤貯蔵容器	二酸化炭素	50基
13	〃	容器弁開放装置	ガス圧式	50個
14	〃	起動用ガス容器		2個
15	〃	起動用操作函		2個
16	〃	音響装置		3個
17	〃	制御盤	5回線以下	1面
18	〃	電源装置		1組
19	〃	圧力スイッチ		2個
20	〃	不還弁		2個
21	〃	開口部自動閉鎖装置	ピストンレリーザ	22個
22	〃	放出表示灯函		7個
23	〃	選択弁		2個
24	〃	ヘッド		13個
25	〃	作動試験		1式
26	〃	放出試験		1式
27	ハロゲンガス化物消火設備	消火剤貯蔵容器	ハロン1301	11基
28	〃	容器弁開放装置	ガス圧式	11個
29	〃	起動用ガス容器		8個
30	〃	起動用操作函		7個
31	〃	音響装置		10組
32	〃	制御盤	8回線	1面
33	〃	電源装置		1組
34	〃	圧力スイッチ		8個
35	〃	不還弁		15個
36	〃	開口部自動閉鎖装置	ピストンレリーザ	22個
37	〃	放出表示灯函		21個

役 務 件 名	消 防 設 備 点 検 保 守	図面番号	9/31
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

番号	消 防 設 備 等	品 名	型 式 等	数 量
38	ハロゲン化物消火設備	選択弁		8個
39	〃	ヘッド		40個
40	〃	作動試験		1式
41	〃	放出試験		1式
42	自動火災報知設備	副受信機	19回線以下	1面
43	〃	差動式分布型感知器		16個
44	〃	差動式スポット型感知器		150個
45	〃	定温式スポット型感知器		49個
46	〃	煙感知器		276個
47	〃	自動試験機能付熱感知器	アナログ	10個
48	〃	自動試験機能付煙感知器	〃	53個
49	〃	常用電源		1組
50	〃	予備電源		1組
51	ガス漏れ火災警報設備	検知器	警報付	15個
52	〃	警報装置		15個
53	〃	表示灯		15灯
54	誘導灯・誘導標識	誘導灯		41灯
55		誘導標識		37枚
56	避難器具	緩降機	4階	1組
57	〃	はしご	3階	1組
58	排煙設備	防火ダンパー		60個
59	〃	排煙口		24個
60	〃	防火戸（W型）		21枚
61	〃	電動式シャッター		5枚
62	〃	手動式シャッター		6枚
63	〃	可動垂れ壁		33枚
64	〃	垂直降下垂れ壁		33枚
65	〃	排煙装置	モーター駆動	8台
66	〃	起動盤		3面

(4) 庁舎C(北棟・中棟)

番号	消 防 設 備 等	品 名	型 式 等	数 量
1	消火器	粉末消火器	加圧式	67本

役 務 件 名	消 防 設 備 点 検 保 守	図面番号	10/31
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

番号	消 防 設 備 等	品 名	型 式 等	数 量
2	消火器	強化液消火器	蓄圧式	54本
3	屋内消火栓設備	消火栓		19組
4		起動スイッチ		19個
5	〃	表示灯		19灯
6	〃	音響装置		19組
7	スプリンクラー設備	ヘッド	閉鎖型	164個
8	〃	流水検知装置	自動警報弁	1組
9	〃	送水口		1箇所
10	〃	末端試験弁		1個
11	〃	放水試験		1式
12	ハロゲン化物消火設備	消火剤貯蔵容器	ハロン1301	8基
13	〃	容器弁開放装置	ガス圧式	8個
14	〃	起動用ガス容器		7個
15	〃	起動用操作函		7個
16	〃	音響装置		11個
17	〃	制御盤	5回線以下	1面
18	〃	電源装置		1組
19	〃	圧力スイッチ		7個
20	〃	不還弁		11個
21	〃	開口部自動閉鎖装置	ピストンレリーザ	18個
22	〃	放出表示灯函		18個
23	〃	選択弁		7個
24	〃	ヘッド		51個
25	〃	作動試験		1式
26	〃	放出試験		1式
27	自動火災報知設備	副受信機	19回線以下	1面
28	〃	差動式スポット型感知器		123個
29	〃	定温式スポット型感知器		15個
30	〃	煙感知器		154個
31	〃	自動試験機能付熱感知器	アナログ	7個
32	〃	自動試験機能付煙感知器	〃	49個
33	〃	常用電源		1組
34	〃	予備電源		1組

役 務 件 名	消 防 設 備 点 検 保 守	図面番号	11/31
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

番号	消 防 設 備 等	品 名	型 式 等	数 量
35	ガス漏れ火災警報設備	検知器	警報付	10個
36	〃	警報装置		10個
37	〃	表示灯		10灯
38	誘導灯・誘導標識	誘導灯		24灯
39	〃	誘導標識		42枚
40	排煙設備	防火ダンパー		38個
41	〃	排煙口		21個
42	〃	防火戸 (W型)		21枚
43	〃	電動式シャッター		1枚
44	〃	手動式シャッター		5枚
45	〃	可動垂れ壁		5枚
46	〃	垂直降下垂れ壁		5枚
47	〃	排煙装置	モーター駆動	7台
48	〃	起動盤		3面

(5) 庁舎A(南棟)

番号	消 防 設 備 等	品 名	型 式 等	数 量
1	消火器	粉末消火器	加圧式	42本
2	〃	強化液消火器	蓄圧式	52本
3	屋内消火栓設備	消火栓		14組
4		起動スイッチ		14個
5	〃	表示灯		14灯
6	〃	音響装置		14組
7	スプリンクラー設備	ヘッド	閉鎖型	23個
8	自動火災報知設備	差動式スポット型感知器		76個
9	〃	定温式スポット型感知器		15個
10	〃	煙感知器		119個
11		自動試験機能付煙感知器	アナログ	21個
12	ガス漏れ火災警報設備	検知器	警報付	4個
13	〃	警報装置		4個
14	〃	表示灯		4灯
15	誘導灯・誘導標識	誘導灯		26灯

役 務 件 名	消 防 設 備 点 検 保 守	図面番号	12/31
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
16	誘導灯・誘導標識	誘導標識		13枚
17	排煙設備	防火ダンパー		34個
18	〃	排煙口		28個
19	〃	防火戸（W型）		16枚
20	〃	手動式シャッター		3枚
21	〃	可動垂れ壁		9枚
22	〃	垂直降下垂れ壁		9枚
23	〃	排煙装置	モーター駆動	5台
24	〃	起動盤		1面

(6) 庁舎C(南棟)

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
1	消火器	粉末消火器	加圧式	37本
2	〃	強化液消火器	蓄圧式	35本
3	屋内消火栓設備	消火栓		8組
4	〃	起動スイッチ		8個
5	〃	表示灯		8灯
6	〃	音響装置		8組
7	自動火災報知設備	差動式スポット型感知器		68個
8	〃	定温式スポット型感知器		4個
9	〃	煙感知器		57個
10	〃	自動試験機能付煙感知器	アナログ	17個
11	ガス漏れ火災警報設備	検知器	警報付	4個
12	〃	警報装置		4個
13	〃	表示灯		4灯
14	誘導灯・誘導標識	誘導標識		18枚
15	排煙設備	防火ダンパー		9個
16	〃	排煙口		5個
17	〃	防火戸（W型）		7枚
18	〃	手動式シャッター		3枚
19	〃	排煙装置	モーター駆動	2台
20	〃	起動盤		1面

役 務 件 名	消 防 設 備 点 検 保 守	図面番号	13/31
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

(7) 食厨・浴場棟

番号	消防設備等	品 名	型 式 等	数 量
1	消火器	粉末消火器	加圧式	19本
2	"	強化液消火器	蓄圧式	9本
3	"	二酸化炭素消火器	7型	2本
4	自動火災報知設備	受信機	P型1級19回線以下	1面
5	"	差動式スポット型感知器		24個
6	"	定温式スポット型感知器		14個
7	"	煙感知器		2個
8	"	発信機	P型1級	3個
9	"	表示灯		3灯
10	"	音響装置		3個
11	"	常用電源		1組
12	"	予備電源		1組
13	ガス漏れ火災警報設備	受信機	19回線以下	1面
14	"	検知器	警報付	2個
15	"	警報装置		2個
16	"	表示灯		2灯
17	"	常用電源		1組
18	"	予備電源		1組

(8) 隊舎A棟

番号	消防設備等	品 名	型 式 等	数 量
1	消火器	粉末消火器	加圧式	10本
2	"	強化液消火器	蓄圧式	8本
3	屋内消火栓設備	加圧送水装置	ポンプ・モーター	1組
4	"	制御盤		1面
5	"	消火栓		8組
6	"	起動スイッチ		8個
7	"	表示灯		8灯
8	"	音響装置		8組
9	"	表示盤		1面
10	"	水源(貯水槽、給水装置)		1組
11	"	呼水装置		1組
12	"	放水試験		1式

役 務 件 名	消 防 設 備 点 検 保 守	図面番号	14/31
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
13	自動火災報知設備	受信機	P型1級19回線以下	1面
14	〃	差動式スポット型感知器		94個
15	〃	定温式スポット型感知器		19個
16	〃	煙感知器		21個
17	〃	常用電源		1組
18	〃	予備電源		1組
19	誘導灯・誘導標識	誘導標識		4枚
20	避難器具	緩降機（4階）		14組
21	〃	はしご（3階）	金属	17組
22	〃	はしご（2階）	〃	17組
23	排煙設備	防火戸（S型）		16枚

(9) 隊舎B棟

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
1	消火器	粉末消火器	加圧式	10本
2	〃	強化液消火器	蓄圧式	8本
3	屋内消火栓設備	消火栓		8組
4	〃	起動スイッチ		8個
5	〃	表示灯		8灯
6	〃	音響装置		8組
7	自動火災報知設備	受信機	P型1級19回線以下	1面
8	〃	差動式スポット型感知器		103個
9	〃	定温式スポット型感知器		18個
10	〃	煙感知器		20個
11	〃	常用電源		1組
12	〃	予備電源		1組
13	誘導灯・誘導標識	誘導標識		17枚
14	避難器具	緩降機（4階）		16組
15	〃	はしご（3階）	金属	16組
16	〃	はしご（2階）	〃	17組
17	排煙設備	防火戸（S型）		16枚

役 務 件 名	消 防 設 備 点 検 保 守	図面番号	15/31
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

(10) 隊舎C棟

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
1	消火器	粉末消火器	加圧式	10本
2	〃	強化液消火器	蓄圧式	8本
3	屋内消火栓設備	消火栓		8組
4	〃	起動スイッチ		8個
5	〃	表示灯		8灯
6	〃	音響装置		8組
7	自動火災報知設備	受信機	P型1級19回線以下	1面
8	〃	差動式スポット型感知器		103個
9	〃	定温式スポット型感知器		18個
10	〃	煙感知器		20個
11	〃	常用電源		1組
12	〃	予備電源		1組
13	誘導灯・誘導標識	誘導標識		17枚
14	避難器具	緩降機 (4階)		16組
15	〃	はしご (3階)	金属	16組
16	〃	はしご (2階)	〃	17組
17	排煙設備	防火戸 (S型)		16枚

(11) 体育館

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
1	消火器	粉末消火器	加圧式	12本
2	〃	強化液消火器	蓄圧式	6本
3	〃	二酸化炭素消火器	7型	2本
4	屋内消火栓設備	消火栓		4組
5	〃	起動スイッチ		4個
6	〃	表示灯		4灯
7	〃	音響装置		4組
8	自動火災報知設備	受信機	P型1級19回線以下	1面
9	〃	定温式スポット型感知器		4個
10	〃	煙感知器		9個
11	〃	光電式分離型感知機		3個
12	〃	常用電源		1組
13	〃	予備電源		1組

役 務 件 名	消 防 設 備 点 検 保 守	図面番号	16/31
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

番号	消 防 設 備 等	品 名	型 式 等	数 量
14	誘導灯・誘導標識	誘導灯		17灯

(12) 倉庫・整備場・油脂庫

番号	消 防 設 備 等	品 名	型 式 等	数 量
1	消火器	粉末消火器	加圧式	30本
2	"	強化液消火器	蓄圧式	14本
3	"	二酸化炭素消火器	7型	3本
4	自動火災報知設備	受信機	P型1級19回線以下	1面
5	"	差動式分布型感知器		2個
6	"	差動式スポット型感知器		4個
7	"	定温式スポット型感知器		10個
8	"	定温式スポット型感知器	(防爆型)	2個
9	"	煙感知器		51個
10	"	発信機	P型1級	8個
11	"	表示灯		8灯
12	"	音響装置		8個
13	"	常用電源		1組
14	"	予備電源		1組
15	ガス漏れ火災警報設備	受信機	19回線以下	1面
16	"	検知器	警報付	1個
17	"	警報装置		1個
18	"	表示灯		1灯
19	"	常用電源		1組
20	"	予備電源		1組
21	誘導灯・誘導標識	誘導灯		12灯

(13) 南警衛所・給油所・地下タンク貯蔵所

番号	消 防 設 備 等	品 名	型 式 等	数 量
1	消火器	粉末消火器	加圧式	1本
2	"	強化液消火器	蓄圧式	4本
3	"	機械泡消火器	20 L	2本

役 務 件 名	消 防 設 備 点 検 保 守	図面番号	17/31
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

(14) 屋外消火栓

番号	消 防 設 備 等	品 名	型 式 等	数 量
1	屋外消火栓	消火栓		21組
2	〃	起動スイッチ		21個
3	〃	表示灯		21灯
4	〃	放水試験		1式

(15) 不活性ガス消火設備(容器弁交換)

ア 平成26年度<庁舎A>

番号	消 防 設 備 等	品 名	型 式 等	数 量
1	二酸化炭素消火設備	容器弁(安全弁)		46本

イ 平成27年度<庁舎B>

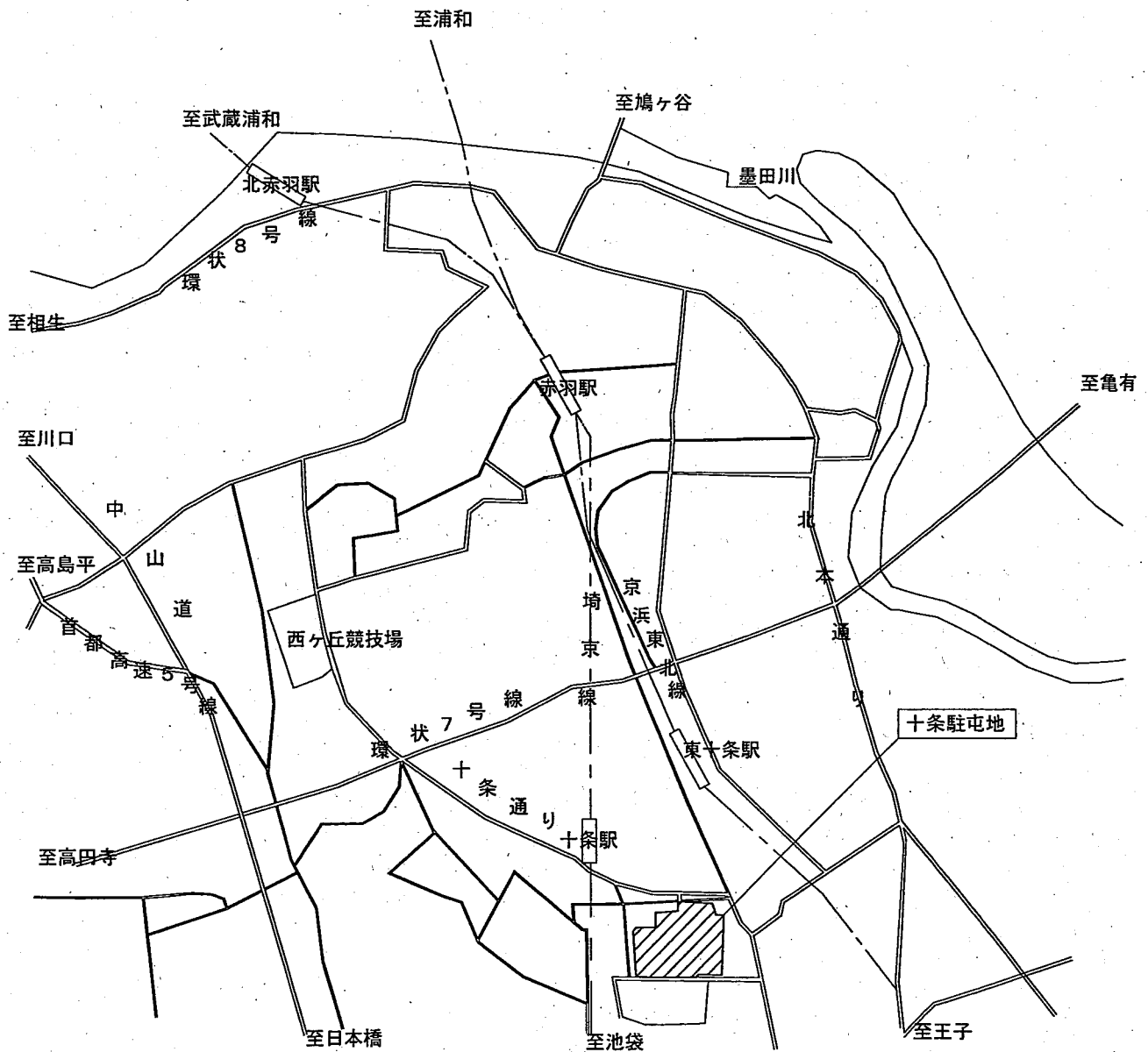
番号	消 防 設 備 等	品 名	型 式 等	数 量
1	二酸化炭素消火設備	容器弁(安全弁)		46本

イ 平成28年度<庁舎B>

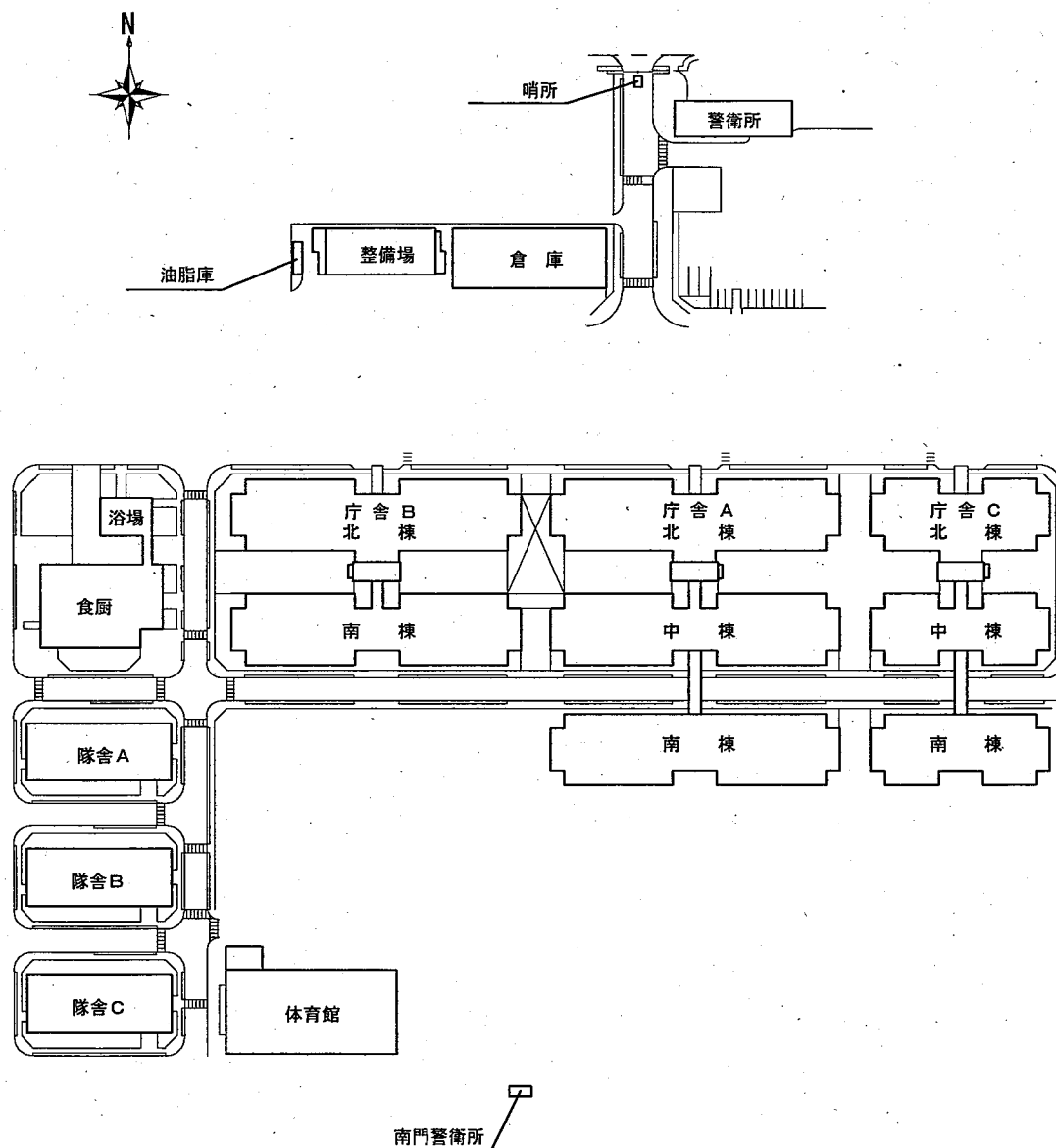
番号	消 防 設 備 等	品 名	型 式 等	数 量
1	二酸化炭素消火設備	容器弁(安全弁)・ポンベ		9本
2	ハロン1301消火設備(60kg)	容器弁(安全弁)・ポンベ		12本

役 務 件 名	消 防 設 備 点 検 保 守	図面番号	18/31
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

案 内 図



役務件名	消 防 設 備 点 検 保 守	図面番号	19/31
種 別	案 内 図	縮 尺	1/30000
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



役務件名	消 防 設 備 点 検 保 守	図面番号	20/31
種 別	配 置 図	縮 尺	1/2500
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

消 防 用 設 備 等 集 計 表

消防用設備等 建物名	消 火 器							計
	粉末10型	粉末20型	強化液3型	強化液6型	二酸化炭素7型	機械泡 6 L	機械泡20L	
警衛所・特高開閉所	5		3		2			10
庁舎A（北棟・中棟）	92		133					225
庁舎B（北棟・南棟）	88		108					196
庁舎C（北棟・中棟）	67		54					121
庁舎A（南棟）	42		52					94
庁舎C（南棟）	37		35					72
食厨・浴場	19		9		2			30
隊舎A	10		8					18
隊舎B	10		8					18
隊舎C	10		8					18
体育館	12		6		2			20
倉庫・整備場・油脂庫	9	21	4	10	3	0		47
南警衛所・給油所		1		4		0	2	7
合 計	401	22	428	14	9	0	2	

消防用設備等 建物名	総合操作盤	
	1	
庁舎A（防災センター）		

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	21 / 31
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

消防用設備等集計表

消防用設備等 建物名	屋内消火栓設備													計
	加圧 送水装置	制御盤	消火栓	起動 スイッチ	表示灯	音響 装置	表示盤	水源	呼水 装置	放水 試験				
庁舎A(北棟・中棟)	1													1
		1												1
			30											30
				30										30
					30									30
						30								30
							1							1
								1						1
									1					1
庁舎B(北棟・南棟)			30											30
				30										30
					30									30
						30								30
庁舎C(北棟・中棟)			19											19
				19										19
					19									19
						19								19
庁舎A(南棟)			14											14
				14										14
					14									14
						14								14
庁舎C(南棟)			8											8
				8										8
					8									8
						8								8
隊舎A	1													1
		1												1
			8											8
				8										8
					8									8
						8								8
							1							1
								1						1
隊舎B			8											8
				8										8
					8									8
						8								8
隊舎C			8											8
				8										8
					8									8
						8								8
体育館			4											4
				4										4
					4									4
						4								4
合 計	2	2	129	129	129	129	2	2	2	2				

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	22/31
図面名	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

消 防 用 設 備 等 集 計 表

消防用設備等 建物名	屋 外 消 火 栓 設 備														計
	加 圧 送水装置	制 御 盤	消 火 栓	起 動 スイッチ	表示 灯	音 響 装置	表示 盤	水 源	呼 水 装置	放 水 試験					
庁舎A（北棟・中棟）	1														1
		1													1
							1								1
									1						1
屋外消火栓			21												21
				21											21
					21										21
										1					1
合 計	1	1	21	21	21		1		1	1					

役務件名、	消防設備点検保守	図面番号	23 / 31
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

消 防 用 設 備 等 集 計 表

消防用設備等 建物名	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備													計
	加 圧 送水装置	起 動 装 置	ヘッパ	制御盤	流水 検知	表示盤	呼水 装置	送水口	圧 力 スイッチ	末 端 試験弁	放水 試験			
庁舎 A (北棟・中棟)	2													2
		1												1
			226											226
				2										2
					1									1
						1								1
							1							1
								1						1
									1					1
										1				1
庁舎 B (北棟・南棟)			147								1			147
					1									1
							1							1
										1				1
庁舎 C (北棟・中棟)			164								1			164
					1									1
							1							1
										1				1
庁舎 A (南棟)			23								1			23
合 計	2	1	560	2	3	1	1	3	1	3	3			

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	24 / 31
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

消 防 用 設 備 等 集 計 表

消防用設備等		不 活 性 ガ ス 消 火 設 備														
建物名	消火剤 貯蔵容器	容器弁 開放装置	起動用 ガス容器	起動用 操作函	音響 装置	制御盤	電源 装置	圧カ スイッチ	不還弁	開口部 閉鎖装置	放出表 示灯函	選択弁	ヘッド	作動 試験	放出 試験	計
庁舎A（北棟・中棟）	97															97
		97														97
			4													4
				4												4
					8											8
						1										1
							1									1
								2								2
									2							2
										4						4
											9					9
												2				2
													18			18
														1		1
庁舎B(北棟・南棟)	50															50
		50														50
			2													2
				2												2
					3											3
						1										1
							1									1
								2								2
									2							2
										22						22
											7					7
												2				2
													13			13
														1		1
合 計	147	147	6	6	11	2	2	4	4	26	16	4	31	2	1	

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	25/31
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

消防用設備等集計表

消防用設備等		ハロゲン化物消火設備														
建物名	消火剤 貯蔵容器	容器弁 開放装置	起動用 ガス容器	起動用 操作面	音響 装置	制御盤	電源 装置	圧力 スイッチ	不遇弁	開口部 閉鎖装置	放出表 示灯面	選択弁	ヘッド	作動 試験	放出 試験	計
庁舎A（北棟・中棟）	9															9
		9														9
			14													14
				16												16
					21											21
						1										1
							1									1
								16								16
									19							19
										42						42
											45					45
												14				14
庁舎B（北棟・南棟）													69			69
														1		1
															1	1
	11															11
		11														11
			8													8
				7												7
					10											10
						1										1
							1									1
								8								8
									15							15
庁舎C（北棟・中棟）																22
											22					22
												21				21
													8			8
														40		40
															1	1
																1
	8															8
		8														8
			7													7
				7												7
					11											11
合 計						1										1
							1									1
								7								7
									11							11
										7						7
											11					11
												18				18
													18			18
												7				7
													51			51
														1		1
															1	1

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	26 / 31
図面名	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

消 防 用 設 備 等 集 計 表

消防用設備等 建物名	自 動 火 災 報 知 設 備														計
	受信機 P1級	副受信機	差動式 分布型	差動式 スポット	定温式 スポット	定温式 防爆	煙感知器	光電式 分離型	熱 アナログ	煙 アナログ	発信機 P型1級	表示灯	音響装置	常電圧予備電源	
警衛所・特高開閉所		1													1
				12											12
											2				2
												2			2
													2		2
														1	1
庁舎A(北棟・中棟)		1													1
				173											173
					77										77
							299								299
									9						9
										63					63
庁舎B(北棟・南棟)														1	1
															1
		1													1
			16												16
				150											150
					49										49
庁舎C(北棟・中棟)							276								276
									10						10
										53					53
														1	1
															1
														1	1
庁舎A(南棟)		1													1
				123											123
					15										15
							154								154
									7						7
										49					49
庁舎C(南棟)														1	1
															1
				76											76
食厨・浴場					15										15
							119								119
										21					21
食厨・浴場				68											68
					4										4
							57								57
										17					17
	1														1
				24											24
食厨・浴場					14										14
							2								2
											3				3
												3			3
													3		3
														1	1
															1

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	27 / 31
図面名	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

消防用設備等集計表

消防用設備等 建物名		自 動 火 災 報 知 設 備															
		受信機 P1級	副受信機	差動式 分布型	差動式 スポット	定温式 スポット	定温式 防爆	煙感知器	光電式 分離型	熱	煙	発信機 P型1級	表示灯	音響装置	常用电式	予備電源	計
隊舎A	1																1
				94													94
					19												19
							21										21
															1		1
隊舎B	1																1
				103													103
					18			20									18
																1	20
															1		1
隊舎C	1															1	1
				103													103
					18												18
							20										20
															1		1
体育館	1																1
					4												4
							9										9
								3									3
															1		1
倉庫・整備場・油脂庫	1															1	1
			2														2
				4													4
					10												10
						2											2
							51										51
											8						8
												8					8
													8				8
合 計	6	4	18	930	243	2	1028	3	26	203	13	13	13	10	10		

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	28 / 31
図面名	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

消防用設備等集計表

消防用設備等 建物名	ガス漏れ火災警報設備														計
	受信機	検知器	警報装置	表示灯	常用電源	予備電源									
庁舎A（北棟・中棟）	1														1
		20													20
			20												20
				20											20
					1										1
						1									1
庁舎B（北棟・南棟）		15													15
			15												15
				15											15
庁舎C（北棟・中棟）		10													10
			10												10
				10											10
庁舎A（南棟）		4													4
			4												4
				4											4
庁舎C（南棟）		4													4
			4												4
				4											4
食厨・浴場	1														1
		2													2
			2												2
				2											2
					1										1
						1									1
倉庫・整備場・油脂庫	1														1
		1													1
			1												1
				1											1
					1										1
						1									1
合 計	3	56	56	56	3	3									

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	29/31
図面名	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

消 防 用 設 備 等 集 計 表

消防用設備等 建物名	誘導灯・誘導標識、排煙設備														計
	誘導灯	誘導標識	煙降機	はしご	防排煙 ダンパ	排煙口	防火戸 S型	防火戸 W型	電動式 シャッター	手動式 シャッター	可動 垂れ壁	垂れ壁	排煙装置 モーター	排煙装置 起動盤	
庁舎 A (北棟・中棟)	37														37
		47													47
					62										62
						37									37
							4								4
								25							25
									1						1
										6					6
											23				23
												23			23
													9		9
														3	3
庁舎 B (北棟・南棟)	41														41
		37													37
			1												1
				1											1
					60										60
						24									24
								21							21
									5						5
										6					6
											33				33
												33			33
													8		8
庁舎 C (北棟・中棟)														3	3
	24														24
		42													42
					38										38
						21									21
								21							21
									1						1
										5					5
											5				5
												5			5
													7		7
														3	3

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	30/31
図面名	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

消 防 用 設 備 等 集 計 表

消防用設備等 建物名	誘導灯・誘導標識、排煙設備														計
	誘導灯	誘導標識	緩降機	はしご	防排煙 ダンパ	排煙口	防火戸 S型	防火戸 W型	電動式 シャッター	手動式 シャッター	可動 垂れ壁	垂れ壁	排煙装置 モーター	排煙装置 起動盤	
庁舎A(南棟)	26														26
		13													13
					34										34
						28									28
								16							16
										3					3
											9				9
												9			9
													5		5
														1	1
庁舎C(南棟)		18													18
					9										9
						5									5
								7							7
										3					3
													2		2
														1	1
隊舎A		4													4
			14												14
					34										34
							16								16
隊舎B		17													17
			16												16
					33										33
							16								16
隊舎C		17													17
			16												16
					33										33
							16								16
体育館	17														17
倉庫・整備場・油脂庫	12														12
合 計	156	195	47	101	203	115	48	90	7	23	70	70	31	11	

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	31 / 31
図面名	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

仕 様 書

- 1 件 名 非常用自家発電設備点検保守
2 場 所 東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内

共通仕様書

1 総 則

本点検保守は、共通仕様書に記載してある事項のほか、特記仕様書及び（財）建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示による。

2 目 的

本仕様書は、建築設備等の点検及び保守の業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

3 適用範囲

本仕様書は、当該点検保守に該当する事項のみ適用する。

4 受注者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (3) 保守に必要な消耗部品又は材料、油脂は、受注者の負担とする。

5 諸法規の遵守

受託者は、当該点検保守に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。

6 業務作業者

- (1) 業務作業者は、点検保守の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (2) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。
- (3) 官側は、業務作業者の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合は、受託者は業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。

7 役務関係図書の管理

- (1) 受注者は、業務の一部を第三者に請け負わせようとするときは、当該下請契約書等において、業務関係図書の適切な管理に関する規定を明確にしておくものとする。
- (2) 役務関係図書等は、役務実施等の目的以外に、第三者に対して貸与、複写又は閲覧させてはならない。

8 現場代理人

- (1) 受託者は、業務作業者の中から現場代理人を選任するものとする。
- (2) 現場代理人の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

9 業務計画書

受託者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を官側に提出し協議する。

10 安全管理

- (1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
- (2) 作業員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、受託者の責任において復旧補修を実施するものとする。

役務件名	非常用自家発電設備点検保守	図面番号	1/14
種 別	特 記 仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

11 保全上の措置

許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し、所定の手続きをするものとする。

12 秘密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本業務の履行に当たる受注者の使用人も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責を免れない。

13 関連業務との調整

本業務とは契約外で、関連する業務が発生した場合については、相互で調整を図るものとする。

14 完了検査等

(1) 点検保守の結果を報告書に記入し、業務終了後、速やかに官側に提出ものとする。なお、報告書式については、(財)建築保全センター発行の「建築保全業務報告書作成の手引き」現行版に基づき作成するものとする。

(2) 業務が終了した場合は、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとする。

15 提出書類

(1) 受託者は、官側の指定期日までに次の書類を提出するものとする。

ア 業務計画書

イ 現場代理人の選任(解任)届

ウ 勤務員の指定(取消)届

エ 役務完了届

オ その他官側の指定するもの。

(7) 役務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。(完成図書データをCD-R等にて提出)

(4) 官側より提示されたデータは全て官側に返納すること。

関連した情報が漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとる。

16 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真(カラーサービス版)1部を原板(ネガ又は電子記録媒体)とともに工程順に工事写真帳(A4版)に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。

電子記録媒体(CD-R等)で提出する場合は、下記のとおりとする。

・総画素数 130万画素数以上

・ファイル形式 JPEG

17 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官及び官側と協議し、その指示を受けるものとする。

18 一般事項

(1) 電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定、電気通信事業法、人事院規則及び労働安全衛生規則を遵守して、適正にその点検及び保守を行うものとする。

(2) 点検保守を行うに当たっては、関係者と十分協議して危害発生の防止を図るとともに当該点検保守に係る設備の概要・状態を十分把握し実施する。

(3) 点検及び保守を実施する上で必要な機器等の清掃及び片付けに伴う機器周辺等の清掃を行うものとする。

役務件名	非常用自家発電設備点検保守	図面番号	2/14
種別	特記仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

特記仕様書

1 業務概要

(1) 非常用自家発電設備の点検保守

2 点検設備

(1) 概 要

設 備 名 称	設 備 内 容	場 所
自家発電設備	ガスタービンエンジン 625KVA×2台 付属設備：配電盤、補機装置類 直流電源装置	庁舎B棟北棟 地階 発電機室

(2) 細部点検設備等は、附属書による。

(3) 配置図及び庁舎B棟地階平面図は、それぞれ付図第1・第2による。

3 実施要領

(1) 点検保守は、付表1、付表2により適正に実施し、点検報告書を提出するものとする。

ア 1Y点検は、自家発電設備全体の機能及び性能を確認する点検である。なお、原動機は、無負荷運転によるカーボンの付着、オイルアップ等を除去するために定格負荷運転を行い、その間の運転状態の良否及び故障の有無を確認する。また、負荷試験は、模擬負荷装置を使用し実施すること、実施日については官側と調整を行うものとする。

イ 6M点検は、始動性能の確認、外観点検及び各構成機器等の機能点検を行うものとする。始動性能の確認においては、常用電源が停電してから所定の時間内に発電電圧が確立することを確認し、5分程度の無負荷運転を行い、運転状態の良否及び故障の有無を確認する。

(2) 点検日は、官側と調整し、毎年度適正な周期ごとに実施するものとする。

(3) 点検結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃

イ 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整

ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め

エ 次に示す消耗部品の交換又は補充

(ア) 潤滑油、グリス、充填油等

(イ) ランプ類、ヒューズ類

(ウ) パッキン、ガスケット、Oリング類

(エ) 精製水

オ 接触部分、回転部分等への注油

カ 軽微な損傷がある場合の補修

キ 塗装（タッチペイント）

ク その他これらに類する軽微な作業

(4) 下表の消耗品を交換すること。

品 名	対象機器名称	数 量	場 所
潤滑油フィルタエレメント	1・2号機	2個	非常用自家発電設備
燃料フィルタエレメント	1・2号機	2個	非常用自家発電設備
燃料高圧フィルタエレメント	1・2号機	2個	非常用自家発電設備

役務件名	非常用自家発電設備点検保守	図面番号	3/14
種 別	特 記 仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

附属書 細部点検設備等

1 設備一覧表

(1) 自家発電装置

名 称	規 格	数 量	備 考
原 動 機	新潟鐵鋼工(株)製 ガスタービンエンジン	2台	燃種:軽油
発 電 機	富士電機(株)製 625KVA (現 富士電機システム(株)) 横軸突極回転界磁形	2台	機関型式:NGT1-T

(2) 配 電 盤

名 称	規 格	数 量	備 考
自動始動発電機盤	800×2000×2350	2面	
補機盤	800×2000×2350	1面	
自動同期盤	800×2000×2350	1面	

(3) 盤 内 機 器

名 称	記 号 等	数 量	備 考
自動電圧調整装置	1号、2号	2面	
交流遮断器		3面	
保護継電器		12セット	
脱調継電器		1台	
自動同期投入装置	共通	1台	
自動負荷分担装置	共通	1台	
電力量計		2台	
指示計器		18個	

(4) 補機装置類

名 称	規 格	数 量	備 考
燃料小出槽	950L	1組	
燃料移送ポンプ	電動機駆動7.5kw	2台	
燃料返送ポンプ	電動機駆動7.5kw	2台	
消音器	吸気・排気・換気	6台	
給気ファン	3.7kw	3セット	
換気・排気ファン	3.7kw	3セット	

(5) 直 流 電 源 装 置

名 称	規 格	数 量	備 考
整流装置	自動浮動式	2台	
蓄電池	制御弁式据置鉛シール形 12セル MSE-300	2台	消防用設備等 点検結果報告書 作成及び申請手 続きの実施

役務件名	非常用自家発電設備点検保守	図面番号	4/14
種 別	特 記 仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表 1 自家発電設備 1 / 6

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 発電機室等	① 小動物が進入するおそれのある開口部の有無を点検する。 ② 取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることを確認する。 ③ 保守用 I ビーム、チェーンブロック等にさび、取付ボルトの緩みの有無を点検し、作動部の動きが円滑であることを確認する。 ④ 廃油処理が行われていることを確認する。 ⑤ 照度を測定し、点検及び操作上必要な照度が確保されていることを確認する。 ⑥ 各設備、各機器、建築物等の保有距離が保たれていることを確認する。 ⑦ 点検上及び使用上障害となる不要物が置かれていないことを確認する。	(6 M) (6 M) (6 M) (6 M) (6 M) (6 M) (6 M)
2 本体基礎部等	① 共通台板の取付け状況及び基礎ボルトの変形、損傷等の有無を確認する。 ② 防振装置（防振ゴム、ばね、ストッパー）のひび割れ、変形、損傷及びたわみの有無を点検する。 ③ 付属機器の取付け状態及び取付ボルトの点検を行う。 ④ 原動機と発電機との軸継手部の損傷、緩み等の有無を点検する。また、たわみ軸継手を使用されているものは、緩衝用ゴムの損傷等の有無を点検する。	(6 M) (6 M) (1 Y) (1 Y)
3 原動機 ガスタービン 機関	① 原動機の据付状況を点検する。 ② 各部の汚損及び変形の有無を点検する。 ③ 機側の各配管等に燃料、冷却水、潤滑油、始動空気等の漏れの有無を確認する。 ④ ボアスコープ等により燃焼機内部、タービン翼、タービンノズル及び圧縮機等の変形、損傷等の有無を点検する。 ⑤ 燃料フィルター及び潤滑油フィルターの分解清掃を行い、フィルター本体及びエレメントに異常がないことを確認する。 但し、カートリッジ式は、カートリッジを交換する。	(6 M) (6 M) (6 M) (1 Y) (1 Y) 紙フィルタ ーは交換す
4 発電機	① 発電機本体、出力端子保護カバー等の変形、損傷、脱落、腐食等の有無を点検する。 ② 発電機の巻上部及び導電部周辺に付着した埃、油脂等による汚損の有無を点検し、乾燥状態にあることを確認する。 ③ スペースヒーター及び回路の断線、過熱等の有無を点検する。 ④ 接地線の断線、亀裂及び接続部の緩みの有無を点検する。 ⑤ ブラシ付発電機は、ブラシを引き出して、表面、側面の摩耗状態及びブラシ抑え圧力が適正值であることを点検する。また、ブラシ、ブラシ保持器スリップリング等の清掃を行う。なお、ブラシレス発電機の場合は、回転整流器、サージアブソーバーの取付状態を点検する。 ⑥ 軸受等の潤滑状況の良否、変質及び汚損の有無を点検する。 ⑦ 潤滑油の汚損状況及び水分の混入状況をオイル試験紙等を用いて点検する。	(6 M) (6 M) (6 M) (6 M) (6 M) (1 Y) (1 Y)
5 発電機 制御盤類 【発電機盤、自動始動 盤補機盤】 (1) 盤本体・内部 配線等	① 盤本体、扉、ちょう番、ガラス窓等の損傷、錆、変形、腐食等の有無を点検する。 ② 主回路及び制御用、操作用、表示用等の配線に腐食、損傷、過熱、埃の付着、断線等の有無を点検する。 ③ 主回路端子部、補機回路端子部、検出部端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷及び過熱による変色の有無を点検する。 ④ 碍子類、その他の支持物の腐食、損傷、変形等の有無を点検する。 ⑤ 接地線の断線、腐食及び接続部の損傷等の有無を点検する。 ⑥ スペースヒーター及び回路の断線、過熱等の有無を点検する。	(6 M) (6 M) (6 M) (6 M) (6 M) (6 M)

役務件名	非常用自家発電設備点検保守	図面番号	5/14
種別	特記仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表 1 自家発電設備 2/6

点検項目	点検及び保守内容	備考
(2) 盤内機器	① 自動電圧調整装置 (AVR) の変形、損傷、腐食、ほこりの付着、過熱及び接触不良の有無を点検する。 ② 真空遮断器 ・ 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・ 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、引出形にあたっては、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。 ・ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・ 遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否を点検する。また、動作回数を確認する。 ・ 制御回路の断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検する。 ・ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ③ 計器用変成器 ・ 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・ 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ・ 接地線の損傷、断線及び配線接続部の緩みの有無を点検する。 ・ 制御回路の断線及び端子接続部のゆるみの有無を点検する。 ・ 電線貫通形の変流器は、貫通部の亀裂、変色等の有無を点検する。 ・ 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検する。また、予備ヒューズの確認を行う。 ・ 変成器 2 次巻線と大地間の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ④ 指示計器及び保護継電器 ・ 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・ 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ・ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・ 制御回路部等を有するものは、絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・ 各指示計器の零点調整を行う。また、正常に機能していることを確認する。 ・ 保護継電器等の故障検出器を作動させて、警報及び故障表示の確認を行う。 ・ シーケンス試験 (インターロック試験及び保護継電器との連動試験) を行う。 ⑤ 低圧開閉器類【配線遮断器、漏電遮断器、電磁接触器】 ・ 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・ 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ・ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・ 開閉器の開閉動作及び遮断動作の良否を点検する。 ・ 配線遮断器等の用途名称が正しいことを確認する。	(6 M) (6 M) (6 M) (6 M) (6 M)

役務件名	非常用自家発電設備点検保守	図面番号	6/14
種別	特記仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表 1 自家発電設備 3 / 6

点検項目	点検及び保守内容	備考
(3)制御回路部	① 制御電源スイッチ、自動・手動切替スイッチ 自動始動制御機器等の操作及び取付状態の良否並びに汚損、破損、腐食、過熱、異音、異常振動等の有無を点検する。 ② 補機盤は、次による。 - 補機用電源スイッチ（始動電動機、充電装置空気圧縮機、室内換気装置、燃料移送ポンプ等）操作及び取付状態の良否並びに汚損、破損、腐食、過熱、異音、異常振動等の有無を点検する。 - 補機運転用検出スイッチを短絡又は開放して自動運転が出来ることを確認する。	(6M) (6M) 検出用スイッチを作動させて運転しても良い。 (6M)
6 補機付属装置類		
(1)蓄電池設備	① 外観状況 - 全セルについて電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、亀裂及び漏液の有無を点検する。なお、触媒栓シール形蓄電池は、触媒栓の交換時期を確認する。又、据置鉛蓄電池（制御弁式）は、蓄電池の交換時期を確認する。 - 封口部のはがれ亀裂等の有無を点検する。 - 全セルについて、電解液量を確認する。また減液警報用電極の断線、腐食、変形等の有無を点検する。 - 架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。 - 蓄電池の転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無を点検する。 - 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、焼損及び腐食の有無を点検する ② 機能 - 浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否を確認する。 - 浮動充電中の電解液比重及び温度測定を下記により行い、その良否を確認する。 据置鉛蓄電池は全セル（据置鉛蓄電池（制御弁式）及び小形シール鉛蓄電池は電解液比重測定を除く）について行う。 アルカリ蓄電池はパイロットセルのみについて行う。 - 上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判定された場合、均等充電が実施されていることを確認し、実施されていない場合は点検終了後均等充電を行う。	(6M) (6M)

役務件名	非常用自家発電設備点検保守	図面番号	7/14
種別	特記仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表 1 自家発電設備 4 / 6

点検項目	点検及び保守内容	備考
(2) 燃料槽	① 燃料タンクの貯油量を油面計により点検し、併せて油面計の動作の良否を点検する。また、滑車式油面計は、滑車の動作の円滑性及びワイヤ等の損傷の有無を点検する。 ② 燃料タンク、配管及び各種バルブの状態並びに取付ボルトの異常の有無を点検する。 ③ 燃料タンク用通気金物の引火防止金網の脱落、腐食等の有無を点検する。 ④ 燃料タンクの燃料油の水分含有量について点検する。 ⑤ 地下燃料タンクマンホール内部のさびの有無を点検する。	(6 M) (6 M) (6 M) (1 Y) (1 Y)
(3) 燃料移送ポンプ	① ポンプ運転用レベルスイッチが正常に作動することを確認する。 ② ポンプの基礎ボルト及び取付ボルトを点検する。 ③ 本体及び軸受部分に異音、異常振動、異常な温度上昇等の有無を点検する。 ④ 電動機との直結部分又はプーリー間の芯だし及びベルトの張り具合が正常であることを確認する。 ⑤ 軸封部分からの漏油の有無を点検する	(1 Y) (1 Y) (1 Y) (1 Y)
(4) ラジエータ	① 本体、ファン及びファンベルト等の変形、損傷、緩み、腐食、漏水等の有無を点検する。 ② ラジエータコア外面の汚損の有無を点検する。 ③ 屋外のフード、金網、がらり等のさび、損傷緩み等の有無を点検する。 ④ ラジエータ内部の冷却水の汚れの有無を点検する。	(6 M) (6 M) (6 M) (6 M)
(5) 換気装置	① 給排気ファン等の据付状態、回転部及びベルトに緩み、損傷、亀裂、異音異常振動等の有無を点検する。 ② 軸受け部の潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等の有無を点検する。	(6 M) (6 M)
(6) 配管	① 排気管 ・排気管と原動機、可燃物、その他の離隔距離を確認する。 ・排気伸縮管、排気管及び断熱被覆に変形、脱落、損傷及び亀裂の有無を点検する。 ・排気管貫通部の断熱材保護部のめがね石等に変形損傷、脱落及びき裂の有無を点検する。又、排気伸縮管を配管途中に取付けている場合は、貫通部の排気管固定の取付状態を確認する。 ・室外露出部のさび等の有無及び先端部保護網の取付状態の良否を点検をする。 ② 各種配管 ・配管等の変形、損傷等の有無を点検し、支持金具に緩みが無いことを確認する。 ・配管の取付部及び接続部からの漏れの有無を点検し、バルブの開閉状態が正常の位置にあることを確認する。 ・原動機本体、付属機器及びタンク類との接続部の各種可とう管継手に変形、損傷、漏れ等の有無を点検する。また、ゴム状の可とう管継手を使用している場合は、ひび割れ等のないことを確認する。 ・温調弁及び感温部の動作温度が設定値どおりであることを確認する。 なお、点検で取り外したパッキンは交換する。 ・冷却水系統及び燃料系統の電磁弁の動作状況を点検する。	(6 M) (6 M) (6 M) (1 Y) (6 M) (1 Y) (1 Y)

役務件名	非常用自家発電設備点検保守	図面番号	8/14
種別	特記仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表 1 自家発電設備 5 / 6

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
(7)排気消音器	① 支持金具、緩衝装置等の損傷の有無を点検する。	(6 M)
	② ドレンバルブ又はドレンコックを点検し、水分等を除去する。	(1 Y)
(8)耐震装置	① ストップ等の偏荷重、溶接部のはがれ等の有無を点検する。	(6 M)
	② 基礎ボルト等の変形、損傷、ナットの緩みの有無を点検し、耐震措置が適正であることを確認する。	(6 M)
7 接地抵抗	① 接地線の断線、腐食等の有無を点検する。	(6 M)
	② 接地線接続部の取付状態 (ボルト、ナットの緩み、損傷等) を点検する。	(6 M)
	③ 各種接地極の接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	(1 Y)
8 絶縁測定	① 次の機器、回路別に絶縁抵抗を測定し、その良否確認する。	(1 Y)
	・発電機関係	
	・機器及び機側配線	
	・電動機類	
9 運転機能	① 始動タイムスケジュール及びシーケンス (自動動作状況) を確認し、自家発電装置が自動運転待機状態にあることを確認する。	(6 M)
(1)試運転	② 始動前に自家発電装置の周囲温度、原動機の冷却水及び潤滑油温度を測定する。但し、ガスタービンは、冷却水の温度測定を除く。又、オイルリング付発電機の場合は、発電機の潤滑油給油口から内部のオイルリング作動状況を確認する。	(6 M)
	③ 運転中、下記の計器類の指示値が規定値内にあることを確認する。	(6 M)
	・電圧	
	・周波数	
	・回転速度	
	・各部温度	
	・各部圧力	
	④ ブラシ付発電機は、運転中、発電機ブラシからのスパークの発生状況に異常がないことを確認する。	(6 M)
	⑤ 運転中に異音 (不規則音)、異臭、異常振動、異常な発熱、配管等からの漏れの有無を点検する。	(6 M)
	⑥ 保護装置の検出部の短絡又は、動作させ、遮断器の遮断、原動機停止の機能、表示及び警報が正常であることを確認する。	(6 M)
	⑦ 自動始動盤の停止スイッチ (復電と同じ状態) による停止試験を行う。但し、自動停止ができないものは、機側手動停止装置により行う。	(6 M)
	⑧ ガスタービンは、停止回転低下中の回転変化が滑らかで、タービン内部にこすれ音等の異常音の有無を点検する。	(6 M)
	⑨ 試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることを確認する。	(6 M)
(2)調速機	① 瞬時全負荷遮断性能は、発電機定格出力の100%の負荷において、電圧、周波数及び回転速度をそれぞれ定格値に合わせ、発電機用の遮断器を遮断して電圧周波数及び回転速度を測定し、安定性能を確認する。	(1 Y)
	② 瞬時負荷投入性能は、発電機用遮断器にて負荷を投入して電圧、周波数及び回転速度を測定し、安定性能を確認する。	(1 Y)

役務件名	非常用自家発電設備点検保守	図面番号	9/14
種 別	特 記 仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表 1 自家発電設備 6 / 6

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
(3) 保護装置	① 保護装置の検出部の動作を実動作又は模擬動作で試験し、動作値が設定値どおりであることを確認する。	(1 Y) 実動作が不適当な項目については、模擬動作で行う。
(4) 実負荷運転 (模擬負荷装置による)	① 発電機の定格出力の30%以上の負荷において、次の測定を行い、その適否を確認する。 ・ 発電機の出力、電圧、各相電流、周波数、電力量及び電機子軸受の温度 ・ ディーゼル機関及びガス機関の潤滑油、冷却水、排気ガス及び給気の圧力又は温度 ・ ガスタービンの空気圧縮機の吐出圧力 ・ ガスタービンのタービン入口のガス温度（算出する方法によるものを含む）及び軸受の出口における潤滑油の温度 ・ 原動機の回転速度 ・ 燃料消費量 ・ 振動（共通台板上の上下方向、軸方向及び軸と直角の水平方向の両振幅） ・ 背圧測定（ディーゼル機関及びガス機関の排気出口部）ただし、ガスタービンは、吸排気抵抗値を測定する。 ② 発電機室内又はキュービクル内の給気及び排気の状態を点検し、所定の温度上昇の範囲内にあることを確認する。 ③ 運転中に油漏れ、異臭、異常音、異常振動、異常な発熱及び排気色の異常の有無を点検する。 ④ 運転中に原動機出口より、消音器、建物等の外部に至るまでの排気系統から排気ガス漏れの有無を点検する。 ⑤ 敷地境界において騒音測定を行う。 ⑥ 発電機停止後、電機子及び軸受の温度を測定する。 ⑦ 試験終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることを確認する。	(1 Y) (1 Y) (1 Y) (1 Y) (1 Y) (1 Y) (1 Y)
(5) 予備品等	① 製造者標準の予備品がそろっていることを確認する。 ② 設置時の完成図書、特に回路図が保管されていることを確認する。 ③ 保守工具、取扱い説明書が備えてあることを確認する。	(6 M) (6 M) (6 M)
(6) 模擬負荷装置の設置	① 設置場所は、発電機室に近いところで安全かつ、通風の良い場所に設置する。 ② 本設置用ケーブル等を発電機遮断機の二次側より取り外し、仮設用ケーブルを接続するとともに模擬負荷装置の接地をとるものとする。 ③ 「立入禁止」、「高電圧注意」、「送電中」等の標識の掲示及び安全ロープによる囲いを設ける。	(1 Y) (1 Y) (1 Y)

役 務 件 名	非 常 用 自 家 発 電 設 備 点 検 保 守	図 面 番 号	10/14
種 別	特 記 仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

付表2 直流電源設備 1/2

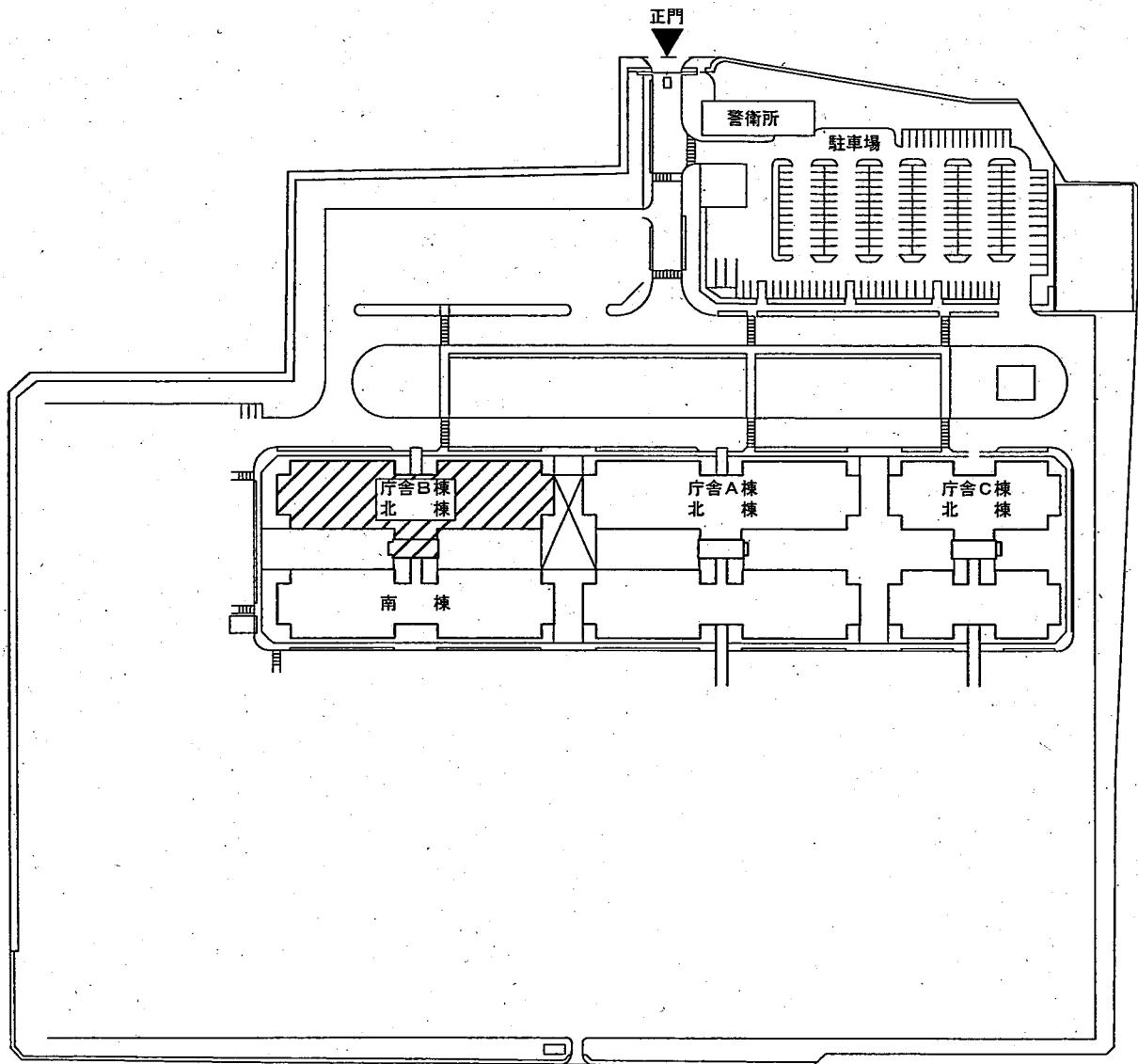
点検項目	点検及び保守内容	備考
1 整流装置		
(1) 外箱、機器等の外観状況	① 外箱の外観、計器、表示灯、スイッチ等の変形、損傷、汚れ、腐食等の有無を点検する。 ② 各部品の汚損、損傷、温度上昇、加熱、変色、異音、異臭等の有無を点検する。 ③ 固定金具、据付ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無を点検する。	(6M) (6M) (1Y)
(2) 機能	① 次の値を測定し、その良否を確認する。 ・交流入力電圧 ・トリクル充電電圧又は浮動充電電圧 ・均等充電電圧 ・負荷電圧 ・出力電流及び負荷電流(盤内計器による) ② 手動により浮動又は均等充電への切替動作の確認を行う。 ③ 開閉器及び遮断機の変形、損傷等の有無を点検する。また、入力・出力負荷、警報等の状況によるON、OFF状態を確認する。 ④ 過放電防止装置、減液警報装置、不足電圧継電器等の設定値及び動作確認を行う。 ⑤ 機器の動作状況を下記項目について確認する。 ・均等充電から浮動充電への自動切替 ・負荷電圧補償装置 ・タイマの設定値 ・警報動作(ヒューズ断、サーマル動作、MCCBトリップ、過不足電圧、負荷電圧異常検出過放電防止、放電終止、減液警報等) ⑥ 自動回復充電の動作を確認する。 ⑦ 実負荷により常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わることを確認する。	(6M) 均等充電機能を有するものに 限る。 (6M) (1Y) (1Y) 均等充電機能を有するものに 限る。 (1Y) (1Y)
(3) 配線、端子	① 内部配線及び端子部の劣化並びに端子接続部の緩みの有無について点検する。	(1Y)
(4) 絶縁抵抗測定	① 次の箇所の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・一次主回路と大地間 ・二次主回路と大地間 ・一次・二次相互間	(1Y)
(5) 接地抵抗測定	① 接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	(1Y) 単独接地極の 場合に限る。

役務件名	非常用自家発電設備点検保守	図面番号	11/14
種別	特記仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表 2 直流電源設備 2 / 2

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
1 蓄電池		
(1) 外観状況	① 全セルについて電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、亀裂及び漏液の有無を点検する。 なお、触媒栓式シール形蓄電池は、触媒栓の交換時期を確認する。又、据置鉛蓄電池（制御弁式）は、蓄電池の交換時期を確認する。 ② 封口部のはがれ、き裂等の有無を点検する。 ③ 全セルについて、電解液量を確認する。また、減液警報用電極の断線、腐食、変形等の有無を点検する。 ④ 架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。 ⑤ 蓄電池の転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無を点検する。 ⑥ 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、焼損及び腐食の有無を点検する。	(6 M) (6 M) (6 M) (6 M) (1 Y) (1 Y)
(2) 機能	① 浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否を確認する。 ② 浮動充電中の電解液比重及び温度測定を下記により行い、その良否を確認する。 ・ 据置鉛蓄電池は全セル（据置鉛蓄電池（制御弁式）及び小形シール鉛蓄電池は電解比重測定を除く）について行う。 ・ アルカリ蓄電池はパイロットセルのみについて行う。 ③ 上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判定された場合、均等充電が実施されていることを確認し、実施されていない場合は点検終了後均等充電を行う。	(6 M) (6 M) (1 Y) (6 M)

役務件名	非常用自家発電設備点検保守	図面番号	12/14
種 別	特 記 仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



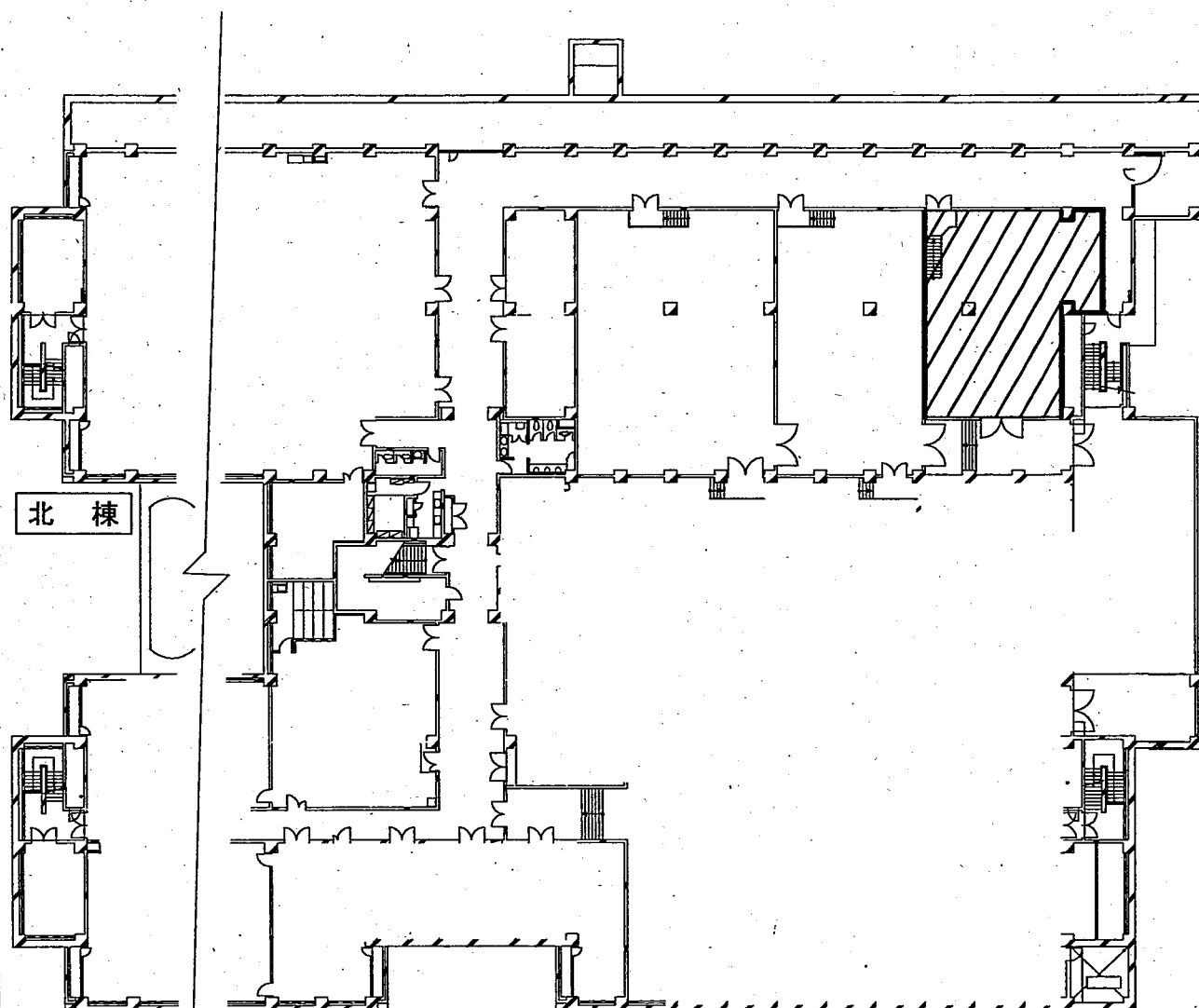
配 置 図

凡例



点検保守該当建物

役務件名	非常用自家発電設備点検保守	図面番号	13/14
種 別	配 置 図	縮 尺	1/1200
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



庁舎B地階平面図



自家発電設備設置場所

役務件名	非常用自家発電設備点検保守	図面番号	14/14
種別	庁舎B地階平面図	縮尺	1/500
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

仕様書

- 1 件 名 重要施設用自家発電設備点検保守
2 場 所 東京都北区十条台 1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内

共通仕様書

1 総 則

本点検保守は、共通仕様書に記載してある事項のほか、特記仕様書及び（財）建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示による。

2 目 的

本仕様書は、建築設備等の点検及び保守の業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

3 適用範囲

本仕様書は、当該点検保守に該当する事項のみ適用する。

4 受注者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (3) 保守に必要な消耗部品又は材料、油脂は、受注者の負担とする。

5 諸法規の遵守

受託者は、当該点検保守に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。

6 業務作業者

- (1) 業務作業者は、点検保守の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (2) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。
- (3) 官側は、業務作業者の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合は、受託者は業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。

7 現場代理人

- (1) 受託者は、業務作業者の中から現場代理人を選任するものとする。
- (2) 現場代理人の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

8 業務計画書

受託者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を官側に提出し協議する。

9 安全管理

- (1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
- (2) 作業員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、受託者の責任において復旧補修を実施するものとする。

10 保全上の措置

許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し、所定の手続きをするものとする。

11 関連業務との調整

本業務とは契約外で、関連する業務が発生した場合については、相互で調整を図るものとする。

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	1/16
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

12 完了検査等

- (1) 点検保守の結果を報告書に記入し、業務終了後、速やかに官側に提出するものとする。なお、報告書書式については、(財)建築保全センター発行の「建築保全業務報告書作成の手引き」現行版に基づき作成するものとする。
- (2) 業務が終了した場合は、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとする。

13 提出書類

- (1) 受託者は、官側の指定期日までに次の書類を提出するものとする。

- ア 業務計画書
- イ 現場代理人の選任(解任)届
- ウ 勤務員の指定(取消)届
- エ 役務完了届
- オ その他官側の指定するもの。

(7) 役務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。(完成図書データをCD-R等にて提出)

(イ) 官側より提示されたデータは全て官側に返納すること。

関連した情報が漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとる。

14 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真(カラーサービス版)1部を原板(ネガ又は電子記録媒体)とともに工程順に工事写真帳(A4版)に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。電子記録媒体(CD-R等)で提出する場合は、下記のとおりとする。

- ・総画素数 130万画素数以上
- ・ファイル形式 JPEG

15 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官及び官側と協議し、その指示を受けるものとする。

16 一般事項

- (1) 電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定、電気通信事業法、人事院規則及び労働安全衛生規則を遵守して、適正にその点検及び保守を行うものとする。
- (2) 電気設備の点検及び保守は、原則として停電させて安全な状態で作業を行うものとし、やむを得ず活線状態で作業するときは、絶縁用防具、保護具等を用いて行うものとする。
- (3) 停電の調整等は、十分余裕をもって行い、復旧後は、完全に元の状態になっていることを確認する。
- (4) 点検及び保守を実施する上で必要な機器等の清掃及び片付けに伴う機器周辺等の清掃を行うものとする。

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	2/16
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

特記仕様書

1 業務概要

重要施設用自家発電設備の点検保守

2 点検設備

(1) 概要

設備名称	設備内容	場所
自家発電設備	ガスタービンエンジン 1500KVA×3台 附属設備：配電盤、補機装置類 直流電源装置	庁舎B 南棟 地階 発電機室

(2) 細部点検設備等は、附属書1による。

(3) 駐屯地配置図は、付図1により、庁舎の地階平面図は、付図2による。

3 実施要領

(1) 点検保守の周期は、年1回とし、付表1、付表2により適正に実施し、点検報告書を提出するものとする。

(2) 業務に際して、計画等を作成し、官側と協議するものとする。

(3) 始動性能の確認、外観点検、各構成機器等の機能点検

ア 始動性能の確認においては、常用電源が停電してから所定の時間内に発電電圧が確立することを確認し、5分程度の無負荷運転を行い、運転状態の良否及び故障の有無を確認する。

(4) 自家発電設備全体の機能及び性能を確認する点検

原動機は無負荷運転によるカーボン付着、オイルアップ等を除去するために定格負荷運転を行い、その間の運転状態の良否及び故障の有無を確認する、実施日に関しては官側と調整を行うものとする。

(5) 点検結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃

イ 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整

ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め

エ 次に示す消耗部品の交換又は補充

(ア) 潤滑油、グリス、充填油等

(イ) ランプ類、ヒューズ類

(ウ) パッキン、ガスケット、Oリング類

(エ) 精製水

オ 接触部分、回転部分等への注油

カ 軽微な損傷がある場合の補修

キ 塗装（タッチペイント）

ク その他これらに類する軽微な作業

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	3/16
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付属書 1 細部点検設備等

1 設備一覧表

(1) 自家発電装置

名 称	規 格	数 量	備 考
原 動 機	新潟鐵鋼工(株)製 ガスタービンエンジン	3 台	燃種: 軽油 1 機 1 軸式
発 電 機	明電舎(株)製 1500KvA 横軸突極回転界磁形	3 台	

(2) 配 電 盤

名 称	規 格	数 量	備 考
発電機盤	800×2000×2350	3 面	
自動始動盤	800×2000×2350	3 面	
補機盤	800×2000×2350	1 面	
自動同期盤	800×2000×2350	1 面	
遮断器盤	800×2000×2350	1 面	

(3) 盤 内 機 器

名 称	規 格	数 量	備 考
自動電圧調整装置	1 号、2 号、3 号	3 面	
交流遮断器		5 面	
保護継電器		8 セット	
指示計器		57 台	
開閉器類		49 台	

(4) 補 機 装 置 類

名 称	規 格	数 量	備 考
燃料小出槽	950L	1 組	
燃料移送ポンプ	電動機駆動キ7ホ7ツ7 0.75K	2 台	
燃料返送ポンプ	電動機駆動キ7ホ7ツ7 1.5k	2 台	
消音器	吸気・排気・換気	1 式	
給気ファン	5.5kw	3 セット	
換気・排気ファン	5.5kw	3 セット	

(5) 直流電源装置

名 称	規 格	数 量	備 考
整流装置	自動浮動式	3 台	
蓄電池	陰極吸収式シール形鉛 24セル	3 台	

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	4/16
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表1 自家発電設備 1/8

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 発電機室等	① 小動物が進入するおそれのある開口部の有無を点検する。 ② 消火器の有無を点検する。 ③ 取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることを確認する。 ④ 保守用Iビーム、チェーンブロック等にさび、取付ボルトの緩みの有無を点検し、作動部の動きが円滑であることを確認する。 ⑤ 廃油処理が行われていることを確認する。 ⑥ 照度を測定し、点検及び操作上必要な照度が確保されていることを確認する。 ⑦ 各設備、各機器、建築物等の保有距離が保たれていることを確認する。 ⑧ 点検上及び使用上障害となる不要物が置かれていないことを確認する。	
2 本体基礎部等	① 共通台板の取付上記用及び基礎ボルトの変形、損傷等の有無を確認する。 ② 防振装置（防振ゴム、ばね、ストッパー）のひび割れ、変形、損傷及びたわみの有無を点検する。 ③ 付属機器の取付け状態及び取付ボルトの点検を行う。 ④ 原動機と発電機との軸継手部の損傷、緩み等の有無を点検する。また、たわみ軸継手を使用されているものは、緩衝用ゴムの損傷等の有無を点検する。	
3 原動機 ガスタービン 機関	① 原動機の据付状況を点検する。 ② 各部の汚染及び変形の有無を点検する。 ③ 機側の各配管等に燃料、冷却水、潤滑油、始動空気等の漏れの有無を確認する。 ④ 燃焼機内部、タービン翼、タービンノズル及び圧縮機等の変形、損傷等の有無を点検する。 ⑤ 燃料フィルター及び潤滑油フィルターの分解清掃を行い、フィルター本体及びエレメントに異常がないことを確認する。但し、カートリッジ式は、カートリッジを交換する。	紙フィルターは交換する。

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	5/16
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表1 自家発電設備 2/8

点検項目	点検及び保守内容	備考
4 発電機	① 発電機本体、出力端子保護カバー等の変形、損傷、脱落、腐食等の有無を点検する。 ② 発電機の巻上部及び導電部周辺に付着したほこり、油脂等による汚染の有無を点検し、乾燥状態にあることを確認する。 ③ 接地線の断線、亀裂及び接続部の緩みの有無を点検する。 ④ 軸受等の潤滑状況の良否、変質及び汚染の有無を点検する。	
5 発電機制御盤類 【発電機盤、自動始動盤、補機盤】		
(1) 盤本体・内部配線等	① 盤本体、扉、ちょう番、ガラス窓等の損傷、さび、変形、腐食等の有無を点検する。 ② 主回路及び制御用、操作用、表示用等の配線に腐食、損傷、加熱、ほこりの付着、断線等の有無を点検する。 ③ 主回路端子部、補機回路端子部、検出部端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷及び加熱による変色の有無を点検する。 ④ 碍子類、その他の支持物に腐食、損傷、変形等の有無を点検する。 ⑤ 接地線の断線、腐食及び接続部の損傷等の有無を点検する。 ⑥ スペースヒーター及び回路の断線、加熱等の有無を点検する。	
(2) 盤内機器	① 自動電圧調整装置(AVR)の変形、損傷、腐食、ほこりの付着、加熱及び接触不良の有無を点検する。 ② 交流遮断器 ・ 機器外面の損傷、加熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・ 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、引出形にあたっては、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。 ・ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・ 遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否を点検する。また、動作回数を確認する。 ・ 制御回路の断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検する。 ・ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	6/16
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表1 自家発電設備 3 / 8

点検項目	点検及び保守内容	備考
	③ 計器用変成器 ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ・接地線の損傷、断線及び配線接続部の緩みの有無を点検する ・制御回路の断線及び端子接続部のゆるみの有無を点検する。 ・電線貫通形の変流器は、貫通部の亀裂、変色等の有無を点検する。 ・電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検する。また、予備ヒューズの確認を行う。 ・変成器2次巻線と大地間の絶縁抵抗を測定しその良否を確認する。 ④ 指示計器、表示操作及び保護継電器 ・機器外面の損傷、加熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・制御回路部等を有するものは、絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・各指示計器の零点調整を行う。また、正常に機能していることを確認する。 ・保護継電器等の故障検出器を作動させて、警報及び故障表示の確認を行う。 ・シーケンス試験（インターロック試験及び保護継電器との連動試験）を行う。 ⑤ 低圧開閉器類【配線遮断器、漏電遮断器、電磁接触器】 ・機器外面の損傷、加熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・開閉器の開閉動作及び遮断動作の良否を点検する。 ・配線遮断器等の用途名称が正しいことを確認する。	

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	7/16
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表 1 自家発電設備 4 / 8

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
(3)制御回路部	① 制御電源スイッチ、自動・手動切替スイッチ、自動始動制御機器等の操作及び取付状態の良否並びに汚損、破損、腐食、加熱、異音、異常振動等の有無を点検する。 ② 補機盤は、次による。 - 補機用電源スイッチ（始動電動機、充電装置、空気圧縮機、室内換気装置、燃料移送ポンプ等）操作及び取付状態の良否並びに汚損、破損、腐食、加熱、異音、異常振動等の有無を点検する。 - 補機運転用検出スイッチを短絡又は開放して、自動運転が出来ることを確認する。	検出用スイッチを作動させて運転しても良い。
6 始動用装置類		
(1)蓄電池設備	① 外観状況 - 全セルについて電槽、ふた、各種全体、パッキン等に変形、損傷、亀裂及び漏液の有無を点検する。なお、触媒栓シール形蓄電池は、触媒栓の交換時期を確認する。 - 封口部のはがれ、き裂等の有無を点検する。 - 全セルについて、電解液量を確認する。 - また、減液警報用電極の断線、腐食、変形等の有無を点検する。 - 架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。 - 蓄電池の転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無を点検する。 - 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、焼損及び腐食の有無を点検する。 ② 機能 - 浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否を確認する。 - 浮動充電中の電解液比重及び温度測定を下記により行い、その良否を確認する。 据置鉛蓄電池は全セル（据置鉛蓄電池（制御弁式）及び小形シール鉛蓄電池は電解液比重測定を除く）について行う。 アルカリ蓄電池はパイロットセルのみについて行う。 - 上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判定された場合、均等充電が実施されていることを確認し、実施されていない場合は点検終了後均等充電を行う。	

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	8/16
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表 1 自家発電設備 5 / 8

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
(2) 燃料槽	① 燃料タンクの貯油量を油面計により点検し、併せて油面計の動作の良否を点検する。また、潤滑式油面計は、滑車の動作の円滑計及びワイヤ等の損傷の有無を点検する。 ② 燃料タンク、配管及び各種バルブの状態並びに取付ボルトの異常の有無を点検する。 ③ 燃料タンク用通気金物の引火防止金網の脱落、腐食等の有無を点検する。 ④ 燃料タンクの燃料油の水分含有量について点検する。 ⑤ 地下燃料タンクマンホール内部のさびの有無を点検する。	
(3) 燃料移送ポンプ	① ポンプ運転用レベルスイッチが正常に作動することを確認する。 ② ポンプの基礎ボルト及び取付ボルトを点検する。 ③ 本体及び軸受部分に異音、異常振動、異常な温度上昇等の有無を点検する。 ④ 電動機との直結部分又はプーリー間の芯だし及びベルトの張り具合が正常であることを確認する。 ⑤ 軸封部分からの漏油の有無を点検する。	
(4) 換気装置	① 給排気ファン等の据付状態、回転部及びベルトに緩み、損傷、亀裂、異音、異常振動等の有無を点検する。 ② 軸受け部の潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等の有無を点検する。	
(5) 配管	① 排気管 ・排気管と原動機、可燃物、その他の離隔距離を確認する。 ・排気伸縮管、排気管及び断熱被覆に変形、脱落、損傷及び亀裂の有無を点検する。 ・排気管貫通部の断熱材保護部のめがね石等に排気伸縮管を配管途中に取付けている場合は、貫通部の排気管固定の取付状態を確認する。 ・室外結露部のさび等の有無及び先端部保護網の取付状態の良否を点検する。 ② 各種配管 ・配管等の変形、損傷等の有無を点検し、支持金物に緩みが無いことを確認する。 ・配管の取付部及び接続部からの漏れの有無を点検し、バルブの開閉状態が正常の位置にあることを確認する。	

役務件名

重要施設用自家発電設備点検保守

図面番号

9/16

種 別

仕 様 書

縮 尺

陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課

付表 1 自家発電設備 6 / 8

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
(6) 排気消音器	・ 原動機本体、付属機器及びタンク類との接続部の各種可とう管継手に変形、損傷、漏れ等の有無を点検する。また、ゴム状の可とう管継手を使用している場合は、ひび割れ等のないことを確認する。 ・ 温調弁及び感温部の動作温度が設定値どおりであることを確認する。なお、点検で取り外したパッキンは交換する。 ・ 冷却水系統及び燃料系統の電磁弁の動作状況を点検する。 ① 支持金具、緩衝装置等の損傷の有無を点検する。 ② ドレンバルブ又はドレンコックを点検し、水分等を除去する。	
(7) 耐震装置	① ストップ等の偏荷重、溶接部のはがれ等の有無を点検する。 ・ 基礎ボルト等の変形、損傷、ナットの緩みの有無を点検し、耐震措置が適正であることを確認する。	
7 接地抵抗	① 接地線の断線、腐食等の有無を点検する。 ② 接地線接続部の取付状態（ボルト、ナットの緩み、損傷等）を点検する。 ③ 各種接地極の接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	
8 絶縁測定	① 次の機器、回路別に絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・ 発電機関係 ・ 機器及び機側配線 ・ 電動機類	
9 運転機能		
(1) 試運転	① 始動タイムスケジュール及びシーケンス（自動動作状況）を確認し、自家発電装置が自動運転待機状態にあることを確認する。 ② 始動前に自家発電装置の周囲温度、原動機の冷却水及び潤滑油温度を測定する。但し、ガスタービンは、冷却水の温度測定を除く。また、オイルリングの作動状況を確認する。 ③ 運転中、下記計器類の指示値が規定値内にあることを確認する。 ・ 電圧 ・ 周波数 ・ 回転速度 ・ 各部温度 ・ 各部圧力	

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	10/16
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表 1 自家発電設備 7 / 8

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
(2) 保護装置	④ 運転中に異音（不規則音）、異臭、異常振動、異常な発熱、配管等からの漏れの有無を点検する。 ⑤ 保護装置の検出部の短絡又は、動作させ、遮断機の遮断、原動機停止の機能、表示及び警報が正常であることを確認する。 ⑥ 自動始動盤の停止スイッチ（復電と同じ状態）による停止試験を行う。但し、自動停止ができないものは、機側手動停止装置により行う。 ⑦ ガスタービンは、停止回転低下中の回転変化が滑らかで、タービン内部にこすれ音等の異常音の有無を点検する。 ⑧ 試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることを確認する。 ① 保護装置の検出部の動作を実動作又は模擬動作で試験し、動作値が設定値どおりであることを確認する。	実動作が不適当な項目については、模擬動作で行う。
(3) 実負荷運転	① 発電機の定格出力の30%以上の負荷において、次の測定を行い、その適否を確認する。 ・ 発電機の出力、電圧、各相電流、周波数、電力量及び電気子軸受の温度 ・ ディーゼル機関及びガス機関の潤滑油、冷却水、排気ガス及び給気の圧力又は温度 ・ ガスタービンの空気圧縮機の吐出圧力 ・ ガスタービンのタービン入口のガス温度（算出する方法によるものを含む）及び軸受の出口における潤滑油の温度 ・ 原動機の回転速度 ・ 燃料消費量 ② 発電機室内又はキュービクル内の給気及び排気の状態を点検し、所定の温度上昇の範囲内にあることを確認する。 ③ 運転中に油漏れ、異臭、異常音、異常振動、異常な発熱及び排気色の異常の有無を点検する ④ 運転中に原動機出口より、消音器、建物等の外部に至るまでの排気系統から排気ガス漏れの有無を点検する。 ⑤ 発電機停止後、電機子及び軸受の温度を測定する。 ⑥ 試験終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることを確認する。	

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	11/16
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表1 自家発電設備 8 / 8

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
(5)予備品等	① 製造者標準の予備品がそろっていることを確認する。 ② 設置時の完成図書、特に回路図が保管されていることを確認する。 ③ 保守工具、取扱い説明書が備えてあることを確認する。	

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	12/16
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表2 直流電源設備 1/2

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 整流装置		
(1) 外箱、機器等の外観状況	① 外箱の外観、計器、表示灯、スイッチ等の変形、損傷、汚れ、腐食等の有無を点検する。 ② 各部品の汚損、損傷、温度上昇、加熱、変色、異音、異臭等の有無を点検する。 ③ 固定金具、据付ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無を点検する。	
(2) 機能	① 次の値を測定し、その良否を確認する。 ・ 交流入力電圧 ・ トリクル充電電圧又は浮動充電電圧 ・ 均等充電電圧 ・ 負荷電圧 ・ 出力電流及び負荷電流（盤内計器による） ② 手動により浮動又は均等充電への切替動作の確認を行う。 ③ 開閉器及び遮断機の変形、損傷等の有無を点検する。また、入力・出力負荷、警報等の状況によるON、OFF状態を確認する。 ④ 過放電防止装置、減液警報装置、不足電圧継電器等の設定値及び動作確認を行う。 ⑤ 機器の動作状況を下記項目について確認する。 ・ 均等充電から浮動充電への自動切替 ・ 負荷電圧補償装置 ・ タイマの設定値 ・ 警報動作（ヒューズ断、サーマル動作、MCBトリップ、過不足電圧、負荷電圧異常検出、過放電防止、放電終止、減液警報等） ⑥ 自動回復充電の動作を確認する。 ⑦ 実負荷により常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わることを確認する。	均等充電機能を有するものに限る。 均等充電機能を有するものに限る。
(3) 配線、端子	① 内部配線及び端子部の劣化並びに端子接続部の緩の有無について点検する。	
(4) 絶縁抵抗測定	① 次の箇所の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・ 一次主回路と大地間 ・ 二次主回路と大地間 ・ 一次・二次相互間	
(5) 接地抵抗測定	① 接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	単独接地極の場合に限る。

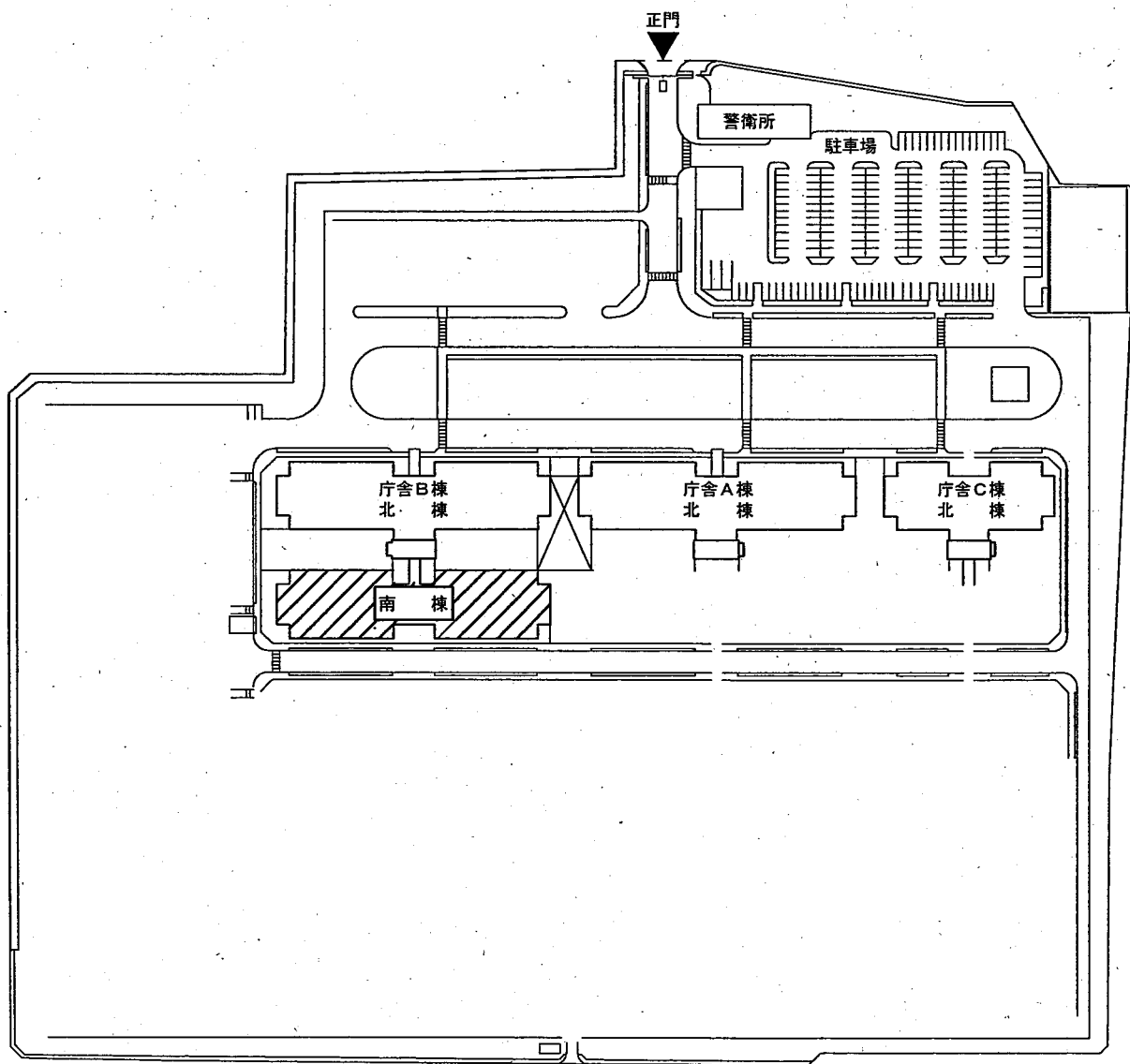
役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	13/16
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表2 直流電源設備 2/2

点検項目	点検及び保守内容	備考
2 蓄電池 (1)外観状況	① 全セルについて電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、亀裂及び漏液の有無を点検する。なお、触媒栓式シール形蓄電池は、触媒栓の交換時期を確認する。 ② 封口部のはがれ、き裂等の有無を点検する。 ③ 全セルについて、電解液量を確認する。 また、減液警報用電極の断線、腐食、変形等の有無を点検する。 ④ 架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。 ⑤ 卓電池の転倒防止枠、総称、腐食等の有無を点検する。 ⑥ 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、焼損及び腐食の有無を点検する。	
(2)機能	① 浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否を確認する。 ② 浮動充電中の電解液比重及び温度測定を下記により行い、その良否を確認する。 ・据置鉛蓄電池は全セル（据置鉛蓄電池（制御弁式）及び小形シール鉛蓄電池は電解比重測定を除く）について行う。 ・アルカリ蓄電池はパイロットセルのみについて行う。 ③ 上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判定された場合、均等充電が実施されていることを確認し、実施されていない場合は点検終了後均等充電を行う。	

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	14/16
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付図第1

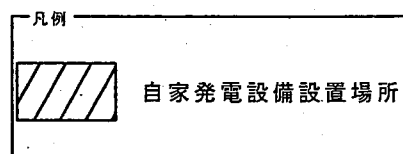
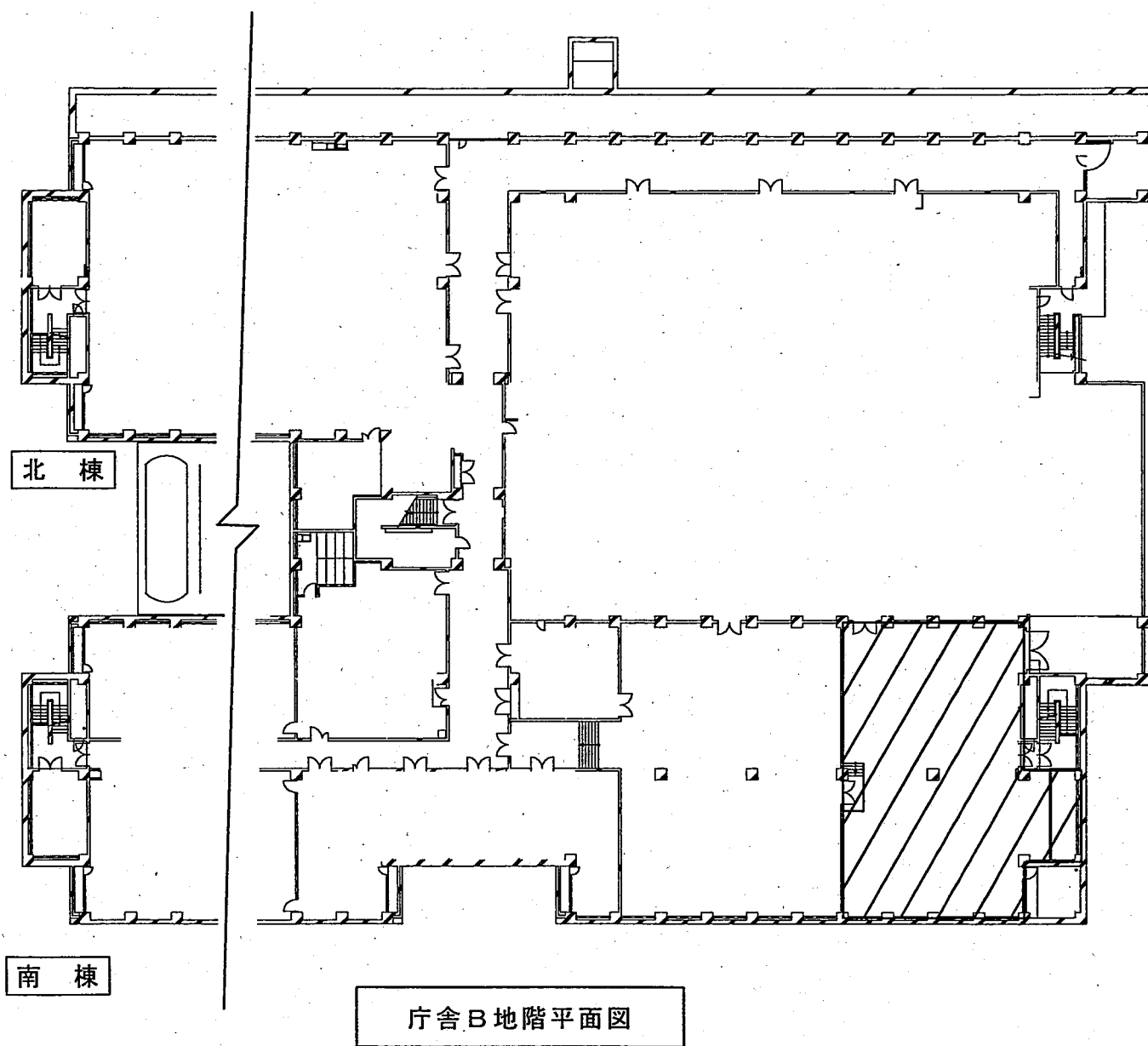


配 置 図

凡例

点検保守該当建物

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	15/16
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	16/16
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

特記仕様書

1 件 名 : 交流無停電電源設備点検保守

2 場 所 : 東京都北区十条4丁目5-70
陸上自衛隊十条駐屯地

3 概 要 : 交流無停電電源設備の点検保守

4 一般事項

(1) 本点検保守は、本特記仕様書によるほか「建築保全センター発行の「建築保全業務共通仕様書」現行版により実施する。

(2) 本点検保守に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に際しては、特記がある場合に限り受注者の負担とする。

(3) 本点検保守に必要な工具・計測機器等の器材及び消耗品・材料・油脂等は受注者の負担とする。

(4) 本点検保守の内容に、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。

(5) 本点検保守に際して書面を提出する場合の書式（必要部数を含む。）は監督職員の指示による。また、業務の実施に先立ち、実施体制・実施工程・業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。

(6) 本点検保守の実施にあたり、関係法令等を遵守し業務の円滑な遂行を図る。

(7) 受注者は、現場代理人を定め監督職員に届け出る。また、現場代理人を変更する場合も同様とする。

(8) 本点検保守に伴い、関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

(9) 本点検保守の実施にあたり危険防止に必要な場所及び箇所を監督官に報告し、安全処置をこうじ、事故発生を防止する。また、火気を使用する場合は、必要な手続を行い、許可を受けた後使用する。

(10) 現場代理人及び業務作業者は、保守点検の内容に応じ必要な知識、経験及び技能を有するものとする。

(11) 本点検保守に際し、取り扱い上及び技術的に当然すべき事項については、請負業者の責任において実施する。

(12) 本点検保守に際し、施設に損傷を与えた場合は延滞なく監督官に報告すると共に、監督官の指示に基づき、請負業者の責任において現状に復旧するものとする。

(13) 本点検保守に伴う発生材のうち引渡しを要するものと指定されたものは、監督職員の指示を受けた場所に整理のうえ発生材調査を作成して監督職員に提出する。
また、監督官に引渡しを要するものと指定されたもの以外のものは、廃棄物処理法等に定めるところにより適切に処理し、監督職員に報告すると共に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出する。

(14) 本点検保守の写真は、施工中、完了後及び引渡しの箇所、材料検査、主要な工事段階毎、その他監督官の指示する箇所を撮影し、写真（カラー・サイズ版）1部を原紙（ネガ及び電子記憶媒体）と共に工程順に写真帳（A4版）に整理し検査前に1部提出する。
電子記憶媒体で提出する場合は、130万画素以上・JPEG形式とする。

(15) 点検保守完了後、建築保全センター発行の「建築保全業務報告書」を作成し「現行版」に基づき作成し監督職員に1部提出する。

(16) 検査官の検査を受ける場合は、あらかじめ監督職員の指示した必要書類を提出し、監督職員の点検を受ける。

(17) 本点検保守の範囲は次のとおりとする。

- ア 機器の埃除去等の清掃
- イ 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- ウ 取付け不良、作動不良、すれ等がある場合の調整
- エ ポルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
- オ 次に示す消耗品品の交換又は補充
 - ・ 潤滑油、グリス、充填油等
 - ・ ランプ類、ヒューズ類
 - ・ バッキン、ガスケット、オリング類
 - ・ 精製水
- カ 接続部分、回転部分等への注油
- キ 軽微な損傷がある場合の補修
- ク 塗装（タッチペイント）
- ケ その他これらに類する軽微な作業

(18) 本点検保守の結果、対象部分の脱落、落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、応急措置を講じるとともに、速やかに監督職員に報告する。

5 特記事項

(1) 本役務にあたっては、第3種電気主任技術者を有するものとし、当該製造会社の修理又は整備等に基づき実施する。

(2) 交流無停電電源設備は、次の事項の確認又は作業を行う。

ア 停電作業範囲の明確化、停電時間、停電操作及び充電露出部に対する安全処置並びに施設及び標識の設置の確認を行う。

イ 当該設備について機器操作の範囲及び分担の明確化を図り、災害、事故発生時の緊急連絡及び処置体制を整えるものとする。

ウ 点検作業は、原則として全停電作業とし、バイパス回路等がある場合は切替えて作業を行うものとする。

(3) 対象設備一覧表

設備名称	規格	数量	設置場所	備考
交流無停電電源設備	デンセイ・ラムダ調製 3相210V 150KVA	1組	庁舎C機械室	整流装置×1 組(200V系 400Ah以下) 含む
	デンセイ・ラムダ調製 3相210V 200KVA	1組	庁舎B機械室	"
	桐真芝 TOSNICO-6200 3相210V 100KVA	1組	庁舎A通信機械室	"
蓄電池	納ジーエス・ユアサ MSEX-300型	180セル		

(4) 点検保守の周期は年1回とする。

件 名 交流無停電電源設備点検保守

国 名 特記仕様書

縮 尺 作成年月日 平成25年8月1日 図面番号 1/3

陸上自衛隊補給統制本部 総務部 管理課

(5) 点検保守内容

ア 交流無停電電源設備

項	目	内 容	周 期	備 考
1	外箱、機器等の外觀状況	① 固定金具、据付けボルト等の変形、損傷及び緩みの有無を点検する。 ② 抵抗器の発色及び変形の有無を点検する。 ③ コンデンサの発色、変形、液漏れ及び防爆弁の異常の有無を点検する。 ④ 半導体スタック類の接点荒れ及びコイル発色の有無を点検する。 ⑤ 絶電器、接線器の接点荒れ及びコイル発色の有無を点検する。 ⑥ プリント基板の部品発色及び汚損の有無を点検する。 ⑦ ヒューズの熱発色の有無を点検する。 ⑧ 冷却ファンの隙による発色の有無を点検する。 ⑨ トランス及びリアクトルの過熱及び発色の有無を点検する。 ⑩ 容量100kVA以上の場合は、主回路に使用している半導体素子の素子漏れ電流測定及びゲート特性試験を行い、その良否を確認する。 ⑪ ゲート回路を単独運転させ各電源電圧を測定し、規定値内であることを確認する。 ⑫ ゲート回路の運転又は停止中において、次の測定を行い、その良否を確認する。 ア 発振器周波数の確認 (主発振器、キャリアパス) イ 電圧制御リミットの測定 ウ 各部動作表示の確認 エ 主回路素子のゲート波形 (電圧) の確認 ⑬ 運転・停止、出力切替試験、故障シーケンスの動作確認は展開接続図に基づいて表示警報等が正常であることを確認する。 ⑭ 保護回路の各種保護継電器の設定値に対する動作値を測定し、許容値内であることを確認する。 ⑮ 無負荷運転試験は展開接続図に基づいて次により行う。 ア 主回路各部の波形をシンクロスコープ等により測定し、異常がないことを確認する。 イ 電圧、電流等を各指示計器又はシンクロスコープ等により測定し、規定値以内であることを確認する。 ウ 運転中、主回路機器の異常音、異臭等の有無を点検する。 ⑯ ① 内部配線、端子部の発色、劣化及び緩みの有無を確認する。 ① 次の箇所の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ア 交流入力回路と大地間 イ インバーター主回路と大地間 ウ 出力回路と他回路大地間 ② 単独設置機の場合は、接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	全て年1回	
2	機能			

イ 蓄電池

項	目	内 容	周 期	備 考
1	外觀状況	① 全セルについて電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、き裂及び漏液の有無を点検する。なお、触媒柱式シール形蓄電池は、触媒栓の交換時期を確認する。また、据置鉛蓄電池 (制御弁式) は、蓄電池の交換時期を確認する。 ② 封口部のはがれ、き裂等の有無を点検する。 ③ 全セルについて、電解液量を確認する。また、減液警報用電極の断線、腐食、変形等の有無を確認する。 ④ 翠台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。 ⑤ 蓄電池の転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無を点検する。 ⑥ 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、損傷及び腐食の有無を点検する。 ⑦ 浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否を確認する。 ⑧ 浮動充電中の電解液比重及び温度測定を行い、その良否を確認する。 ア 据置鉛蓄電池は全セル (据置鉛蓄電池 (制御方式) 及び小型制御弁式鉛蓄電池は電解液比重測定を除く。) について行う。 イ アルカリ蓄電池はパイロットセルのみについて行う。 ⑨ 上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不と判定された場合、均等充電が実施されていることを確認し、実施されていない場合は点検終了後に均等充電を行う。	全て年1回	
2	機能			

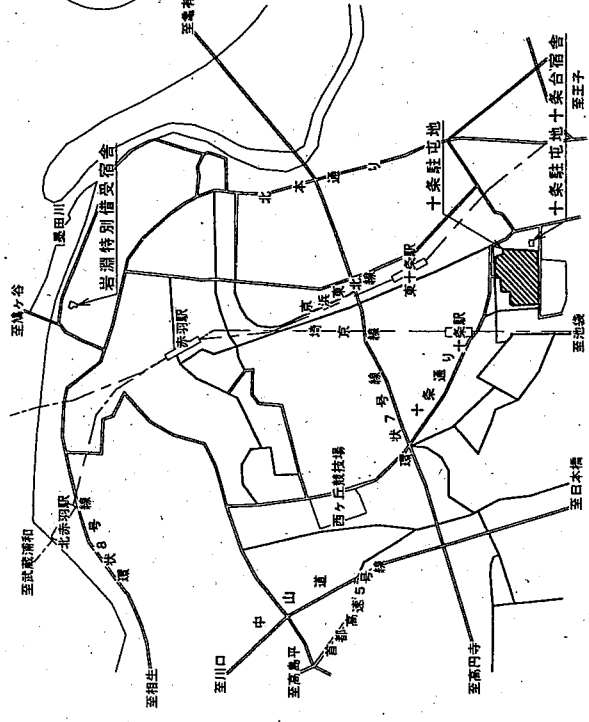
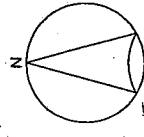
件 名 交流無停電電源設備点検保守

図 名 特記仕様書

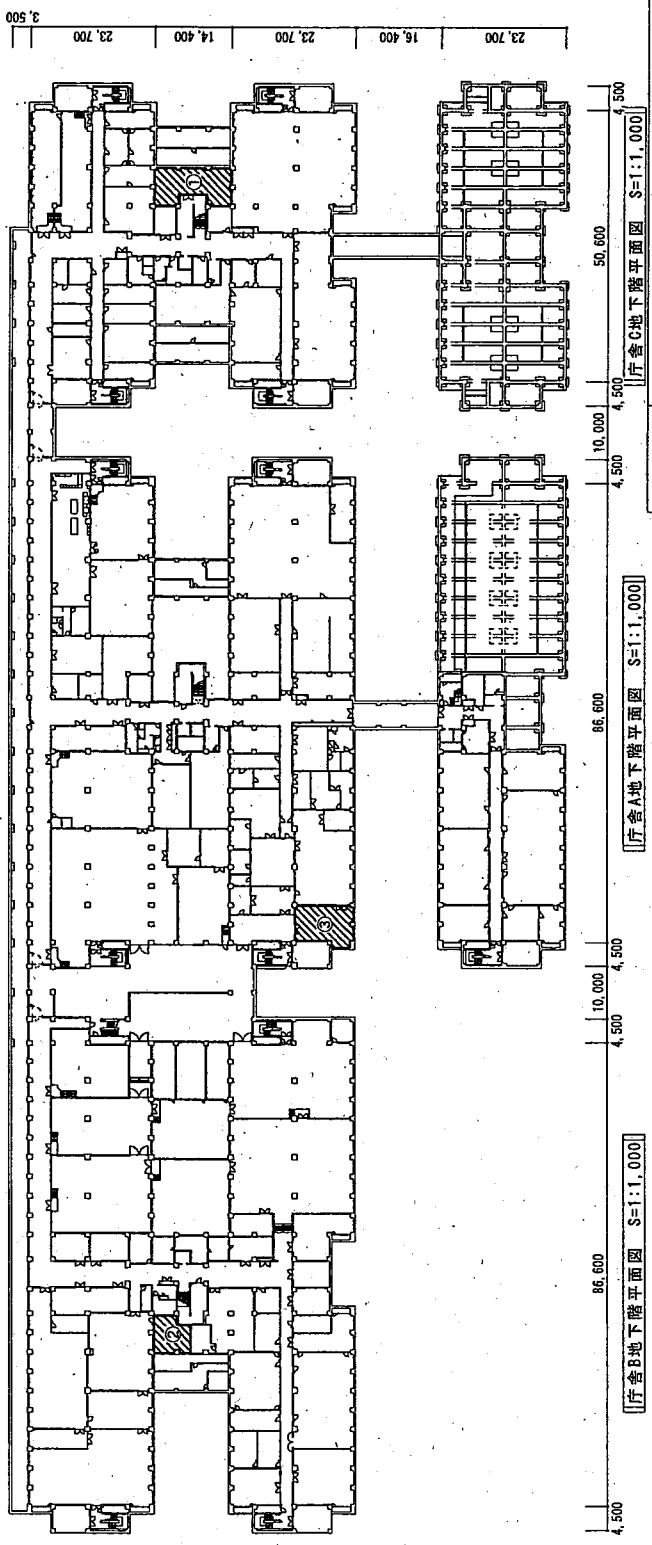
縮 尺

作成年月日 平成25年8月1日 図面番号 2/3

監上目衛隊補給統制本部 総務部 管理課



〔案内図 S=1:40,000〕



〔配置図 S=1:4,000〕

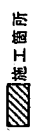
凡 例

記号	名称・規格
①	CVCF 150KVA
②	CVCF 200KVA
③	CVCF 100KVA

〔庁舎B地下階平面図 S=1:1,000〕

〔庁舎A地下階平面図 S=1:1,000〕

〔庁舎C地下階平面図 S=1:1,000〕



施工箇所

件名	交流無停電電源設備点検保守		
図名	案内図・配置図・庁舎A・B・C地下階平面図		
縮尺	示	作成年月日	平成25年8月1日
図面番号	3/3	図面番号	3/3

随上自衛隊精給統制本部 総務部 管理課

特記仕様書

- 1 件 名 : 直流電源設備点検保守
- 2 場 所 : 東京都北区十条台1丁目5-70
陸上自衛隊十条駐屯地
- 3 概 要 : 直流電源設備の点検保守
- 4 一般事項
(1) 本点検保守は、本特記仕様書によるほか関連建築保全センター発行の「建築保全業務共通仕様書」現行版により実施する。
(2) 本点検保守に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
(3) 本点検保守に必要な工具・計測機器等の器材及び消耗部品・材料・油脂等は受注者の負担とする。
(4) 本点検保守の内容に、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。
(5) 本点検保守に際して書面を提出する場合の書式(必要部数を含む。)は監督職員の指示による。また、業務の実施に先立ち、実施体制・実施工程・業務を通正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、監督職員の承認を受ける。
(6) 本点検保守の実施にあたり、関係法令等を遵守し業務の円滑な遂行を図る。
(7) 受注者は、現場代理人を定め監督職員に届け出る。また、現場代理人を変更する場合も同様とする。
(8) 本点検保守に伴い、関係のない場所及び室への出入りは禁止する。
(9) 本点検保守の実施にあたり危険防止に必要な場所及び箇所を監督官に報告し、安全処置をこうじ、事故発生を防止する。また、火気を使用する場合は、必要な手続を行い、許可を受けた後使用する。
(10) 現場代理人及び業務作業者は、保守点検の内容に応じ必要な知識、経験及び技能を有するものとする。
(11) 本点検保守に際し、取り扱い上及び技術的に当然すべき事項については、請負業者の責任において実施する。
(12) 本点検保守に際し、施設に損傷を与えた場合は速滞なく監督官に報告すると共に、監督官の指示に基づき、請負業者の責任において現状に復旧するものとする。
(13) 本点検保守に伴う発生材のうち引渡しを要するものと指定されたものは、監督職員の指示を受けた場所に整理のうえ発生材調書を作成して監督職員に提出する。
また、監督官に引渡しを要するものと指定されたもの以外のものは、廃棄物処理法等に定めるところにより適切に処理し、監督職員に報告するとともに産業廃棄物管理票(マニフェスト)を提出する。
(14) 本点検保守の写真是、施工前、施工中、完了後及び隠ぺい箇所、材料検査、主要な工事段階毎、その他監督官の指示する箇所を撮影し、写真(カラー・サイズ版)1部を原稿(ネガ及び電子記憶媒体)と共に工程順に写真帳(A4版)に整理し検査前に1部提出する。
電子記憶媒体で提出する場合は、130万画素以上・JPEG形式とする。
(15) 点検保守完了後、関連建築保全センター発行の「建築保全業務報告書作成の手引き」現行版に基づき作成し監督職員に1部提出する。
(16) 検査官の検査を受ける場合は、あらかじめ監督職員の指示した必要書類を提出し、監督職員の点検を受ける。
(2) 点検保守の周期は年1回とする。

(17) 本点検保守の範囲は次のとおりとする。

- ア 機器の埃除去等の清掃
- イ 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の調整
- ウ 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- エ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
- オ 次に示す消耗部品の交換又は補充
- ・ 潤滑油、グリス、充填油等
- ・ ランプ類、ヒューズ類
- ・ バッキン、ガスケット、オリング類
- ・ 精製水
- カ 接軸部分、回転部分等への注油
- キ 軽微な損傷がある場合の補修
- ク 塗装(タッチペイント)
- ケ その他これらに類する軽微な作業

(18) 本点検保守の結果、対象部分の脱落、落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、応急措置を講じるとともに、速やかに監督職員に報告する。

5. 特記事項

(1) 対象設備一覧表

設備名称	規格	等数	設置場所	備考
整流装置	新電元工業側製 REC-83号 サイリスタ式 600A整流器×3搭載	1組	庁舎A電気室	

(2) 点検保守の周期は年1回とする。

件 名 直流電源設備点検保守

図 名 特記仕様書

縮 尺

作成年月日 平成25年8月1日

陸上自衛隊補給統制本部 総務部 管理課

図面番号 1/3

(3) 点検保守内容
ア 整流装置

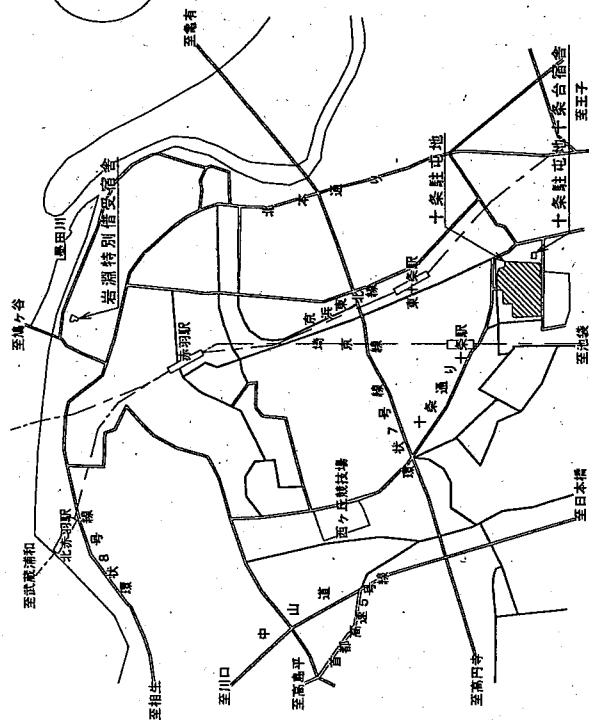
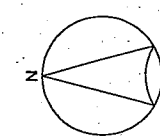
項	目	内 容	周 期	備 考
1	外箱、機器等の外觀状況	① 外箱の外観、計器、表示灯、スイッチ等の変形、損傷、汚れ、腐食等の有無を点検する。 ② 各部品の汚損、損傷、温度上昇、加熱、変色、異音、異臭等の有無を点検する。 ③ 固定金具、振付ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無を点検する。	全て年1回	
2	機能	① 次の値を測定し、その良否を確認する。 ・交流入力電圧 ・トリクル充電電圧又は浮動充電電圧 ・均等充電電圧 ・負荷電圧 ・出力電流及び負荷電流（整流計器による。） ② 均等充電機能の有する場合は、手動により浮動又は充電への切替え動作の確認を行う。 ③ 開閉器及び遮断器の変形、損傷等の有無を点検する。また、入力・出力負荷、警報等の状況によるON、OFF状態を確認する。 ④ 過放電防止装置、減液警報装置、不足電圧検電器等の設定値及び動作確認を行う。 ⑤ 均等充電機能の有する場合は、次の機器の動作状況を確認する。 ・均等充電から浮動充電への自動切替 ・負荷電圧補償装置 ・タイマーの設定値 ・警報装置（ヒューズ断、サーマル動作、MCCBTリップ、過不足電圧、負荷電圧異常検出、過放電防止、放電防止、減液警報等） ⑥ 自動回復充電の動作を確認する。 ⑦ 実負荷により常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切替り、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わることを確認する。		
3	配線、端子	① 内部配線及び端子部の劣化並びに端子接続部の緩みの有無について点検する。		
4	絶縁抵抗測定	① 次の箇所の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・一次主回路と大地間 ・二次主回路と大地間 ・一次、二次相互間		
5	接地抵抗測定	① 単独接地極の場合は、接地抵抗を測定し、その良否を確認する。		

件 名 直流電源設備点検保守

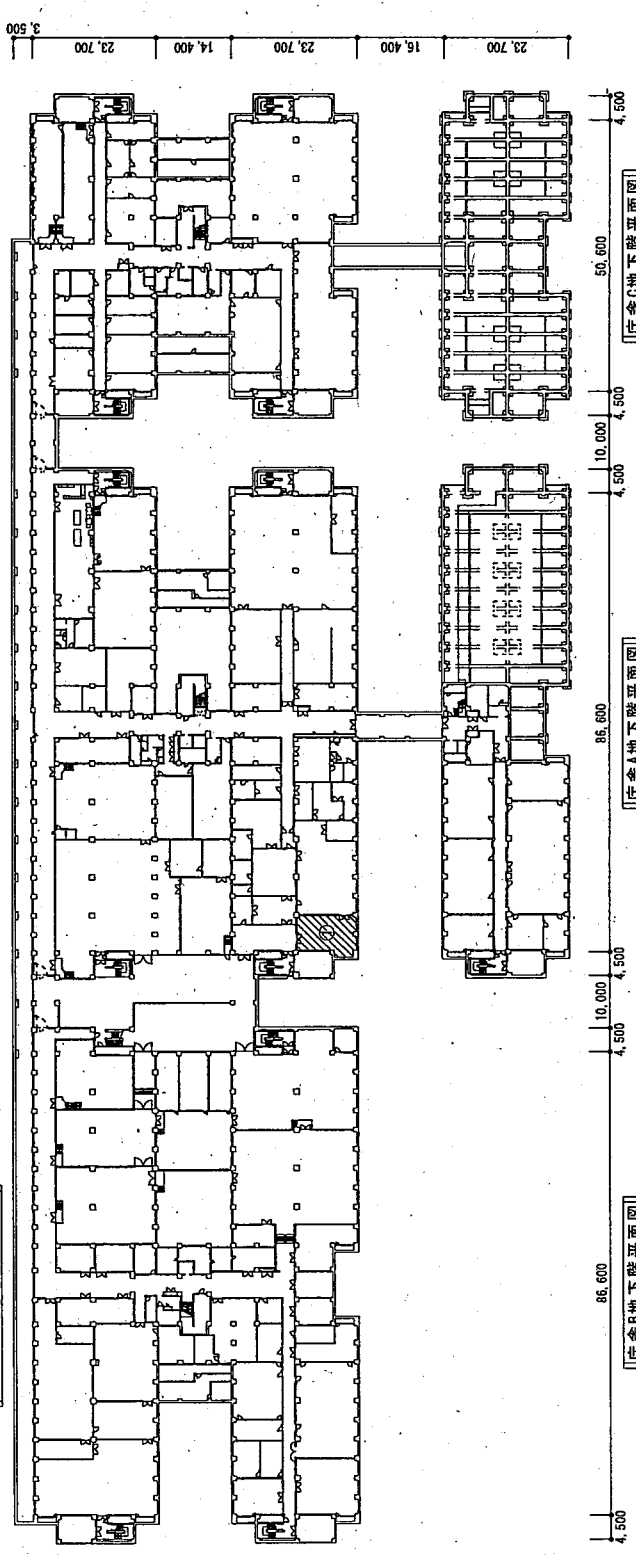
図 名 特記仕様書

縮 尺 作成年月日 平成25年8月1日 図面番号 2/3

陸上自衛隊補給統制本部 総務部 管理課



案内図 S=1:40,000



施工箇所

庁舎C地下階平面図

庁舎A地下階平面図

庁舎B地下階平面図

凡 例		対象設備 (実施組数)	
記号	名称・規格	1組	
①	整流装置 REC-83号		

仕様書

- 1 件 名 庁舎等空調設備点検保守
- 2 場 所 東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内
- 3 業務概要
 - (1) 空気調節設備の点検保守
- 4 期 間 平成26年4月1日 ~ 平成29年3月31日

共通仕様書

1 点検設備

(1) 概 要

機器名称	規格等	数量	備 考
ユニット型空調和機	松下(株)、新晃(株)製	137	
パッケージ型空調和機	空冷ヒートポンプ 天井吊り型	32	
	空冷ヒートポンプ 天井埋込型	60	
	空冷エアコン 床置き型	12/17	庁舎A地下階通信機械室等除く。(付図2参照)
	冷房専用 天井吊り型	7	
	冷暖房兼用 天井埋込型	9	
ファンコイルユニット	新晃(株)製	104	
ファンコンベクター	天井型	64/65	隊舎A4階浴場除く。(付図2参照)
ユニットヒーター	天吊型	12	
空調換気扇	ロスナイ	76	
エアフィルター	パネル型	19	
送 風 機	ミツヤ送風機	246	
	エバラ送風機	1	

(2) 細部点検設備等は、付紙第1～第8による。

(3) 配置図は、付図1による。

2 総 則

本点検保守は、共通仕様書に記載してある事項のほか、特記仕様書及び(財)建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示による。

3 目 的

本仕様書は、建築設備等の点検及び保守の業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

4 適用範囲

本仕様書は、当該点検保守に該当する事項のみ適用する。

5 請負業者の負担の範囲

(1) 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。

(2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、請負業者の負担とする。

(3) 保守に必要な消耗部品又は材料、油脂は、請負業者の負担とする。

6 諸法規の遵守

請負業者は、当該点検保守に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。

7 業務作業者

(1) 業務作業者は、点検保守の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとし、業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行い、且つ資格証等を官側に明示するものとする。

(2) 官側は、業務作業者の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合は、請負業者は業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。

役務件名	庁 舎 等 空 調 設 備 点 検 保 守	図面番号	1/14
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

8 現場代理人

- (1) 請負業者は、業務作業者の中から現場代理人を選任するものとする。
- (2) 現場代理人の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を実施するとともに、監督官との連絡及び調整を行うものとする。

9 業務計画書

請負業者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を監督官に提出し協議する。

10 安全管理

- (1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
- (2) 作業員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、請負業者の責任において復旧補修を実施するものとする。

11 保全上の措置

許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し、所定の手続きをするものとする。

12 関連業務との調整

本業務とは契約外で、関連及び調整を生じる業務が発生した場合については、監督官と協議するものとする。

13 完了検査等

- (1) 点検保守の結果を報告書に記入し、業務終了後、速やかに監督官に提出するものとする。
- なお、報告書書式については、監督官と協議する。
- (2) 業務が終了した場合は、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとする。

14 提出書類

- (1) 請負業者は、官側の指定期日までに次の書類を提出するものとする。

ア 業務計画書

イ 現場代理人の選任（解任）届

ウ 勤務員の指定（取消）届

エ 役務完了届

オ その他官側の指定するもの。

- (7) 役務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。（完成図書データをFDまたはCDにて提出）

- (4) 監督官より受けたデータは全て請負業者等に残してはならない。

関連した情報が漏洩した際には、請負業者が全ての責任をとること。

15 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真（カラーサービス版）1部を原板（ネガ又は電子記録媒体）とともに工程順に工事写真帳（A4版）に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。

電子記録媒体（CD-R等）で提出する場合は、下記のとおりとする。

・撮影画素数 130万画素数以上

・ファイル形式 JPEG

16 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官と協議しその指示を受けるものとする。

17 一般事項

- (1) 電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定、電気通信事業法、人事院規則及び労働安全衛生規則を遵守して、適正にその点検及び保守を行うものとする。
- (2) 電気設備の点検及び保守は、原則として停電させて安全な状態で作業を行うものとし、やむを得ず活線状態状態で作業するときは、絶縁用防具、保護具等を用いて行うものとする。
- (3) 停電の調整等は、十分余裕をもって行い、復旧後は、完全に元の状態になっていることを確認する。
- (4) 点検及び保守を実施する上で必要な機器等の清掃及び片付けに伴う機器周辺等の清掃を行うものとする。

役務件名	庁舎等空調設備点検保守	図面番号	2/14
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

特 記 仕 様 書

1 一般事項

- (1) パッケージ形空調機は、「高圧ガス保安法」、「冷凍保安規則」及び「冷凍保安規則関係基準」に定めるところによる。
- (2) ユニット形空調機及びエアフィルターは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」施行規則及びこれに基づく厚生労働省告示に定めるところによる。
- (3) 本契約は、期間保守契約とし、緊急故障時には、必要な措置を実施するとともに原因を速やかに究明するものとする。
- (4) 点検結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。
 - ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
 - イ 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
 - ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
 - エ 次に示す消耗部品の交換又は補充
 - ・潤滑油、グリス、充填油等
 - ・ランプ類、ヒューズ類
 - ・パッキン、ガスケット、オリング類
 - ・精製水
 - オ 接触部分、回転部分等への注油
 - カ 軽微な損傷がある場合の補修
 - キ 塗装（タッチペイント）
 - ク その他これらに類する軽微な作業

2 業務内容

(1) 点検周期

機 器 名 称	点 検 内 容（周 期）	実 施 予 定 時 期
ユニット型空気調和機	イン点検（6ヶ月1回）	5、11月
	オン点検	7、9、1、3月
パッケージ型空気調和機	イン点検（6ヶ月1回）	5、11月
	オン点検	9、3月
ファンコイルユニット	イン点検（6ヶ月1回）	7、1月
ファンコンベクター	イン点検（年1回）	1月
ユニットヒーター	イン点検（6ヶ月1回）	7、1月
空調換気扇（ロ ス ナ イ）	オン点検	5、8、11月、2月
送風機	イン点検（6ヶ月1回）	6、2月
エアフィルター	オン点検（2ヶ月1回）	5、7、9、11、1、3月

- (2) ユニット型空気調和機の点検保守要領は、付表1による
- (3) パッケージ型空気調和機の点検保守要領は、付表2による。
- (4) ファンコイルユニット、ファンコンベクター及びユニットヒーターの点検保守要領は、付表3による。
- (5) 空調換気扇の点検保守要領は、付表4による。
- (6) 送風機の点検保守要領は、付表5による。
- (7) エアフィルター点検保守要領は、付表6による。
- (8) 点検及び保守は、付表1～付表6により適正に実施し、点検報告書を2部提出するものとする。

役務件名	庁 舎 等 空 調 設 備 点 検 保 守	図面番号	3/14
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

付表1 ユニット形空調機(1/2)

シーズンイン点検項目

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
1 基礎・固定部	①き裂、沈下等の異常の有無を点検する。 ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。 ③防振材、ストッパー等の劣化、緩みの有無を点検する。	
2 外部の状況		
(1) 本体	①腐食、変形、破損等の有無を点検する。	
(2) 保温材及び吸音材	①損傷及び脱落の有無を点検する。	
3 送風機		
(1) 羽根車	①汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。 ②回転バランスの良否を点検する。	
(2) シャフト	①汚れ、さび、摩耗等の有無を点検する。	
(3) ベルト	①弛み、摩耗、損傷等の有無を点検する。	
(4) プーリー	①摩耗等の有無を点検する。	
(5) 軸受	①音、振動等の異常の有無を点検する。 ②給油の状態を点検する。	
(6) カップリング	①摩耗、損傷等の有無を点検する。	
(7) 電動機	①絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ②回転方向が正しいことを確認する。 ③電流が定格値内であることを確認する。	
4 熱交換器	①冷温水コイル、蒸気コイル等の汚損、腐食、損傷等の有無を点検する。	
5 加湿器	①加湿ノズルの詰まりの有無を点検する。 ②作動の良否を点検する。 ③加湿状態点検用ランプが点灯することを確認する。	
6 エリミネーター	①詰まり、腐食等の有無を点検する。	
7 水系統		
(1) ドレンパン	①汚れさび、腐食等の有無を点検する。	
(2) ドレン排水	①本体のドレン排水確認を行い、詰まりのないことを確認する。	
8 エアフィルター		
(1) ろ材	①詰まり、損傷等の有無を点検する。	
(2) 枠	①変形、腐食等の有無を点検する。	
9 運転調整	①運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。 ②運転電流が定格以下であることを確認する。	
10 中性能フィルター	①詰まり及び損傷等の劣化の有無を点検する。詰まりがある場合は、交換する。	

役務件名	庁舎等空調設備点検保守	図面番号	4/14
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表1 ユニット形空調機(2/2)

シーズンオン点検項目

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
1 送風機 (1) ベルト (2) 軸受 (3) 電動機	弛み、摩耗、損傷等の有無を点検する。 ①音、振動等の異常の有無を点検する。 ②給油の状態を点検する。 ③表面温度の異常の有無を点検する。 ④電流が定格値内であることを確認する。	
2 加湿器	①加湿ノズルの詰まりの有無を点検する。 ②作動の良否を点検する。 ③汚れ、損傷等の有無を点検する。 ④加湿状態点検用ランプが点灯することを確認する。 詰まり、腐食等の有無を点検する。	
3 エリミネーター		
4 水系統 (1) 加湿用給水 (2) ドレンパン (3) ドレン排水	①給水止弁の開閉を点検する。 ②漏れ及び汚れのないことを確認する。 汚れさび、腐食等の有無を点検する。 本体のドレン排水確認を行い、詰まりのないことを確認する。	
5 エアフィルター (1) ろ材 (2) 枠	詰まり、損傷等の有無を点検する。 変形、腐食等の有無を点検する。	
6 中性能フィルター	詰まり及び損傷等の劣化の有無を点検する。詰まりがある場合は、交換する。	

役務件名	庁舎等空調設備点検保守	図面番号	5/14
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表2 空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和機（1／3）
シーズンイン点検項目

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
1 基礎・固定部	①き裂、沈下等の有無を点検する。 ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。 ③防振材、ストッパ等の劣化及び緩みの有無を点検する。	室外機を含
2 外観の状況	①腐食、変形、破損等の有無を点検する。	
3 冷房切替え	①補助電気ヒーター、加湿器の電源遮断をするとともに自動御機器の切替え、作動確認を確実にを行う。	
4 暖房切替え	①補助電気ヒーター及び加湿器の電源投入並びに自動制御機器の切替え及び作動確認を行う。	
5 水系統		
（1）加湿用給水	①給水止弁の開閉を点検する。 ②漏れ及び汚れの有無を点検する。	室外機を含
（2）ドレンパン	①汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。	
（3）ドレン排水	①本体のドレン排水確認を行い、支障のないことを確認する。	
6 電気系統		
（1）操作回路及び動力回路	①絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	
（2）端子	①緩み及び変色の有無を点検する。	室外機を含
（3）操作盤	①盤内の汚れ、異物の付着、弛み及び変形の有無を確認する。	
（4）クランクケースヒーター	①通電及び発熱状態に異常のないことを確認する。	
7 送風機		
（1）Vベルト	①弛み、亀裂、摩耗等の有無を点検する。	室外機を含
（2）軸受	①音、振動等の有無を点検する。	
（3）羽根	①汚れ、損傷等の有無を点検する。	
（4）電動機	①回転方向が正しいことを確認する。	
8 エアフィルター		
（1）ろ材	①詰まり、損傷等の有無を点検する。	室外機を含
（2）枠	①変形、腐食等の有無を点検する。	
9 冷媒系統	①ガス漏れの有無を点検する。 ②配管の損傷等の有無を点検する。	
10 熱交換器	①ファンコイルの汚れ、損傷等の有無を点検する。 ②補助ヒーターの汚れ、損傷等の有無を点検する。	
11 加湿器 （気化式浸透型含む）	①作動の良否を確認する。 ②汚れ、損傷等の有無を点検する。	室外機を含
12 保安装置		
（1）インターロック	①室内送風機運転と補助電機ヒーターの作動の良否を点検する。	
（2）圧力開閉器	①作動の良否を点検する。	
（3）可溶栓又は安全弁	①ガス漏れ及び変形の有無をを点検する。	
（4）温度ヒューズ	①溶断、変形及び変色の有無を点検する。	室外機を含
（5）過熱防止器	①作動の良否を点検する。	
（6）圧力計	①正常値を示していることを確認する。	

役務件名	庁 舎 等 空 調 設 備 点 検 保 守	図面番号	6/14
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

付表2 空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和機(2/3)

シーズンイン点検項目

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
13 自動制御機器	①温度調整器、湿度調節器、タイマー制御、容量制御等が設定値にで作動することを確認する。 ②除霜装置の検地作動及び四方弁動作の良否を確認する。	
14 運転調整		
(1) 電源電圧	①供給電源電圧に異常がないことを確認する。 ②運転時における電圧変動が定格以下であることを確認する。	
(2) 運転電流	①主電流及び圧縮機電流が定格以下であることを確認する。 ②補助電機ヒーターの電流が定格値にあることを確認する。	
(3) 冷凍機油	①汚損劣化及び油量の適否を点検する。	
(4) 熱交換状況	①冷媒、室外機及び室内器吹出し空気の温度等を点検し、熱交換状況が正常であることを確認する。	
(5) 除霜装置	①検知作動並びに四方弁動作の良否を点検する。	
(6) 音、振動	①異常のないことを確認する。	

役務件名	庁 舎 等 空 調 設 備 点 検 保 守	図面番号	7/14
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

付表2 空冷ヒートポンプ式パッケージ形空調和機（3／3）

シーズンオン点検項目

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
1 水系統	①本体のドレン排水確認を行い、支障のないことを確認する。	
2 電気系統		
（1）端子	①弛み、変色及び破損の有無を点検する。	
（2）操作盤	①盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の点検をする。	
（3）クランクケース	①通電、発熱状態の異常の有無を点検する。	
3 送風機		
（1）Vベルト	①弛み及び振動の有無を点検する。	
（2）軸受	①音、振動等の有無を点検する。	
4 エアフィルター		
（1）ろ材	①詰まり、損傷等の有無を点検する。	
（2）枠	①変形、腐食等の有無を点検する。	
5 冷媒系統	①ガス漏れの有無を点検する。	
	②配管の損傷等の有無を点検する。	
6 熱交換機	①室内及び室外熱交換器の汚れ、損傷等の有無を点検する。	
7 加湿器	①作動の良否を点検する。	
	②汚れ、損傷等の有無を点検する。	
8 自動制御機器	①温度、湿度等が設定値にて制御していることを確認する。	
9 運転調整		
（1）音、振動	①異常のないことを確認する。	
（2）電源電圧	①供給電源電圧に異常のないことを確認する。	
（3）運転電流	①主電流及び圧縮機電流が定格以下にあることを確認する。	
	②送風機の電流に異常がないことを確認する。	
	③加湿器の電流に異常がないことを確認する。	
	④電気ヒーターの電流が定格値にあることを確認する。	
（4）冷凍機油	①汚損劣化及び油量の適否を点検する。	
（5）熱交換機	①冷媒及び冷却水の液温、室内及び室外熱交換器の吹出し空気温度を点検し、熱交換状況が正常であることを確認する。	

役務件名	庁 舎 等 空 調 設 備 点 検 保 守	図面番号	8/14
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

付表3 ファンコイルユニット・ファンコンベクター・ユニットヒーター（1／1）

シーズンイン点検項目

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
1 外観の状況 (1) 本体 (2) 保温材、吸音材 (3) 吹出しグリル	①腐食、変形、汚損等の劣化の有無を点検する。 ②固定金具、固定ボルトの緩み、変形、腐食等の有無を点検する。 損傷及び脱落の有無を点検する。 汚れ、破損等の有無を点検する。	
2 送風機 (1) 羽根車 (2) 電動機	①汚れ及びさび、腐食、変形等の有無を点検する。 ②回転バランスの良否を点検する。 ①音、振動等の異常の有無を点検する。 ②絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ③回転がスムーズであることを確認する。	
3 熱交換器	①冷温水コイルの破損及び腐食の有無を点検する。 ②フィンの汚れ及び目詰まりの有無を点検する。	
4 排水系統 (1) ドレンパン (2) ドレン排水	汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。 本体のドレン排水確認を行い、詰まりのないことを確認する。	
5 エアフィルター (1) ろ材 (2) 枠	汚れ、損傷等の劣化の有無を点検する。 変形、腐食等の劣化の有無を点検する。	
6 電装部品 (1) 電気配線 (2) 接続端子 (3) 操作スイッチ、運転表示灯	損傷、過熱、劣化等の有無を点検する。 端子接続の緩みの有無を点検する。 ①損傷、破損の有無を点検する。 ②表示灯の点灯状態を点検する。 ③風量切替え等の作動の良否を点検する。	
7 弁類	①損傷及び破損の有無を点検する。 ②エア抜き弁及びドレン抜き弁の良否を点検する。	

役務件名	庁 舎 等 空 調 設 備 点 検 保 守	図面番号	9/14
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表4 空 調 換 気 扇 (1/1)

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
1 固定部	①き裂、沈下等の有無を点検する。 ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無を点検する。	
2 外観の状況 (1) 本体及び点検口 (2) フィルター (3) 保温材	さび、腐食、変形、破損等の有無を点検する。 詰まり、損傷等の有無を点検する。 破損の有無を点検する。	
3 熱交換エレメント (1) 軸受 (2) エレメント (3) エアシール (4) 駆動装置 (5) ケーシング	①音、振動等の有無を点検する。 ②給油の状態を点検する。 ①詰まり、損傷等の有無を点検する。 ②回転バランスの良否を点検する。 異常摩耗、破損等の有無を点検する。 ベルト又はチェーンの緩み、損傷等の有無を点検する。 汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。 音、振動等の異常の有無を点検する。	回転形に限る 回転形に限る 回転形に限る 回転形に限る 回転形に限る
4 送風機 5 電気系統 (1) 電源電圧 (2) 電動機 (3) リレー (4) 端子類	電圧の変動が規定値内にあることを確認する。 ①絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ②表面温度の異常の有無を点検する。 ③電流が定格値内であることを確認する。 ④オイルシールの油漏れの有無を点検する。 作動の良否を点検する。 緩み、変色、溶損等の有無を点検する。	 回転形に限る 回転形に限る

役務件名	庁 舎 等 空 調 設 備 点 検 保 守	図面番号	10/14
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

付表5 送 風 機 (1/1)

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
1 基礎・固定部	①き裂、沈下等の有無を点検する。 ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検 する。 ③防振材の破損等の有無を点検する。 ④天井吊りの場合の点灯防止、吊り支持等の金具の緩み及び腐食の有無を点検する。	電動機直結形 のものを除く
2 外観の状況	①汚れの有無を点検する。 ②腐食及びボルトの緩みの有無を点検する。	
3 電動機	①電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。 ②回転方向が正しいことを確認する。 ③絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ④運転電流が定格値以下であることを確認する。	
4 軸受	発熱、音及び振動の有無を点検する。	
5 Vベルト	弛み、摩耗、損傷等の有無を点検する。	
6 Vベルトカバー	変形、損傷等の有無を点検する。	
7 Vプーリ	①摩耗、損傷等の有無を点検する。 ②芯出しの良否を点検する。	
8 羽根車	①汚れ、変形、腐食等の有無を点検する。 ②ボルトの緩みの有無を点検する。 ③ケーシング等に接触していないことを確認する。	
9 運転調整	①運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。 ②運転電流が定格以下であることを確認する。	

役務件名	庁 舎 等 空 調 設 備 点 検 保 守	図面番号	11/14
種 別	仕 様 書	縮 尺	1/2500
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

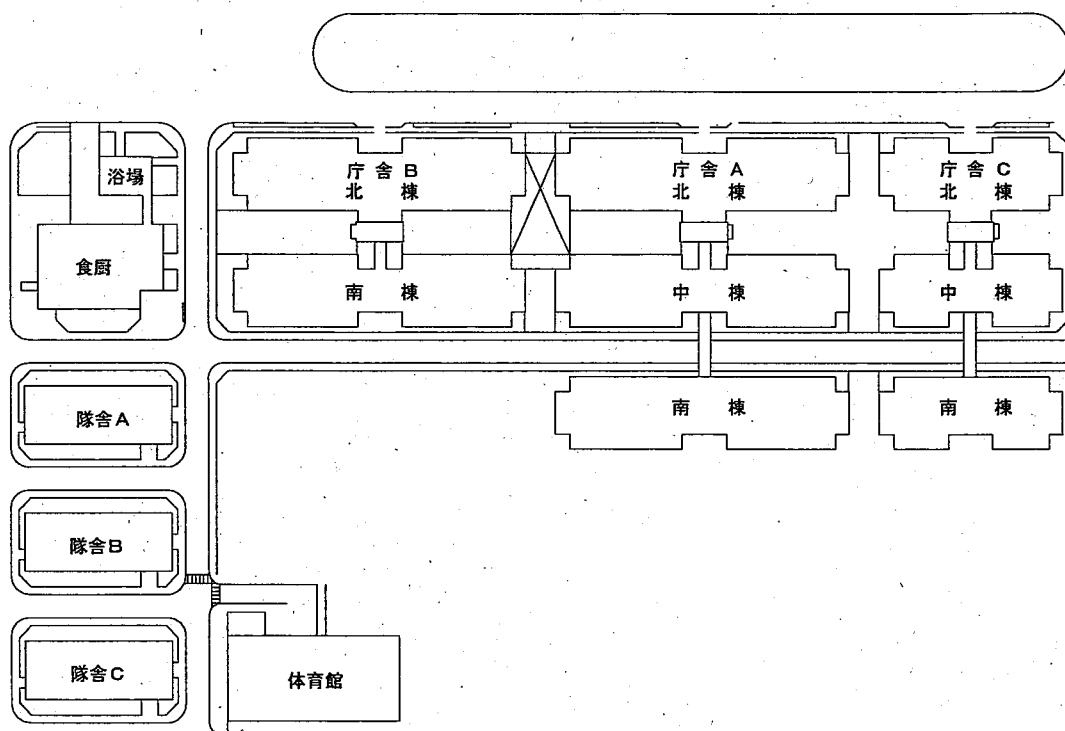
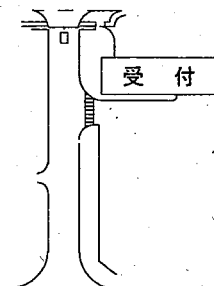
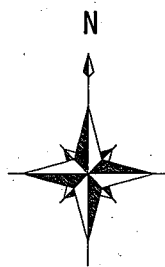
付表6 パネル形エアフィルター(1/1)

(1)「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」及びこれに基づく厚生労働省告示に定める所による。

(2)ろ材を交換するときは、付着した粉塵を下流に飛散させないように送風機を停止して行う。

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 ろ材	①目詰まりの有無を点検する。	
2 枠	①変形、腐食等の劣化の有無を点検する。	
3 チャンバー	①変形、腐食等の有無及び汚れの有無を点検する。	

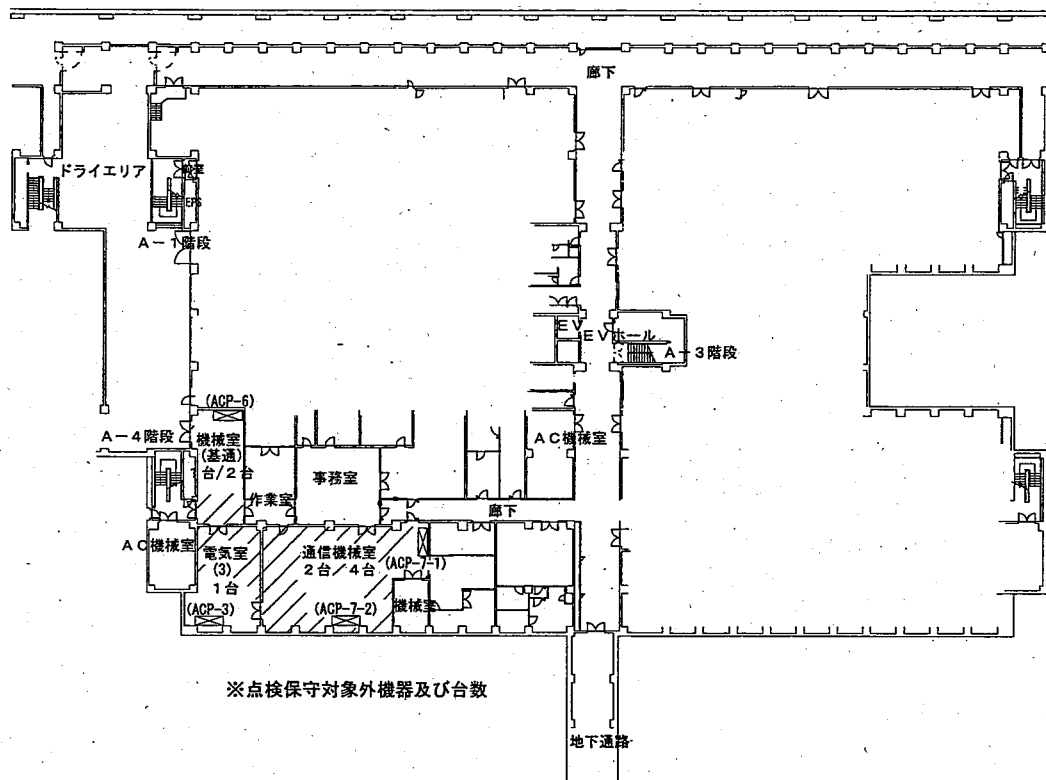
役務件名	庁舎等空調設備点検保守	図面番号	12/14
種別	仕様書	縮尺	1/2500
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



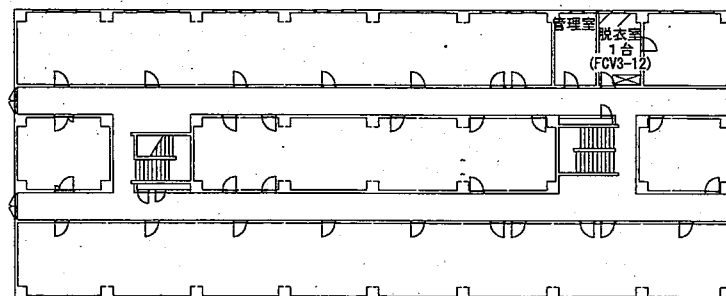
□ 該当建物

付図 1 配置図

役務件名	庁舎等空調設備点検保守	図面番号	13/14
種別	仕様書（配置図）	縮尺	1/X
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



地下通信機械室等平面図 S=1/X



隊舎 A 4 階平面図 S=1/500

役務件名	庁舎等空調設備点検保守	図面番号	14/14
種別	仕様書 (配置図)	縮尺	図示
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

ユニット形空気調和機一覧表 (庁舎A)

建物	階数	設置室名	機器番号	規格	冷房能力	暖房能力	電動機	台数	
北棟	地階	A C機械室 (1)	ACU-1 2	松下 FY-10UCV	40,400	27,000	3.7	1	
			ACU-1 9	松下 FY-20UCV	41,500	25,600	5.5	1	
		A C機械室 (2)	ACU-1	松下 FY-08UCV	23,300	16,600	2.2	1	
			ACU-2	松下 FY-10UCV	23,200	18,100	3.7	1	
			ACU-1 4	松下 FY-10UCV	42,900	28,800	5.5	1	
		A C機械室 (3)	ACU-4	松下 FY-10UCV	22,200	15,600	3.7	1	
		A C機械室 (4)	ACU-3	松下 FY-25UCV	46,700	31,700	11.0	1	
		A C機械室 (5)	ACU-5	松下 FY-10UCV	30,500	20,400	3.7	1	
		A C機械室 (6)	ACU-6	松下 FY-13UCV	17,300	15,600	3.7	1	
		電算機室	ACU-7	松下 FY-50UCD	50,000	0	11.0	4	
	1階	A C機械室 (1)	ACU-1 1	松下 FY-10UCV	40,200	26,000	3.7	1	
		A C機械室 (4)	ACU-1 3	松下 FY-10UCV	64,500	39,600	3.7	1	
	2階	A C機械室 (1)	ACU-2 1	松下 FY-10UCV	43,600	23,600	3.7	1	
		A C機械室 (2)	ACU-2 2	松下 FY-10UCV	39,400	21,700	3.7	1	
		A C機械室 (3)	ACU-2 4	松下 FY-10UCV	52,200	30,700	3.7	1	
		A C機械室 (4)	ACU-2 3	松下 FY-10UCV	34,000	17,400	3.7	1	
	3階	A C機械室 (1)	ACU-3 1	松下 FY-10UCV	46,800	27,000	3.7	1	
		A C機械室 (2)	ACU-3 2	松下 FY-10UCV	45,600	25,100	3.7	1	
		A C機械室 (3)	ACU-3 4	松下 FY-10UCV	40,700	21,400	3.7	1	
		A C機械室 (4)	ACU-3 3	松下 FY-10UCV	43,900	24,200	3.7	1	
	4階	A C機械室 (1)	ACU-4 1	松下 FY-20UCV	60,600	39,600	5.5	1	
		A C機械室 (2)	ACU-4 2	松下 FY-20UCV	59,700	37,800	5.5	1	
		A C機械室 (3)	ACU-4 4	松下 FY-20UCV	54,300	36,200	5.5	1	
		A C機械室 (4)	ACU-4 3	松下 FY-20UCV	57,000	35,400	5.5	1	
中棟	地階	通信室	ACU-8	松下 FY-25UCT	39,000	0	3.7	2	
		通信室	ACU-9	松下 FY-05UCD	17,500	0	1.5	1	
	1階	A C機械室 (5)	ACU-1 6	松下 FY-10UCV	38,300	26,200	3.7	1	
		A C機械室 (6)	ACU-1 5	松下 FY-10UCV	22,800	14,900	2.2	1	
		A C機械室 (7)	ACU-1 7	松下 FY-8UCV	33,000	22,200	3.7	1	
		A C機械室 (8)	ACU-1 8	松下 FY-13UCV	48,800	31,800	5.5	1	
	2階	A C機械室 (5)	ACU-2 6	松下 FY-10UCV	46,600	25,400	3.7	1	
		A C機械室 (6)	ACU-2 5	松下 FY-10UCV	45,800	26,200	3.7	1	
		A C機械室 (7)	ACU-2 7	松下 FY-10UCV	41,600	24,000	3.7	1	
		A C機械室 (8)	ACU-2 8	松下 FY-10UCV	43,900	24,800	3.7	1	
	3階	A C機械室 (5)	ACU-3 6	松下 FY-10UCV	43,100	23,600	3.7	1	
		A C機械室 (6)	ACU-3 5	松下 FY-10UCV	38,700	20,400	3.7	1	
		A C機械室 (7)	ACU-3 7	松下 FY-10UCV	41,600	22,700	3.7	1	
		A C機械室 (8)	ACU-3 8	松下 FY-10UCV	44,300	24,600	3.7	1	
	4階	A C機械室 (5)	ACU-4 6	松下 FY-20UCV	55,000	35,200	5.5	1	
		A C機械室 (6)	ACU-4 5	松下 FY-20UCV	60,000	38,000	5.5	1	
		A C機械室 (7)	ACU-4 7	松下 FY-25UCV	143,900	107,200	7.5	1	
		A C機械室 (8)	ACU-4 8	松下 FY-20UCV	134,200	100,700	7.5	1	
	南棟	地階	A C機械室 (1)	ACU-10a	松下 FY-10UCV	76,700	44,500	5.5	1
			A C機械室 (2)	ACU-10b	松下 FY-08UCV	106,600	56,200	7.5	1
1階		A C機械室 (1)	ACU-20a	松下 FY-10UCV	39,300	24,700	3.7	1	
		A C機械室 (2)	ACU-20b	松下 FY-10UCV	36,500	21,500	3.7	1	
		A C機械室 (3)	ACU-20c	松下 FY-8UCV	35,600	19,400	3.7	1	
		A C機械室 (4)	ACU-20d	松下 FY-13UCV	34,700	19,400	5.5	1	
2階		A C機械室 (1)	ACU-29a	松下 FY-10UCV	37,300	19,000	3.7	1	
		A C機械室 (2)	ACU-29b	松下 FY-10UCV	39,800	20,300	3.7	1	
		A C機械室 (3)	ACU-29c	松下 FY-10UCV	28,500	15,700	3.7	1	
		A C機械室 (4)	ACU-29d	松下 FY-10UCV	83,400	55,300	5.5	1	
3階		A C機械室 (1)	ACU-39a	松下 FY-10UCV	38,000	19,000	3.7	1	
		A C機械室 (2)	ACU-39b	松下 FY-10UCV	34,400	18,500	3.7	1	
		A C機械室 (3)	ACU-39c	松下 FY-10UCV	29,400	12,300	3.7	1	
		A C機械室 (4)	ACU-39d	松下 FY-10UCV	33,600	17,400	3.7	1	
4階		A C機械室 (1)	ACU-49a	松下 FY-20UCV	52,500	32,500	5.5	1	
		A C機械室 (2)	ACU-49b	松下 FY-20UCV	61,300	33,200	7.5	1	
	A C機械室 (3)	ACU-49c	松下 FY-20UCV	46,800	31,200	5.5	1		
	A C機械室 (4)	ACU-49d	松下 FY-20UCV	43,200	28,100	5.5	1		
小計							64		

ユニット形空調機一覧表 (庁舎B)

建物	階数	設置室名	機器番号	規格	冷房能力	暖房能力	電動機	台数	
北棟	地階	A C機械室 (1)	A C U - 1	新晃 DV-7	17,900	10,800	3.7	1	
		A C機械室 (2)	A C U - 2	新晃 DV-11	45,200	29,700	5.5	1	
			A C U - 1 5	新晃 DV-10	31,000	20,300	5.5	1	
			A C U - 1 2	新晃 DV-6	31,800	21,200	3.7	1	
		A C機械室 (3)	A C U - 1 4	新晃 DE-5	26,900	18,100	2.2	1	
		A C機械室 (4)	A C U - 3	新晃 DV-6	27,900	20,800	3.7	1	
		A C機械室 (5)	A C U - 5	新晃 DV-10	42,100	40,100	5.5	1	
		A C機械室 (6)	A C U - 4	新晃 DV-8	28,400	21,100	3.7	1	
		電算機室 (1)	A C U - 6	新晃 DE-35	50,000	0	11.0	3	
	1階	A C機械室 (1)	A C U - 1 1	新晃 DV-10	38,100	24,200	3.7	1	
		A C機械室 (2)	A C U - 1 3	新晃 DV-6	42,300	28,200	3.7	1	
	2階	A C機械室 (1)	A C U - 2 1	新晃 DV-7	35,600	19,900	3.7	1	
		A C機械室 (2)	A C U - 2 2	新晃 DV-7	41,800	21,600	3.7	1	
		A C機械室 (3)	A C U - 2 4	新晃 DV-7	41,400	22,100	3.7	1	
		A C機械室 (4)	A C U - 2 3	新晃 DV-7	37,300	18,700	3.7	1	
	3階	A C機械室 (1)	A C U - 3 1	新晃 DV-7	37,200	20,000	3.7	1	
		A C機械室 (2)	A C U - 3 2	新晃 DV-6	37,000	18,200	3.7	1	
		A C機械室 (3)	A C U - 3 4	新晃 DV-7	37,000	18,500	3.7	1	
		A C機械室 (4)	A C U - 3 3	新晃 DV-6	31,600	14,000	3.7	1	
	4階	A C機械室 (1)	A C U - 4 1	新晃 DV-12	52,200	37,300	5.5	1	
		A C機械室 (2)	A C U - 4 2	新晃 DV-12	49,000	31,900	5.5	1	
		A C機械室 (3)	A C U - 4 4	新晃 DV-12	47,300	30,300	5.5	1	
		A C機械室 (4)	A C U - 4 3	新晃 DV-12	55,800	34,000	5.5	1	
	南棟	2階	A C機械室 (5)	A C U - 2 6	新晃 DV-9	42,000	26,900	3.7	1
			A C機械室 (6)	A C U - 2 5	新晃 DV-6	40,400	27,000	3.7	1
			A C機械室 (7)	A C U - 2 7	新晃 DV-6	33,000	21,000	3.7	1
			A C機械室 (8)	A C U - 2 8	新晃 DV-8	38,600	22,700	3.7	1
		3階	A C機械室 (5)	A C U - 3 6	新晃 DV-7	39,400	21,100	3.7	1
A C機械室 (6)			A C U - 3 5	新晃 DV-7	68,600	41,700	3.7	1	
A C機械室 (7)			A C U - 3 7	新晃 DV-7	38,000	19,400	3.7	1	
A C機械室 (8)			A C U - 3 8	新晃 DV-7	35,900	18,000	3.7	1	
4階		A C機械室 (5)	A C U - 4 6	新晃 DV-11	44,200	28,800	5.5	1	
		A C機械室 (6)	A C U - 4 5	新晃 DV-12	48,000	32,000	5.5	1	
		A C機械室 (7)	A C U - 4 7	新晃 DV-12	49,500	30,900	5.5	1	
		A C機械室 (8)	A C U - 4 8	新晃 DV-12	58,800	36,800	5.5	1	
小計								37	

ユニット形空気調和機一覧表（庁舎C）

建物	階数	設置室名	機器番号	規格	冷房能力	暖房能力	電動機	台数
北棟	地階	A C機械室（1）	A C U - 1	新晃 DV-7	22,800	18,000	3.7	1
		A C機械室（2）	A C U - 2	新晃 DV-6	22,900	14,900	3.7	1
		A C機械室（3）	A C U - 3	新晃 DV-8	43,900	33,300	3.7	1
		A C機械室（4）	A C U - 4	新晃 DV-15	31,900	25,900	7.5	1
		A C機械室（5）	A C U - 1 5	新晃 DV-12	42,100	27,200	5.5	1
		電算機室	A C U - 5	新晃 DE-22	50,000	0	11.0	8
	1階	A C機械室（1）	A C U - 1 1	新晃 DV-8	38,900	27,000	3.7	1
		A C機械室（2）	A C U - 1 2	新晃 DV-8	40,300	25,600	3.7	1
	2階	A C機械室（1）	A C U - 2 1	新晃 DV-8	42,300	24,800	3.7	1
		A C機械室（2）	A C U - 2 2	新晃 DV-9	50,100	28,400	3.7	1
	3階	A C機械室（1）	A C U - 3 1	新晃 DV-8	40,600	22,700	3.7	1
		A C機械室（2）	A C U - 3 2	新晃 DV-8	44,300	24,200	3.7	1
	4階	A C機械室（1）	A C U - 4 1	新晃 DV-13	51,900	35,000	5.5	1
		A C機械室（2）	A C U - 4 2	新晃 DV-14	57,100	38,100	5.5	1
中棟	1階	A C機械室（3）	A C U - 1 3	新晃 DV-7	34,300	20,900	3.7	1
		A C機械室（4）	A C U - 1 4	新晃 DV-9	48,100	30,900	3.7	1
	2階	A C機械室（3）	A C U - 2 4	新晃 DV-9	58,000	33,600	3.7	1
		A C機械室（4）	A C U - 2 3	新晃 DV-8	47,900	27,200	3.7	1
	3階	A C機械室（3）	A C U - 3 4	新晃 DV-14	64,800	41,800	5.5	1
		A C機械室（4）	A C U - 3 3	新晃 DV-14	54,100	36,100	5.5	1
南棟	1階	A C機械室（1）	A C U - 1 6	新晃 DV-8	42,600	46,600	5.5	1
		A C機械室（2）	A C U - 1 7	新晃 DV-8	51,100	19,400	5.5	1
	2階	A C機械室（1）	A C U - 2 5	新晃 DV-8	57,800	20,800	5.5	1
		A C機械室（2）	A C U - 2 6	新晃 DV-9	58,800	24,100	5.5	1
	3階	A C機械室（1）	A C U - 3 5	新晃 DV-8	78,800	22,500	15.0	1
		A C機械室（2）	A C U - 3 6	新晃 DV-8	58,400	20,600	7.5	1
	4階	A C機械室（1）	A C U - 4 3	新晃 DV-13	65,200	31,600	7.5	1
		A C機械室（2）	A C U - 4 4	新晃 DV-14	59,200	31,400	5.5	1
小計								35

ユニット形空気調和機一覧表（食厨）

建物	階数	設置室名	機器番号	規格	冷房能力	暖房能力	電動機	台数
食厨	1階	機械室	ACUST-1	東洋TUC-191-AV	106,000	71,750	7.5	1
小計								1

総計								137台
----	--	--	--	--	--	--	--	------

パッケージ型空調機一覧表

空冷ヒートポンプVRVエアコン

建物名	棟名	階数	室名	系統名	機器名	冷房能力(kw)	台数
庁舎A	北棟	1階	通信機械室(1)	ACPM-2-1	ダイキン FXYHP71MA	7.1	1
		2階	通信機械室(1)	ACPM-2-2	ダイキン FXYHP71MA	7.1	1
		3階	通信機械室(1)	ACPM-2-3	ダイキン FXYHP71MA	7.1	1
		4階	通信機械室(1)	ACPM-2-4	ダイキン FXYHP71MA	7.1	1
	中棟	1階	通信機械室(2)	ACPM-3-1	ダイキン FXYHP71MA	7.1	1
		2階	通信機械室(2)	ACPM-3-2	ダイキン FXYHP71MA	7.1	1
		3階	通信機械室(2)	ACPM-3-3	ダイキン FXYHP71MA	7.1	1
		4階	通信機械室(2)	ACPM-3-4	ダイキン FXYHP71MA	7.1	1
	南棟	1階	通信機械室(3)	ACPM-1-1	ダイキン FXYHP71MA	7.1	1
		2階	通信機械室(3)	ACPM-1-2	ダイキン FXYHP71MA	7.1	1
		3階	通信機械室(3)	ACPM-1-3	ダイキン FXYHP71MA	7.1	1
		4階	通信機械室(3)	ACPM-1-4	ダイキン FXYHP71MA	7.1	1
庁舎B	北棟	1階	理髪室	ACPM-1-1	ダイキン FXYCJ45KA 天井埋込型	4	3
			当直室	ACPM-3-1	ダイキン FXYCJ45KA 天井埋込型	4	2
			通信機械室(1)	ACPM-2-1	ダイキン FXYHP71MA	7.1	1
		2階	通信機械室(1)	ACPM-2-2	ダイキン FXYHP71MA	7.1	1
		3階	通信機械室(1)	ACPM-2-3	ダイキン FXYHP71MA	7.1	1
		4階	通信機械室(1)	ACPM-2-4	ダイキン FXYHP71MA	7.1	1
	南棟	地階	事務室(2)	ACPM-15-1	ダイキン FXYCJ90KA 天井埋込型	9	2
			事務室(3)	ACPM-15-1	ダイキン FXYCJ36KA 天井埋込型	9	1
			指揮所	ACPM-16-1	ダイキン FXYCJ18KA 天井埋込型	9	2
			指揮所	ACPM-17-1	ダイキン FXYCJ72KA 天井埋込型	9	2
		1階	弁当コーナー	ACPM-4-1	ダイキン FXYHJ80K	3.6	2
			食堂	ACPM-5-1	ダイキン FXYCJ56KA 天井埋込型	4.5	20
			売店(1)	ACPM-6-1	ダイキン FXYCJ112KA 天井埋込型	11.2	2
			売店(2)	ACPM-7-1	ダイキン FXYCJ112KA 天井埋込型	11.2	2
			売店(3)	ACPM-8-1	ダイキン FXYCJ112KA 天井埋込型	11.2	2
			売店(4)	ACPM-9-1	ダイキン FXYCJ112KA 天井埋込型	11.2	2
			売店(5)	ACPM-10-1	ダイキン FXYCJ112KA 天井埋込型	11.2	2
			喫茶室	ACPM-12-1	ダイキン FXYCJ56KA 天井埋込型	4.5	6
			売店(6)	ACPM-13-1	ダイキン FXYCJ71KA 天井埋込型	5.6	6
			売店(7)	ACPM-14-1	ダイキン FXYCJ90KA 天井埋込型	8	6

パッケージ型空調機一覧表

空冷ヒートポンプVRVエアコン

建物名	棟名	階数	室名	系統名	機器名	冷房能力(kw)	台数
庁舎B	南棟	2階	通信機械室(2)	ACPM-11-1	ダイキン FXYHP71MA	7.1	1
		3階	通信機械室(2)	ACPM-11-2	ダイキン FXYHP71MA	7.1	1
		4階	通信機械室(2)	ACPM-11-3	ダイキン FXYHP71MA	7.1	1
庁舎C	北棟	1階	通信機械室(1)	ACPM-1-1	ダイキン FXYHP71MA	7.1	1
		2階	通信機械室(1)	ACPM-1-2	ダイキン FXYHP112MA	11.2	1
		3階	通信機械室(1)	ACPM-1-3	ダイキン FXYHP112MA	11.2	1
		4階	通信機械室(1)	ACPM-1-4	ダイキン FXYHP80MA	8	1
	中棟	1階	通信機械室(2)	ACPM-2-1	ダイキン FXYHP71MA	7.1	1
		2階	通信機械室(2)	ACPM-2-2	ダイキン FXYHP71MA	7.1	1
		3階	通信機械室(2)	ACPM-2-3	ダイキン FXYHP71MA	7.1	1
	南棟	1階	通信機械室(3)	ACPM-1-1	ダイキン FXYHP80MA	8	1
		2階	通信機械室(3)	ACPM-1-2	ダイキン FXYHP71MA	7.1	1
		3階	通信機械室(3)	ACPM-1-3	ダイキン FXYHP71MA	7.1	1
		4階	通信機械室(3)	ACPM-1-4	ダイキン FXYHP71MA	7.1	1
小計							92

パッケージ型空調機一覧表

建物名	棟名	階数	室名	系統名	規 格 ・ 型 式	台数
庁舎 A	北棟	地階	電気室 (1)	ACP-1	ダイキン 空冷エアコン (年間冷房中温形) SRJ600PKR	1
			電気室 (2)	ACP-2	ダイキン 空冷エアコン (年間冷房中温形) SRJ600PKR	1
			通信機械室 (1)	ACP-4	ダイキン 冷房専用天井吊り形 SH112CA	1
	南棟		機械室 (1)	ACP-1	ダイキン 冷房専用天井吊り形 SH112CA	1
	北棟	1 階	当直室	ACPM-1	ダイキン 冷暖房兼用天井埋め込みダクト形 SHYMJ80F	1
			当直室	ACP-11	ダイキン 冷暖房兼用天井埋込形マルチフロータイプ SHYCJ56FT	1
	中棟		衛生課当直室	ACP-12	ダイキン 冷暖房兼用天井埋込形マルチフロータイプ SHYCJ56FT	1
庁舎 B	北棟	地階	電気室 (4)	ACP-2	ダイキン 空冷エアコン (年間冷房中温形) SRJ425PKR	2
			電気室 (3)	ACP-4	ダイキン 空冷エアコン (年間冷房中温形) SRJ600PKR	2
			電気室 (1)	ACP-5	ダイキン 空冷エアコン (年間冷房中温形) SRPJ212PKR	1
			電気室 (2)	ACP-6-1	ダイキン 空冷エアコン (年間冷房中温形) SRPJ212PKR	1
				ACP-6-2	ダイキン 空冷エアコン (年間冷房) 床置型 SZVCP140J	1
			通信機械室 (1)	ACP-1	ダイキン 冷房専用天井吊り形 SH112CA	1
	南棟	地階	通信機械室 (2)	ACP-3	ダイキン 冷房専用天井吊り形 SH112CA	1
			交換機室	ACP-7	ダイキン 冷暖房兼用天井埋込形マルチフロータイプ SHCJ160F	1
			資料室	ACP-8	ダイキン 冷暖房兼用天井埋込形マルチフロータイプ SHCJ140F	1
		1 階	厚生課更衣室	ACP-12	ダイキン 冷暖房兼用天井埋込形マルチフロータイプ SHYGJ71G	1
		2 階	当直室	ACP-21	ダイキン 冷暖房兼用天井埋込形マルチフロータイプ SHYGJ71G	1
	3 階		会議室	ACP-31	ダイキン 冷房専用天井吊り形 (スカイエア) SHJ40FT	1
庁舎 C	北棟	地階	電気室 (1)	ACP-2	ダイキン 空冷エアコン (年間冷房中温形) SRJ425PKR	1
			電気室 (2)	ACP-3	ダイキン 空冷エアコン (年間冷房中温形) SRJ300PKR	1
			電気室 (3)	ACP-5	ダイキン 空冷エアコン (年間冷房中温形) SRJ800PR	1
			通信機械室 (3)	ACP-1	ダイキン 冷房専用天井吊り形 SH112CA	1
	中棟		通信機械室 (3)	ACP-4	ダイキン 冷房専用天井吊り形 SH112CA	1
			仮眠室	ACP-4	ダイキン 冷暖房兼用天井埋込形マルチフロータイプ SHYCJ56FT	1
	北棟	1 階	当直室	ACP-11	ダイキン 冷暖房兼用天井埋込形マルチフロータイプ SHYCJ56FT	1
小計						28

ファンコイルユニット一覧表

建物名	棟名	階数	設置室名	系統名	規 格	台数
庁舎 A	北棟	1 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
		2 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
		3 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
			事務室	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
		4 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
			会議室	FCU-6	新晃 CP-400B. KF 埋込型	4
			会議室	FCU-4	新晃 CP-600B. KF 埋込型	4
	中棟	1 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
		1 階	医務室		新晃 SCR-200PA 天井カセット	16
		2 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
		3 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
		4 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
	南棟	1 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
		2 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
		3 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
		4 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
庁舎 B	北棟	2 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
		3 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
			会議室	FCU-4	新晃 CP-400B/KF 埋込型	4
		4 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
	南棟	1 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
		2 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	3
		3 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
		4 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	3
庁舎 C	北棟	1 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
		2 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
		3 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
			会議室	FCU-4	新晃 CP-400B. KF 埋込型	1
			会議室	ECU-6	新晃 CP-600B. KF 埋込型	1
			会議室	FCU-6	新晃 CP-600B. KF 埋込型	2
		4 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
			会議室	FCU-4	新晃 CP-400B. KF 埋込型	4
			会議室	FCU-4	新晃 CP-600B. KF 埋込型	4
	中棟	1 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
		2 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
		3 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
	南棟	1 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
		2 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
		3 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
		4 階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B. KF 埋込型	2
合計						104

ファンコンベクター一覧表

建物名	棟名	階数	設置室名	系統名	規 格		能力	台数
							Kcal/h	
隊舎	A棟	1階	湯沸かし室	FCV3-1	前田KC-W21F-K	天井露出型	1960	1
		1階	洗面所	FCV3-2	前田KC-W21F-K	天井露出型	2170	1
		1階	便所	FCV3-3	前田KC-W21F-K	天井露出型	2420	1
		1階	洗濯場	FCV3-4	前田KC-W21F-K	天井露出型	1570	1
		2階	湯沸かし室	FCV3-5	前田KC-W21F-K	天井露出型	1870	1
		2階	洗面所	FCV3-6	前田KC-W21F-K	天井露出型	2080	1
		2階	便所	FCV3-7	前田KC-W21F-K	天井露出型	2320	1
		2階	洗濯場	FCV3-8	前田KC-W21F-K	天井露出型	1490	1
		3階	湯沸かし室	FCV3-5	前田 C-W21F-K	天井露出型	1870	1
		3階	洗面所	FCV3-6	前田KC-W21F-K	天井露出型	2080	1
		3階	便所	FCV3-7	前田KC-W21F-K	天井露出型	2320	1
		3階	洗濯場	FCV3-8	前田KC-W21F-K	天井露出型	1490	1
		4階	湯沸かし室	FCV3-9	前田KC-W21F-K	天井露出型	1610	1
		4階	洗面所	FCV3-10	前田KC-W21F-K	天井露出型	1840	1
		4階	便所	FCV6-1	前田KC-W21F-K	天井露出型	3940	1
		4階	洗濯場	FCV3-11	前田KC-W21F-K	天井露出型	1450	1
	B棟	1階	湯沸かし室	FCV3-1	前田KC-W11F-K	天井露出型	1460	1
		1階	シャワー室	FCV3-2	前田KC-W11F-K	天井露出型	950	1
		1階	洗面所	FCV3-3	前田KC-W21F-K	天井露出型	1710	1
		1階	便所	FCV3-4	前田KC-W21F-K	天井露出型	2200	1
		1階	洗濯場	FCV3-5	前田KC-W11F-K	天井露出型	1480	1
		2階	湯沸かし室	FCV3-6	前田KC-W11F-K	天井露出型	1380	1
		2階	シャワー室	FCV3-7	前田KC-W11F-K	天井露出型	830	1
		2階	洗面所	FCV3-8	前田KC-W21F-K	天井露出型	1640	1
		2階	便所	FCV3-9	前田KC-W21F-K	天井露出型	2130	1
		2階	洗濯場	FCV3-10	前田KC-W11F-K	天井露出型	1400	1
		3階	湯沸かし室	FCV3-6	前田KC-W11F-K	天井露出型	1380	1
		3階	シャワー室	FCV3-7	前田KC-W11F-K	天井露出型	830	1
		3階	洗面所	FCV3-8	前田KC-W21F-K	天井露出型	1640	1
		3階	便所	FCV3-9	前田KC-W21F-K	天井露出型	2130	1
		3階	洗濯場	FCV3-10	前田KC-W11F-K	天井露出型	1400	1
		4階	湯沸かし室	FCV3-11	前田KC-W21F-K	天井露出型	1520	1
		4階	シャワー室	FCV3-12	前田KC-W21F-K	天井露出型	970	1
		4階	洗面所	FCV3-13	前田KC-W21F-K	天井露出型	1770	1
		4階	便所	FCV3-14	前田KC-W22F-K	天井露出型	2250	1
		4階	洗濯室	FCV3-15	前田KC-W23F-K	天井露出型	1540	1

ファンコンベクター一覧表

建物名	棟名	階数	設置室名	系統名	規 格		能力	台数
							Kcal/h	
隊舎	C棟	1階	湯沸かし室	FCV3-1	前田KC-W11F-K	天井露出型	1460	1
		1階	シャワー室	FCV3-2	前田KC-W11F-K	天井露出型	950	1
		1階	洗面所	FCV3-3	前田KC-W21F-K	天井露出型	1710	1
		1階	便所	FCV3-4	前田KC-W21F-K	天井露出型	2200	1
		1階	洗濯場	FCV3-5	前田KC-W11F-K	天井露出型	1480	1
		2階	湯沸かし室	FCV3-6	前田KC-W11F-K	天井露出型	1380	1
		2階	シャワー室	FCV3-7	前田KC-W11F-K	天井露出型	830	1
		2階	洗面所	FCV3-8	前田KC-W21F-K	天井露出型	1640	1
		2階	便所	FCV3-9	前田KC-W21F-K	天井露出型	2130	1
		2階	洗濯場	FCV3-10	前田KC-W11F-K	天井露出型	1400	1
		3階	湯沸かし室	FCV3-6	前田KC-W11F-K	天井露出型	1380	1
		3階	シャワー室	FCV3-7	前田KC-W11F-K	天井露出型	830	1
		3階	洗面所	FCV3-8	前田KC-W21F-K	天井露出型	1640	1
		3階	便所	FCV3-9	前田KC-W21F-K	天井露出型	2130	1
		3階	洗濯場	FCV3-10	前田KC-W11F-K	天井露出型	1400	1
		4階	湯沸かし室	FCV3-11	前田KC-W21F-K	天井露出型	1520	1
		4階	シャワー室	FCV3-12	前田KC-W21F-K	天井露出型	970	1
		4階	洗面所	FCV3-13	前田KC-W21F-K	天井露出型	1770	1
		4階	便所	FCV3-14	前田KC-W22F-K	天井露出型	2250	1
		4階	洗濯室	FCV3-15	前田KC-W23F-K	天井露出型	1540	1
体育館		1階	男子便所	FCV2-1	前田KC-W11F-K	天井露出型	1770	1
		1階	女子更衣室	FCV2-3	前田KC-W11F-K	天井露出型	1110	1
		1階	女子便所	FCV2-2	前田KC-W11F-K	天井露出型	730	1
		1階	男子更衣室	FCV4-1	前田KC-W11F-K	天井露出型	3600	1
		1階	男子シャワー	FCV2-4	前田KC-W11F-K	天井露出型	1070	1
浴場		1階	曹士脱衣室	FCV-B-1	昭和DSR-CXM31V	天吊カセット型	1920	2
		1階	幹部脱衣室	FCV-B-2	昭和DSR-CXM21V	天吊カセット型	785	1
合計								64

ユニットヒーター一覧表

建物名	棟名	階数	設置室名	系統名	規 格		能力	台数
							Kcal/h	
隊舎	A棟	1階	乾燥室	UH-1	前田MT-W80H	天井吊水平型	7310	1
		2階	乾燥室	UH-2	前田MT-W80H	天井吊水平型	7440	1
		3階	乾燥室	UH-3	前田MT-W80H	天井吊水平型	7900	1
		4階	乾燥室	UH-4	前田MT-W120H	天井吊水平型	7840	1
	B棟	1階	乾燥室	UH-1	前田MT-W80H	天井吊水平型	7280	1
		2階	乾燥室	UH-2	前田MT-W80H	天井吊水平型	6840	1
		3階	乾燥室	UH-3	前田MT-W80H	天井吊水平型	5800	1
		4階	乾燥室	UH-4	前田MT-W120H	天井吊水平型	8850	1
	C棟	1階	乾燥室	UH-1	前田MT-W80H	天井吊水平型	5810	1
		2階	乾燥室	UH-2	前田MT-W80H	天井吊水平型	6950	1
		3階	乾燥室	UH-3	前田MT-W80H	天井吊水平型	6110	1
		4階	乾燥室	UH-4	前田MT-W120H	天井吊水平型	8510	1
合計							12	

空 調 換 気 扇 一 覧 表

建物名	棟 名	階 数	室 名	機器名	台 数
庁舎A	北棟	1階	駐屯地当直室	LGH-25RM2	1
			補給統制本部 当直室	LGH-35R	1
		3階	事務室	LGH-50RS	1
	中棟	1階	衛生課当直室	LGH-25RM2	1
		4階	会議室	LGH-50RS	1
			会議室	LGH-50RS	1
庁舎B	北棟	1階	東京支処 当直室	LGH-65RM2	1
			理髪室	LGH-65RM2	2
		3階	補給本部 更衣室	LGH-50RKM	1
	南棟	1階	厚生班更衣室	LGH-25RM2	1
			弁当コーナー	LGH-80RKM	1
			食堂	LGH-50RM2	10
			喫茶室	LGH-50RM2	2
			コンビニ	LGH-50RM2	12
		2階	補給本部 当直室	LGH-50RM2	1
庁舎C	北棟	地階	更衣室	LGH-35RKM	1
		1階	補給本部 当直室	LGH-25RKM	1
		3階	倉庫	LGH-50RKM	1
			倉庫	LGH-35RKM	1
			書庫	LGH-35RKM	1
		4階	会議室	LGH-50RKM	2
			会議室	LGH-50RKM	2
隊舎	A		談話室・自習室	天井埋込型	10
	B		談話室・自習室	天井埋込型	8
	C		談話室・自習室	天井埋込型	12
合計					76

エ ア フ ィ ル タ ー 一 覧 表

建物名	棟名	階数	室名	系統名	機器名称	フィルター規格		台数
						規格	枚数	
庁舎A棟	北棟	地階	電気室	AF-1	パネル形エアフィルター	750×750	2	2
	北棟	PH階	E.V機械室	AF-2	パネル形エアフィルター	540×495	2	1
	南棟	PH階	E.V機械室	AF-2	パネル形エアフィルター	540×495	2	1
庁舎B棟	北棟	地階	電気室	AF-1	パネル形エアフィルター	475×475	4	1
			電気室	AF-2	パネル形エアフィルター	400×400	4	2
			電機室	AF-3	パネル形エアフィルター	380×380	4	1
			電機室	AF-4	パネル形エアフィルター	560×560	4	1
	中棟	1階	喫茶室	AF-2	パネル形エアフィルター	810×810	4	1
			厨房	AF-5	パネル形エアフィルター	640×640	4	1
				FS102	パネル形エアフィルター	400×400	4	1
	北棟	PH階	E.V機械室	AF-6	パネル形エアフィルター	540×495	2	1
庁舎C棟	北棟	地階	電気室	AF-1	パネル形エアフィルター	650×650	2	2
	北棟	PH階	E.V機械室	AF-2	パネル形エアフィルター	540×495	2	1
	南棟	PH階	E.V機械室	AF-2	パネル形エアフィルター	540×495	2	1
食厨		1階	機械室	AF-st-1	パネル形エアフィルター	500×500	12	1
			電気室	AF-st-2	パネル形エアフィルター	500×500	2	1
合計								19

送風機一覧表(庁舎A棟)

番号	棟名	機器番号	系統名	仕 様 機種機番	風量 CMH	出力 KW	台数
1	北・中	FS-1	熱源機械室	ミツヤ MF#6-4	33650	7.5	1
2	北・中	FS-2	ボイラー室	ミツヤ MF#4-4	13100	3.7	1
3	北・中	FS-3	消火ポンプ室	ミツヤ NM#1 1/2-1	1650	0.4	1
4	北・中	FS-4	ハロンボンベ室	ミツヤ NM#1 1/2-1	1450	0.4	1
5	北・中	FS-5	電気室(3)	ミツヤ NM#1 1/2-1	1200	0.4	2
6	北・中	FS-6	電気室(1)	ミツヤ NM#2-1	2400	0.4	2
7	北・中	FS-7	電気室(2)	ミツヤ MF#2 1/2-4	4800	1.5	1
8	北・中	FS-8	倉庫(2)	ミツヤ NM#2-1	2850	0.75	1
9	北・中	FS-9	電気室(4)	ミツヤ NM#1 1/2-7	750	0.4	2
10	北・中	FS-10	廊下	ミツヤ NM#2-1	3330	1.5	1
11	北・中	FS-11	NB-1	ミツヤ NM#1 1/2-1	2000	0.75	1
12	北・中	FS-12	NB-2	ミツヤ NM#1 1/2-1	1800	0.75	1
13	北・中	FS-13	CB-2	ミツヤ NM#1 1/2-1	1900	0.75	1
14	北・中	FS-14	機械室(4)	ミツヤ NM#1 1/4-1	1125	0.4	2
15	北・中	FS-15	機械室(2)	ミツヤ NM#1 1/4-7	525	0.2	2
16	北・中	FS-16	トレンチ	ミツヤ MF#4-4	12750	3.7	1
17	北・中	FE-1	熱源機械室	ミツヤ MF#5-4	22000	5.5	1
18	北・中	FE-2	ボイラー室	ミツヤ MF#3-4	9350	3.7	1
19	北・中	FE-3	消火ポンプ室	ミツヤ NM#1 1/2-1	1650	0.4	1
20	北・中	FE-4	ハロンボンベ室	ミツヤ NM#1 1/2-1	1450	0.4	1
21	北・中	FE-5	電気室(3)	ミツヤ NM#1 1/2-1	1200	0.4	2
22	北・中	FE-7	便所	ミツヤ NM#1 1/2-7	650	0.4	1
23	北・中	FE-10	暗室(1)	ミツヤ NM#1-1	250	0.2	1
24	北・中	FE-11	暗室(2)	ミツヤ NM#1 1/4-1	950	0.2	1
25	北・中	FE-12	倉庫(2)	ミツヤ MF#2-7	2850	2.2	1
26	北・中	FE-13	電気室(1)	ミツヤ NM#1 1/2-7	2400	0.75	2
27	北・中	FE-14	電気室(2)	ミツヤ MF#2-7	4800	2.2	1
28	北・中	FE-15	倉庫(5)	ミツヤ NM#1 1/2-7	700	0.4	1
29	北・中	FE-16	電気室(4)	ミツヤ NM#1 1/2-7	750	0.4	2
30	北・中	FE-19	作業室(1)	ミツヤ NM#1 1/2-7	400	0.4	1
31	北・中	FE-20	NB-1	ミツヤ NM#1 1/2-7	550	0.4	2
32	北・中	FE-21	NB-2	ミツヤ NM#1 1/2-7	900	0.4	2
33	北・中	FE-22	CB-1	ミツヤ NM#1 1/2-7	1050	0.4	1
34	北・中	FE-23	CB-3	ミツヤ NM#1 1/2-7	700	0.4	1
35	北・中	FE-24	CB-2	ミツヤ NM#1 1/2-7	550	0.4	2

送 風 機 一 覧 表 (庁舎A棟)

番号	棟名	機器番号	系統名	仕 様 機種機番	風量 CMH	出力 KW	台数
36	北・中	FE-36	機械室(4.5)	ミツヤ NM#1-1	1125	0.4	2
37	北・中	FE-37	機械室(2)	ミツヤ MF#1 1/4-7	525	0.2	2
38	北・中	FE-101	暗室(1)	ミツヤ NM#1-1	300	0.06	1
39	北・中	FE-102	暗室(2)	ミツヤ NM#1-1	450	0.2	1
40	北・中	FE-103	N1-1	ミツヤ NM#2-1	2250	0.4	1
41	北・中	FE-107	N1-3	ミツヤ MF#2 1/2-4	4250	0.01	1
42	北・中	FE-110	C1-1	ミツヤ NM#1 1/2-1	675	0.4	1
43	北・中	FE-111	C1-2	ミツヤ NM#1 1/2-1	1575	0.4	1
44	北・中	FE-118	C1-3	ミツヤ NM#1 1/4-1	950	0.4	1
45	北・中	FE-121	C1-4	ミツヤ NM#2-1	2330	0.4	1
46	北・中	FE-123	N1-2	ミツヤ NM#1 1/2-1	1400	0.4	1
47	北・中	FE-124	N1-4	ミツヤ NM#1 1/2-1	1630	0.4	1
48	北・中	FE-125	N1-5	ミツヤ NM#1-1	620	0.2	1
49	北・中	FE-201	N2-1	ミツヤ NM#2-1	2200	0.4	1
50	北・中	FE-204	N2-2	ミツヤ NM#1 1/4-1	800	0.2	1
51	北・中	FE-207	N2-3	ミツヤ NM#1 1/2-1	1750	0.75	1
52	北・中	FE-208	N2-4	ミツヤ NM#2-1	2630	0.75	1
53	北・中	FE-209	C2-1	ミツヤ NM#2-1	2090	0.4	1
54	北・中	FE-210	C2-2	ミツヤ NM#2-1	2750	0.75	1
55	北・中	FE-213	C2-3	ミツヤ NM#2-1	1790	0.4	1
56	北・中	FE-216	C2-4	ミツヤ NM#2-1	2200	0.4	1
57	北・中	FE-301	N3-1	ミツヤ NM#2-1	2500	0.4	1
58	北・中	FE-304	N3-2	ミツヤ NM#1 1/2-1	1665	0.4	1
59	北・中	FE-307	N3-3	ミツヤ NM#2-1	2550	0.4	1
60	北・中	FE-308	N3-4	ミツヤ NM#1 1/2-1	1215	0.4	1
61	北・中	FE-309	C3-1	ミツヤ NM#1 1/2-1	1570	0.4	1
62	北・中	FE-310	C3-2	ミツヤ NM#2-1	2450	0.4	1
63	北・中	FE-313	C3-3	ミツヤ NM#1 1/2-1	1760	0.4	1
64	北・中	FE-316	C3-4	ミツヤ NM#2-1	2200	0.4	1
65	北・中	FE-401	N4-1	ミツヤ NM#2-1	2300	0.4	1
66	北・中	FE-404	N4-2	ミツヤ NM#2-1	2100	0.4	1
67	北・中	FE-407	N4-3	ミツヤ NM#2-1	2550	0.4	1
68	北・中	FE-408	N4-4	ミツヤ NM#1 1/2-1	1680	0.4	1
69	北・中	FE-409	C4-1	ミツヤ NM#1 1/2-1	1700	0.4	1
70	北・中	FE-411	C4-2	ミツヤ NM#2-1	2400	0.4	1

送 風 機 一 覧 表 (庁舎A棟)

番号	棟名	機器番号	系統名	仕 様 機種機番	風量 CMH	出力 KW	台数
71	北・中	FE-414	C4-3	ミツヤ MF#4-4	9230	1.5	1
72	北・中	FE-416	C4-4	ミツヤ MF#4-4	9300	1.5	1
73	北・中	FSM-1	地階 排煙	ミツヤ LLE#5 1/2-4M	32400	22	1
74	北・中	FSM-2	廊N-1 排煙	ミツヤ LLE#3-4M	7200	3.7	1
75	北・中	FSM-3	ホール(1) 排煙	ミツヤ LLE#6-4M	36500	15	1
76	北・中	FSM-4	廊N-3 排煙	ミツヤ LLE#3-4M	7200	3.7	1
77	北・中	FSM-5	廊N-2 排煙	ミツヤ LLE#3-4M	7200	3.7	1
78	北・中	FSM-6	廊C-1 排煙	ミツヤ LLE#4-4M	12400	7.5	1
79	北・中	FSM-7	ホール(1) 排煙	ミツヤ LLE#5-4M	17200	7.5	1
80	北・中	FSM-8	廊C-3 排煙	ミツヤ LLE#3-4M	7200	3.7	1
81	北・中	FSM-9	廊C-2 排煙	ミツヤ LLE#3-4M	7200	3.7	1
82	南	FE-38	S8-1	ミツヤ MF#2 1/2-4	4200	0.75	1
83	南	FE-39	S8-2	ミツヤ MF#2 1/2-4	5550	1.5	1
84	南	FE-126	S1-1	ミツヤ NM#1 1/2-1	1400	0.4	1
85	南	FE-127	S1-2	ミツヤ NM#1-1	920	0.4	1
86	南	FE-128	S1-3	ミツヤ NM#1 1/2-1	1310	0.4	1
87	南	FE-129	S1-4	ミツヤ NM#2-1	1750	0.4	1
88	南	FE-218	S2-1	ミツヤ NM#1 1/2-1	1200	0.4	1
89	南	FE-219	S2-2	ミツヤ NM#1 1/2-1	1550	0.4	1
90	南	FE-220	S2-3	ミツヤ NM#	880	0.2	1
91	南	FE-221	S2-4	ミツヤ MF#3-4	6050	1.5	1
92	南	FE-318	S3-1	ミツヤ NM#1 1/2-1	1100	0.4	1
93	南	FE-319	S3-2	ミツヤ NM#1-1	900	0.4	1
94	南	FE-320	S3-3	ミツヤ NM#1-1	630	0.2	1
95	南	FE-321	S3-4	ミツヤ NM#1 1/2-1	1100	0.4	1
96	南	FE-419	S4-1	ミツヤ NM#1 1/2-1	1390	0.4	1
97	南	FE-420	S4-2	ミツヤ NM#1 1/2-1	1550	0.4	1
98	南	FE-421	S4-3	ミツヤ NM#1 1/2-1	990	0.4	1
99	南	FE-422	S4-4	ミツヤ NM#1 1/2-1	1400	0.4	1
100	南	FSM-10	地階 排煙	ミツヤ LLE#6-4M	31950	15	1
101	南	FSM-11	西廊下 排煙	ミツヤ LLE#3-4M	7200	3.7	1
102	南	FSM-12	ホール 排煙	ミツヤ LLE#5 1/2-4M	24300	7.5	1
103	南	FSM-13	東廊下(1) 排煙	ミツヤ LLE#3-4M	7200	3.7	1
104	南	FSM-14	東廊下(2) 排煙	ミツヤ LLE#3-4M	7200	3.7	1
計							117

送 風 機 一 覧 表 (庁舎B棟)

番号	棟名	機器番号	系統名	仕 様 機種機番		風量 CMH	出力 KW	台数
1	北・南	FS-1	熱源機械室	ミツヤ	MF#3-4	10150	5.5	2
2	北・南	FS-2	除害設備	ミツヤ	MF#2-7	3000	2.2	1
3	北・南	FS-3	電機室(2)	ミツヤ	MF#3-4	10500	3.7	1
4	北・南	FS-5	電気室(2)	ミツヤ	MF#2-7	2930	2.2	2
5	北・南	FS-6	電気室(3)	ミツヤ	MF#2-7	3850	2.2	2
6	北・南	FS-7	電気室(1)	ミツヤ	MF#2 1/2-4	5800	2.2	1
7	北・南	FS-8	電機室(1)	ミツヤ	MF#2 1/2-4	4850	1.5	1
8	北・南	FS-10	給気トレンチ発熱除去	ミツヤ	AP#800-2	27000	5.5	1
9	北・南	FS-11	廊下	ミツヤ	MF#1 1/2-7	2490	0.75	1
10	北・南	FS-12	CB-2	ミツヤ	NM#2-1	2600	0.75	1
11	北・南	FS-13	CB-3	ミツヤ	MF#3-4	7100	2.2	1
12	北・南	FS-101	厨房(1)	ミツヤ	MF#3 1/2-4	14600	5.5	1
13	北・南	FS-102	厨房(2)	ミツヤ	MF#3 1/2-4	12300	5.5	1
14	北・南	FS-103	喫茶室	ミツヤ	MF#2 1/2-4	5600	2.2	1
15	北・南	FE-1	熱源機械室	ミツヤ	MF#3-4	10150	5.5	2
16	北・南	FE-2	除害設備	ミツヤ	MF#2-7	3000	2.2	1
17	北・南	FE-3	電機室(2)	ミツヤ	MF#3-4	10500	3.7	1
18	北・南	FE-5	電気室(2)	ミツヤ	MF#2-7	2930	2.2	2
19	北・南	FE-6	電気室(3)	ミツヤ	MF#2-7	3850	2.2	2
20	北・南	FE-7	電気室(1)	ミツヤ	MF#2 1/2-4	5800	1.5	1
21	北・南	FE-8	電機室(1)	ミツヤ	MF#2 1/2-4	4850	1.5	1
22	北・南	FE-10	排気トレンチ発熱除去	ミツヤ	AP#800-2	27000	5.5	1
23	北・南	FE-14	NB-2	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1810	0.75	1
24	北・南	FE-20	CB-3	ミツヤ	NM#2-1	3550	1.5	2
25	北・南	FE-21	CB-4	ミツヤ	NM#1 1/4-1	1300	0.75	1
26	北・南	FE-26	トレンチ	ミツヤ	MFU#2504-4	6360	3.7	1
27	北・南	FE-101	N1-1	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1130	0.2	1
28	北・南	FE-105	N1-3	ミツヤ	NM#2-1	2500	0.4	1
29	北・南	FE-115	N1-4	ミツヤ	NM#1-1	700	0.4	1
30	北・南	FE-116	厨房(1)	ミツヤ	MF#4-4	14900	5.5	1
31	北・南	FE-117	厨房(2)	ミツヤ	MF#3 1/2-4	12600	5.5	1
32	北・南	FE-118	喫茶室	ミツヤ	MF#2 1/2-4	5600	1.5	1
33	北・南	FE-119	N1-5	ミツヤ	MF#1 1/4-7	500	0.2	1
34	北・南	FE-201	N2-1	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1450	0.4	1
35	北・南	FE-205	N2-2	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1530	0.4	1

送風機一覧表(庁舎B棟)

番号	棟名	機器番号	系統名	仕 様		風量 CMH	出力 KW	台数
				機種機番				
36	北・南	FE-207	N 2－3	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1500	0.4	1
37	北・南	FE-208	N 2－4	ミツヤ	NM#2-1	1800	0.4	1
38	北・南	FE-210	C 2－1	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1280	0.4	1
39	北・南	FE-211	C 2－2	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1300	0.4	1
40	北・南	FE-215	C 2－3	ミツヤ	MF#1 1/4-7	500	0.2	1
41	北・南	FE-216	暗室（1）	ミツヤ	NM#1-1	250	0.2	1
42	北・南	FE-217	暗室（2）	ミツヤ	NM#1-1	400	0.2	1
43	北・南	FE-218	C 2－4	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1800	0.4	1
44	北・南	FE-301	N 3－1	ミツヤ	NM#1-1	1000	0.4	1
45	北・南	FE-305	N 3－2	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1100	0.2	1
46	北・南	FE-307	N 3－3	ミツヤ	NM#2-1	1500	0.4	1
47	北・南	FE-308	N 3－4	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1100	0.2	1
48	北・南	FE-310	C 3－1	ミツヤ	NM#2-1	2900	0.75	1
49	北・南	FE-311	C 3－2	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1450	0.4	1
50	北・南	FE-315	C 3－3	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1500	0.4	1
51	北・南	FE-317	C 3－4	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1550	0.4	1
52	北・南	FE-401	N 4－1	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1330	0.4	1
53	北・南	FE-405	N 4－2	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1200	0.4	1
54	北・南	FE-407	N 4－3	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1650	0.4	1
55	北・南	FE-408	N 4－4	ミツヤ	NM#1-1	1050	0.4	1
56	北・南	FE-412	C 4－1	ミツヤ	NM#1 1/4-1	1200	0.4	1
57	北・南	FE-413	C 4－2	ミツヤ	NM#1-1	480	0.2	1
58	北・南	FE-416	C 4－3	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1500	0.4	1
59	北・南	FE-420	C 4－4	ミツヤ	NM#2-1	2150	0.75	1
60	北・南	FE-502	中水槽	ミツヤ	VFM#1-1	200	0.4	1
61	北・南	FSM-1	地階 排煙	ミツヤ	LLE#7-4M	30000	30	1
62	北・南	FSM-2	廊N-1 排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	7200	3.7	1
63	北・南	FSM-3	ホール（1）排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	7200	3.7	1
64	北・南	FSM-4	廊N-3 排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	7200	3.7	1
65	北・南	FSM-5	廊N-2 排煙	ミツヤ	LLE#7-4M	36500	18.5	1
66	北・南	FSM-6	廊C-1 排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	7200	3.7	1
67	北・南	FSM-7	ホール（2）排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	17500	7.5	1
68	北・南	FSM-8	廊C-3 排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	7200	3.7	1
69	北・南	FSM-9	廊C-2 排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	7200	3.7	1
計								76

送風機一覽表(庁舎C棟)

番号	棟名	機器番号	系統名	仕 様 機種機番		風量 CMH	出力 KW	台数
1	北・中	FS-1	熱交換室	ミツヤ	MF#2-7	2750	1.5	1
2	北・中	FS-2	電気室(1)	ミツヤ	MF#2-7	3750	2.2	1
3	北・中	FS-3	電気室(2)	ミツヤ	MF#1 1/2-7	1880	0.75	2
4	北・中	FS-4	NB-2	ミツヤ	MF#1 1/2-7	2200	0.75	1
5	北・中	FS-6	CB-1	ミツヤ	MF#2 1/2-4	5100	1.5	1
6	北・中	FS-7	廊下	ミツヤ	NM#2-1	2480	0.75	1
7	北・中	FS-20.1	C2-1	ミツヤ	MF#3-4	5800	1.5	1
8	北・中	FE-1	熱交換室	ミツヤ	MF#2-7	2750	0.75	1
9	北・中	FE-4	暗室	ミツヤ	NM#1-1	450	0.2	1
10	北・中	FE-8	便所	ミツヤ	MFU#1000-1	800	0.4	1
11	北・中	FE-12	CB-2	ミツヤ	NM#1 1/2-1	2550	1.5	2
12	北・中	FE-13	電気室(1)	ミツヤ	MF#2-7	3750	2.2	1
13	北・中	FE-14	電気室(2)	ミツヤ	MF#1 1/2-7	1880	0.75	2
14	北・中	FE-15	NB-2	ミツヤ	MF#2-7	1100	1.5	2
15	北・中	FE-21	NB-1	ミツヤ	MF#1 1/4-7	750	0.2	1
16	北・中	FE-24	トレンチ	ミツヤ	MF#2 1/2-4	6360	2.2	1
17	北・中	FE-101	N1-1	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1280	0.4	1
18	北・中	FE-105	N1-2	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1480	0.4	1
19	北・中	FE-108	C1-1	ミツヤ	NM#1-1	1040	0.4	1
20	北・中	FE-111	C1-2	ミツヤ	NM#1 1/2-1	2090	0.75	1
21	北・中	FE-112	N1-3	ミツヤ	NM#1-1	630	0.2	1
22	北・中	FE-201	N2-1	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1540	0.75	1
23	北・中	FE-205	N2-2	ミツヤ	NM#2-1	2090	0.75	1
24	北・中	FE-208	C2-1	ミツヤ	NM#2-1	2050	0.75	1
25	北・中	FE-211	C2-2	ミツヤ	NM#2-1	2880	0.75	1
26	北・中	FE-301	N3-1	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1390	0.75	1
27	北・中	FE-305	N3-2	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1640	0.75	1
28	北・中	FE-308	C3-1	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1490	0.75	1
29	北・中	FE-311	C3-2	ミツヤ	NM#2-1	2190	0.4	1
30	北・中	FE-401	N4-1	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1110	0.75	1
31	北・中	FE-405	N4-2	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1170	0.4	1
32	北・中	FSM-1	地階 排煙	ミツヤ	LLE#7-4M	30000	30	1
33	北・中	FSM-2	廊N-1 排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	7200	3.7	1
34	北・中	FSM-3	ホール(1) 排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	7200	3.7	1
35	北・中	FSM-4	廊N-3 排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	7200	3.7	1

送 風 機 一 覧 表 (庁舎C棟)

番号	棟名	機器番号	系統名	仕 様 機種機番		風量 CMH	出力 KW	台数
36	北・中	FSM-5	廊C-1 排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	7200	3.7	1
37	北・中	FSM-6	ホール(2) 排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	17500	7.5	1
38	北・中	FSM-7	廊C-2 排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	7200	3.7	1
39	南	FSM-8	ホール 排煙	ミツヤ	LLE#5 1/2-4M	24300	7.5	1
40	南	FSM-9	東廊下(1) 排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	7200	3.7	1
41	南	FSM-10	東廊下(2) 排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	7200	3.7	1
42	南	FE-116	S 1-1	ミツヤ	MF#1 1/4-7	640	0.2	1
43	南	FE-117	S 1-2	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1040	0.2	1
44	南	FE-215	S 2-1	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1520	0.4	1
45	南	FE-216	S 2-2	ミツヤ	NM#2-1	1730	0.4	1
46	南	FE-315	S 3-1	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1630	0.4	1
47	南	FE-316	S 3-2	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1450	0.4	1
48	南	FE-411	S 4-1	ミツヤ	NM#1-1	900	0.4	1
49	南	FE-412	S 4-2	ミツヤ	NM#1-1	1100	0.4	1
計								53

送 風 機 一 覧 表 (食厨棟)

番号	棟名	機器番号	系統名	仕 様 機種機番		風量 CMH	出力 KW	台数
1	食厨	FS-ST-1	厨房	エバラ	CORPORATION	26500	11	1
計								1

仕様書

- 1 件 名 フィルター洗浄
- 2 場 所 東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内
- 3 業務概要
 - (1) 空気調和設備で使用した空気清浄用中性能フィルターの再生（洗浄）

共通仕様書

1 中性能フィルター規格等

(1) 中性能フィルター概要（1年分）

名 称	規 格	数 量
中性能フィルター	610×610×290	60個
	610×305×290	30個

2 総 則

本役務は、共通仕様書に記載してある事項のほか、特記仕様書及び（財）建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示による。

3 目 的

本仕様書は、建築設備等の交換等の業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

4 適用範囲

本仕様書は、当該役務に該当する事項のみ適用する。

5 受注者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
- (2) 交換に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

6 諸法規の遵守

受託者は、当該役務に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。

7 業務作業

- (1) 業務作業者は、本役務の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (2) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。
- (3) 官側は、業務作業者の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合は、受託者は業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。

8 現場代理人

- (1) 受託者は、業務作業者の中から現場代理人を選任するものとする。
- (2) 現場代理人の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

9 業務計画書

受託者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を官側に提出し協議する。

役務件名	フ ィ ル タ ー 洗 浄	図面番号	1/3
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

10 安全管理

- (1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
- (2) 作業員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、受託者の責任において復旧補修を実施するものとする。

11 保全上の措置

許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し、所定の手続きをするものとする。

12 関連業務との調整

本業務とは契約外で関連する業務については、相互で調整を図るものとする。

13 完了検査等

- (1) 業務終了後、速やかに官側に提出するものとする。
なお、報告書書式については、官側と協議する。
- (2) 業務が終了した場合は、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとする。

14 提出書類

- (1) 受託者は、官側の指定期日までに次の書類を提出するものとする。

- ア 業務計画書
- イ 現場代理人の選任（解任）届
- ウ 勤務員の指定（取消）届
- エ 役務完了届
- オ その他官側の指定するもの。

(7) 役務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。（完成図書データをFD、CDまたはMOにて提出）

(4) 官側より提示されたデータは全て官側に返納すること。

関連した情報が漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとる。

15 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真（カラーサービス版）1部を原板（ネガ又は電子記録媒体）とともに工程順に工事写真帳（A4版）に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。電子記録媒体（CD-R等）で提出する場合は、下記のとおりとする。

- ・撮影画素数 130万画素数以上
- ・ファイル形式 J P E G

16 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官及び官側と協議し、その指示を受けるものとする。

役務件名	フ イ ル タ ー 洗 浄	図面番号	2/3
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

特 記 仕 様 書

1 実施要領

(1) 業務に際して、計画等を作成し、官側と協議するものとする。

(2) 再生（洗浄）規格等

番号	名 称	規 格	数 量
1	中性能フィルター	610×610×290	60個
2	中性能フィルター	610×305×290	30個

(3) 再生（洗浄）仕様

ア 洗浄方法

中性能フィルターの洗浄は、90%以上の再生効率を有する自動超音波洗浄機による機械洗浄とする。

洗浄工程は、前処理→リンス→薬品→超音波リンス2回以上→超音波リンス→リンス→抗菌→乾燥を1サイクルとする。

使用する洗剤等は、事前に成分表を提出し承認をうけること。

イ 乾燥

洗浄後、製品を乾燥機等で適切に温度管理し品質の良好な保持に努める。

ウ 抗菌処理

洗浄した中性能フィルターは、抗菌剤等により殺菌処理すること。

使用する抗菌剤等は、事前に成分表を提出し承認をうけること。

エ パッキン材の張替え

劣化及び切断損傷したものは、パッキン材の張替えを実施すること。

オ 検査

(ア) 圧力損失試験

洗浄前、洗浄後の圧力損失を全数量の10%実施して、カタログ値の90%以上の回復率をもって合格とする。

なお、実施した圧力損失試験結果を提出すること。

(イ) 洗浄効果確認写真

ろ材の洗浄効果を確認できる拡大顕微鏡写真を提出すること。

カ その他

(ア) 提出書類

請負者は、指定期日までに監督官の指示する書類を提出する。

(イ) 疑義

再生（洗浄）に関し、疑義が生じた場合は監督官または、官側と協議を行い指示に従うものとする。

役務件名	フ イ ル タ ー 洗 浄	図面番号	3/3
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

仕様書

- 1 件 名 吸収式冷暖房機点検保守
 2 場 所 東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内
 3 業務概要
 (1) 吸収式冷暖房機点検保守
 4 期 間 平成26年4月1日 ~ 平成29年3月31日

共通仕様書

1 点検設備

(1) 概 要

設 備 名 称	設 備 内 容 等	数 量	場 所
吸収式冷暖房機	三菱重工(株)製	3台	庁舎A地階
冷却塔	空研工業(株)製	3台	庁舎A屋上
空調ポンプ	川本工業(株)製	16台	庁舎A地階
補給水タンク	川本工業(株)製	1台	庁舎A地階
膨張タンク	日立工業(株)製	1台	庁舎A地階

(2) 細部点検設備等は、付表1による。

(3) 配置図は、付図1及び付図2による。

2 総 則

本点検保守は、共通仕様書に記載してある事項のほか、特記仕様書及び(財)建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示による。

3 目 的

本仕様書は、建築設備等の点検及び保守の業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

4 適用範囲

本仕様書は、当該点検保守に該当する事項のみ適用する。

5 受注者の負担の範囲

(1) 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。

(2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

(3) 保守に必要な消耗部品又は材料、油脂は、受注者の負担とする。

6 諸法規の遵守

受託者は、当該点検保守に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。

7 業務作業者

(1) 業務作業者は、点検保守の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

(2) 法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

a 資 格

三菱重工業(株)の三菱重工サービス技術員認定書を有する者

b 履行に当たってライセンスその他技術援助協定が必要とされる場合は、製造企業とライセンスその他援助技術協定を締結している会社、団体等が実施する。

(3) 官側は、業務作業者の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合は、受託者は業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。

8 現場代理人

(1) 請負業者は、業務作業者の中から現場代理人を選任するものとする。

(2) 現場代理人の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

9 業務計画書

請負業者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を官側に提出し協議する。

役務件名	吸 収 式 冷 暖 房 機 点 検 保 守	図面番号	1/18
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

10 安全管理

- (1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
- (2) 作業員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、請負業者の責任において復旧補修を実施するものとする。

11 保全上の措置

許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し、所定の手続きをするものとする。

12 関連業務との調整

本業務とは契約外で、関連及び調整を生じる業務が発生した場合については、監督官及び官側と協議するものとする。

13 完了検査等

- (1) 点検保守の結果を報告書に記入し、業務終了後、速やかに監督官に提出ものとする。
なお、報告書書式については、官側と協議する。
- (2) 業務が終了した場合は、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとする。

14 提出書類

- (1) 請負業者は、官側の指定期日までに次の書類を提出するものとする。

- ア 業務計画書
- イ 現場代理人の選任（解任）届
- ウ 勤務員の指定（取消）届
- エ 役務完了届
- オ その他官側の指定するもの。

(7) 役務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。（完成図書データを、CD-R等にて提出）

(4) 監督官より受けたデータは全て請負業者等に残してはならない。

関連した情報が漏洩した際には、請負業者が全ての責任をとること。

15 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真（カラーサービス版）1部を原板（ネガ又は電子記録媒体）とともに工程順に工事写真帳（A4版）に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。電子記録媒体（CD-R等）で提出する場合は、下記のとおりとする。

- ・撮影素数 130万画素数以上
- ・ファイル形式 JPEG

16 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官及び官側と協議し、その指示を受けるものとする。

17 一般事項

- (1) 電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定、電気通信事業法、人事院規則及び労働安全衛生規則を遵守して、適正にその点検及び保守を行うものとする。
- (2) 電気設備の点検及び保守は、原則として停電させて安全な状態で作業を行うものとし、やむを得ず活線状態状態で作業するときは、絶縁用防具、保護具等を用いて行うものとする。
- (3) 停止の調整等は、十分余裕をもって行い、復旧後は、完全に元の状態になっていることを確認する。
- (4) 点検及び保守を実施する上で必要な機器等の清掃及び片付けに伴う機器周辺等の清掃を行うものとする。

役務件名	吸 収 式 冷 暖 房 機 点 検 保 守	図面番号	2/18
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

特 記 仕 様 書

1 一般事項

- (1) 吸収式冷暖房機の点検・保守は、消防法に基づく各地方条例、「危険物の規制に関する政令」及び「同規則」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の定めるところによる。
- (2) 冷却塔の点検保守は、「建築基準法施行令」に基づく告示に定めるところによる。
- (3) 本契約は、年間保守契約とし、緊急故障等の措置を実施するものとする。
- (4) 点検結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。
 - ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
 - イ 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
 - ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
 - エ 次に示す消耗部品の交換又は補充
 - ・潤滑油、グリス、充填油等
 - ・ランプ類、ヒューズ類
 - ・パッキン、ガスケット、Ｏリング類
 - ・精製水
 - オ 接触部分、回転部分等への注油
 - カ 軽微な損傷がある場合の補修
 - キ 塗装（タッチペイント）
 - ク その他これらに類する軽微な作業

2 業務内容

(1) 点検周期

設 備 名 称	回 数	周 期
吸収式冷暖房機	年 2 回	暖房オフ及び冷房イン、 冷房オフ及び暖房イン
冷却塔	年 2 回	冷房イン、冷房オフ
空調用ポンプ	年 2 回	冷房イン、暖房イン
補給水タンク、膨張タンク	年 1 回	暖房オフ

- (2) 吸収式冷暖房機の点検保守要領は、付表 2 による。
- (3) 冷却塔の点検保守要領は、付表 3 による。
- (4) 空調用ポンプの点検保守要領は、付表 4 による。
- (5) タンクの点検保守要領は、付表 5 による。
- (6) 点検保守は、付表 2～付表 6 により適正に実施し、点検報告書を 1 部提出するものとする。
- (7) ばい煙測定（年 2 回測定）実施時には立会し、必要に応じ機器の調整を実施すること。

役務件名	吸 収 式 冷 暖 房 機 点 検 保 守	図面番号	3/18
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表1 細部点検設備一覧表

機 器 名 称	規 格 等	能 力	数 量	備 考
直だき吸収式冷凍機	三菱重工 MGS-100E (C・V)	1000USRT (3495KW)	2台	都市ガス及び油
	三菱重工 MGS-36C (C・V)	360USRT (1259KW)	1台	都市ガス及び油
冷 却 塔	空研工業 SKB-1010PG NRS	1920USRT 5,534,100Kcal/h (6751KW)	2台	
	空研工業 SKB-365GR	684USRT 1,993,200Kcal/h (2405KW)	1台	
冷却水ポンプ	GH0V300*2505-4M16	160KW	2台	
	GF0-200*1505-4M75	75KW	1台	
冷温水一次ポンプ	GFM-200*1505-4M55	55KW	2台	
	GFM-150*1255-4M18	18.5KW	1台	
冷温水二次ポンプ	GFQ-200*1505-4M110	110KW	4台	
冷却塔補給水ポンプ	100T-505*6S-M5.5*2P	5.5KW	2台	
オイルギアポンプ	荏原25GPF51.5	1.5KW	2台	
オイルギアポンプ	東芝1K	1.5KW	2台	
膨張タンク	日立冷温水用	EX-2000L	1台	
冷却塔補給水槽タンク	川本冷却水用	10t	1台	

役務件名	吸 収 式 冷 暖 房 機 点 検 保 守	図面番号	4/18
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表2 直だき吸収式冷暖房機(1/5)

- 1 点検は、点検及び保守内容の末尾に、(IN)とあるものは暖房及び冷房イン点検に、(OFF)とあるものは冷房及び暖房オフ点検に適用する。
- 2 吸収器及び凝縮器にあつては、チューブブラシ洗浄を年1回実施するものとする。

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
1 基礎・固定部	①き裂、沈下等の異常の有無を点検する。 (IN) (OFF) ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。 (IN) (OFF)	
2 外観状況		
(1) 本体及び付属品	腐食、変形、損傷等の劣化の有無を点検する。 (IN) (OFF)	
(2) 保温材及び保冷材	損傷及び脱落の有無を点検する。 (IN) (OFF)	
3 内部の状況		
(1) 燃焼室	①焼損及び燃焼ガスのリークの有無を点検する。 (OFF) ②耐火材のき裂、脱落等の有無を点検する。 (OFF) ③燃焼室内部の腐食及び汚れの有無を点検する。 (OFF) ④燃焼ガス出口部の腐食の有無を点検する。 (OFF)	
(2) 熱交換器	①伝熱管のスケール付着の有無を点検する。 (OFF) ②伝熱管の腐食の有無を点検する。 (OFF) ③水室の汚れ及び腐食の有無を点検する。 (OFF)	
4 付属品		
(1) 温度計及び圧力計	①破損の有無を点検する。 (IN) (OFF)	
(2) 付属弁	①弁の開閉の良否を点検する。 (IN) ②調整弁が、冷房又は暖房運転時間時の調整開度であることを確認する。 (IN)	
5 動力盤	①冷房又は暖房の切り換えが正しいことを確認する。 (IN) ②絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 (IN) ③作動の良否を点検する。 (IN)	

役務件名	吸 収 式 冷 暖 房 機 点 検 保 守	図面番号	5/18
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

付表2 直だき吸収式冷暖房機(2/5)

点検項目	点検及び保守内容	備考
6 電気系統		
(1) 操作回路、ヒーター回路及び電動機回路	①絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 (IN)	
(2) 端子	①緩み、変色及び損傷の有無を点検する (IN)	
(3) タイマー	①起動制限、遅延、その他のタイマーが設定値で作動することを確認する。 (IN)	
(4) サーマルリレー	キャンドポンプ、抽気ポンプ、ブローファン、及び油ポンプ等の各モータ用サーマルリレーの設定値を確認する。 (IN)	
(5) 電極棒	機能を点検する。 (IN)	
(6) 操作盤内	盤内部の汚れを点検する。 (IN)	
(7) 接地	①断線及び緩みの有無を点検する。 (IN) ②必要に応じ接地抵抗を測定し、その良否を確認する。 (IN)	
7 保安装置		
(1) 作動試験	①リレー及び保護装置が既定値で作動することを確認する。 (IN)	実作動が困難な場合は疑似回路とすることができる。
(2) インターロック	①作動の良否を点検する。 (IN)	
8 燃焼装置		
(1) 燃料系統配管	①燃料油配管継手部からの油の滴下のないことを確認する。 (IN)(OFF) ②(社)日本冷凍空調工業会「ガス吸収冷温水機安全基準」(JRA4004)に定められた方法により外部漏れを確認する。 (IN)(OFF)	油燃料に限る。 ガス燃料に限る。
(2) 弁	①電磁弁非通電時にノズルからの油垂れがないことを確認する。 (IN) ②(社)日本冷凍空調工業会「ガス吸収冷温水機安全基準」(JRA4004)に示す方法による弁越りーク量が基準内であることを確認する。 (IN)	油燃料に限る。 ガス燃料に限る。

役務件名	吸 収 式 冷 暖 房 機 点 検 保 守	図面番号	6/18
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表2 直だき吸収式冷暖房機（3／5）

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
(2) 弁	③電動ボール弁、主遮断弁及びパイロット電磁弁の開閉の良否を点検する (IN) ④異常時に規定値で作動することを確認する。 (IN) ⑤通電時にチャタリング、過熱、異音等の異常のないことを確認する。 (IN)	ガスを使用するに限る。 実作動が困難な場合は疑似回路とすることができる。
(3) バーナー	①耐火材の亀裂及び欠損の有無を点検する。 (IN)(OFF) ②ヘッド部の焼損及び変形の有無を点検する。 (OFF) ③ノズルを取外し、先油又はシンナーで清掃する。 (OFF) ④点火トランス、電極棒及び高圧リード線の損傷等の劣化及び絶縁碍子の亀裂の有無並びに絶縁の良否を確認する。 (IN)	
(4) リンク機構	①動作の良否を点検する。 (IN)(OFF) ②ボールジョイントの緩み及び損傷の有無を点検する。 (IN)(OFF)	
(5) 火炎感知器	①光電セル又は紫外線検出方式の場合受光面の汚れ、亀裂等の有無並びに絶縁の良否を確認する。 (IN) ②フレイムロッド方式は、汚れ及び絶縁碍子の亀裂の有無、並びに絶縁の良否を確認する。 (IN)	
(6) ストレーナー	①詰まり、損傷等の有無を点検する。 (IN)	油燃料に限る。
9 冷温水及び冷却水系統	①出口及び入口の圧力損失が規定値にあることを確認する。 (IN) ②各水室部に水漏れのないことを確認する。 (IN) ③冷却水計の水抜き確認を行う。 (IN)	

役務件名	吸 収 式 冷 暖 房 機 点 検 保 守	図面番号	7/18
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

付表 2 直だき吸収式冷暖房機 (4/5)

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
10 運転調整		
(1) 音及び振動	①異常のないことを確認する。 (IN)	
(2) 電流及び電圧	①運転時における主電源電圧の変動が、既定値内にあることを確認する。 (IN) ②運転電流が規定値以下であることを確認する。 (IN)	
(3) 電動機	①電動機の回転方向が正しいことを確認する。 (IN)	
(4) 温度制御	①設定温度で作動することを確認する。 (IN)	
(5) 燃焼制御	①プレバース時間、着火タイミング、失火動作指令等の作動の良否を点検する。 (IN)	
(6) 燃焼状態	①正常に着火することを確認する。 (IN) ②メインバーナーの火炎が安定しており、異常振動及び異常音がないことを確認する。 (IN) ③フレイム電流を測定し、その良否を確認する。 (IN) ④排ガス中の酸素濃度及び一酸化炭素濃度、排ガス温度、ドラフト、燃料圧力、燃料消費量等を測定し、その値が規定の許容範囲内にあることを確認する。 (IN)	
(7) 熱交換器	①冷水及び冷却水の入口温度と出口温度、溶液温度、溶液濃度、凝縮温度、蒸発温度等を測定し、その値が許容範囲内にあることを確認する。 (IN) ②不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無を確認する。 (IN)	
11 真空気密		
(1) 抽気ポンプ	①起動時に固着及び異常音がなく、抽気能力に異常のないことを確認する。 (IN)(OFF) ②ベルトの張りの良否及び油面の適否を点検する。 (IN)(OFF)	
(2) 抽気系統	①抽気用弁を手動で全開にし、真空計の変化から開通していることを確認する。 (IN)(OFF)	

役務件名	吸 収 式 冷 暖 房 機 点 検 保 守	図面番号	8/18
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

付表2 直だき吸収式冷暖房機(5/5)

点検項目	点検及び保守内容	備考
(3) パラジウムセルユニット	①パラジウムセル部の焼損及び劣化度を点検する。 (I N) (O F F)	
(4) リーク試験	抽気ポンプで機内に不凝縮ガスのないことを確認する。 (I N) (O F F)	
1 2 冷媒及び吸収剤	①攪拌した溶液を適量採取して腐食防止剤濃度及びアルカリ度が規定の許容範囲にあることを確認する。 (I N) ②溶液に汚れがないことを確認する。 (I N)	
1 3 機器用水質	①付表6「水質管理」の当該事項による。	(別示)
1 4 保存		
(1) 真空系統	①内部真空度に降下のないことを確認のうえ保存する。 (O F F)	
(2) 冷温水及び冷却水系統	①満水又は乾燥のうえ保存する。満水保存の場合にあっては、さび止め剤を規定の濃度まで注入する (O F F)	
(3) 溶液希釈	①シーズンオフ停止に入る時は溶液が充分希釈されていることを確認する。 (O F F)	

役務件名	吸 収 式 冷 暖 房 機 点 検 保 守	図面番号	9/18
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

付表3 冷却塔(1/3)

(1) 冷却等は、「建築基準法施行令」に基づく告示に定めるところによる。

(2) 点検は、点検及び保守内容の末尾に、(IN)とあるものは冷房イン点検に、(OFF)とあるものは冷房オフ点検に適用する。

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 基礎・固定部	①亀裂、沈下等の有無を点検する。 (IN) ②基礎ボルトの緩み及び劣化の有無を点検する。 (IN) ③防震装置の損傷等の有無を点検する。 (IN) ④防震ストッパーの緩み及び劣化の有無を点検する。 (IN)	
2 外観の状況		
(1) 本体	①損傷、変形及び汚れの有無を点検する。 (IN)(OFF)	
(2) 散水装置	①損傷、変形、さび及び汚れの有無を点検する。 (IN)(OFF) ②散水穴の目詰まりの有無を点検する。 (IN)(OFF) ③散水管の回転が円滑であることを確認する。 (IN)(OFF)	
(3) 熱交換器	①コイルの汚れ、損傷等の有無を点検する。 (IN)(OFF)	密閉形のものに 限る。
(4) エリミネーター	①損傷、変形及び目詰まりの有無を点検する。 (IN)(OFF)	
(5) ルーバー	①損傷、変形及び目詰まりの有無を点検する。 (IN)(OFF)	
(6) 充填材	①スケール等の異物の付着有無を点検する。 (IN)(OFF) ②目詰まりの有無を点検する。 (IN)(OFF) ③座屈、変形等の有無を点検する。 (IN)(OFF)	
(7) 骨組み及び脚	①損傷、変形等の有無を点検する。 (IN)(OFF) ②固定金具の劣化及び組み立てボルトの緩みの有無を点検する。 (IN)(OFF)	
(8) 梯子及び点検扉	①損傷、変形、腐食等の有無を点検する。 (IN)(OFF)	

役務件名	吸収式冷暖房機点検保守	図面番号	10/18
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表3 冷 却 塔 (2/3)

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
3 水槽		
(1) 本体	①内外面の損傷、変形及び汚れの有無を点検する。 (I N) (O F F) ②水漏れの有無を点検する。 (I N) (O F F) ③水位が規定の位置にあることを確認する。 (I N)	
(2) 給水装置	①ボールタップ等が確実に作動することを確認する。 (I N) (O F F)	
(3) ストレーナ	①目詰まり、損傷等の有無を点検する。 (I N) (O F F)	
(4) フレキシブル ジョイント	①接続部の緩み、腐食等の有無を点検する。 (I N) (O F F)	
4 送風機		
(1) 羽根車	①損傷、腐食、汚れ等の有無を点検する。 (I N) (O F F) ②回転に支障のないことを確認する。 (I N) (O F F)	
(2) ファンケーシ ング	損傷、腐食等の有無を点検する。 (I N) (O F F)	
(3) 軸受	① 軸が円滑に回転することを確認する。 (I N) (O F F) ②油量の適否を点検する。 (I N)	
(4) 電動機	①損傷、腐食等の有無を点検する。 (I N) ②円滑に回転することを確認する。 (I N) (O F F) ③絶縁抵抗値を測定し、その良否を確認する。 (I N)	
(5) ベルト	①張り具合の適否を点検する。 (I N) (O F F) ②損傷及び摩耗の有無を点検する。 (I N) (O F F)	
(6) プーリー	①損傷、摩耗等の劣化の有無を点検する。 (I N) (O F F)	
5 散水ポンプ		
(1) 本体	①汚れ、損傷、腐食等の有無を点検する。 (I N) (O F F)	密閉形のものに 限る。
(2) 電動機	①絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 (I N) ②回転方向が正しいことを確認する。 (I N) ③電流が定格値内であることを確認する。 (I N)	密閉形のものに 限る。 密閉形のものに 限る。

役務件名	吸 収 式 冷 暖 房 機 点 検 保 守	図面番号	11/18
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

付表3 冷 却 塔 (3/3)

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
6 凍結防止装置	①サーモスタットが設定値で作動することを確認する。 (I N) ②ヒーターの作動電流が定格電流以下にあることを確認する。 (I N) ③ヒーターの絶縁抵抗値を測定し、その良否を確認する。 (I N)	設定されている場合にかぎる。
7 運転調整	①電動機の回転方向が正しいことを確認する。 (I N) ②音及び振動に異常のないことを確認する。 (I N) ③電源電圧の変動が既定値内にあることを確認する。 (I N) ④運転電流が定格値以下にあることを確認する。 (I N) ⑤散水管の回転数が許容範囲内にあることを確認する。 (I N) ⑥散水が均一に分散していることを確認する。 (I N) ⑦水槽の水位が運転前及び運転の状態で既定値内にあることを確認する。 (I N)	
8 シーズンオフ時の保存	①器内の水を確実に抜いたうえ保存する。 (O F F)	

役務件名	吸 収 式 冷 暖 房 機 点 検 保 守	図面番号	12/18
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

付表4 ポンプ(1/1)

1 点検は、点検及び保守内容の末尾に、(1Y)とあるものは年1回点検に、(6M)とあるものは6月1回点検に適用する。

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
1 基礎・固定部	①固定金具の劣化、固定ボルトの緩みを点検する。 (6M) ②防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無を点検する。 (6M)	
2 外観の状況	①軸継手ゴムの損傷等の有無を点検する。 (6M) ②芯出しの良否を点検する。 (6M) ③軸封の漏水状態を点検する。 (6M)	
3 電動機	①回転方向が正しいことを確認する。 (1Y) ②絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 (6M)	
4 制御機器 (1) 制御盤	①電磁開閉器の接点の劣化の有無を点検する。 (6M)	空給水ポンプユニットに限る。
5 フード弁及び逆止弁	①開閉状態の良否を点検する。 (6M)	
6 圧力計、連成計又は真空計	①腐食及び損傷の有無を点検する。 (1Y) ②指示値が適正であることを確認する。 (1Y)	
7 運転調整	①運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。 (1Y) ②運転電流が定格以下であることを確認する。 (1Y)	

役務件名	吸 収 式 冷 暖 房 機 点 検 保 守	図面番号	13/18
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表5 タンク（1／1）

- 1 「労働安全衛生法」、「ボイラー圧力容器安全規則」及び「人事院規則10-4」に定めるところによる。
- 2 点検は、年1回点検とする。

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
1 基礎・固定部		
（1）基礎・固定部	①亀裂、沈下等の有無を点検する。	
（2）架台	①曲り、さび、損傷等の有無を点検する。	
（3）保温材	①脱落、損傷等の有無を点検する。	
（4）基礎ボルト等	①基礎ボルト、取付ボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無を点検する。	
（5）配管支持の状態	①変形の有無を点検する。	
2 外観の状況	①損傷、腐食等の有無を点検する。 ②漏れの有無を点検する。 ③蓋の取付状態の良否及びボルトの摩耗、腐食、損傷等の有無を点検する。	
3 圧力計、水高計及び温度計	①正常値を指示していることを確認する。 ②取付部等の漏れの有無を点検する。 ③汚れ及び損傷の有無を点検する。	
4 付属管及び弁		
（1）逃し管	①漏れ、汚れ、損傷、腐食等の有無を点検する。 ②保温材の脱落、損傷等の有無を点検する。	
（2）その他の管	①漏れ、損傷、腐食等の有無を点検する。	
（3）安全弁又は逃し弁	①取付ボルトの緩みの有無を点検する。 ②漏れの有無を点検する。 ③テストレバーのあるものは、作動テストをする。	
（4）その他の弁	①漏れ、損傷等の有無及び作動の良否を点検する。	

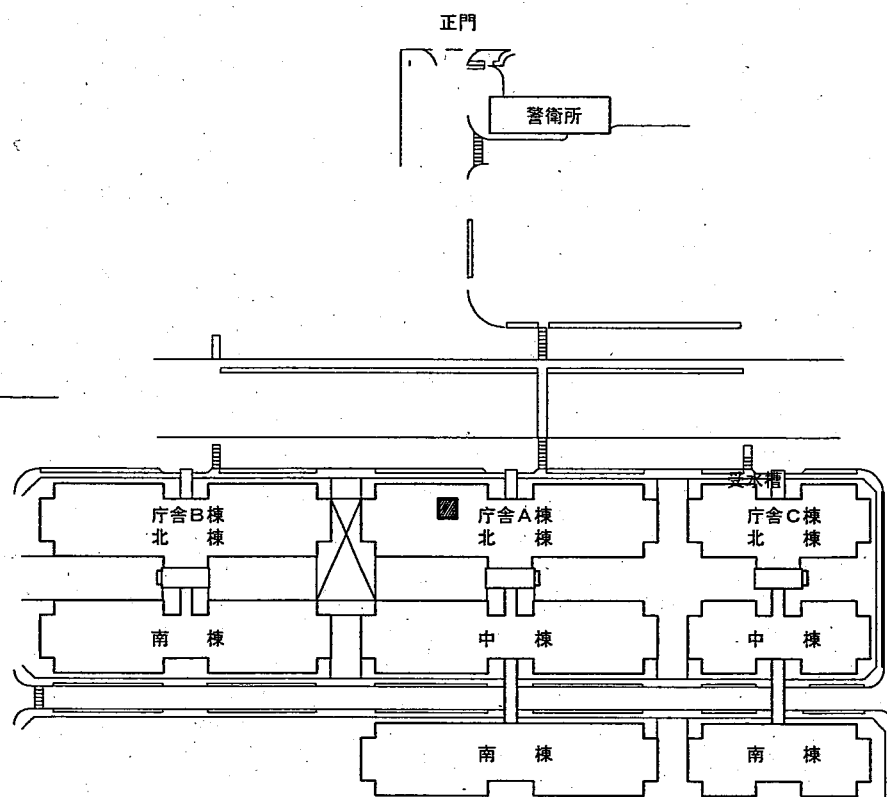
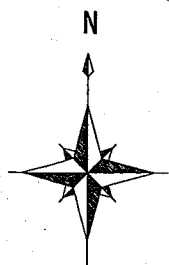
役務件名	吸 収 式 冷 暖 房 機 点 検 保 守	図面番号	14/18
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

付表6 水質管理（冷凍空調機器用水）（1／1）

- 1 （社）日本冷凍空調工業会で定める冷凍空調機器用水質ガイドラインによる。
- 2 本項は、接水部構成材料として一般に使用される銅、青銅、黄銅、鉄及びステンレス鋼を使用している冷凍空調機器の冷却水系、冷水系、温水系の水質管理に適用する。
- 3 試料の採取方法は、JIS K 0094（工業用水・工場排水の試料採取方法）により、分析及び判定方法はJIS K 0101（工業用水試験方法）による。
- 4 水質の検査又は測定に関しては、採水の日時及び場所、検査又は測定の日時及び場所、検査又は、測定の結果、実施者及び方法等を記録する。
- 5 点検は、点検及び保守内容の末尾に、（1 Y）とあるものは年1回点検に、（1 M）とあるものは1月1回点検に適用する。

項 目	要 領
1 水質管理 (1) シーズンイン作業 (2) シーズンオン作業	①ストレーナー、ダートポケット等の水回路の水洗いを2回以上行う。 （1 Y） ①水質ガイドライン項目のうちPH及び電気伝導率について測定を行い、その値が基準値に適合することを確認する。 （1 M） ②PH又は電気伝導率の測定が基準値に適合しない場合は水質ガイドラインのすべての項目について測定を行い、腐食又はスケール生成の傾向の有無を検査する。 ③冷却水節水部に腐食がある場合は、次の措置を講じる。 ・冷却水を入れ換える。 ・冷却水の塩素イオン濃度を指標として濃度倍数を3倍以下に保持するようにブロー量を調節する。 ・適正なインヒビターを使用する。 ④スケール生成傾向がある場合は、上記よるほか、次の場合にはブラシ洗浄又は化学洗浄を行う。 （ただし化学洗浄の場合は、別契約とする。） ⑤冷却水がバクテリア、藻等に汚染されている場合は上記④による。
(3) レジオネラ症防止作業	①冷却塔の冷却水、蓄熱槽、超音波加湿器の貯水部には、レジオネラ属菌が増殖しやすく、設置場所や空気取入口等の室内空気汚染が考えられるので、総合的な防止作業を行う。 ②（財）ビル管理教育センター発行の「（新版）レジオネラ症防止指針」により、レジオネラ症防止の年次計画を作成し、日常及び定期の作業を行う。 ③レジオネラ属菌の増殖のおそれがある箇所より検査を行う。 （1 Y）

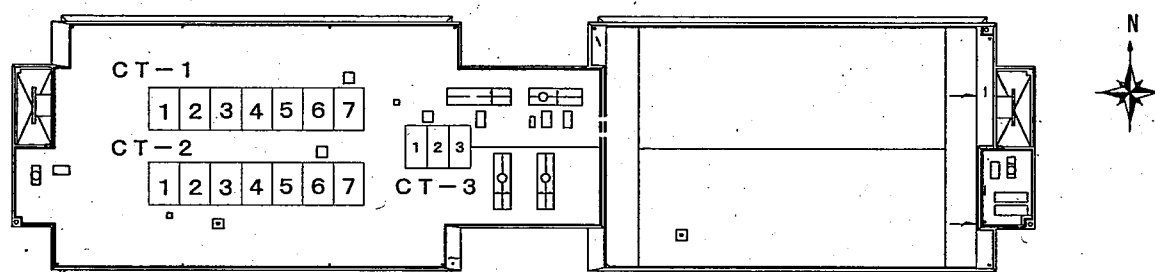
役務件名	吸 収 式 冷 暖 房 機 点 検 保 守	図面番号	15/18
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



■ 吸収式冷暖房機設置場所（A庁舎地下）

付 図 1 配 置 図

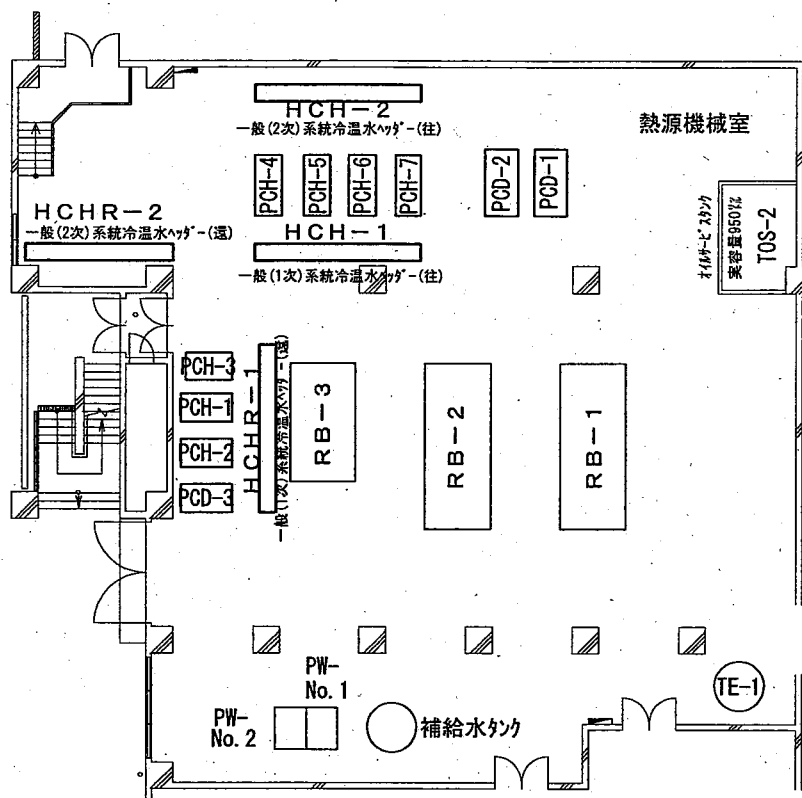
役務件名	吸 収 式 冷 暖 房 機 点 検 保 守	図面番号	16/18
種 別	仕 様 書 （ 配 置 図 ）	縮 尺	1/X
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			



設備名称	機器番号	設備名称	機器番号	設備名称	機器番号
冷却塔 1号機	CT-1-1	冷却塔 2号機	CT-2-1	冷却塔 3号機	CT-3-1
	CT-1-2		CT-2-2		CT-3-2
	CT-1-3		CT-2-3		CT-3-3
	CT-1-4		CT-2-4		
	CT-1-5		CT-2-5		
	CT-1-6		CT-2-6		
	CT-1-7		CT-2-7		

付図2 機器配置図

役務件名	吸収式冷暖房機点検保守	図面番号	17/18
種別	仕様書（屋上機器配置図）	縮尺	1/X
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



設 備 名 称	機器番号	設 備 名 称	機器番号
冷温水発生機 1号機	RB-1	冷却水ポンプ No.1	PCD-1
冷温水発生機 2号機	RB-2	冷却水ポンプ No.2	PCD-2
冷温水発生機 3号機	RB-3	冷却水ポンプ No.3	PCD-3
冷温水1次ポンプ No.1	PCH-1	補給水ポンプ No.1	PW-No.1
冷温水1次ポンプ No.2	PCH-2	補給水ポンプ No.2	PW-No.2
冷温水1次ポンプ No.3	PCH-3	オイルギアポンプ No.1	PO-No.1
冷温水2次水ポンプ No.1	PCH-4	オイルギアポンプ No.2	PO-No.2
冷温水2次水ポンプ No.2	PCH-5	オイルギアポンプ No.1	POR-No.1
冷温水2次水ポンプ No.3	PCH-6	オイルギアポンプ No.2	POR-No.2
冷温水2次水ポンプ No.4	PCH-7	冷却塔補給水槽タンク	
膨張タンク	TE-1		

付図3 熱源機械室機器配置図

役務件名	吸 収 式 冷 暖 房 機 点 検 保 守	図面番号	18/18
種 別	仕 様 書 (熱 源 機 械 室 機 器 配 置 図)	縮 尺	1/2500
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

仕様書

- 1 件 名 ターボ冷凍機点検保守
- 2 場 所 東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内
- 3 業務概要
(1) ターボ冷凍機及び冷却塔、関連するポンプの点検保守
- 4 期 間 平成26年4月1日 ～ 平成29年3月31日

共通仕様書

- 1 点検設備
(1) 概 要

設 備 名 称	規 格 等	数 量	設 置 場 所
ターボ冷凍機	荏原冷熱システム㈱製	3 台	庁舎B地階
冷却塔	空研工業(株)製	3 台	庁舎B屋上
空調用ポンプ		12 台	庁舎B地階
冷却用補給水タンク	川本工業製	1 台	庁舎B地階
膨張タンク	日立工業製	2 台	庁舎B地階

(2) 細部点検設備等は、付表1による。

(3) 駐屯地配置図は、付図1による。

2 総 則

本点検保守は、共通仕様書に記載してある事項のほか、特記仕様書及び(財)建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示による。

3 目 的

本仕様書は、建築設備等の点検及び保守の業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

4 適用範囲

本仕様書は、当該点検保守に該当する事項のみ適用する。

5 請負業者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、特記がある場合に限り請負業者の負担とする。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、請負業者の負担とする。
- (3) 保守に必要な消耗部品又は材料、油脂は、請負業者の負担とする。

6 諸法規の遵守

請負業者は当該点検保守に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。

7 業務作業

- (1) 業務作業者は、点検保守の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (2) 法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

a 資 格

荏原冷熱システム株式会社のサービス技術員認定証を有する者

- (3) 官側は、業務作業者の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合は、請負業者は業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。

8 現場代理人

- (1) 請負業者は、業務作業者の中から現場代理人を選任するものとする。
- (2) 現場代理人の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

9 業務計画書

請負業者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を監督官に提出し協議する。

役務件名	ターボ冷凍機点検保守	図面番号	1/16
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

10 安全管理

- (1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
- (2) 作業員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、請負業者の責任において復旧補修を実施するものとする。

11 保全上の措置

許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し、所定の手続きをするものとする。

12 関連業務との調整

本業務とは契約外で、関連及び調整を生じる業務が発生した場合については、監督官及び官側と協議するものとする。

13 完了検査等

- (1) 点検保守の結果を報告書に記入し、業務終了後、速やかに監督官に提出ものとする。
なお、報告書書式については、監督官と協議する。
- (2) 業務が終了した場合は、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとする。

14 提出書類

- (1) 請負業者は、官側の指定期日までに次の書類を提出するものとする。

- ア 業務計画書
- イ 現場代理人の選任（解任）届
- ウ 勤務員の指定（取消）届
- エ 役務完了届
- オ その他官側の指定するもの。

(7) 役務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。（完成図書データをCD-R等にて提出）

(4) 監督官より受けたデータは全て請負業者等に残してはならない。

関連した情報が漏洩した際には、請負業者が全ての責任をとること。

15 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真（カラーサービス版）1部を原板（ネガ又は電子記録媒体）とともに工程順に工事写真帳（A4版）に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。電子記録媒体（CD-R等）で提出する場合は、下記のとおりとする。

- ・総画素数 130万画素数以上
- ・ファイル形式 J P E G

16 疑 義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官及び官側と協議し、その指示を受けるものとする。

17 一般事項

- (1) 電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定、電気通信事業法、人事院規則及び労働安全衛生規則を遵守して、適正にその点検及び保守を行うものとする。
- (2) 電気設備の点検及び保守は、原則として停電させて安全な状態で作業を行うものとし、やむを得ず活線状態状態で作業するときは、絶縁用防具、保護具等を用いて行うものとする。
- (3) 停電の調整等は、十分余裕をもって行い、復旧後は、完全に元の状態になっていることを確認する。
- (4) 点検及び保守を実施する上で必要な機器等の清掃及び片付けに伴う機器周辺等の清掃を行うものとする。

役務件名	タ ー ボ 冷 凍 機 点 検 保 守	図面番号	2/16
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

1 一般事項

- (1) ターボ冷凍機は「高圧ガス保安法」、「冷凍保安規則」及び「冷凍保安規則関係基準」に定めるところによる。
- (2) 特定物質の規制等によるオゾン層保護に関する法律第23条第1項の規定に基づき、特定フロンの排出抑制・使用合理化指針に従って、気密性能向上施策、最適な抽気装置の導入、蒸気冷媒の回収、冷媒不抽出によるシーズンオフ保守作業（冷媒抽出の年化）等を導入した保守作業を行うものとする。
- (3) 冷却塔は、「建築基準法施行令」に基づく告示に定めるところによる。
- (4) 本契約は、年間保守契約とする。

2 業務内容

(1) 点検周期

設備名称	回 数	周 期
ターボ冷凍機	年 3 回	シーズンイン、オン、オフ
冷却塔	年 2 回	シーズンイン、オフ
空調用ポンプ	年 2 回	シーズンイン、オフ
冷却用補給水タンク	年 1 回	シーズンオフ
膨張タンク	年 1 回	シーズンオフ

- (2) ターボ冷凍機の点検保守要領は、付表2による。
- (3) 冷却塔の点検保守要領は、付表3による。
- (4) 空調用ポンプの点検保守要領は、付表4による。
- (5) 各タンクの点検保守要領は、付表5による。
- (6) 点検及び保守は、付表2～付表6により適正に実施し、点検報告書を提出するものとする。
- (7) 点検結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃

イ 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整

ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め

エ 次に示す消耗部品の交換又は補充

- ・潤滑油、グリス、充填油等
- ・ランプ類、ヒューズ類
- ・パッキン、ガスケット、オリング類
- ・精製水

オ 接触部分、回転部分等への注油

カ 軽微な損傷がある場合の補修

キ 塗装（タッチペイント）

ク その他これらに類する軽微な作業

役務件名	ターボ冷凍機点検保守	図面番号	3/16
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

附表 1 細部点検設備一覧表

設備名称	メーカー・規格	能力	数量	備考
ターボ冷凍機（遠心）	荏原冷熱システム㈱ RTBF022V型	200USRT (705KW)	3台	
冷却塔	SKB-202N型	914KW	3台	
冷却水ポンプ	GEM-1255BM-4MN15	15KW	3台	
冷水一次ポンプ	GFM-1505G-4M11 GDO-150X1255M-4M30	11KW 30KW	3台	
冷温水二次ポンプ	GMK-100×805G-2M22	22KW	4台	
補給水ポンプ	32KNP405A3.7	3.7KW	2台	
補給水タンク	川本PT-4C-64-6k-32		1台	
膨張タンク	日立 EX-800L 日立 AX-60L		1台 1台	

役務件名	ターボ冷凍機点検保守	図面番号	4/16
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表2 ターボ冷凍機(1/4)

- 1 点検は、点検及び保守内容の末尾に、(IN)とあるものはシーズンイン点検に、(ON)とあるものは、シーズンオン点検に、(OFF)とあるものはシーズンオフ点検に適用する。
- 2 凝縮器にあっては、年1回チューブブラシ洗浄を実施するものとする。

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 基礎・固定部	①亀裂、沈下等の有無を点検する。 (IN) (OFF) ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。 (IN) (OFF) ③防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無を点検する。 (IN) (OFF) ④取付状態を点検する。 (ON)	
2 外観の状況		
(1) 本体及び付属品	①腐食、変形、破損等の有無を点検する。 (IN) (ON) (OFF)	
(2) 保冷材	①脱落、破損等の有無を点検する。 (IN) (OFF)	
3 内部の状況		
(1) 機内の気密性	①機内の圧力が許容範囲内にあることを確認する。 (IN)	
(2) 圧縮機	①油ポンプの異音、振動、損傷等の有無を点検する。 (OFF) ②ペーンが円滑に作動することを確認する。 (OFF) ①詰まり及び破損の有無を点検する。 ②オイルフィルタエレメントを交換する。 ③ドライPフィルタ(オイル系)を交換する。 ③冷媒フィルタエレメントを交換する。 ④ドライPフィルタ(冷媒系)を交換する。 (OFF) ①伝熱管のスケール付着の有無を点検する。 (OFF) ②伝熱管の腐食の有無を点検する。 (OFF) ③水室の汚れの有無を点検する。 (OFF)	
(3) フィルター		
(4) 熱交換機		

役務件名	ターボ冷凍機点検保守	図面番号	5/16
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表2 ターボ冷凍機(2/4)

点検項目	点検及び保守内容	備 考
(5) 抽気装置	①圧縮機各部の劣化の有無を点検する。 (OFF) ②抽気槽を分解、清掃し、腐食の有無を点検する。 (OFF) ③フロート弁の作動の良否及びシート漏れの有無を点検する。 (OFF)	
4 付属品		
(1) 温度計及び圧力計	①正常値を指示していることを確認する。 (IN) (ON) (OFF) ②取付け部等の漏れの有無を点検する。 (IN) (ON) (OFF) ③汚れ及び損傷の有無を点検する。 (IN) (ON) (OFF)	
5 電気系統		
(1) 主電動機及び高圧盤	①絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 (IN)	
(2) 操作回路、ヒーター回路及び電動機回路	①絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 (IN)	・30V未満の回路は除く。
(3) タイマー	①作動の良否を点検する。 (IN)	
(4) 端子	①緩み、変色及び漏れの有無を点検する。 (IN)	
(5) 操作盤内	①盤内部の汚れを点検する。 (IN)	
(6) 遮断器、接点及びアークシューター	①溶着、荒れ及び緩みの有無を点検する。 (IN)	
(7) 接地	①断線及び緩みの有無を点検する。 (IN) ②接地抵抗を測定し、その良否を確認する。 (IN)	
6 保安装置		
(1) 作動試験	①保安装置が規定値で作動することを確認する。 (IN)	・実作動が著しく困難な場合は類似回路とすることができる。
(2) インターロック	①作動の良否を点検する。 (IN)	

役務件名	ターボ冷凍機点検保守	図面番号	6/16
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

附表2 ターボ冷凍機(3/4)

点検項目	点検及び保守内容	備考
7 冷媒	①汚れ又は遊離水分の有無を点検する。 (I N) (O F F) ②冷媒量の適否を点検する。適否の判定は冷媒レベルゲージ及び運転時の蒸発圧力による。 (I N) (O N)	
8 潤滑油	①油量の適否を点検する。 (I N) ②油の変色、白濁及び異臭の有無を点検する。 (I N) ③潤滑油を交換する。 (I N)	
9 冷水及び冷却水系統	①漏れの有無を点検する。 (I N) ②弁の開閉の良否を点検する。 (I N) ③冷水及び冷却水系統の各水室部に水漏れのないことを確認する。 (I N)	
10 運転調整		
(1) 音及び振動	①異常のないことを確認する。 (I N) (O N)	
(2) 主電動機及び圧縮機	①運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることを確認する。 (I N) (O N) ②主電流及び圧縮機電流が規定値内にあることを確認する。 (I N) (O N) ③電動機の回転方向が正しいことを確認する。 (I N) (O N) ④電動機の冷却状態が正常であることを確認する。 (I N) (O N) ⑤電動機が規定の時間で停止することを確認する。 (I N)	
(3) 潤滑油	①油面、油圧及び油温を計測し、その値が許容範囲内にあることを確認する。 (I N) (O N) ②油系統の漏れの有無を点検する。 (I N) (O N) ③油系統に異常な音及び振動がないことを確認する。 (I N) (O N) ④フィルターの詰まりの有無を点検する。 (I N) (O N) ⑤潤滑油については、I N点検時に交換を実施する。 (I N)	
(4) 凝縮器	①冷却水の出口及び入口温度、凝縮圧力等を測定し、その値が許容範囲内にあることを確認する。 (I N) (O N) ②不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無を点検する。 (I N) (O N)	

役務件名	ターボ冷凍機点検保守	図面番号	7/16
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表2 ターボ冷凍機(4/4)

点検項目	点検及び保守内容	備 考
(5) 蒸発器	①冷水の出口及び入口温度、蒸発圧力、冷媒液面等を測定し、その値が許容範囲内にあることを確認する。 (I N) (O N)	
(6) 容量制御装置	②冷却管の汚れの有無を点検する。 (I N) (O N)	
(8) フォート弁及び油戻し装置	①冷水温度が規定値に制御され、ベーンダンパーの作動が円滑であることを確認する。 (I N) (O N)	
(9) 抽気装置	①正常に機能していることを確認する。 (I N) (O N)	
	②圧縮機の回転方向が正しいことを確認する。 (I N)	
	③抽気槽及び自動抽気装置の作動の良否を点検する。 (I N) (O N)	
	④抽気槽内液の汚れ及び漏れの有無を点検する。 (I N) (O N)	
(10) 機器用水質	①「水質管理」は、付表6による。 (O N)	
1 1 整備及び保存	①シーズンオフ暖房期間中に温水が蒸発器に流入しない措置を講ずる。 (O F F)	
(1) 気密確認		
(2) 冷媒及び油抽出	①冷媒中の遊離水分の有無を点検する。 (O F F)	
	②油の変色、白濁及び異臭の有無を点検する。 (O F F)	

役務件名	ターボ冷凍機点検保守	図面番号	8/16
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表3 冷 却 塔 (1 / 3)

(1) 冷却等は、「建築基準法施行令」に基づく告示に定めるところによる。

(2) 点検は、点検及び保守内容の末尾に、(I N) とあるものは冷房イン点検に、(O F F) とあるものは冷房オフ点検に適用する。

点検項目	点検及び保守内容	備 考
1 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無を点検する。 (I N) ② 基礎ボルトの緩み及び劣化の有無を点検する。 (I N) ③ 防震装置の損傷等の有無を点検する。 (I N) ④ 防震ストッパーの緩み及び劣化の有無を点検する。 (I N)	
2 外観の状況		
(1) 本体	① 損傷、変形及び汚れの有無を点検する。 (I N) (O F F)	
(2) 散水装置	① 損傷、変形、さび及び汚れの有無を点検する。 (I N) (O F F) ② 散水穴の目詰まりの有無を点検する。 (I N) (O F F) ③ 散水管の回転が円滑であることを確認する。 (I N) (O F F)	
(3) 熱交換器	① コイルの汚れ、損傷等の有無を点検する。 (I N) (O F F)	・密閉形のものに 限る。
(4) エリミネーター	① 損傷、変形及び目詰まりの有無を点検する。 (I N) (O F F)	
(5) ルーバー	① 損傷、変形及び目詰まりの有無を点検する。 (I N) (O F F)	
(6) 充填材	① スケール等の異物の付着有無を点検する。 (I N) (O F F) ② 目詰まりの有無を点検する。 (I N) (O F F) ③ 座屈、変形等の有無を点検する。 (I N) (O F F)	
(7) 骨組み及び脚	① 損傷、変形等の有無を点検する。 (I N) (O F F) ② 固定金具の劣化及び組み立てボルトの緩みの有無を点検する。 (I N) (O F F)	
(8) 梯子及び点検扉	① 損傷、変形、腐食等の有無を点検する。 (I N) (O F F)	

役務件名	タ ー ボ 冷 凍 機 点 検 保 守	図面番号	9/16
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表3 冷 却 塔 (2/3)

点検項目	点検及び保守内容	備 考
3 水槽	①内外面の損傷、変形及び汚れの有無を点検する。 (I N) (O F F)	
(1) 本体	②水漏れの有無を点検する。 (I N) (O F F)	
	③水位が規定の位置にあることを確認する。 (I N)	
(2) 給水装置	①ボールタップ等が確実に作動することを確認する。 (I N) (O F F)	
(3) ストレーナ	①目詰まり、損傷等の有無を点検する。 (I N) (O F F)	
(4) フレキシブル ジョイント	①接続部の緩み、腐食等の有無を点検する。 (I N) (O F F)	
4 送風機		
(1) 羽根車	①損傷、腐食、汚れ等の有無を点検する。 (I N) (O F F)	
	②回転に支障のないことを確認する。 (I N) (O F F)	
(2) ファンケーシング	①損傷、腐食等の有無を点検する。 (I N) (O F F)	
(3) 軸受	① 軸が円滑に回転することを確認する。 (I N) (O F F)	
	②油量の適否を点検する。 (I N)	
(4) 電動機	①損傷、腐食等の有無を点検する。 (I N)	
	②円滑に回転することを確認する。 (I N) (O F F)	
	③絶縁抵抗値を測定し、その良否を確認する。 (I N)	
(5) ベルト	①張り具合の適否を点検する。 (I N) (O F F)	
	②損傷及び摩耗の有無を点検する。 (I N) (O F F)	
(6) プーリー	①損傷、摩耗等の劣化の有無を点検する。 (I N) (O F F)	
5 散水ポンプ		
(1) 本体	①汚れ、損傷、腐食等の有無を点検する。 (I N) (O F F)	・密閉形のもの に限る。
(2) 電動機	①絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 (I N)	・密閉形のもの に限る。
	②回転方向が正しいことを確認する。 (I N)	・密閉形のもの に限る。
	③電流が定格値内であることを確認する。 (I N)	・設定されてい る場合に限る。

役務件名	タ ー ボ 冷 凍 機 点 検 保 守	図面番号	10/16
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

付表3 冷 却 塔 (3 / 3)

点検項目	点検及び保守内容	備 考
6 凍結防止装置	①サーモスタットが設定値で作動することを確認する。 (I N) ②ヒーターの作動電流が定格電流以下にあることを確認する。 (I N) ③ヒーターの絶縁抵抗値を測定し、その良否を確認する。 (I N)	
7 運転調整	①電動機の回転方向が正しいことを確認する。 (I N) ②音及び振動に異常のないことを確認する。 (I N) ③電源電圧の変動が既定値内にあることを確認する。 (I N) ④運転電流が定格値以下にあることを確認する。 (I N) ⑤散水管の回転数が許容範囲内にあることを確認する。 (I N) ⑥散水が均一に分散していることを確認する。 (I N) ⑦水槽の水位が運転前及び運転の状態で既定値内にあることを確認する。 (I N)	
8 シーズンオフ時の保存	①器内の水を確実に抜いたうえ保存する。 (O F F)	

役務件名	タ ー ボ 冷 凍 機 点 検 保 守	図面番号	11/16
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

付表4 ポンプ(1/1)

1 点検は、点検及び保守内容の末尾に、(1Y)とあるものは年1回点検に、(6M)とあるものは6月1回点検に適用する。

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 基礎・固定部	①固定金具の劣化、固定ボルトの緩みを点検する。 (6M)	・空給水ポンプ ユニットに限る
	②防振材、スットパー等の劣化及び緩みの有無を点検する。 (6M)	
2 外観の状況	①軸継手ゴムの損傷等の有無を点検する。 (6M)	
	②芯出しの良否を点検する。 (6M)	
	③軸封の漏水状態を点検する。 (6M)	
3 電動機	①回転方向が正しいことを確認する。 (1Y)	
	②絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 (6M)	
4 制御機器 (1) 制御盤	①電磁開閉器の接点の劣化の有無を点検する。 (6M)	
5 フード弁及び逆止弁	①開閉状態の良否を点検する。 (6M)	
6 圧力計、連成計 又は真空計	①腐食及び損傷の有無を点検する。 (1Y)	
	②指示値が適正であることを確認する。 (1Y)	
7 運転調整	①運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。 (1Y)	
	②運転電流が定格以下であることを確認する。 (1Y)	

役務件名	ターボ冷凍機点検保守	図面番号	12/16
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表5 タンク(1/1)

- i 「労働安全衛生法」、「ボイラー圧力容器安全規則」及び「人事院規則10-4」に定めるところによる。
- 2 点検は、年1回点検とする。

点検項目	点検及び保守内容	備 考
1 基礎・固定部		
(1) 基礎・固定部	①亀裂、沈下等の有無を点検する。	
(2) 架台	①曲り、さび、損傷等の有無を点検する。	
(3) 保温材	①脱落、損傷等の有無を点検する。	
(4) 基礎ボルト等	①基礎ボルト、取付ボルト、固定金具等の緩み、	
(5) 配管支持の状	①損傷等の有無を点検する。	
2 外観の状況	①変形の有無を点検する。	
3 圧力計、水高計及び温度計	①損傷、腐食等の有無を点検する。 ②漏れの有無を点検する。 ③蓋の取付状態の良否及びボルトの摩耗、腐食、損傷等の有無を点検する。	
4 付属管及び弁		
(1) 逃し管	①正常値を指示していることを確認する。 ②取付部等の漏れの有無を点検する。 ③汚れ及び損傷の有無を点検する。	
(2) その他の管	①漏れ、汚れ、損傷、腐食等の有無を点検する。 ②保温材の脱落、損傷等の有無を点検する。 漏れ、損傷、腐食等の有無を点検する。	
(3) 安全弁又は逃し弁	①取付ボルトの緩みの有無を点検する。 ②漏れの有無を点検する。 ③テストレバーのあるものは、作動テストをする。	
(4) その他の弁	①漏れ、損傷等の有無及び作動の良否を点検する。	

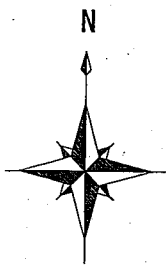
役務件名	タ ー ボ 冷 凍 機 点 検 保 守	図面番号	13/16
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

付表6 水質管理（冷凍空調機器用水）（1／1）

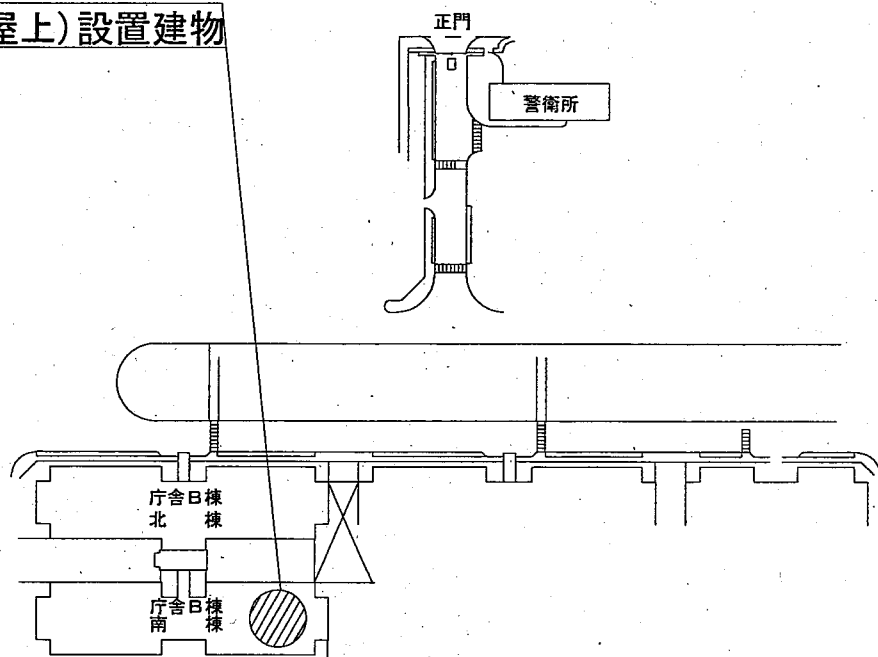
- 1 （社）日本冷凍空調工業会で定める冷凍空調機器用水質ガイドラインによる。
- 2 本項は、接水部構成材料として一般に使用される銅、青銅、黄銅、鉄及びステンレス鋼を使用している冷凍空調機器の冷却水系、冷水系、温水系の水質管理に適用する。
- 3 試料の採取方法は、JIS K 0094（工業用水・工場排水の試料採取方法）により、分析及び判定方法はJIS K 0101（工業用水試験方法）による。
- 4 水質の検査又は測定に関しては、採水の日時及び場所、検査又は測定の日時及び場所、検査又は測定の結果、実施者及び方法等を記録する。
- 5 点検は、点検及び保守内容の末尾に、（1 Y）とあるものは年1回点検に、（1 M）とあるものは1月1回点検に適用する。

点検項目	実施要領	備考
1 水質管理 (1) シーズンイン作業 (2) シーズンオン作業	①ストレーナー、ダートポケット等の水回路の水洗いを2回以上行う。（1 Y） ①水質ガイドライン項目のうちPH及び電気伝導率について測定を行い、その値が基準値に適合することを確認する。（1 M） ②PH又は電気伝導率の測定が基準値に適合しない場合は水質ガイドラインのすべての項目について測定を行い、腐食又はスケール生成の傾向の有無を検査する。 ③冷却水節水部に腐食がある場合は、次の措置を講じる。 冷却水を入れ換える。 ・冷却水の塩素イオン濃度を指標として濃度倍数を3倍以下に保持するようにブロー量を調節する。 ・適正なインヒビターを使用する。 ④スケール生成傾向がある場合は、上記よるほか、次の場合にはブラシ洗浄又は化学洗浄を行う。（ただし化学洗浄の場合は、別契約とする。） ⑤冷却水がバクテリア、藻等に汚染されている場合は上記④による。	

役務件名	タ ー ボ 冷 凍 機 点 検 保 守	図面番号	14/16
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

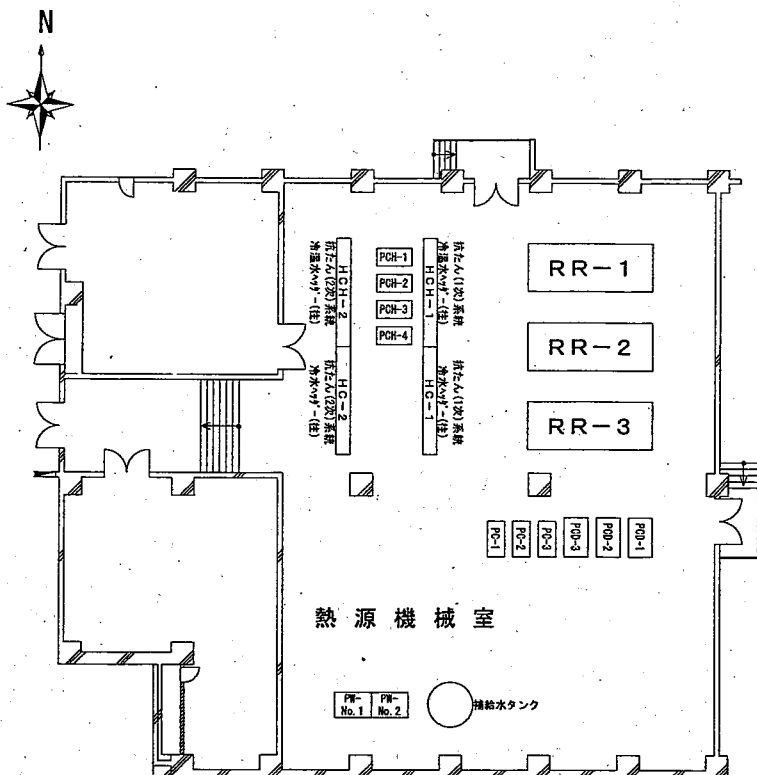


ターボ冷凍機(地下1階)設置建物
ターボ冷凍機冷却塔(屋上)設置建物



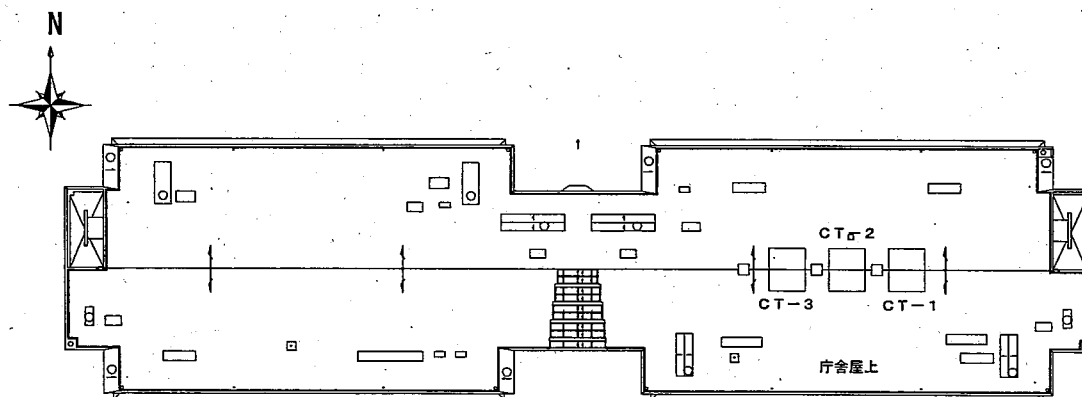
付図1 配置図 S=1/X

役務件名	ターボ冷凍機点検保守	図面番号	15/16
種別	配置図	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



設 備 名 称	機器番号
ターボ冷凍機 1号機	RR-1
ターボ冷凍機 2号機	RR-2
ターボ冷凍機 3号機	RR-3
冷水1次ポンプ No.1	PC-1
冷水1次ポンプ No.2	PC-2
冷水1次ポンプ No.3	PC-3
補給水ポンプ No.1	PW-No.1
補給水ポンプ No.2	PW-No.2
冷却水ポンプ No.1	PCD-1
冷却水ポンプ No.2	PCD-2
冷却水ポンプ No.3	PCD-3
冷温2次水ポンプ No.1	PCH-1
冷温2次水ポンプ No.2	PCH-2
冷温2次水ポンプ No.3	PCH-3
冷温2次水ポンプ No.4	PCH-4
膨張タンク	TE-1
膨張タンク	TE-2
補給水タンク	

熱源機械室機器配置図 S=1/300



冷却塔機器配置図 S=1/700

設 備 名 称	機器番号	設 備 名 称	機器番号	設 備 名 称	機器番号
冷却塔 1号機	CT-1	冷却塔 2号機	CT-2	冷却塔 3号機	CT-3

役務件名	ターボ冷凍機点検保守	図面番号	16/16
種 別	図 示 に よ る	縮 尺	図 示
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

仕様書

- 1 件 名 空調設備自動制御装置点検保守
 2 場 所 東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内
 3 業務概要
 (1) 空調自動制御装置の点検保守
 4 期 間 平成23年4月1日 ~ 平成26年3月31日

共通仕様書

1 点検設備

(1) 概 要

設 備 名 称	規 格 等	設 置 場 所
自 動 制 御 装 置	株式会社 山武製 電気式制御機器 電子式制御機器 管理機器	庁舎A・B・C

(2) 細部点検設備等は、付表1による。

(3) 駐屯地配置図は、付図1による。

2 総 則

本点検保守は、共通仕様書に記載してある事項のほか、特記仕様書及び(財)建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示による。

3 目 的

本仕様書は、建築設備等の点検及び保守の業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

4 適用範囲

本仕様書は、当該点検保守に該当する事項のみ適用する。

5 請負業者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
 (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
 (3) 保守に必要な消耗部品又は材料、油脂は、請負業者の負担とする。

6 諸法規の遵守

請負業者は当該点検保守に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。

7 業務作業者

- (1) 業務作業者は、点検保守の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
 (2) 法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

a 資 格

二級計装士 以上

- (3) 官側は、業務作業者の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合は、請負業者は業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。

8 現場代理人

- (1) 請負業者は、業務作業者の中から現場代理人を選任するものとする。
 (2) 現場代理人の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

9 業務計画書

請負業者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を監督官に提出し協議する。

役務件名	空調設備自動制御装置点検保守	図面番号	1/14
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

10 安全管理

- (1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
- (2) 作業員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、請負業者の責任において復旧補修を実施するものとする。

11 保全上の措置

許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し、所定の手続きをするものとする。

12 関連業務との調整

本業務とは契約外で、関連及び調整を生じる業務が発生した場合については、監督官及び官側と協議するものとする。

13 完了検査等

- (1) 点検保守の結果を報告書に記入し、業務終了後、速やかに監督官に提出するものとする。

なお、報告書書式については、監督官と協議する。

- (2) 業務が終了した場合は、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとする。

14 提出書類

- (1) 請負業者は、官側の指定期日までに次の書類を提出するものとする。

ア 業務計画書

イ 現場代理人の選任（解任）届

ウ 勤務員の指定（取消）届

エ 役務完了届

オ その他官側の指定するもの。

- (7) 役務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。（完成図書データをCD-R等にて提出）

- (4) 監督官より受けたデータは全て請負業者等に残してはならない。

関連した情報が漏洩した際には、請負業者が全ての責任をとること。

15 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真（カラーサービス版）1部を原板（ネガ又は電子記録媒体）とともに工程順に工事写真帳（A4版）に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。

電子記録媒体（CD-R等）で提出する場合は、下記のとおりとする。

- ・撮影画素数 130万画素数以上
- ・ファイル形式 JPEG

16 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官及び官側と協議し、その指示を受けるものとする。

17 一般事項

- (1) 電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定、電気通信事業法、人事院規則及び労働安全衛生規則を遵守して、適正にその点検及び保守を行うものとする。
- (2) 電気設備の点検及び保守は、原則として停電させて安全な状態で作業を行うものとし、やむを得ず活線状態状態で作業するときは、絶縁用防具、保護具等を用いて行うものとする。
- (3) 停電の調整等は、十分余裕をもって行い、復旧後は、完全に元の状態になっていることを確認する。
- (4) 点検及び保守を実施する上で必要な機器等の清掃及び片付けに伴う機器周辺等の清掃を行うものとする。

役務件名	空調設備自動制御装置点検保守	図面番号	2/14
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

特 記 仕 様 書

1 業務内容

- (1) 点検周期は、年1回とする。
- (2) 電気式制御機器及び電子式制御機器の点検保守要領は、付表1による。
- (3) 管理機器の点検保守要領は、付表2による。
- (4) 点検及び保守は、付表1～付表2により適正に実施し、点検報告書を2部提出するものとする。
- (5) 本役務での機器交換及び点検結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。
 - ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
 - イ 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
 - ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
 - エ 次に示す消耗部品の交換又は補充
 - ・潤滑油、グリス、充填油等
 - ・ランプ類、ヒューズ類
 - ・パッキン、ガスケット、Oリング類
 - ・精製水
 - オ 接触部分、回転部分等への注油
 - カ 軽微な損傷がある場合の補修
 - キ 塗装（タッチペイント）
 - ク その他これらに類する軽微な作業
- (6) 本契約は、期間保守契約とし、緊急故障時には、必要な措置を実施するとともに原因を速やかに究明するものとする。

役務件名	空調設備自動制御装置点検保守	図面番号	3/14
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

附属書 1 細部点検設備等

1 設備一覧表

(1) 庁舎 A 棟

系統名	制御機器	系統数	内訳機器名称	数量
1 熱源制御 (1)	吸収式冷暖房機	1	挿入形温度検出器 ハ・ラマトリクス2 圧力発信器 電磁流量計 圧力指示調節計 Pt/D変換器 A/D変換器 D/A変換器 アイソレータ アクション・タモータ 弁本体 DC24V電源	5 2 1 1 1 2 3 1 3 1 1 3
2 熱源制御 (2)	温水ボイラー	1	挿入形温度検出器 電子式差圧発信器 ダイヤ指示調整計 電子式温度調節器 設定モジュール シーケンサー アクション・タモータ 弁本体 ロータリー形電動二方弁 DC24V電源 DC電源 電源用避雷器	5 2 2 1 1 1 1 1 2 1 2 1
3 冷却塔制御	CT-1, 2, 3	3	挿入形温度検出器 温度調節器 デジタル指示調節器 ハ・タライ弁 弁本体 導電率自動管理装置 電動ホ・ル弁 ノズルフィルター 温度調節器 冷却ファン	3 5 3 6 6 3 3 1 1 1
4 貯湯槽制御	貯湯槽	1	挿入形温度検出器 電子式温度調節器 温度設定器 小型電動ホ・ル弁	1 1 1 1
5 煤煙濃度監視		2	煤煙濃度計	2
6 オイルサービスタンク制御		1	セーフティ・エリコン 液面計 アイソレータ 電磁弁	2 1 1 6

役務件名	空調設備自動制御装置点検保守	図面番号	4/14
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

(1) 庁舎A棟

系統名	制御機器	系統数	内訳機器名称	数量
7 空調機制御 (1)	ACU	63	挿入形温度検出器 室内形温度検出器 室内形湿度発信器 デジタル指示調節器 モータライバ- アイソレータ モータスイッチ LOレリクター 電子式温度調節器 設定モジュール 湿度調節器 ロータリ-形電動二方弁 ダンパ 操作器 DC電源 微差圧発信器 デジタルコントロール調節計	58 7 4 8 4 8 8 4 61 61 61 65 118 69 6 6
8 空調機制御 (2)	FCU	4/59 細部は 付図2~4	室内形温度検出器 電子式温度調節器 設定モジュール ロータリ-形電動二方弁	4 4 4 4
9 空調機制御 (3)	パッケージ	2	ファースタット	2
10 送風機制御	ファン発停	9	ファースタット	9
11 漏水警報		24	漏水帯 漏水検出器	43 46
12 計測系統		4	デジタル積算熱量計 電磁流量計	4 4
		計 115		

役務件名	空調設備自動制御装置点検保守	図面番号	5/14
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

(2) 庁舎B棟

系統名	制御機器	系統数	内訳機器名称	数量
1 熱源制御	ターボ冷凍機	1	挿入形温度検出器 ハマトリクスⅢ 熱量演算器 圧力発信器 差圧発信器 電磁流量計 アイソレータ ロータリー形電動二方弁 DC24V電源 DC12V電源	13 2 2 1 1 2 4 2 4 2
2 冷却塔制御	CT-1, 2, 3	3	挿入形温度調節器 挿入形温度検出器 デジタル指示調節器 ハタフライ弁 弁本体 導電率自動管理装置 ロータリー形電動二方弁 ファーマスタット 温度調節機 冷却ファン DC24V電源	3 6 6 3 6 3 3 1 1 1 1
3 オイルタンク廻 制御(1)		1	アイソレータ モニタースイッチ	3 3
4 オイルタンク廻 制御(2)		2	セーフティ・エルコン 液面計 アイソレータ 電磁弁	1 1 1 3
5 中水切換制御		1	電動式ハタフライ弁	2
6 空調機制御 (1)	ACU	42	挿入形温度検出器 室内形温度検出器 室内形湿度発信器 デジタル指示調節器 モータライザー アイソレータ モニタースイッチ LOセレクター 電子式温度調節器 設定モジュール 湿度調節器 ロータリー形電動二方弁 タンパ操作器 DC電源 微差圧発信器 ダイヤロール調節計 デジタル指示調節器	38 4 3 6 3 6 6 3 39 39 39 42 82 42 3 2 1

役務件名	空調設備自動制御装置点検保守	図面番号	6/14
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

(2) 庁舎B棟

系統名	制御機器	系統数	内訳機器名称	数量
7 空調機制御 (2)	FCU	2 / 37 細部は 付図2～3	室内形温度検出器 電子式温度調節器 設定モジュール ロータリー形電動二方弁	2 2 2 2
8 空調機制御 (3)	パッケージ	6	ファースタット	6
9 送風機制御	ファン停止	8	ファースタット	8
10 漏水警報		28	漏水帯 漏水検出器	27 28
11 計測系統		6	デジタル積算熱量計 電磁流量計	6 6
計 100				

(3) 庁舎C棟

系統名	制御機器	系統数	内訳機器名称	数量
1 空調機制御 (1)	ACU	35	挿入形温度検出器 室内形温度検出器 デジタル指示調節器 モータライバー アイレータ モータースイッチ LOレクター 電子式温度調節器 設定モジュール 湿度調節器 ロータリー形電動二方弁 タクト操作器 DC電源 微差圧発信器 ダイヤロール調節計	27 8 16 8 16 16 8 27 27 27 35 63 30 3 3
2 空調機制御 (2)	FCU	6 / 59 細部は 付図2～4	室内形温度検出器 電子式温度調節器 設定モジュール ロータリー形電動二方弁	6 6 6 6
3 空調機制御 (3)	パッケージ	3	ファースタット	3
4 送風機制御	ファン発停	5	ファースタット	5
5 漏水警報		10	漏水帯 漏水検出器	10 10
		計 59		

役務件名	空調設備自動制御装置点検保守	図面番号	7/14
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表 1 自動制御装置（電気式又は電子式） 1 / 2

点検項目	点検及び保守内容	備 考
1 温湿度調節器 （電気式に限る） ア 清掃 イ ポテンションメーター ウ 温湿度	外部及び内部の清掃を行う。 断線及び損傷の有無を点検する。 設定値の許容範囲内にあることを確認する。	
2 変換器 （電子式に限る） ア 清掃 イ 端子 ウ ゼロスパン エ 供給電源電圧	外部及び内部の清掃を行う。 緩みの有無を点検する。 模擬入力により出力のゼロスパンが規定の精度内にあることを確認する。 電圧の変動が規定の許容範囲内にあることを確認する。	
3 発信器 （電子式に限る） ア 清掃 イ 端子 ウ ゼロスパン エ ゼロ点 オ 供給電源装置	外部及び内部の清掃を行う。 緩みの有無を点検する。 模擬入力により出力のゼロスパンが規定の精度内にあることを確認する。 実測によりゼロ点調整を行う。 電圧の変動が、規定の許容範囲内にあることを確認する。	
4 演算器 （電子式に限る） ア 清掃 イ 端子 ウ ゼロスパン オ 供給電源装置	外部及び内部の清掃を行う。 緩みの有無を点検する。 模擬入力により出力のゼロスパンが規定の精度内にあることを確認する。 電圧の変動が、規定の許容範囲内にあることを確認する。	
5 検出器 （電子式に限る） ア 清掃 イ 端子 ウ 出力値又は指示値	外部及び内部の清掃を行う。 緩みの有無を点検する。 実測により出力又は指示値が規定の精度内にあることを確認する。	
6 操作器 ア 清掃 イ 音 ウ ポテンションメーター エ フルストローク オ リミットスイッチ カ 電流ブリッジリレー （電気式に限る） キ 接続リンク機構	外部及び内部の清掃を行う。 運転時に全ストロークにわたって音に異常のないことを確認する。 接触面が滑らかであることを確認する。 入力信号に比例して作動することを確認する。 作動の良否を点検する。 接点の接触の良否を点検する。 組付状態の良否及び破損の有無を点検する。	

役務件名	空調設備自動制御装置点検保守	図面番号	8/14
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表1 自動制御装置（電気式又は電子式） 2 / 2

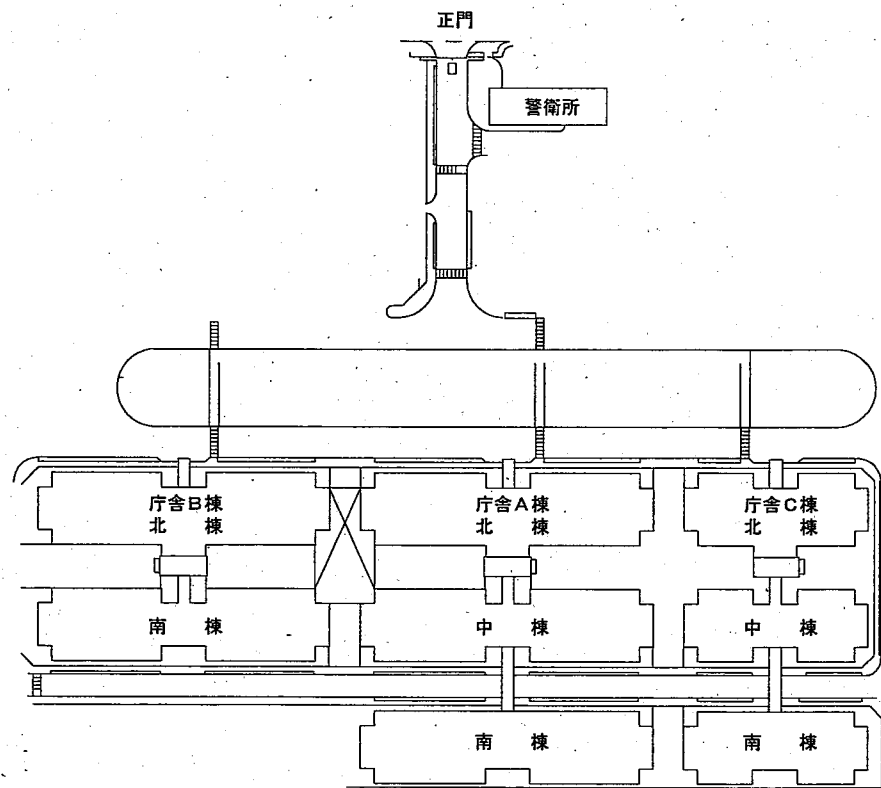
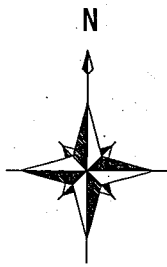
点検項目	点検及び保守内容	備 考
7 制御弁	① グランドパッキン部からの漏れの有無を点検する。 ② 弁を閉じた場合の流れ量が規定の範囲内にあることを確認する。 ③ 操作部との接合部に緩み等のないことを確認する。	
8 指示計		
ア 清掃	外部の清掃を行う。	
イ 端子	緩みの有無を点検する。	
ウ ゼロスパン	模擬入力により指示のゼロスパンが規定の精度内にあることを確認する。	
エ 指示計	感度の良否を点検する。	
オ 打点機構	打点間隔及び平衡時間が規定値を超える場合は調整する。	
カ アンプカード 電圧	電圧の変動が規定の許容範囲内にあることを確認する。	
キ 電圧スイッチ	コンタクターの接触位置が規定の位置であることを確認する。	
9 各制御ループ毎の 動作確認	① 検出器～（変換器）～調節器～（変換器）～操作器における一連の動作を確認する。 ② 夏冬に適合した動作であることを確認する。 ③ 対象動力停止時の制御弁等の動作を確認する。	

役務件名	空調設備自動制御装置点検保守	図面番号	9/14
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表2 管理機器 1 / 1

点検項目	点検及び保守内容	備 考
1 指示記録計	① 外観の目視点検及び取付状態の点検をする。 ② 塵埃を除去する。 ③ 配線端子の緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。 ④ 内部の機械的可動部分を点検及び調整し、給油する。 ⑤ 標準試験器による零点及びスパンを調整する。 ⑥ 打点機構部及び記録状態を点検する。 ⑦ 選択部を点検及び調整する。	
2 積算熱量計	① 外観の目視点検及び取付状態の確認をする。 ② 塵埃を除去する。 ③ 配線端子の緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。 ④ 流量発信器の出力波形を点検する。 ⑤ 標準試験器による演算出力信号を点検及び校正する。 ⑥ 温度検出器・流量検出器・受信部等関連部とのループ作動点検及び調整をする。 ⑦ 実制御における制御状態での点検、確認及び調整をする。異常がある場合は調整する。	
3 煤煙濃度計	① 本体、投光器及び受光器をクリーンアップする。 ② 外観、内観及び取付状態を点検する。 ③ 端子ねじの緩みの有無を点検する。緩みがある場合は調整する。 ④ 警報設定点の確認及び出力信号を点検する。 ⑤ 投光器の光度を点検する。 ⑥ 投光器、受光器及び指示調節計をループ点検する。	
4 CO2濃度計	① 本体をクリーンアップする。 ② 外観、内観及び取付状態を点検する。 ③ 端子及びねじ部の緩みの有無を点検する。緩みがある場合は調整する。 ④ 導圧管廻りを点検する。異常がある場合は調整する。 ⑤ 標準ガスにより出力の特性の点検をする。異常がある場合は調整する。 ⑥ 各フィルター類及び消耗品を点検する。消耗している場合は交換する。 ⑦ 制御作動状態を点検する。異常がある場合は調整する。	

役務件名	空調設備自動制御装置点検保守	図面番号	10/14
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

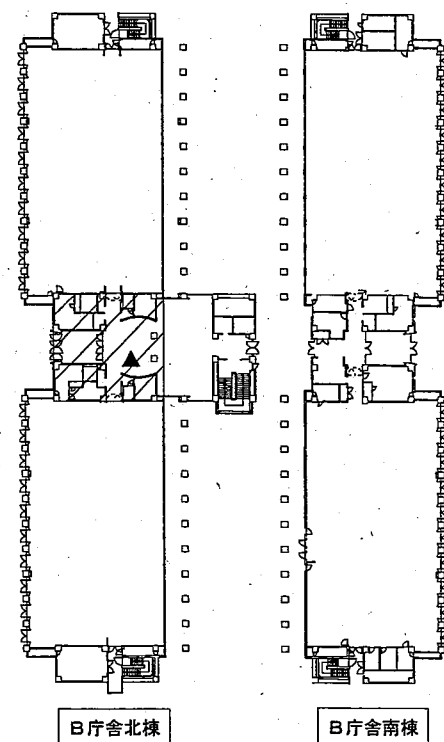
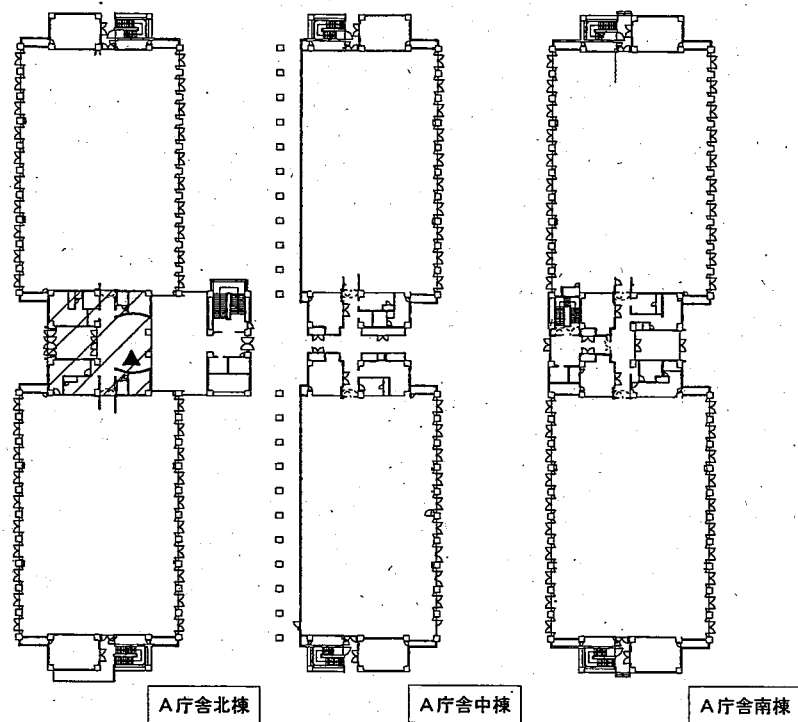
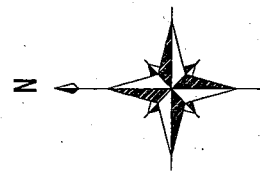
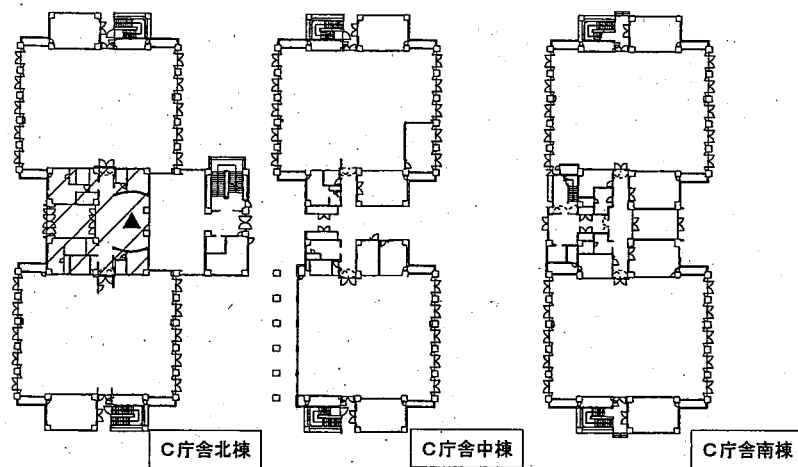


□ 点 検 保 守 施 設

付 図 1 配 置 図

役 務 件 名	空 調 設 備 自 動 制 御 装 置 点 検 保 守	図 面 番 号	11/14
種 別	仕 様 書 (配 置 図)	縮 尺	1/X
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

付図 2



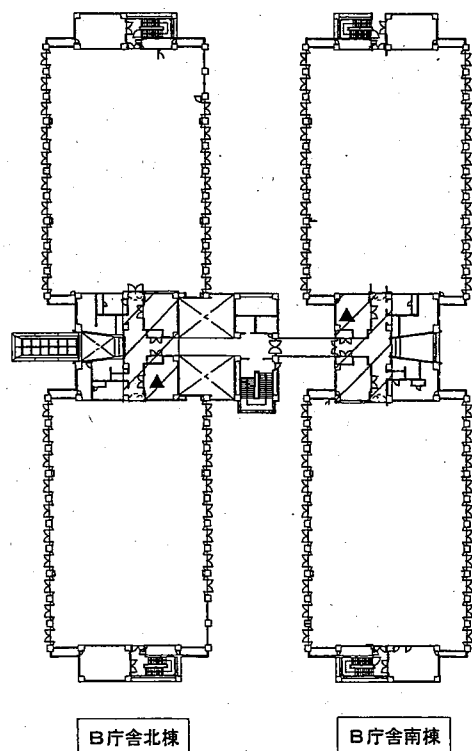
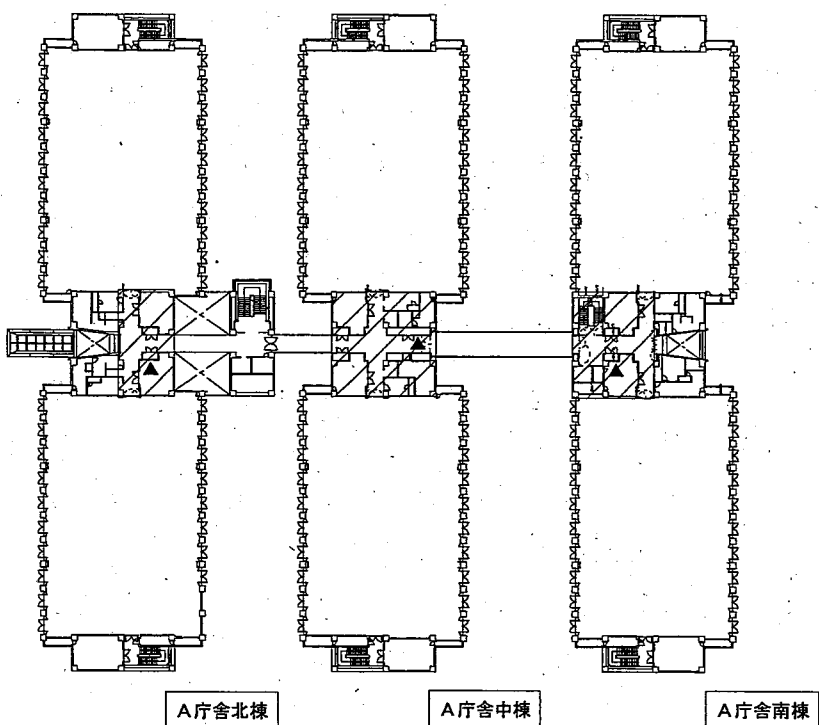
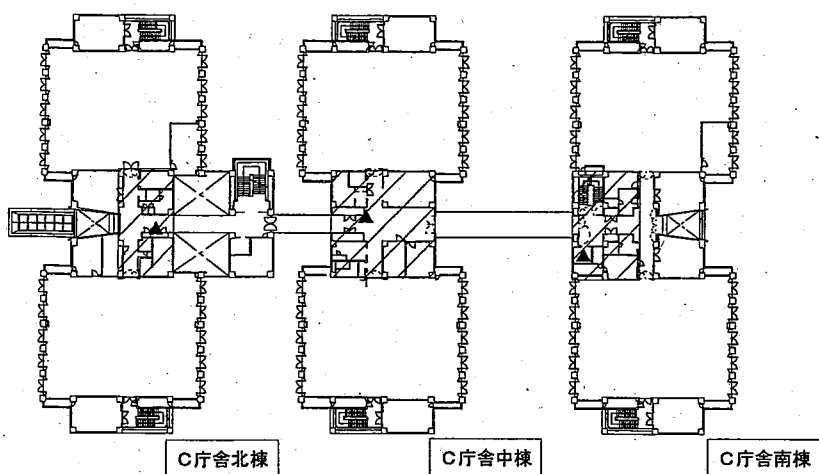
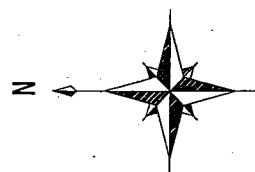
凡例



庁舎 A・B・C 棟
空調機制御 (2) 系統 FCU
点検機器場所

役務件名	空調設備自動制御装置点検保守	図面番号	12/14
種別	各庁舎1階平面図	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付図 3



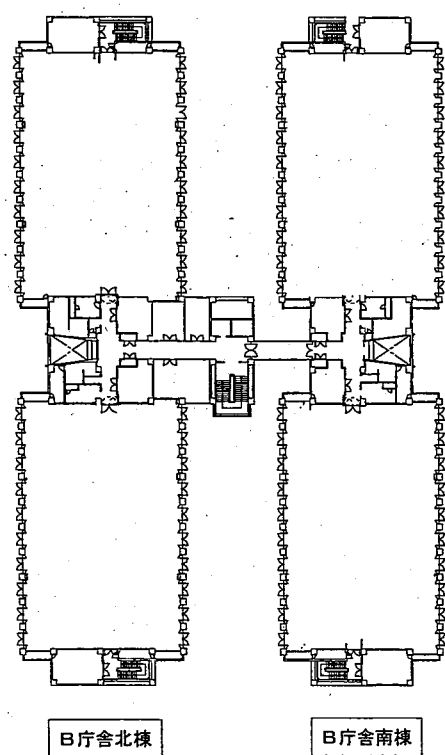
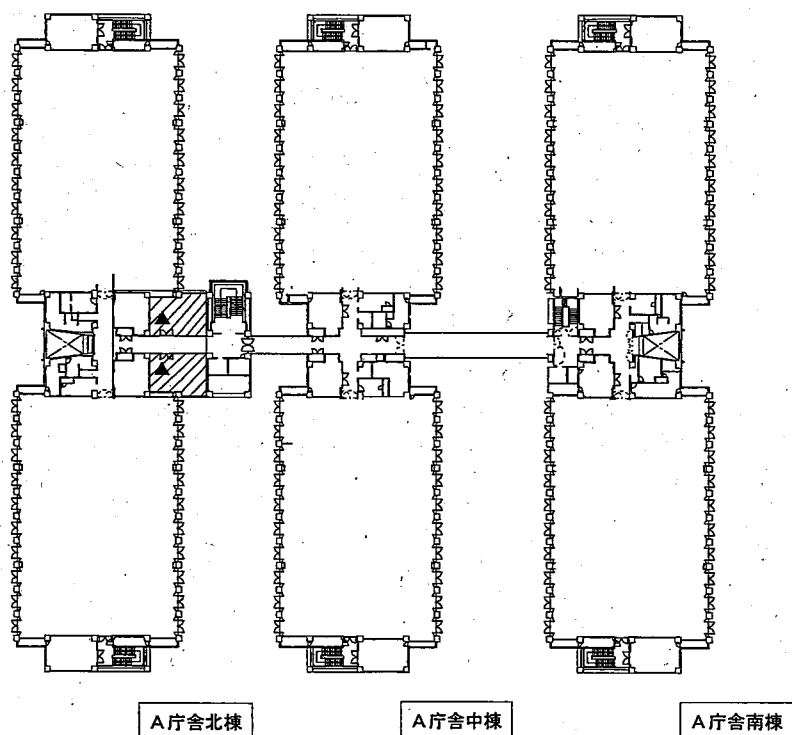
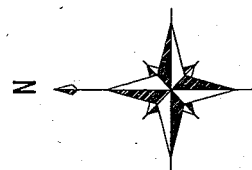
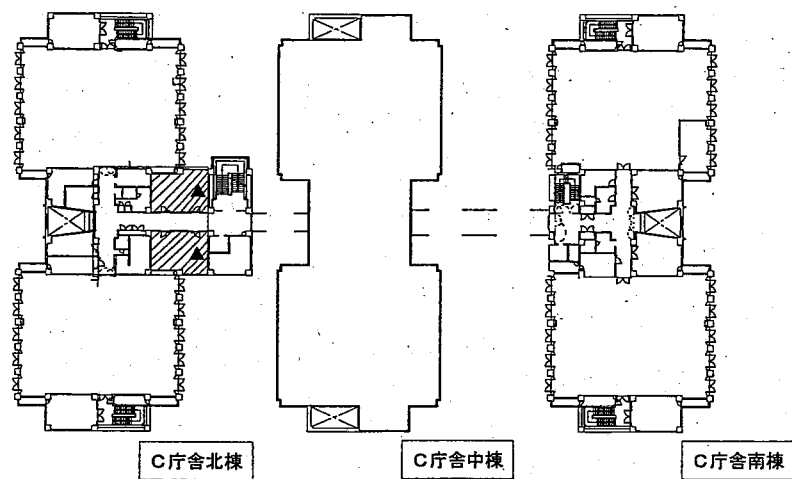
凡例



庁舎 A・B・C 棟
空調機制御 (2) 系統 FCU
点検機器場所

役務件名	空調設備自動制御装置点検保守	図面番号	13/14
種別	各庁舎2階平面図	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付図 4



凡例



庁舎 A・B・C 棟
空調機制御 (2) 系統 FCU
点検機器場所

役務件名	空調設備自動制御装置点検保守	図面番号	14/14
種 別	各 庁 舎 4 階 平 面 図	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

一 般 仕 様 書

- 1 件 名 冷却水管洗浄役務
- 2 場 所 東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内
- 3 業務範囲 十条駐屯地における、冷却塔及び冷却水管の洗浄を行う。
- 4 予定期間 毎年6月下旬から7月上旬の予定とする。
- 5 一般共通事項
 - (1) 本役務は、冷却塔及び冷却水管の洗浄業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。
 - (2) 本役務は、この仕様書に記載されている業務内容のほか、(財)建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」を準用し、行うものとする。
 - (3) 洗浄の実施要領、規模等は、特記仕様書によるほか、「化学物質管理促進法」、「労働安全衛生法」、「毒物及び劇物取締法」、「下水道法」、「水質汚濁防止法」の定めるところにより適切に執り行うものとする。
 - (4) 洗浄・検査に必要な機材及び資材(洗浄用薬剤、デッキブラシ、採取容器等)の消耗品類は、すべて請負者の負担とする。
 - (5) 使用する資機材は、品質良好なものを使用するものとし、また、受注者の責任において使用場所に最適なものを的確に選択し、使用する。
 - (6) 洗浄するに当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって誠実にこれを励行し、監督官の指示に従うものとする。
 - (7) 業務の実施に必要な電気・水道等の使用に係る費用は特記がある場合に限り受注者負担とする。
 - (8) 請負者は、駐屯地内で従事させる作業員の身元、風紀、衛生、規律の維持に関し一切の責任を負い、関係法令、規則等を遵守するものとする。
 - (9) 現場代理人
 - ア 請負者は、勤務員の中から現場代理人を選任するものとする。
 - イ 現場代理人の職務は、仕様書その他関係書類により、業務の目的・内容等を十分理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。
 - (10) 勤務員
 - ア 請負者は、洗浄業務に応じ、必要な知識及び技能を有する者を勤務させるものとする。
 - イ 官側は、勤務員の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められるものがあった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合、請負者は、業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。
 - (11) 実施工程
 請負者は、洗浄作業の実施工程表を作成し、官側に提出するものとする。
 - (12) 請負者は、勤務員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、請負者の責任において復旧補修を実施するものとする。
 - (13) 保全上、許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立ち入る必要が生じた場合は、監督官と調整し、所定の立入手続をするものとする。
なお、業務の実施に伴い、知り得た情報等は、決して外部に漏らしてはならない。

役務件名	冷 却 水 管 洗 浄 役 務	図面番号	1/5
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

6 提出書類

請負者は、官側の指定期日までに、次の書類を速やかに提出するものとする。

- ・現場代理人の選任（解任）届
- ・勤務員の指定（取消）届
- ・工程表
- ・役務完了届
- ・その他官側の指定するもの

業務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成し、A4ファイルにより提出すること。（完成図書データをCD-R等にて提出）
官側より受けたデータは全て官側に返納すること。

関連した情報が漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとる。

7 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真（カラーサービス版）1部を原板（ネガ又は電子記録媒体）とともに工程順に工事写真帳（A4版）及びネガ帳（A4版）に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。

電子記録媒体（CD-R等）で提出する場合は、下記のとおりとする。

撮影画素数 130万画素以上

ファイル形式 JPEG

施工写真はカラーサービス版に印刷すること。

業務に関する申請及び提出書類は、全て管側で示す企画様式により作成し、A4ファイルにより提出すること。
（完成図書データをCD-R等にて提出）

8 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官と協議し、その指示を受けるものとする。

役務件名	冷 却 水 管 洗 淨 役 務	図面番号	2/5
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

特 記 仕 様 書

1 業務概要

A・B庁舎R階冷却塔の内部薬品洗浄及び冷却水管の薬品洗浄を実施する。
案内・配置図は図面番号4/5とし、平面図は図面番号5/5による。

表1 対象施設一覧表

設備名称	規格等	設 置 場 所	保有水容量	
			冷却塔	配 管
冷却塔CT-1	空研工業 SKB-1010PGNRS型	A庁舎中棟R階	13,700L	33,290L
冷却塔CT-2			13,700L	33,290L
冷却塔CT-3	空研工業 SKB-365PGR型		4,200L	16,990L
冷却塔CT-1	空研工業 SKB-202N型	B庁舎南棟R階	1,910L	4,060L
冷却塔CT-2			1,910L	3,940L
冷却塔CT-3			1,910L	3,830L

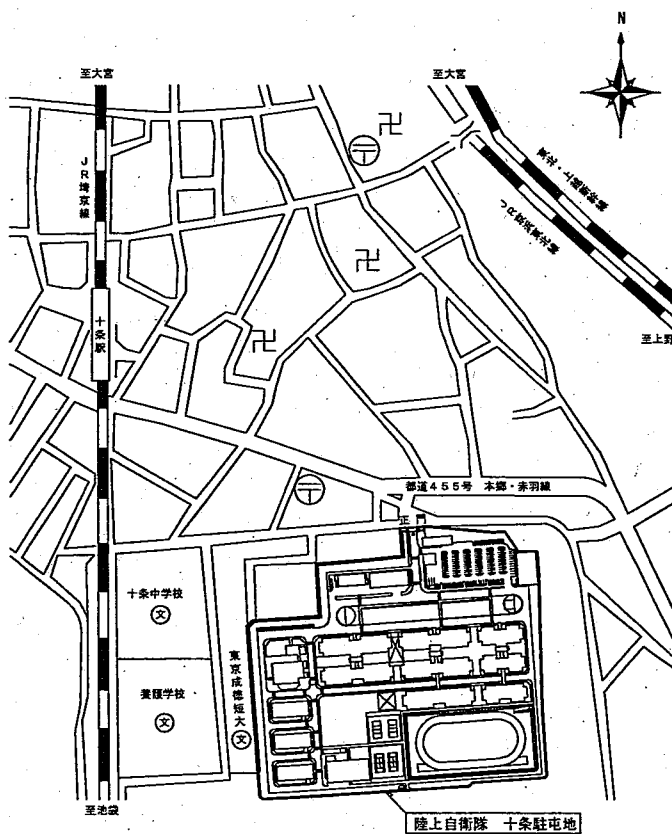
2 業務の実施

- (1) 使用薬剤は運転中に投入し作業を実施できるものとする。目的達成のために最適なものを選定し、事前に作業要領書を提出して係官の承諾を得るものとする。
(参考薬剤：クリタ・ケミカル東京㈱クリダインI-302同等以上)
- (2) 保護衣及び使用器具は、洗浄専用のものである。又、作業にあたっては、作業が安全に行われるようにする。
- (3) 保護メガネ、ゴム手袋、保護マスク、保護長靴等を確実に着用し、事故防止を図ると共に、薬品の飛散が無いよう取り扱いには特に注意する。
- (4) 薬品は駐屯地内に保管施設が無い場合、その日ごとに必要な量を搬入し、作業後に持ち帰るものとする。
- (5) 万が一に備え、トラロープ、吸着剤（ウエス等）必要に応じ送風機等を準備し、安全管理に万全を期すものとする。

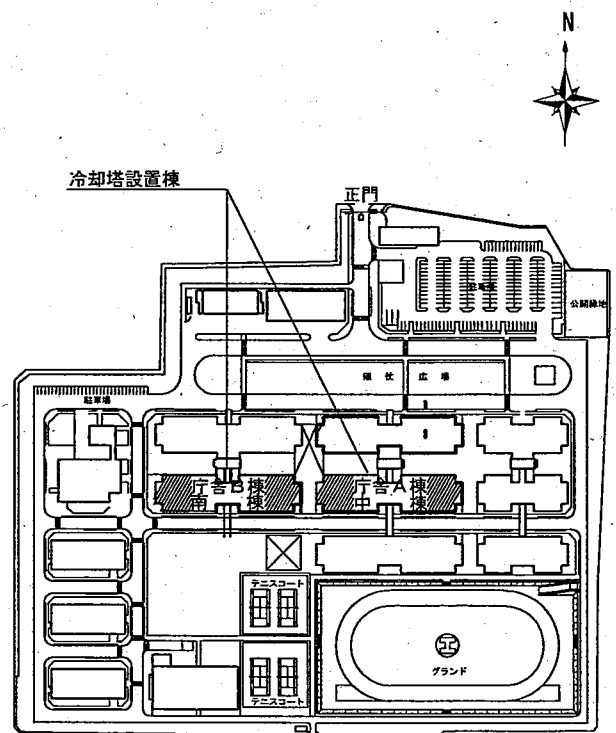
3 作業要領

- (1) 冷却塔内に所定量の薬剤を投入し、薬剤の所定時間循環通水を行う。
- (2) 薬剤の投入にあたっては必要に応じエア抜きを実施するものとし。塩素系・過酸化水素系の薬剤を使用する場合は、残留塩素濃度、pHを測定しつつ、所要の濃度に保つ。
- (3) 通水後、使用する薬剤によっては、中和・分散剤を投入する。
- (4) 薬剤が消耗したことを確認し、強制ブロー、連続ブローを開始して、剥離した汚れの排出を行う。洗浄水・廃水が他所へ飛散及び流出しないよう確認し、「下水道法」、「水質汚濁防止法」の規程により適切に処理する。
- (5) 排出しながら、水槽部、ルーバー充填材等を高圧水、デッキブラシ等により水垢、藻その他の汚れを落とす。またストレーナーの内部清掃及びダートポケット等の洗浄を行いパッキンを替える。
- (6) 補給水を給水し、薬液注入量、補給水量を適量に調整する。

役務件名	冷 却 水 管 洗 浄 役 務	図面番号	3/5
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

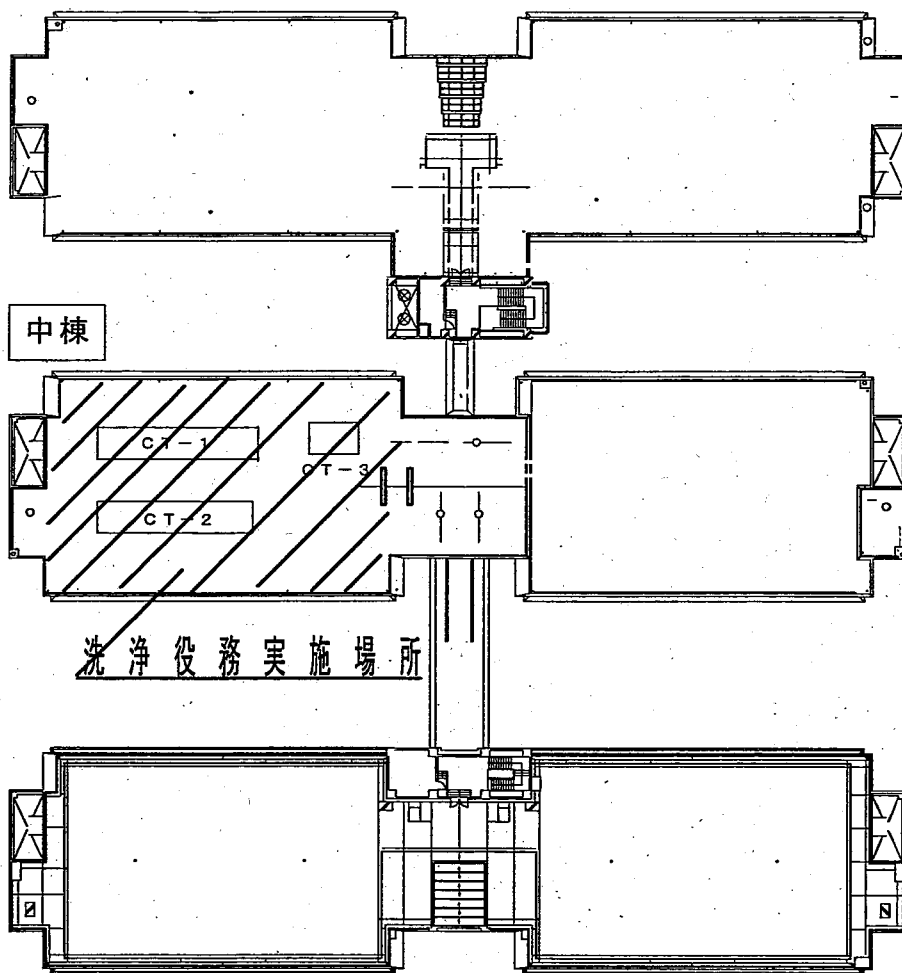


案内配置図 S=1/10000

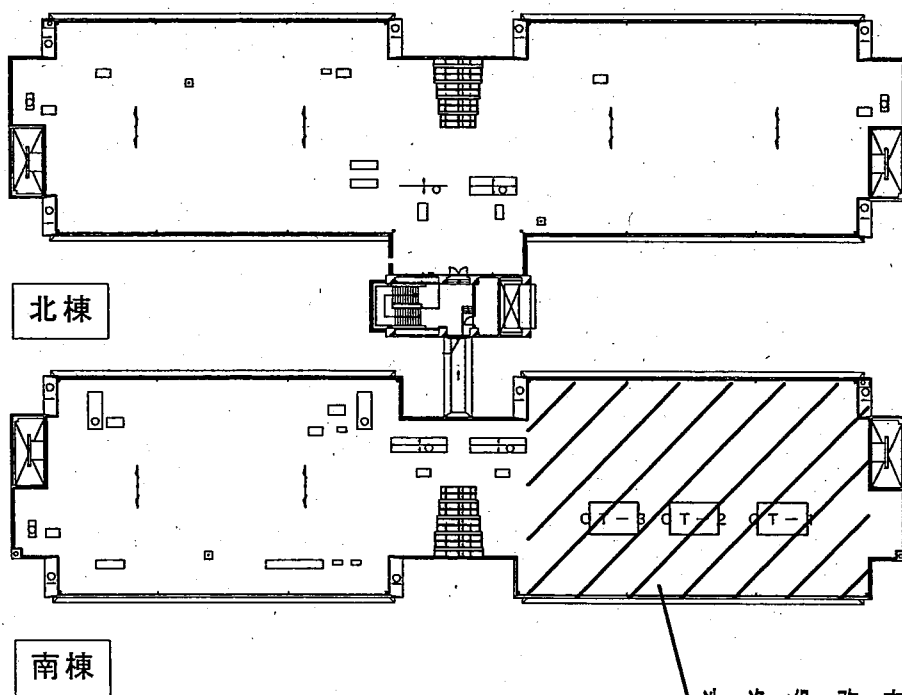


駐屯地配置図 S=1/5000

役務件名	冷 却 水 管 洗 浄 役 務	図面番号	4/5
種 別	図 示 に よ る	縮 尺	図示
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			



A庁舎中棟R階平面図 S=1/800



B庁舎南棟R階平面図 S=1/800

役務件名	冷 却 水 管 洗 浄 役 務	図面番号	5/5
種 別	平 面 図	縮 尺	図 示
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

一般仕様書

1 件名

高置水槽・受水槽清掃等役務

2 場所

東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊十条駐屯地

3 業務範囲

陸上自衛隊十条駐屯地における、高置水槽・受水槽清掃等役務を実施する。

4 一般共通事項

(1) 総則

ア この仕様書は、平成26～28年度高置水槽・受水槽清掃等役務に関する事項について規定する。

イ 請負業者は、陸上自衛隊十条駐屯地で従事させる作業員の身元、風紀、衛生、規律の維持に関し、一切の責任を負い、関係法令及び規律等を遵守するものとする。

(2) 現場代理人

ア 請負業者は、勤務員の中から現場代理人を選任するものとする。

イ 現場代理人の職務は、仕様書その他関係書類により、業務の目的・内容等を十分に理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

(3) 勤務員

ア 請負業者は、高置水槽・受水槽清掃等役務に応じ、必要な知識及び技能を有する者を勤務させるものとする。

イ 官側は、勤務員の業務履行上、著しく不適格と明らかに認めらるものがあつた場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合、請負業者は業務に支障を来さないように必要な措置を取らなければならない。

(4) 実施工程

請負業者は、特記仕様書を基に工程表を作成し、監督官に提出するものとする。

(5) 保全上の措置

保全上、許可を受けていない場所への立ち入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立ち入りする必要がある場合は、監督官と調整し所定の手続きをするものとする。なお、業務実施に伴い、知り得た情報等は決して外部に漏らしてはならない。漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとること。

(6) 安全上の措置

請負業者は、業務作業の不注意により建物等を破傷させた場合は、請負業者の責任において早急に現状復旧補修を実施すること。

6 提出書類

請負業者は、官側の指定期日までに、次の書類を提出するものとする。

- ・現場代理人の選任（解任）届
- ・勤務員の指定（取消）届
- ・工程表
- ・役務完了届
- ・その他官側の指定するもの

業務に関する申請及び提出書類は全て官側が示す規格様式により作成し、提出すること。

監督官から受けたデータ等は、全て監督官に返納すること。

7 写真撮影

本役務の写真は、施工前、施工中、施工後及び役務中の隠ぺいする箇所、材料搬入、主要な施工状況、その他監督官が指示する箇所を撮影して、A4サイズの写真帳等に整理し、検査前に1部提出すること。なお、デジタルカメラで撮影する場合は、130万画素数以上を使用すること。

8 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義が生じた場合には、監督官と協議し、その指示を受けるものとする。

特記仕様書

1 目的

陸上自衛隊十条駐屯地における高置水槽・受水槽を清掃により衛生的確保を図るとともに、専門的見地から点検により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。

2 一般事項

- (1) 本役務は、仕様書に記載されている事項のほか、「水道法」、「水道法施行令」及び「水道法施行規則」、「水質基準に関する省令」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」及び「同法に基づく厚生労働省告示」、並びに「東京都水道条例」及び「東京都水道条例施行規程」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」、「下水道法」、「下水道法施行規則」及び「下水道法施行規則」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、(財)建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示に従う。
- (2) 本役務を各年度実施する前に次の書類(写し)を提出し監督官の承認を得ること。
 - ア 法令により業務を行う者の資格が定められている「貯水槽清掃作業監督者」
 - イ 作業実施日から6ヶ月以内に実施した公的検査機関発行の「細菌検査結果表」
- (3) 本役務を実施する際、次の事項を留意すること。
 - ア 作業は、健康状態の良好な者が行う。
 - イ 作業衣及び使用器具は、水槽の掃除専用のものである。又、作業にあたっては、作業が衛生的に行われるようにすること。
 - ウ 水槽内の照明、換気等に十分注意して事故防止を図る。
 - エ 清掃作業は、受水槽及び高置水槽を同一の日に行う。また、断水することなく、各水槽1槽ごと実施する。ただし、工業用水受水槽及び高置水槽については、閉庁日に実施すること。(工業用水受水槽は、2槽式でない為。)
 - オ 本役務は各年1回実施するものとし、実施日は前回実施日から1年以内とする。

3 清掃及び点検設備

概要は次の表による。

設備名称		有効容量	材質等	設置場所
上水道	受水槽	147 m ³	FRP製パネルタンク(保温型) 180 t (8.0×9.0×2.5H) 2槽式	C庁舎前 儀状広場内
	高置水槽	27 m ³	FRP製パネルタンク(保温型) 42 t (7.0×3.0×2.0H) 2槽式	C庁舎屋上
工業用水	受水槽	24 m ³	RC槽 129 t (7.0×9.2×2.0H) 1槽式	C庁舎地下1階
	高置水槽	5 m ³	FRP製パネルタンク(保温型) 9 t (1.5×3.0×2.0H) 2槽式	C庁舎屋上

4 業務要領

- (1) 清掃作業は次による。
 - ア 水槽内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面等の付着した物質を除去する際は、水槽の材質に応じ、適切な方法で行う。
 - イ 洗浄に用いた水は、完全に水槽外に排除するとともに、水槽周辺の清掃を行う。
 - ウ 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が水槽内に流入しないようにする。
- (2) 消毒作業は次による。
 - ア 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上水槽内の消毒を行う。
 - イ 消毒液は、有効塩素50～100mg/l濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
 - ウ 消毒は、水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行う。
 - エ 消毒に用いた排水は、完全に水槽外に排除する。
 - オ 消毒終了後は、水槽内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。

- (3) 消毒後の水槽の水張りは次による。
消毒後の水洗い及び水槽内への水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。(上水受水槽及び高置水槽には上水を、工業用水受水槽及び高置水槽には工業用水を注入する。)
- (4) 汚泥等の処理は次による。
清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下水道法」等の規定に基づき、適切に処理する。
- (5) 水質検査及び残留塩素測定は次による。
水槽の水張り終了後、給水栓及び受水槽並びに高置水槽における水について、水質検査及び残留塩素の測定を次の表に基づき行い、官側に承認を受けるものとする。なお、水質基準が記載された「水質検査成績書」は工期内に提出すること。

種別	項目	水質基準	検査方法
上水道	残留塩素の含有率	遊離の場合は0.2mg/l以上であること。 結合の場合は1.5mg/l以上であること。	DPD法又はこれと同等以上の精度を有する方法
	色度	5度以下であること。	水質基準に関する省令に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法
	濁度	2度以下であること。	
	臭気	異常でないこと。	
	味	異常でないこと。	
工業用水	遊離残留塩素	0.1mg/l以上であること。	DPD法又はこれと同等以上の精度を有する方法
	PH値	5.8以上8.6以下であること。	水質基準に関する省令に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法
	臭気	異常でないこと。	
	外観	ほとんど無色透明であること。	
	大腸菌	検出されないこと。	
	濁度	2度以下であること。	

- (6) 点検保守は次による。
ア 点検保守要領については付表による。
イ 点検の結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。
a 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
b 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
c ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
d 消耗している部品の交換
e 軽微な損傷がある場合の補修
f その他これらに類する軽微な作業
ウ 点検保守作業後に不具合等の連絡を受けた場合は、速やかに調査・調整に来ること。
- (7) 作業終了後、速やかに清掃作業報告書及び点検結果報告書を提出するとともに、異常があった場合は専門的見地により保守の措置を書面にて提出すること。なお、点検結果報告書の書式は官側の承認を受けること。
- (8) 作業上の留意点
ア 作業を実施する際、除去物質の飛散、悪臭発散防止、消毒等に配慮する。
イ 作業の際には、火気に注意するとともに、事故防止に留意する。
ウ 作業に必要な消耗品等は、請負業者の負担とする。

高置水槽・受水槽点検保守要領

点 検 項 目	点 検 保 守 内 容	備 考
1 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無を点検する。 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。 ③ 架台のさび、腐食等の有無を点検する。 ④ 架台のたわみ及び基礎部隙間の有無を点検する。 ⑤ 基礎部の水平度、不等沈下等を確認する。	
2 外観の状況本体 【外部ケーシング】	① 水漏れ及び外面のさび、腐食、損傷等の有無を点検する。 ② 接合金具及び接合ボルトの緩み、腐食等の有無を点検する。 ③ 内・外部補強材の緩み、変形及び内面の腐食、損傷等の有無を点検する。 ④ マンホールの密閉状態及び施錠の良否を点検する。	
3 附属装置 a ボールタップ・定水位弁 b 水面制御及び警報装置 【フロートスイッチ レベルスイッチ、 電極棒】	① 浸水、変形、損傷等の有無及び作動の良否を点検する。 ② 水の供給を停止したとき、水漏れ及び衝動のないことを確認する。 ① 汚れ、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。 ② 水位電極部、パイロット管等の接続部の緩み及び腐食の有無を点検する。 ③ 作動の良否を点検する。	
4 配管	① 変形、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。 ② 防虫網の詰まり、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。	

一般仕様書

1 件名

排水槽清掃等役務

2 場所

東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊十条駐屯地

3 業務範囲

陸上自衛隊十条駐屯地における、汚水槽、雑排水槽、調整槽、排水槽、スカム貯留槽及び汚水枡の清掃・点検保守並びに排水管の高圧洗浄を行う。

4 予定期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

5 一般共通事項

(1) 総則

ア この仕様書は、平成26～28年度排水槽清掃等に関する事項について規定する。

イ 請負業者は、陸上自衛隊十条駐屯地で従事させる作業員の身元、風紀、衛生、規律の維持に関し、一切の責任を負い、関係法令及び規律等を遵守するものとする。

(2) 現場代理人

ア 請負業者は、勤務員の中から現場代理人を選任するものとする。

イ 現場代理人の職務は、仕様書その他関係書類により、業務の目的・内容等を十分に理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

(3) 勤務員

ア 請負業者は、排水槽清掃等に応じ、必要な知識及び技能を有する者を勤務させるものとする。

イ 官側は、勤務員の業務履行上、著しく不適格と明らかに認めらるものがあつた場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合、請負業者は業務に支障を来さないように必要な措置を取らなければならない。

(4) 実施工程

請負業者は、特記仕様書を基に工程表を作成し、監督官に提出するものとする。

(5) 保全上の措置

保全上、許可を受けていない場所への立ち入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立ち入りする必要が生じた場合は、監督官と調整し所定の手続きをするものとする。なお、業務実施に伴い、知り得た情報等は決して外部に漏らしてはならない。漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとること。

(6) 安全上の措置

請負業者は、業務作業の不注意により建物等を破傷又は漏水させた場合は、請負業者の責任において早急に現状復旧補修を実施すること。

6 提出書類

請負業者は、官側の指定期日までに、次の書類を提出するものとする。

- ・現場代理人の選任（解任）届
- ・勤務員の指定（取消）届
- ・工程表
- ・役務完了届
- ・その他官側の指定するもの

業務に関する申請及び提出書類は全て官側が示す規格様式により作成し、提出すること。

監督官から受けたデータ等は、全て監督官に返納すること。

7 写真撮影

本役務の写真は、施工前、施工中、施工後及び役務中の隠ぺいする箇所、材料搬入、主要な施工状況、その他監督官が指示する箇所を撮影して、A4サイズの写真帳等に整理し、検査前に1部提出すること。なお、デジタルカメラで撮影する場合は、130万画素数以上を使用すること。

8 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義が生じた場合には、監督官と協議し、その指示を受けるものとする。

特記仕様書

1 目的

陸上自衛隊十条駐屯地における排水槽等の清掃及び点検保守によって、建築物の衛生的確保を図ることともに、建築物の劣化及び不具合状況の把握、機械設備の機能維持、故障を未然防止することを目的とする。

2 一般事項

- (1) 本役務は、仕様書に記載されている事項のほか、「下水道法」、「下水道法施行令」及び「下水道法施行規則」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」及び「同法に基づく厚生労働省告示」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、(財)建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示に従う。
- (2) 本役務を実施する際、次の事項を留意すること
 - ア 蚊、ハエ等の発生の防止に努め、清潔を保持する。
 - イ 除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止、消毒等に配慮するとともに、作業中の事故防止に留意する。
 - ウ 清掃に用いる照明器具は防爆形で、作業に十分な照度が確保できるものとする。
 - エ 水槽内に立ち入るときは、火気に注意するとともに、換気を十分に行い、安全を確保する。また、換気は作業が完全に終了するまで継続して行う。
 - オ 清掃に薬品を用いる場合には、終末処理場の機能を阻害することのないよう留意する。

3 清掃要領

- (1) 清掃時期は次による。

汚水槽、雑排水槽、調整槽及び排水槽は年3回実施するものとし、清掃時期は5月、9月、1月を基本とする。スカム貯留槽及び汚水枡については、年1回とし9月実施を基準とする。なお、役務実施日は平日を基本とし作業時間は0830～1715とする。

ただし、調整槽については、閉庁日に実基本とし作業時間は0830～1715とする。
- (2) 清掃作業は次による。
 - ア 水槽内の汚水及び残留物質を確実に槽外に排除する。
 - イ 流入管及び散気管に付着した物質並びに排水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行う。
 - ウ 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下水道法等」の規定に基づき、適正に処理する。
 - エ 清掃終了後、水張りを行い、水位の低下の有無を調べ、漏水のないことを確認する。
- (3) 排水管高圧洗浄は次による。
 - ア 各マンホール及び排水の系統を確認する。
 - イ 下流マンホールより上流マンホールに向け高圧ジェット洗浄機(150～180kg/cm²-38L/min同等)を行う。
 - ウ マンホール内の付着物を除去搬出する。
 - エ マンホールの消毒・消臭をする。
- (4) 清掃対象設備は、付表1とし、配置図等は付図2～8による。

4 点検保守要領

- (1) 点検時期は次による。
 - ア 汚水槽、雑排水槽、調整槽、排水槽、スカム貯留槽及び汚水枡の点検は清掃時に実施するものとする。
 - イ 排水ポンプ等の点検は年1回とし、1月実施を基準とする。
- (2) 点検保守作業は次による。
 - ア 点検は、付表6・7に定めるところにより適正に実施する。保守の内容については次のとおりとする。
 - a 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
 - b 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
 - c ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
 - d その他これらに類する軽微な作業
 - イ 点検保守に必要な工具類及び消耗品は請負業者の負担とする。
 - ウ 作業終了後に、点検報告書を提出すること。
- (3) 点検対象設備は、付表1～5とする。

5 産業物処理要領

- (1) 槽内に貯留された対象物をバキューム車等による場外搬出し、適正に処分する。
- (2) 産業廃棄物管理票は、請負業者負担とし排出前作業、運搬受託者、処分受託者、運搬先の事業場、その他必要な事項は記入し提出すること。
- (3) 各回ごとの作成した産業廃棄物管理票（E票）は速やかに処置し提出すること。ただし、3回目については各年度末までに処置すること。

付表1 排水槽等一覧表

建物名称等			水槽区分	有効容量 (m ³)	備考
庁舎A棟	北棟	ピット階	雑排水槽 ①	1.4	
庁舎A棟	中棟	ピット階	雑排水槽 ②	1.6	
庁舎A棟	南棟	ピット階	汚水槽 A	3.3	
庁舎A棟	南棟	ピット階	汚水槽 B	2.0	
庁舎B棟	北棟	ピット階	汚水槽 C	4.0	
庁舎B棟	南棟	ピット階	雑排水槽 ③	2.4	
庁舎B棟	南棟	ピット階	雑排水槽 ④	1.2	
庁舎B棟	南棟	ピット階	調整槽	63.2	
庁舎B棟	南棟	ピット階	スカム槽	13.5	
庁舎B棟	南棟	ピット階	排水槽	37.4	
庁舎C棟	北棟	ピット階	雑排水槽 ⑤	2.6	
庁舎C棟	北棟	ピット階	汚水槽 D	2.1	
隊舎C棟	南側屋外		汚水枡	0.8	

付表2 湧水ポンプ一覧表

建物名称等				系統名	型式	口径 (φ)	全揚程 (m)	モーター (kW)	設置数 (台)
1	庁舎A棟	北棟	ピット階	PD-2	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
2	庁舎A棟	北棟	ピット階	PD-3	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
3	庁舎A棟	北棟	ピット階	PD-4	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
4	庁舎A棟	北棟	ピット階	PD-5	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
5	庁舎A棟	中棟	ピット階	PD-7	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
6	庁舎A棟	中棟	ピット階	PD-8	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
7	庁舎A棟	中棟	ピット階	PD-9	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
8	庁舎A棟	中棟	ピット階	PD-10	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
9	庁舎A棟	中棟	ピット階	PD-11	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
10	庁舎A棟	南棟	ピット階	PD-16	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
11	庁舎A棟	南棟	ピット階	PD-17	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
12	庁舎A棟	南棟	ピット階	PD-18	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
13	庁舎A棟	南棟	1階	PD-21	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
14	庁舎A棟	南棟	1階	PD-22	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
15	庁舎B棟	北棟	ピット階	PD-2	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
16	庁舎B棟	北棟	ピット階	PD-3	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
17	庁舎B棟	北棟	ピット階	PD-4	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
18	庁舎B棟	南棟	ピット階	PD-6	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
19	庁舎B棟	南棟	ピット階	PD-7	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
20	庁舎C棟	北棟	ピット階	PD-1	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
21	庁舎C棟	北棟	ピット階	PD-2	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
22	庁舎C棟	北棟	ピット階	PD-3	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
23	庁舎C棟	北棟	ピット階	PD-4	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
24	庁舎C棟	北棟	ピット階	PD-5	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
25	庁舎C棟	中棟	ピット階	PD-6	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
26	庁舎C棟	中棟	ピット階	PD-7	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
27	庁舎C棟	中棟	ピット階	PD-8	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
28	庁舎C棟	南棟	1階	PD-9	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
29	庁舎C棟	南棟	1階	PD-10	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
小 計									58

付表3 汚水ポンプ一覧表

建物名称等				系統名	型式	口径 (φ)	全揚程 (m)	モーター (kW)	設置数 (台)
1	庁舎A棟	北棟	ピット階	PD-12	BU4-805-2.2	80	13	2.2	2
2	庁舎A棟	南棟	ピット階	PD-15	BU4-655-1.5	65	12	1.5	2
3	庁舎B棟	北棟	ピット階	PD-9	BU4-805-2.2	80	13	2.2	2
4	庁舎C棟	北棟	ピット階	PD-12	BU4-655-1.5	65	11	1.5	2
5	隊舎C棟	南側屋外		S-60	50DMV5.4	50	4	0.4	2
小 計									10

付表4 雑排水ポンプ一覧表

建物名称等				系統名	型式	口径 (φ)	全揚程 (m)	モーター (kW)	設置数 (台)
1	庁舎A棟	北棟	ピット階	PD-14	ZU3-505-1.5	50	15	1.5	2
2	庁舎A棟	中棟	ピット階	PD-9	ZU3-505-1.5	50	15	1.5	2
3	庁舎B棟	南棟	ピット階	PD-10	ZUJ-655-1.5	65	12	1.5	2
4	庁舎B棟	南棟	ピット階	PD-11	ZUJ-655-1.5	65	14	1.5	2
5	庁舎C棟	北棟	ピット階	PD-16	WUJ-655-1.5	65	11	1.5	2
小 計									10

付表5 雨水ポンプ一覧表

建物名称等				系統名	型式	口径 (φ)	全揚程 (m)	モーター (kW)	設置数 (台)
1	庁舎ドライエリア	北側		PD-1	BU4-1005-5.5	100	15	5.5	2
2	庁舎ドライエリア	南側		PD-18	BU4-1005-5.5	100	15	5.5	2
3	庁舎B棟	南棟	地下階	PD-8	WU-505-1.5	50	15	1.5	2
小 計									6

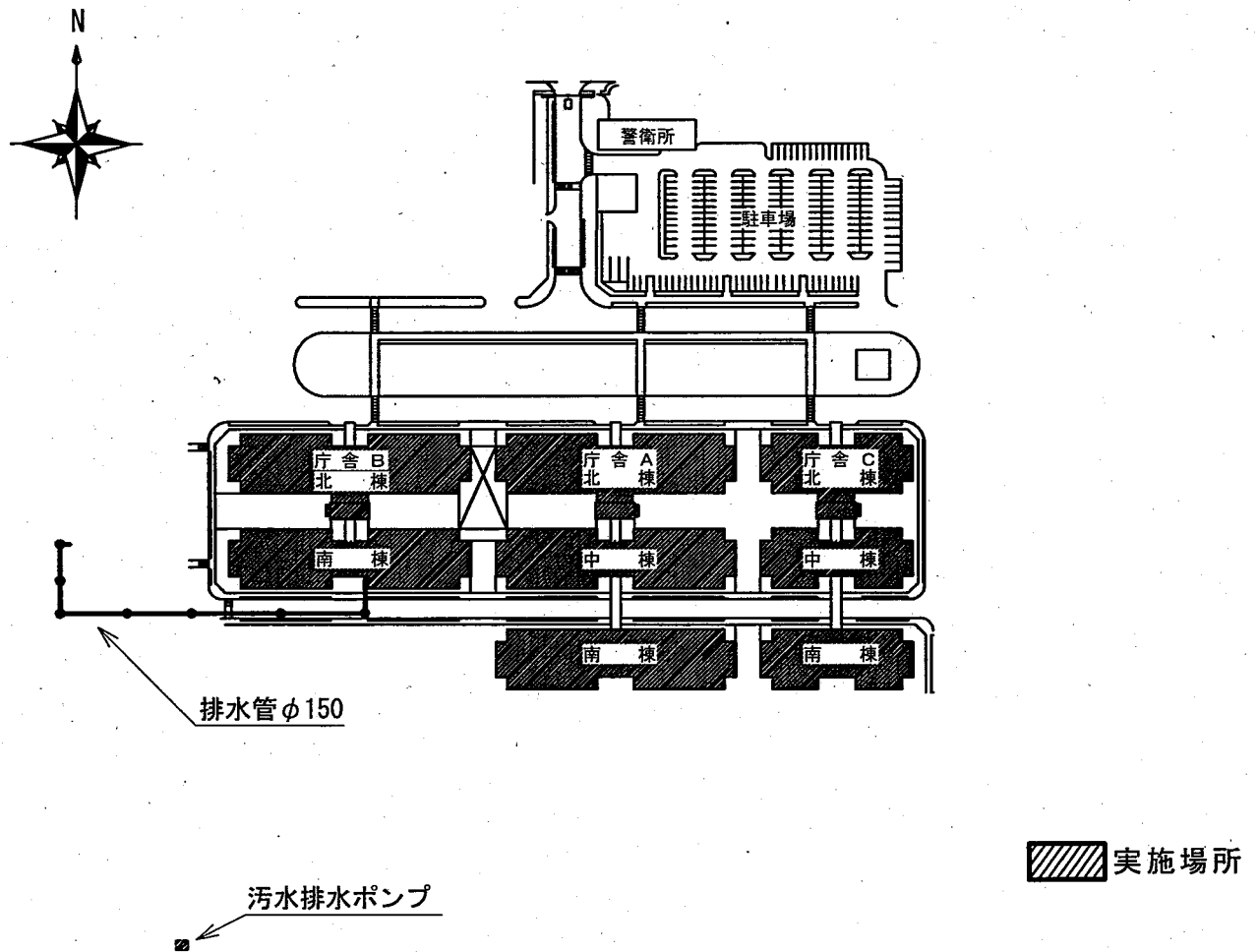
付表6 雑排水槽、汚水槽、汚水桝、調整槽、スカム槽、排水槽

点検項目	点検及び保守内容	備 考
1. 本体	① 内部の浮遊物及び沈殿物の状況を点検する。 ② 漏水及び壁面等の損傷、き裂、さび等の有無を点検する。 ③ マンホールの密閉状態の良否を点検する。	
2. 水面制御及び警報装置 【フロートスイッチ、レベル スイッチ、電極棒】	① 損傷及び腐食の有無を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	
3. 配管	① 水漏れ及び詰まりの有無を点検する。 ② さび、腐食、損傷等の有無を点検する。 ③ 配管接続部の変形、腐食、損傷等の有無を点検する。 ④ 配管固定部の変形、腐食、損傷等の有無を点検する。	

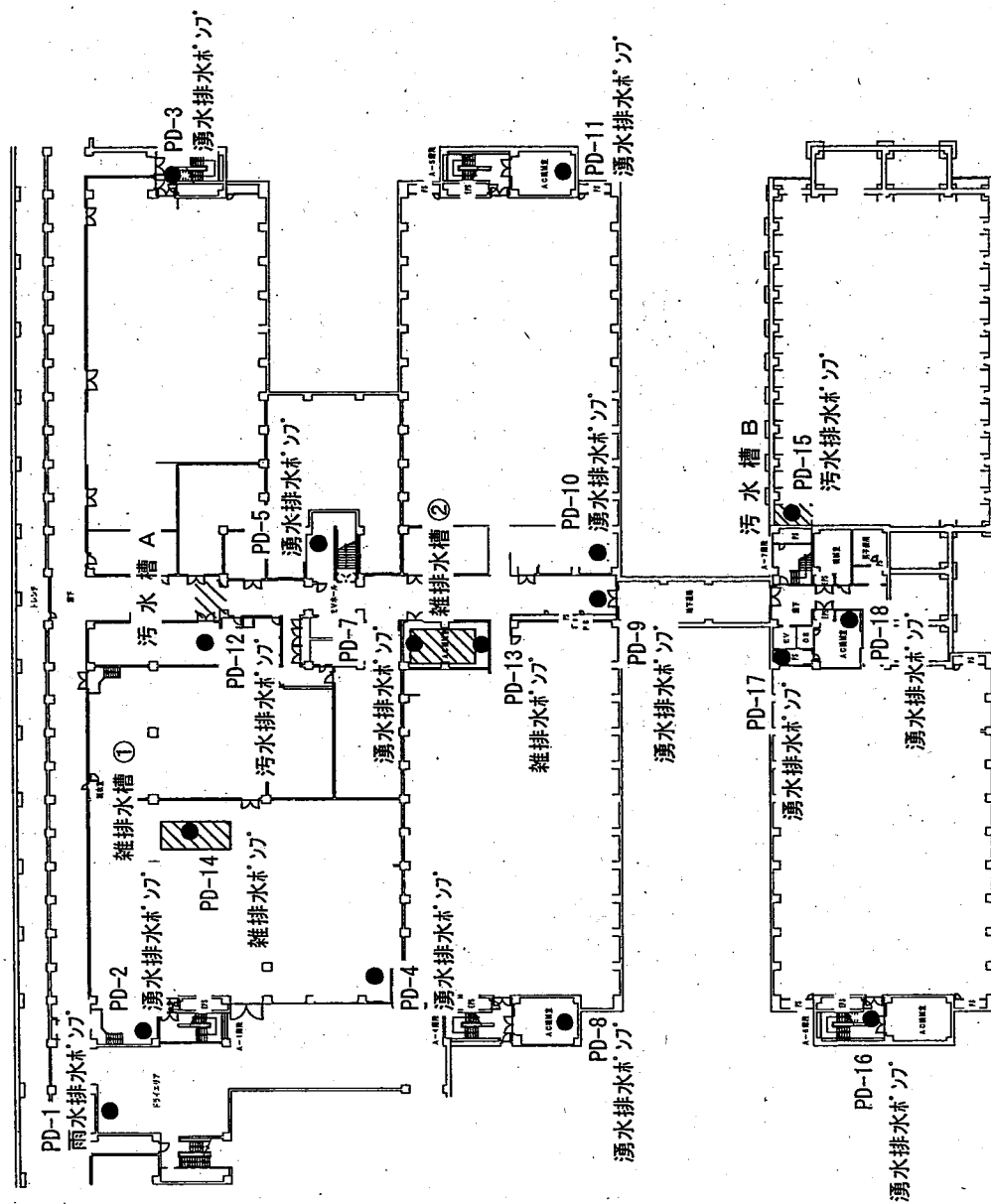
表7 排水ポンプ

点検項目	点検及び保守内容	備 考
1. 本体・着脱装置・ガイド部	① 腐食、損傷等の有無を点検する。	
2. 電動機	① 電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。 ② 回転方向が正しいことを確認する。 ③ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ④ 運転電流が定格値以下にあることを確認する。	
3. ケーブル	① 損傷等の有無を点検する。 ② 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	
4. 圧力計	① 腐食、損傷等の有無を点検する。 ② 正常値を示していることを確認する。	
5. 運転調整	① 運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。 ② 運転電流が定格以下であることを確認する。	

十 条 駐 屯 地 配 置 図

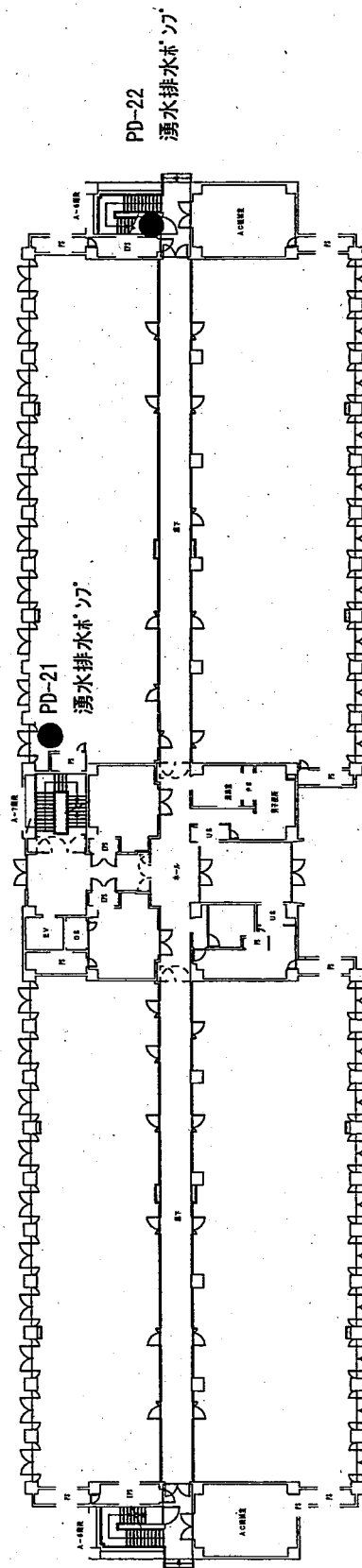


役務件名	排 水 槽 清 掃 等 役 務	図面番号	
種 別	配 置 図	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			



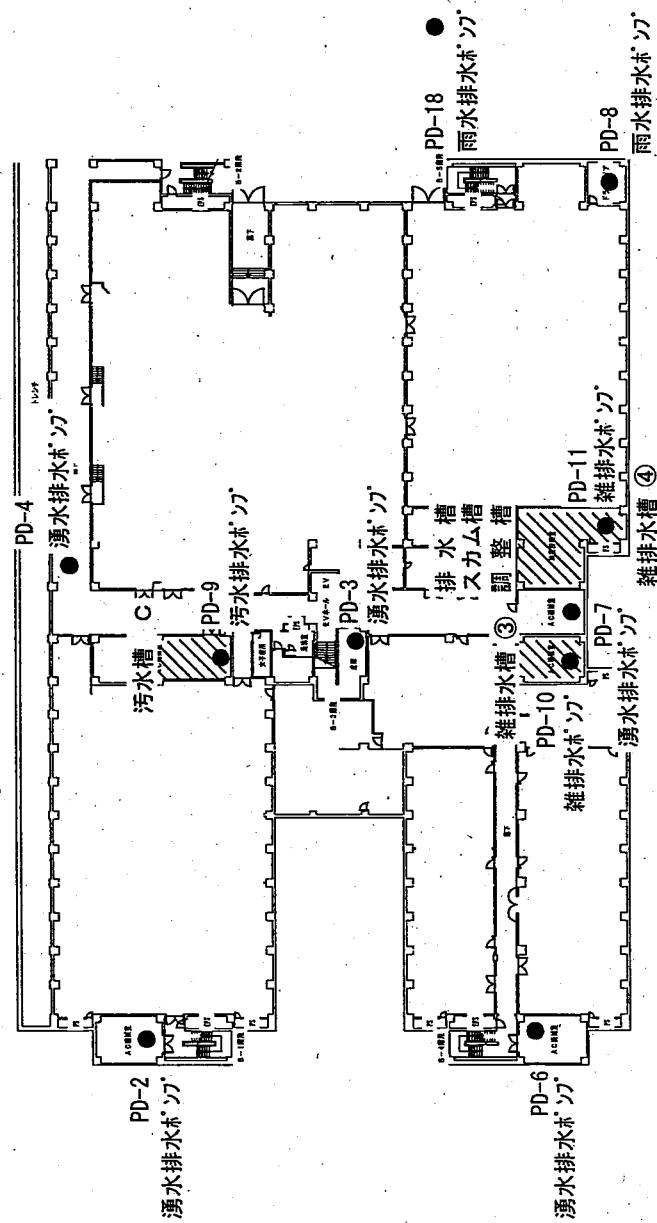
付図 2 庁舎 A 棟北・中・南棟 地階平面図

役務件名	排水槽清掃等役務	図面番号	
種別	平面図	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



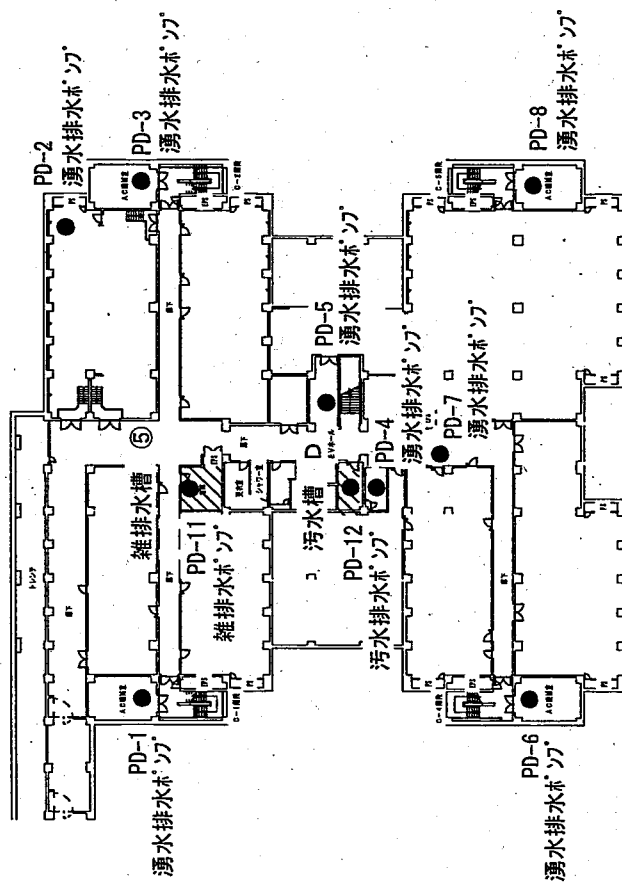
付図 3 庁舎 A 棟南棟 1 階平面図

役務件名	排水槽清掃等役務	図面番号	
種別	平面図	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



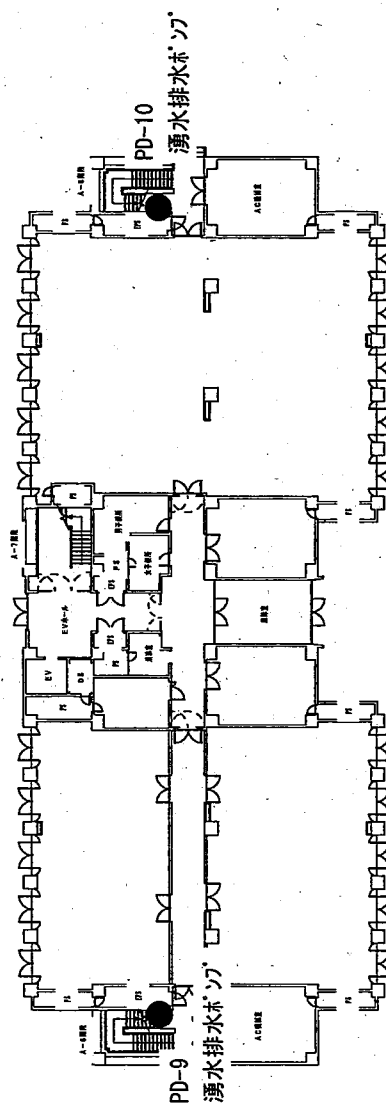
付図 4 庁舎 B 棟北・南棟 地階平面図

役務件名	排水槽清掃等役務	図面番号	
種別	平面図	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



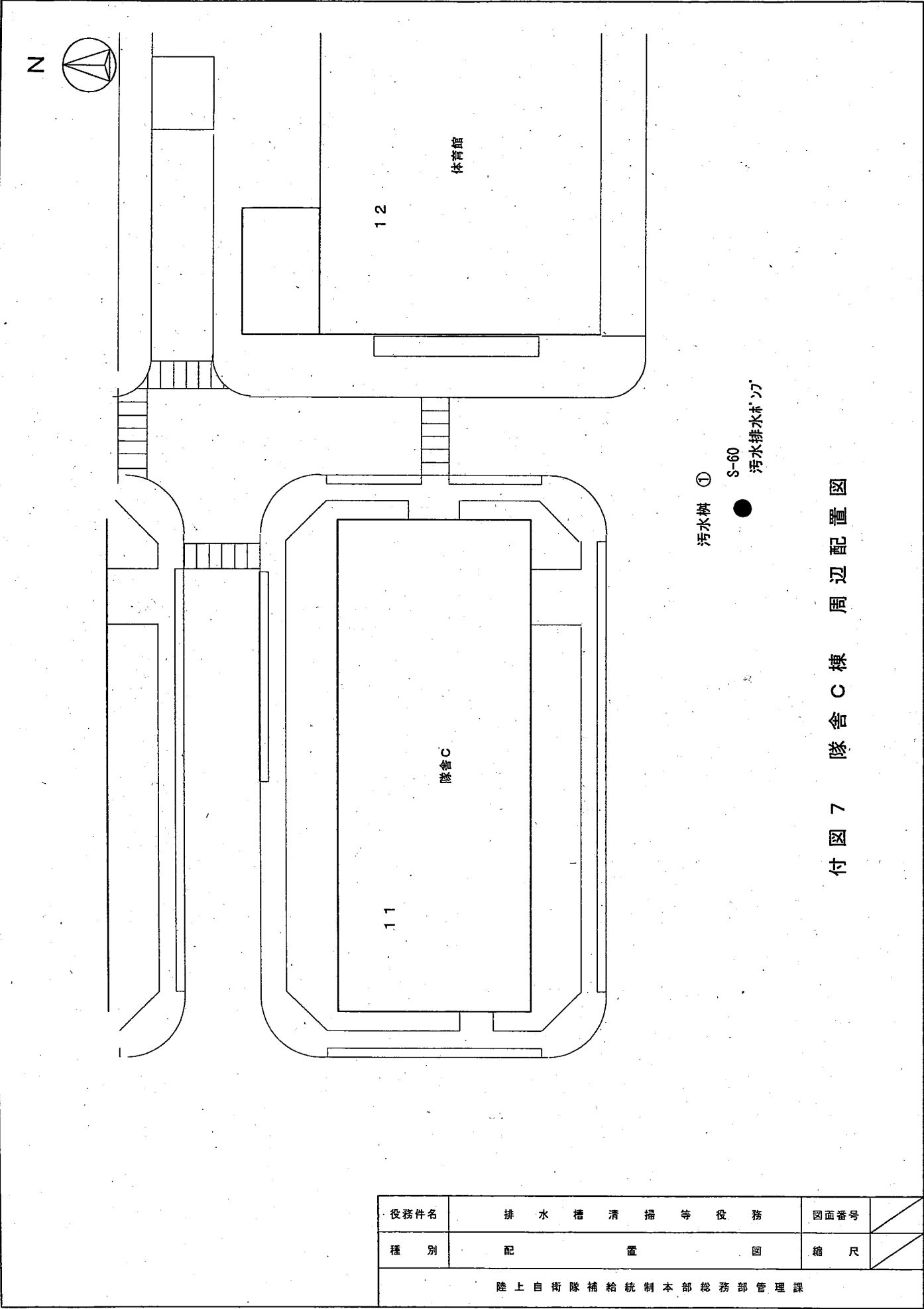
付図 5 庁舎 C 棟北・中棟 地階平面図

役務件名	排水槽清掃等役務	図面番号	
種別	平面図	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



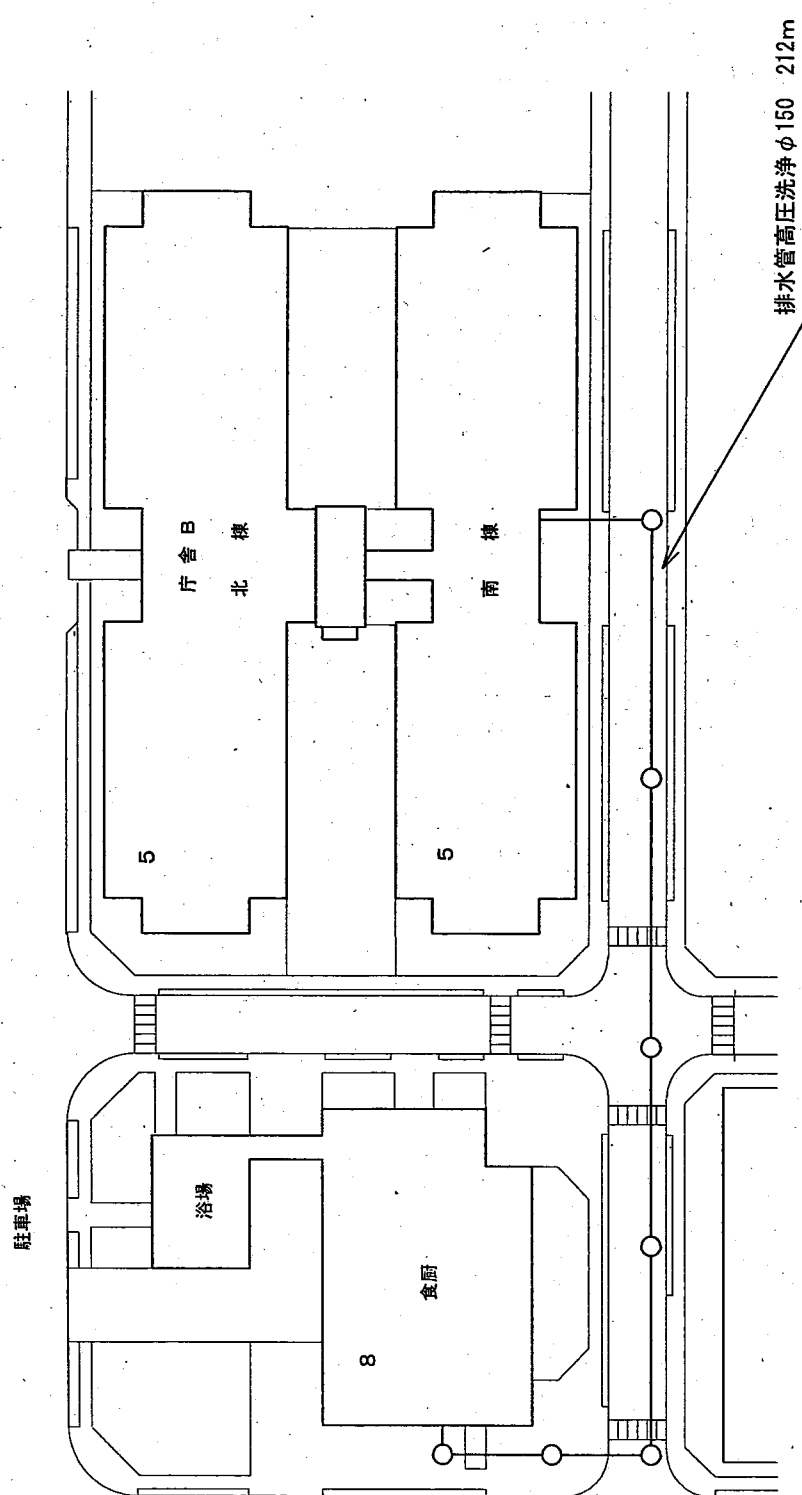
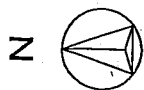
付図 6 庁舎 C 棟南棟 1 階平面図

役務件名	排水槽清掃等役務	図面番号	
種別	平面図	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



付図 7 隊舎 C 棟 周辺配置図

役務件名	排水槽清掃等役務	図面番号	
種別	配置図	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



付図 8 庁舎 B 棟・食厨 周辺配置図

役務件名	排水槽清掃等役務	図面番号	
種別	配置図	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

仕様書

- 1 件 名 真空式温水発生器点検保守
2 場 所 東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内

共通仕様書

1 総 則

本点検保守は、共通仕様書に記載してある事項のほか、特記仕様書及び（財）建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示による。

2 目 的

本仕様書は、建築設備等の点検及び保守の業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

3 適用範囲

本仕様書は、当該点検保守に該当する事項のみ適用する。

4 受注者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (3) 保守に必要な消耗部品又は材料、油脂は、受注者の負担とする。

5 諸法規の遵守

受託者は、当該点検保守に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。

6 業務作業者

- (1) 業務作業者は、点検保守の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (2) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。
- (3) 官側は、業務作業者の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合は、受託者は業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。

7 現場代理人

- (1) 受託者は、業務作業者の中から現場代理人を選任するものとする。
- (2) 現場代理人の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

8 業務計画書

受託者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を官側に提出し協議する。

9 安全管理

- (1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
- (2) 作業員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、受託者の責任において復旧補修を実施するものとする。

10 保全上の措置

許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し、所定の手続きをするものとする。

11 関連業務との調整

本業務とは契約外で、関連する業務が発生した場合については、相互で調整を図るものとする。

役務件名	真 空 式 温 水 発 生 器 点 検 保 守	図面番号	1/10
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

12 完了検査等

- (1) 点検保守の結果を報告書に記入し、業務終了後、速やかに官側に提出ものとする。なお、報告書書式については、官側と協議する。
- (2) 業務が終了した場合は、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとする。

13 提出書類

- (1) 受託者は、官側の指定期日までに次の書類を提出するものとする。

- ア 業務計画書
- イ 現場代理人の選任（解任）届
- ウ 勤務員の指定（取消）届
- エ 役務完了届
- オ その他官側の指定するもの。

(7) 役務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。（完成図書データをCD-R等にて提出）

(4) 官側より提示されたデータは全て官側に返納すること。

関連した情報が漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとる。

14 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真（カラーサービス版）1部を原板（ネガ又は電子記録媒体）とともに工程順に工事写真帳（A4版）に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。電子記録媒体（CD-R等）で提出する場合は、下記のとおりとする。

- ・総画素数 130万画素以上
- ・ファイル形式 JPEG

15 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官及び官側と協議し、その指示を受けるものとする。

16 一般事項

- (1) 真空式温水発生器は、「消防法」及びに同法に基づく各地方条例、「危険物の規制に関する政令」及び同規則並びに「ガス事業法」及び「液状石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の定めるところによるものとする。
- (2) 貯湯タンクは、「労働安全衛生法」及び「ボイラー及び圧力容器安全規則」又は「人事院規則第10-4号」の定めるところによる。
- (3) 点検及び保守は、原則として機器を停止し、安全な状態で作業を行うものとする。
- (4) 点検及び保守を実施する上で必要な機器等の清掃及び片付けに伴う機器周辺等の清掃を行うものとする。

役務件名	真 空 式 温 水 発 生 器 点 検 保 守	図面番号	2/10
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

特 記 仕 様 書

1 業務概要

(1) 真空式温水発生器、附属設備の点検保守及び給湯1次ポンプ分解整備

2 点検設備

(1) 概 要

設 備 名 称	設 備 内 容	場 所
真空式温水発生器	本体(タクマGKSL-630BZ)×3基	庁舎A北棟地階
貯湯温水ボイラーガス焚き	本体(三浦工業NWB-32)×1基	食堂(厨房)
貯湯タンク	貯湯槽×8台	庁舎A北棟地階、隊舎A、B、C 食堂、浴場
附属ポンプ	ポンプ×12台	庁舎A北棟地階

(2) 細部点検設備等は、附属書1による。

(3) 駐屯地配置図は、付図1により、庁舎の地階平面図は、付図2による。

3 実施要領

(1) 点検保守の周期は、年1回とし、付表1から付表3により適正に実施し、点検報告書を提出するものとする。

(2) 業務に際して、計画等を作成し、官側と協議するものとする。

(3) 点検結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃

イ 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整

ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め

エ 次に示す消耗部品の交換又は補充

(ア) 潤滑油、グリス、充填油等

(イ) ランプ類、ヒューズ類

(ウ) パッキン、ガスケット、Oリング類

(エ) 精製水

オ 接触部分、回転部分等への注油

カ 軽微な損傷がある場合の補修

キ 塗装(タッチペイント)

ク その他これらに類する軽微な作業

(4) 下表の部品を交換すること。

ア 部品交換一覧表

名 称	規 格	対象機器名称	数 量	場 所
防食用マシナリ棒	1m	貯湯温水ボイラー NVVB-32	1本	食厨
テフロン製パッキン	マンホール400A×JIS10K	貯湯タンク	2枚	浴場
			2枚	隊舎A
			1枚	隊舎B
			1枚	隊舎C
テフロン製パッキン	マンホール450A×JIS5K	貯湯タンク	1枚	食厨
			1枚	庁舎A熱源機械室

役務件名	真 空 式 温 水 発 生 器 点 検 保 守	図面番号	3/10
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

1 温水発生器

機器名称	メーカー・規格	設置場所	能力	台数	電熱面積	備考
真空式温水発生器	タクマ GKSL - 630BZ	庁舎A 北棟地階	630,000 Kcal/h	3	13.9㎡	ガス・灯油
貯湯温水ボイラー ガス焚き	三浦工業 NVVB-32	食堂(厨房)	130,000 Kcal/h	1	2.4㎡	ガス

2 貯湯タンク

機器名称	メーカー・規格	設置場所	能力	台数	能力：容量	備考
貯場タンク	小沢工業 TVS-1	庁舎A北棟地階 機械室	貯湯容量 4.5m³ 最高圧力 0.5MPa	1	4,500L	第2種小型 圧力容器
貯場タンク	田中工業 TVW-1	隊舎A棟1階	貯湯容量 1.0m³ 最高圧力 0.5MPa	2	1,000L	第2種小型 圧力容器
貯湯タンク	田中工業 TVW-20	隊舎B棟1階 機械室	貯湯容量 2.0m³ 最高圧力 0.5MPa	1	2,000L	第2種小型 圧力容器
		隊舎C棟1階 機械室		1	1,000L	
貯場タンク	日東工業 TVS-1	食堂	貯湯容量 3.0m³ 最高圧力 0.5MPa	1	3,000L	第2種小型 圧力容器
貯場タンク	日東工業 TVS-1 TVS-2	浴場	貯湯容量 1.7m³ 最高圧力 0.5MPa	2	1,700L	第2種小型 圧力容器

3 附属ポンプ

機器名称	規格(型式)・番号	設置場所	能力	台数	備考
給湯一次ポンプ	QJS-405-2M 5.5 PHW-1・PHW-2・PHW-3	庁舎A北棟地階 熱源機械室	5.5kw	3	
給湯二次ポンプ	QUAS-405-2M 2.2 PHW-4・PHW-5	庁舎A北棟地階 熱源機械室	2.2kw	2	
	QFS-325-2M 0.75 PHW-6・PHW-7	庁舎A北棟地階 熱源機械室	0.75kw	2	
温水一次ポンプ	GEL-80×655G-4M 5.5 PH-1・PH-2・PH-3	庁舎A北棟地階 熱源機械室	5.5kw	3	
温水二次循環ポンプ	GEL-150×1255G-4M 18.5 PH-4(No.1)・PH-4(No.2)	庁舎A北棟地階 熱源機械室	18.5kw	2	

役務件名	真 空 式 温 水 発 生 器 点 検 保 守	図面番号	4/10
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

付表1-1 真空式温水発生器（1Y）

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
1 基礎・固定部	① 亀裂、沈下の有無を確認する。 ② ボルトの緩みの有無を点検する。	
2 外観の状況		
(1) 本 体	① 汚れ及び燃焼ガス漏れ並びに焚口及び掃除口付近の焼損の有無を点検する。	
(2) 保温材	① 脱落、損傷等の有無を点検する。	
3 内部の状況		
(1) 燃焼室及び伝熱面	① 清掃のうえ、過熱及び腐食等の劣化並びに水漏れの有無を点検する。 ② 真空度が規定の許容範囲内にあることを確認する。 ③ 燃焼ガス漏れの有無を点検する。 ④ 運転時にボイラー水位が規定の許容範囲内にあることを確認する。	
(2) 熱交換器	① 接続部の水漏れの有無を点検する。 ② 汚れ及び詰まりの有無並びに流量の適否を点検する。 ③ 逃し弁を分解清掃し、腐食、損傷等の有無を点検する。	
(3) 煙道及び煙突	① 割れ、腐食等の劣化及び雨水の侵入の有無を点検する。 ② 排ガスの漏れの有無を点検する。 ③ 耐火レンガ及びキャストブルの破損及び脱落並びにすすの堆積の有無を点検する。	
4 付属品		
(1) 抽気装置 (真空式に限る)	① 作動の良否を点検する。 ② 抽気ポンプのグランドパッキンの損傷等の有無を点検する。 ③ 弁の損傷等の劣化及び詰まりの有無を点検する。 ④ 配管接続部の緩み及び水漏れの有無を点検する。 ⑤ 抽気ブローの良否を点検する。	

役務件名	真 空 式 温 水 発 生 器 点 検 保 守	図面番号	5/10
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

付表1-2 真空式温水発生器（1Y）

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
(2)制御安全装置	① 温度調節器の作動の良否を点検する。 ② 容解栓及び温度ヒューズの異常の有無を点検する。 ③ 抽気スイッチ及び安全スイッチの作動の良否を点検する。	真空式に限る。
5 燃焼装置		
(1)バーナー	① 炎口部に付着したすす、カーボン、未燃分等の汚れを清掃する。 ② 点火及び消火の良否を点検する。 ③ 炎の色及び形状並びに燃焼音等の燃焼状態の良否を点検する。 ④ ノズル、ディフューザー、バーナータイル等の燃損変形、割れ等の有無を点検する。	
(2)電極棒	① 異物の付着及び腐食の有無を点検する。	
(3)ストレーナー	① 漏れの有無を点検する。	
(4)電磁弁及び油圧計	① 作動の良否を点検する。	
(5)火炎検出器	① 火炎検出器を取出し、検出部の汚れ、燃損、亀裂等の有無を点検する。 ② 検出部の装着及び接触の良否を点検する。	
(6)燃料遮断弁	① 燃料遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、バーナーノズルからの油の滴下量が規定値以下であることを確認する。 ② ガス遮断弁は、バーナーの燃料停止時に(社)日本ガス協会で定める「ガスボイラ燃焼設備の安全技術指標」により、ガスの漏れ量が規定値以下であることを確認する。 ③ 弁及び配管との接続部の漏れの有無を点検する。	
6 操作盤	① 盤内機器の取付けの良否並びに過熱及び異臭の有無を点検する。 ② 端子の変色、さび及び汚れの有無を点検する。 ③ 温水発生機運転時の盤内部の温度状況及び結露水の有無を点検する。 ④ 表示灯の点灯及び警報器の発鳴の良否を点検する。	

役務件名	真 空 式 温 水 発 生 器 点 検 保 守	図面番号	6/10
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

付表2 貯湯タンク（１Ｙ）

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 基礎・固定部 (1) 基礎 (2) 架台 (3) 保温材 (4) 基礎ボルト等 (5) 配管支持の状態	① き裂、沈下等の有無を点検する。 ① 曲り、さび、損傷等の有無を点検する。 ① 脱落、損傷等の有無を点検する。 ① 基礎ボルト、取付けボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無を点検する。 ① 変形の有無を点検する。	
2 外観の状況	① 本体より分離可能な場合は、加熱管を引出し、内外面のスケール、スラッジ等の異物の付着及び割れ、変形、腐食等の有無を点検する。 ② 締付けボルトの緩み、腐食、曲り等の有無を点検する。 ④ 保温材の脱落、損傷等の有無を点検する。	
3 内部の状況	① 付着物及び堆積物の有無を点検する。 ② 割れ、腐食、損傷等の有無を点検する。	
4 圧力計、水高計及び温度計	① 指針が大気圧の下でゼロ、点の指示を確認する。 ② 損傷等の有無を点検する。 ③ 導圧口、導圧管、サイホン管、コック等の詰まりの有無を点検する。 ④ 温度計感温部の腐食及び損傷の有無を点検する。	
5 附属管及び弁 (1) 逃し管 (2) その他の管 (3) 安全弁及び逃し弁 (4) 減圧弁 (5) その他の弁	① 詰まりの有無を点検する。 ② 保温材の脱落及び損傷等の有無を点検する。 ① 変形、腐食、曲り等有無を点検する。 ② 結露の有無を点検する。 ③ 伸縮継手の作動の良否及び損傷等の有無を点検する。 ① 分解のうえ清掃する。 ② 弁及び弁座の損傷の有無を点検する。 ③ 部品を清掃し、損傷等の有無を点検する。 ④ 組み立て後、原則として吹き出しテストをする。 ① 1次側及び2次側の圧力計の圧力変動が許容範囲内にあることを確認する。 ② 損傷等の有無を点検する。 ① 作動の良否及び損傷の有無を点検する。	
6 温度調整弁	① 作動の良否を点検する。 ② 損傷等の有無及びスケール付着の有無を点検する。	ヘッダーを除く ヘッダーを除く
7 蒸気トラップ	① 分解清掃のうえ、損傷等の有無を点検する。	
8 防食装置	① 流電陽極法は、防食材の消耗の程度を点検する。 ② 外部電源法は、電極線の消耗の有無及び絶縁状態の有無を点検する。	ヘッダーを除く ヘッダーを除く
9 溶解柱	① 劣化の有無を点検する。	

役務件名	真 空 式 温 水 発 生 器 点 検 保 守	図面番号	7/10
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

付表2 貯場タンク

9 水質検査

タンクの水張り終了後、給水栓及びタンクにおける水について、水質検査及び残留塩素の測定を次のとおり行い、官側に承認を受けるものとする。

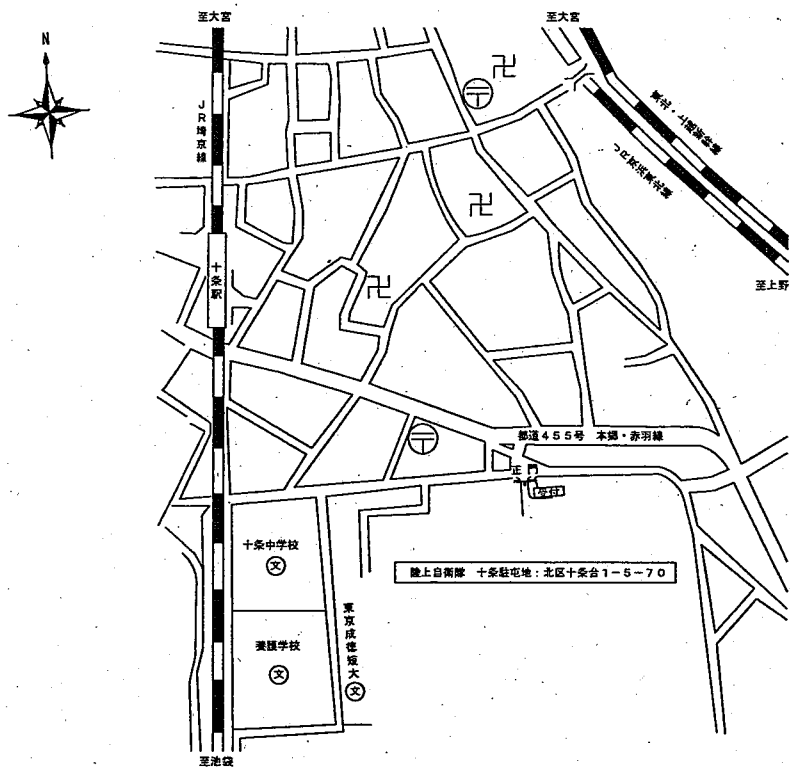
	項 目	基 準	検査方法
給湯	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は100万分の0.2以上 結合残留塩素の場合は100万分の1.5以上	DPD法又はこれと同等以上の精度を有する方法
	色度	5度以下であること	水質基準に関する省令に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法
	濃度	2度以下であること	
	臭気	異常でないこと	
	味	異常でないこと	

役務件名	真 空 式 温 水 発 生 器 点 検 保 守	図面番号	8/10
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

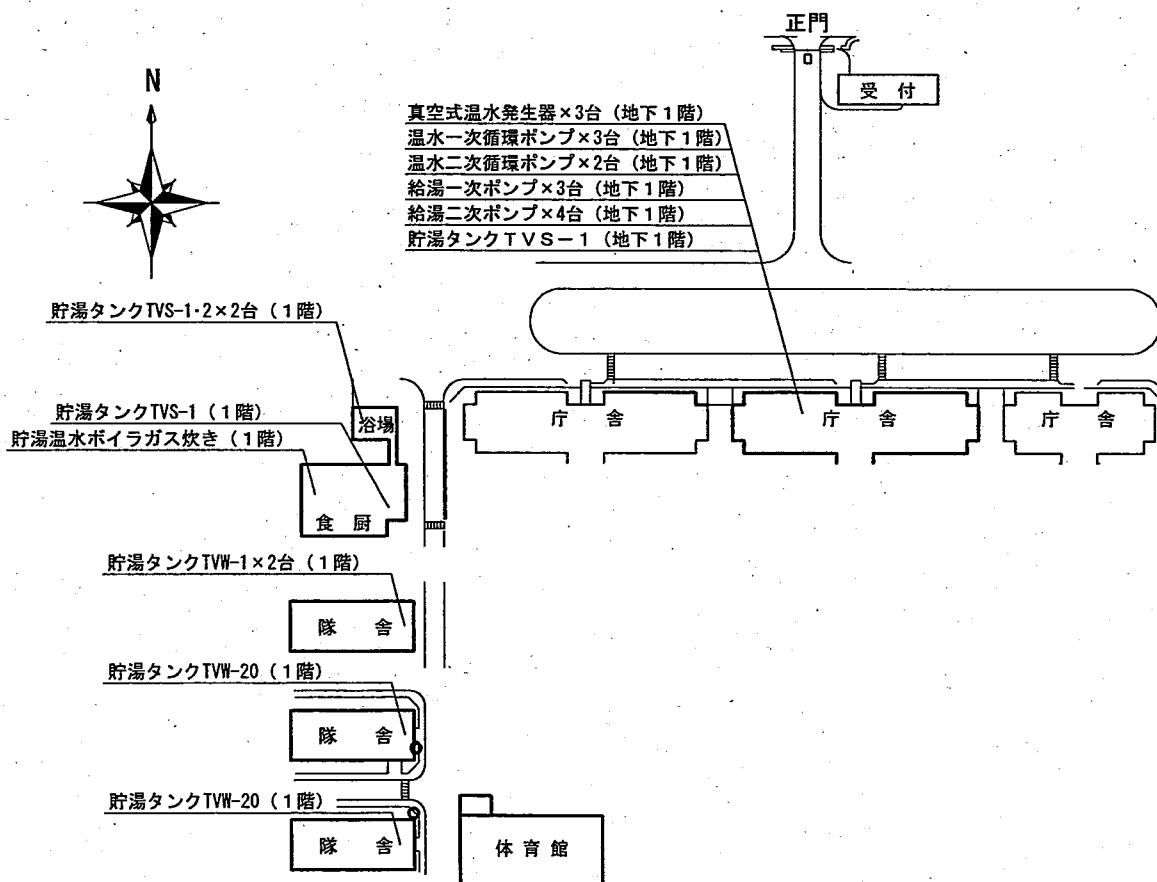
付表3給湯・温水ポンプ（1Y）

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 基礎・固定部	① 固定金具及び固定ボルトの緩み、変形、腐食等を点検する。 ② 防震装置の変形、劣化等の有無を点検する。	
2 外観の状況	① グランド漏れが正常であることを確認する。 ② シェルの結露水、グランド漏れ等の排水が配水管に流れていることを点検する。 ③ 腐食、損傷及び水漏れの有無を点検する。 ④ 軸継手ゴムの損傷等の有無を点検する。 ⑤ ベルトの損傷等の有無を点検する。 ⑥ 軸継手の芯出しの良否を点検する。 ⑦ ポンプの吸込圧力及び吐出し、圧力が許容範囲内であることを確認する。	
3 電動機	① 電動機が外部より、調査できる場合は発熱の異常の有無を点検する。 ② 回転方向が正しいことを確認する。 ③ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ④ 運転電流が定格値以下であることを確認する。	
4 制御機器 (1) 制 御 (2) 圧力発生器	① 電磁開閉器の接点の劣化の有無を点検する。 ② 表示ランプの点灯の良否を点検する。 ① 正常値を示していることを確認する。 ② 機能の異常の有無を点検する。	
5 圧力タンク	① 腐食、損傷、水漏れ等の有無を点検する。 ② 封入ガスの圧力が規定値にあることを確認する。	
6 フート弁及び逆止弁	① 開閉状態の良否を点検する。	
7 圧力計、達成計又は真空計	① 腐食及び損傷の有無を点検する。 ② 正常値が正常であることを確認する。	
8 運転調整	① 運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。 ② 運転電流が定格値以下であることを確認する。	

役務件名	真 空 式 温 水 発 生 器 点 検 保 守	図面番号	9/10
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			



案内配置図 S=1/X



配置図 S=1/X

役務件名	真空式温水発生器点検保守	図面番号	10/10
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

冊
卷
上
品
裝

2 場 所 : 東京都北区十条台1丁目5-70

陸上自衛隊十條駐屯地

3 概要

(1) 本点検は、本特記仕様書により実施する。

(2) 本点検に必要となる機器の電気、ガス、水道等の使用に際する費用は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。

(3) 本点検に必要となる工具、材料、消耗品、材料、油類等は受注者の負担とする。

(5) 本拠点に際しては、面書提出をすすめる場合の式指(必要部数を含む)は監督職員の指示による。また、業務の実

監督職員の承諾を受ける。

(8) 本点検に伴い、関係のない場所及び人々は禁止する。

(10) 現場代理人及び業務作業者は、点検の内容に応じ必要な知識、経験及び技能を有するものとする。

(12) 本点検に際し、施設に損傷を与えた場合は延滞なく監督官に報告すると共に、監督官の指示に基づき、請負

(13) 本点検に伴う発生材のうち引渡しを要するものと指定されたものは、監督職員の指示を受けた場所にて整理の

漸切に処理——監督職員に報告するものと、事業遂行管理（マニエツト）を提出するものとは、廃棄物処理法等によつて定めらるものである。

指示する箇所を撮影し、写真（カラー・サーピス版）1部を原版（ネガ及び電子記憶媒体）と共に工程順に写真

電子記憶媒体で提出する場合、130万画素以上・JPEG形式とする。

(16) 本点の果、継続使用するににより著しい損傷又は因連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される。

5 特記事項

(2) 本点檢にあつては、「消防法」の等閑關係を令守し業務円滑なを行をる。

び、消防危第39号(12.3.31)「地下埋設タンク等および二重殻タンクの外殻、地下埋設配管並びに

(3) 対象設備一見表				

(4) 本点検にあたっては、劣化消耗品を交換する。また使用する材料は、設計図書に定める品質と性能を有する新品と同一のものを採用し、材料検査報告書(部屋指定)を提出し検査を受ける。

(5) 点検終了後、撤入工事にともなう監督職員作成した監査記録帳を提出する。

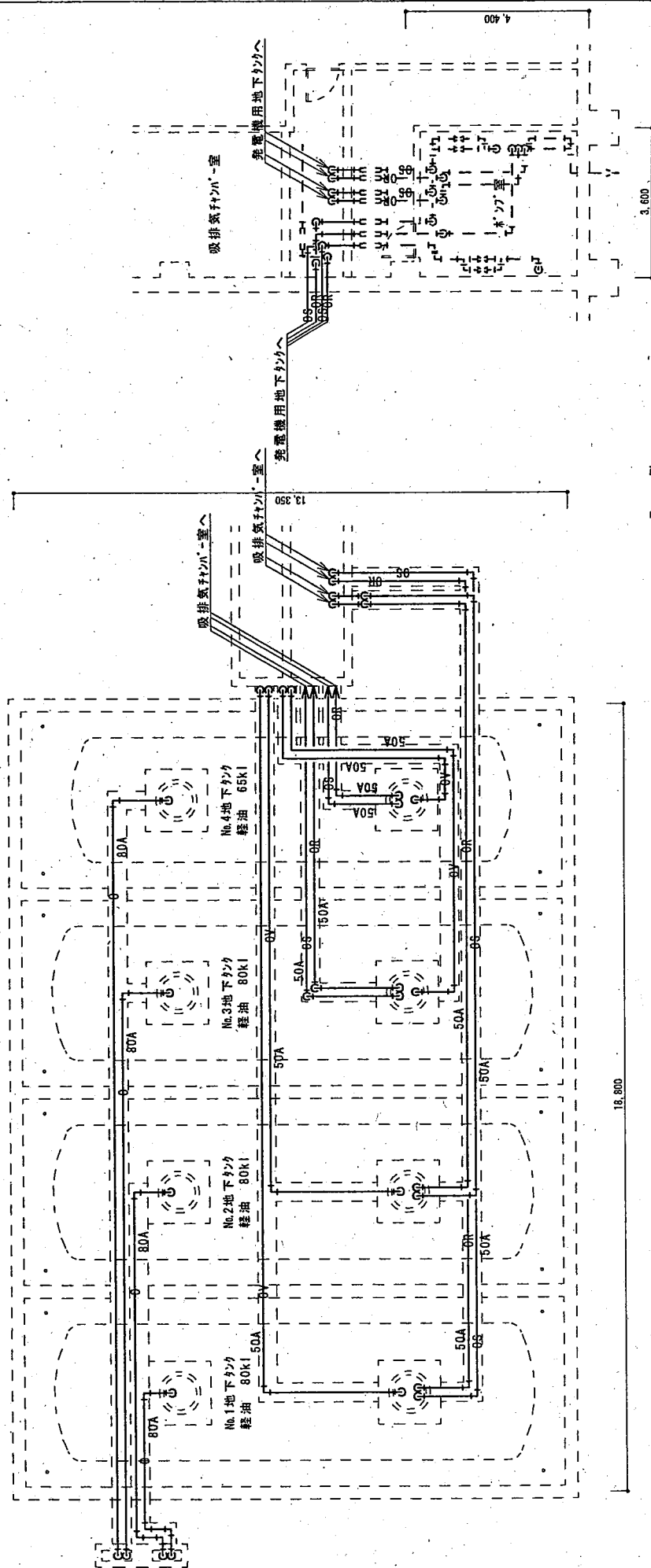
る新品とし、搬入とともに監督職員に報告すると共に、材料検査簿（部隊指定）を提出し検査を受ける。

(5) 点検終了後点検結果報告書を作成し監督職員に2部提出する。



件名	駐屯地燃料地下タンク等定期点検		
図名	特記仕様書・案内図・配置図		
縮尺	図示	作成年月日	平成25年8月1日
図番	図面番号		1/6

陸上自衛隊博多給油本部 総務部 管理課



記号	用途	管種	径	長さ	名	備考
0	給油管	SGP管	50A	70.43m		
00	送油管	SGP管	50A	73.62m		
0R	返油管	SGP管	50A	68.31m		
0V	通気管	SGP管	50A	75.94m		

〔発電機用地下タンク油配管図〕

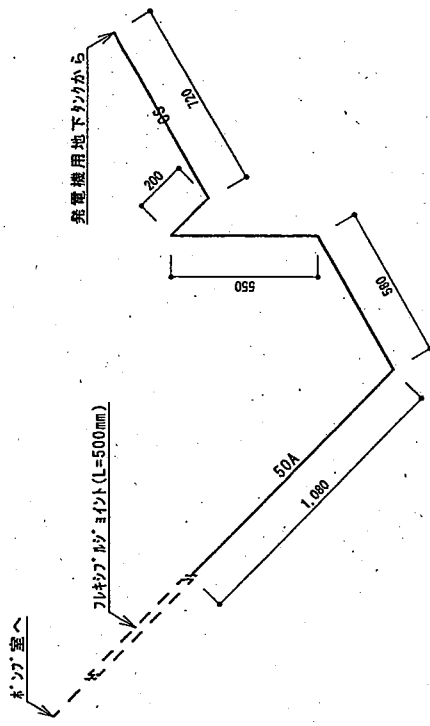
〔No. 77室等油配管図〕

件 名 陸花地燃料地下タンク等定期点検

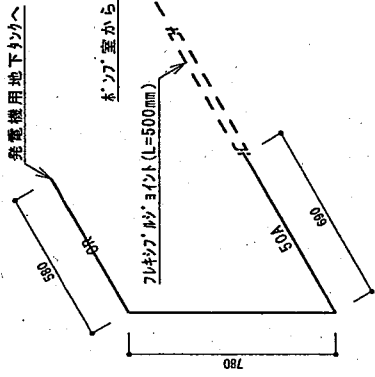
図 名 発電機用地下タンク油配管図、ポンプ室等油配管図

縮 尺 1:100 作成年月日 平成25年8月1日 図面番号 2/6

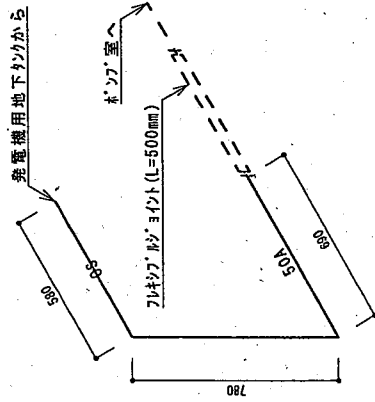
陸上自衛隊補給統制本部 総務部 管理課



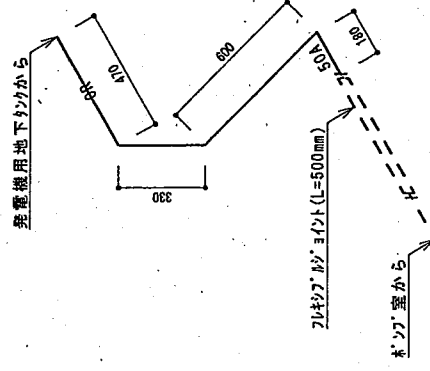
【No.3地下タンク用送油管 (50A)】



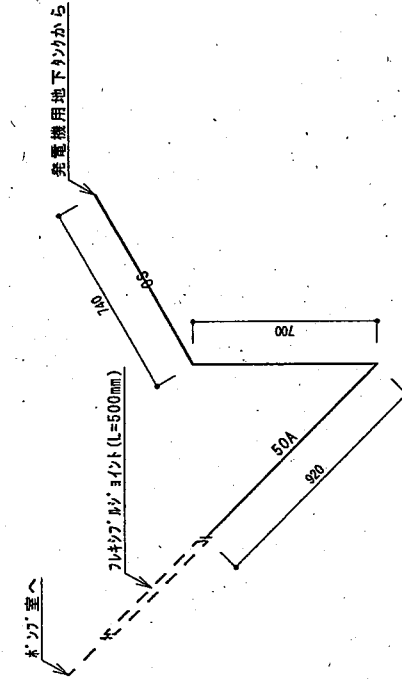
【No.1・2地下タンク用送油管 (50A)】



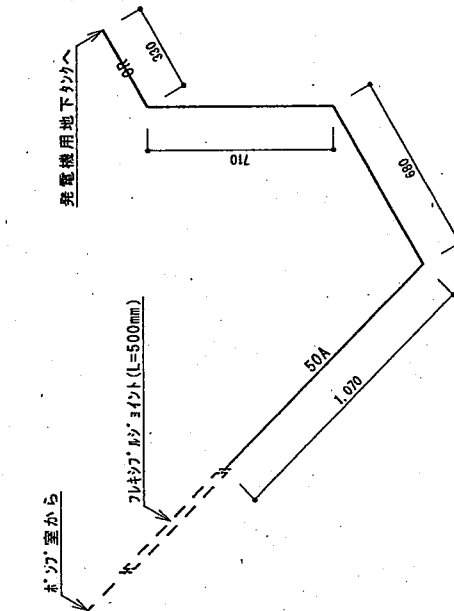
【No.1・2地下タンク用送油管 (50A)】



【No.4地下タンク用送油管 (50A)】

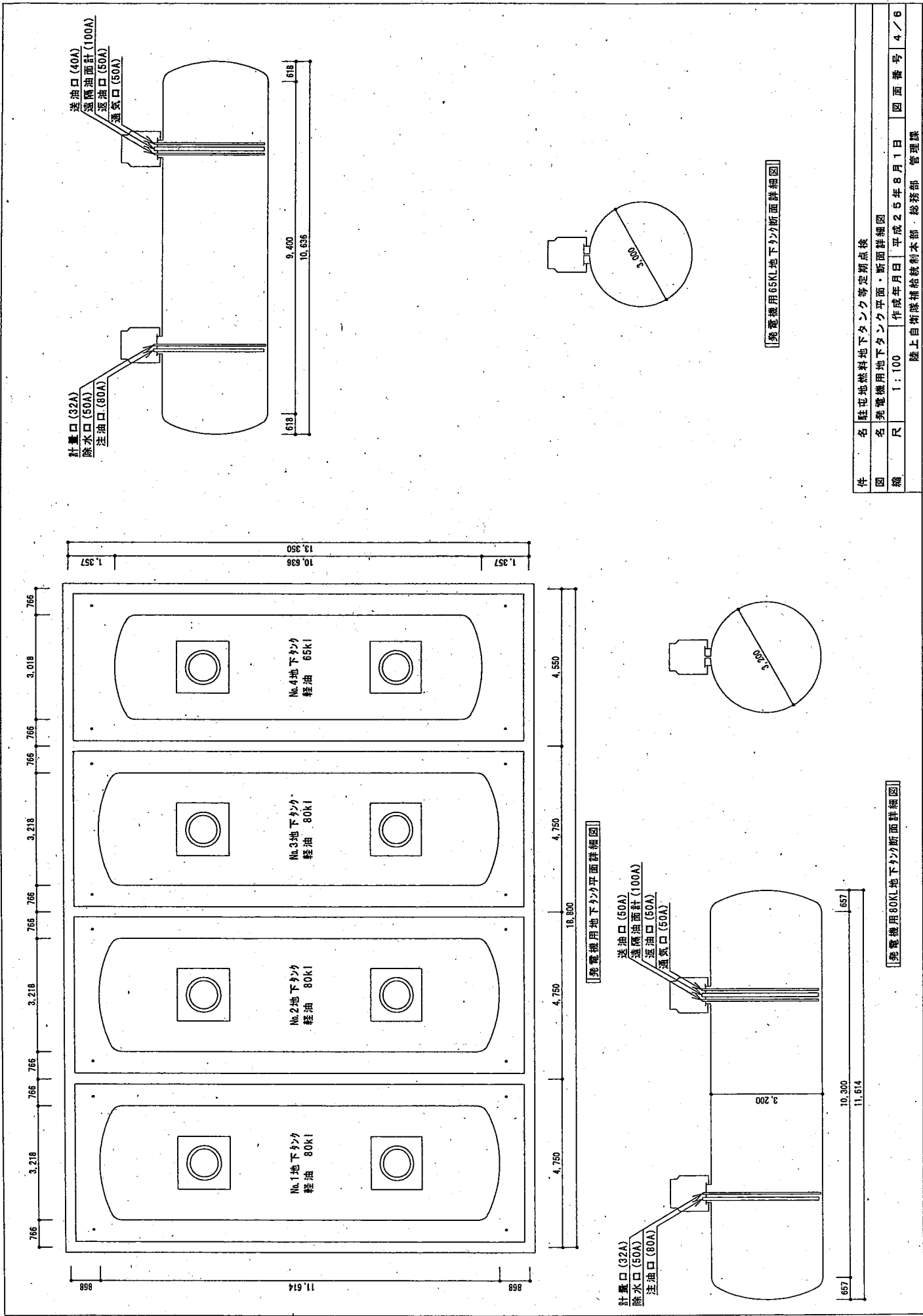


【No.4地下タンク用送油管 (50A)】



【No.3地下タンク用送油管 (50A)】

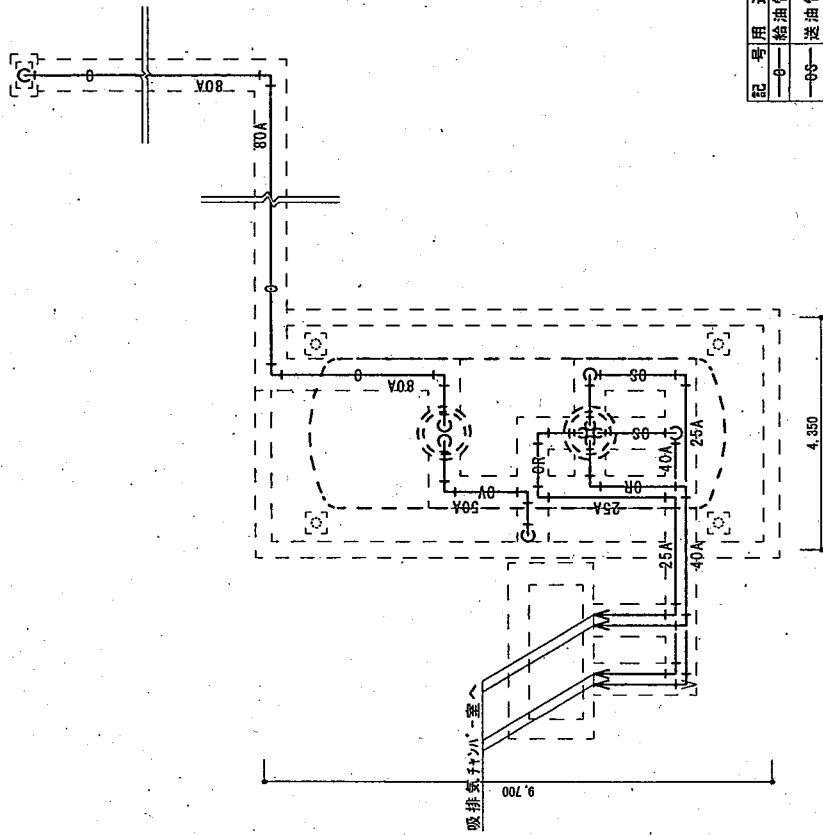
件名	駐屯地燃料地下タンク等定期点検
図名	吸排気チャンバー室油配管系統図
縮尺	1:20
作成年月日	平成25年8月1日
図面番号	3/6
管理課	陸上自衛隊補給統制本部 総務部 管理課



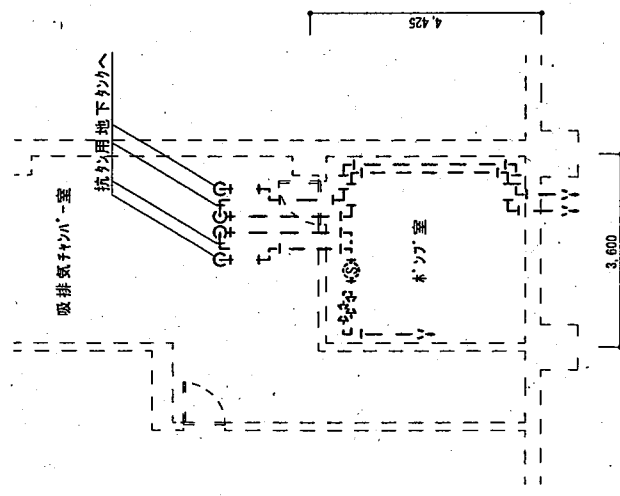
件名	駐屯地燃料地下タンク等定期点検			
図名	発電機用地下タンク平面・断面詳細図			
縮尺	1:100	作成年月日	平成25年8月1日	図面番号
陸上自衛隊補給統制本部・総務部 管理課				4/6

発電機用80KL地下タンク断面詳細図

発電機用65KL地下タンク断面詳細図

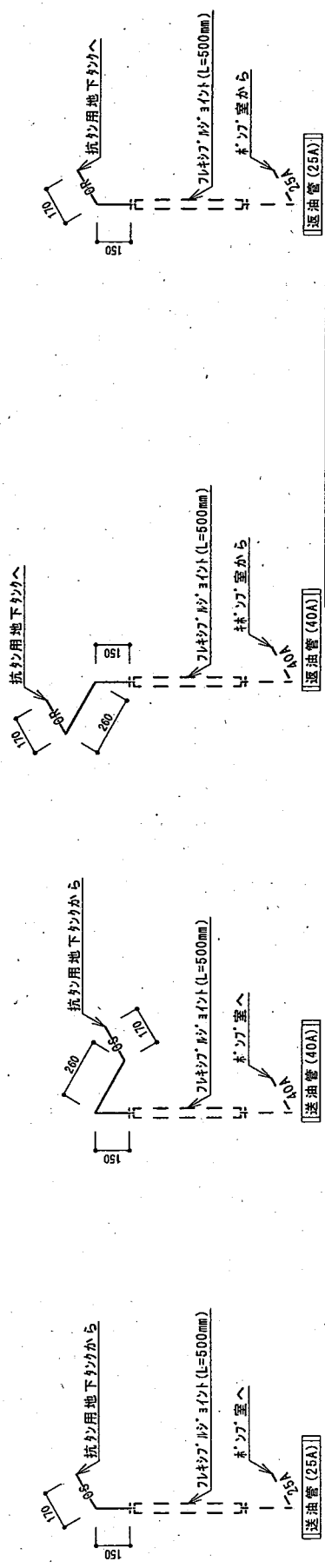


抵抗用地下タンク油配管図 S=1:100



抵抗用地下タンク油配管図 S=1:100

記号	用途	管径	長さ	備考
0	給油管	80A	49.57m	
0S	送油管	25A	12.72m	
0R	送油管	40A	10.30m	
0V	送油管	25A	10.81m	
0V	送油管	40A	9.87m	
0V	送油管	50A	9.49m	



抵抗用地下タンク油配管図 S=1:20

抵抗用地下タンク油配管図 S=1:100

抵抗用地下タンク油配管図 S=1:20

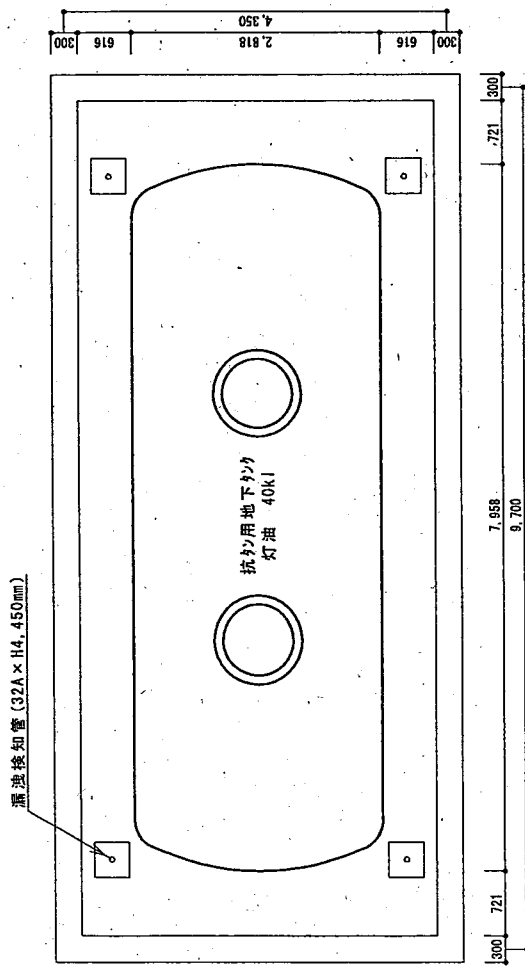
抵抗用地下タンク油配管図 S=1:100

抵抗用地下タンク油配管図 S=1:20

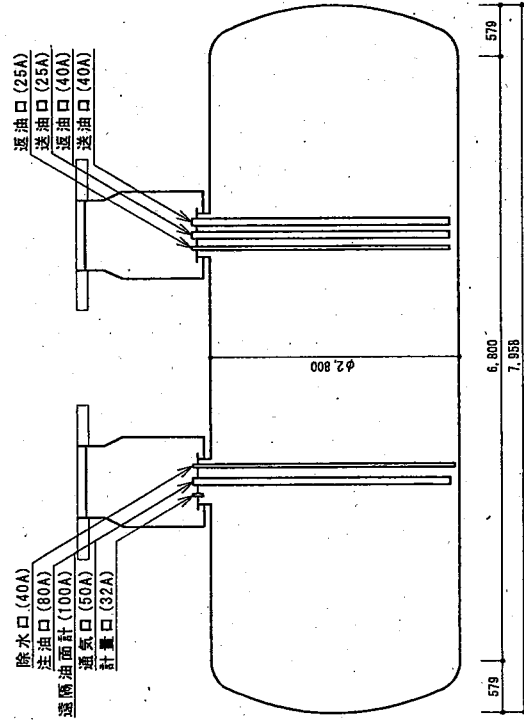
抵抗用地下タンク油配管図 S=1:100

抵抗用地下タンク油配管図 S=1:20

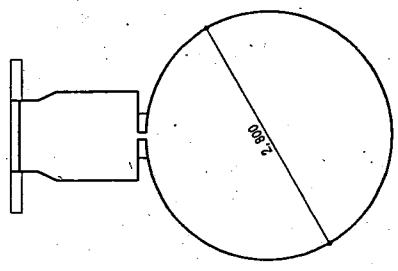
抵抗用地下タンク油配管図 S=1:100



抗油地下タンク平面詳細図 S=1:60



抗油地下タンク断面詳細図 S=1:60



件名	駐屯地燃料地下タンク等定期点検			
図名	抗油地下タンク平面・断面詳細図			
縮尺	1:60	作成年月日	平成25年8月1日	図面番号
陸上自衛隊補給本部 総務部 管理課				6/6

一般仕様書

- 1 件名
水質検査
- 2 場所
東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊十条駐屯地
- 3 業務範囲
陸上自衛隊十条駐屯地における、上水・給湯水・工業用水・井戸水の水質検査の実施。
- 4 予定期間
平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
- 5 一般共通事項
 - (1) 総則
 - ア この仕様書は、平成26～28年度水質検査部外委託に関する事項について規定する。
 - イ 請負業者は、陸上自衛隊十条駐屯地で従事させる作業員の身元、風紀、衛生、規律の維持に関し、一切の責任を負い、関係法令及び規律等を遵守するものとする。
 - (2) 現場代理人
 - ア 請負業者は、勤務員の中から現場代理人を選任するものとする。
 - イ 現場代理人の職務は、仕様書その他関係書類により、業務の目的・内容等を十分に理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。
 - (3) 勤務員
 - ア 請負業者は、水質検査に応じ、必要な知識及び技能を有する者を勤務させるものとする。
 - イ 官側は、勤務員の業務履行上、著しく不適格と明らかに認めらるものがあつた場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合、請負業者は業務に支障を来さないように必要な措置を取らなければならない。
 - (4) 実施工程
請負業者は、特記仕様書を基に工程表を作成し、監督官に提出するものとする。
 - (5) 安全上の措置
 - ア 業務の実施にあたっては常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。
 - イ 請負業者は、業務作業の不注意により建物等を破損させた場合は、請負業者の責任において早急に現状復旧を行うこと。
 - (6) 保全上の措置
保全上、許可を受けていない場所への立ち入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立ち入りする必要がある場合は、監督官と調整し所定の手続きをするものとする。なお、業務実施に伴い、知り得た情報等は決して外部に漏らしてはならない。漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとること。
- 6 提出書類
請負業者は、官側の指定期日までに、次の書類を提出するものとする。
 - ・現場代理人の選任（解任）届
 - ・勤務員の指定（取消）届
 - ・工程表
 - ・役務完了届
 - ・その他官側の指定するもの業務に関する申請及び提出書類は全て官側が示す規格様式により作成し、提出すること。
監督官から受けたデータ等は、全て監督官に返納すること。
- 7 疑義
仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義が生じた場合には、監督官と協議し、その指示を受けるものとする。

特記仕様書

1 目的

「水道法」及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、上水、給湯水、工業用水及び井戸水の水質検査を部外委託することにより、水質の維持管理を目的とする。

2 一般事項

本役務は、仕様書に記載されている事項のほか、「水道法」、「水道法施行令」及び「水道法施行規則」、「水質基準に関する省令」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」及び「同法に基づく厚生労働省告示」、「東京都水道条例」及び「東京都水道条例施行規程」、並びに監督官の指示に従う。

3 検査項目

検査項目表による。

4 採水等

採水は請負業者において実施する。なお、採水容器等消耗品については請負業者の負担とする。

5 採水日

採水日については、各年度の水質検査実施予定表を基準とする。

6 採水場所

採水場所については、監督官の指示による。

7 検査

役務の検査は、水質検査成績書等の受領をもって検査とする。

8 その他

水質に問題があった場合は速やかに報告をするとともに、再度採水・検査を実施する。

検査項目表

上水10項目 (8回/年)
一般細菌
大腸菌
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
塩化物イオン
有機物等 (全有機炭素 (TOC) の量)
pH値
味
臭気
色度
濁度

上水21項目 (3回/年)
一般細菌
大腸菌
シアン化物イオン及び塩化シアン
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
クロロ酢酸
クロロホルム
ジクロロ酢酸
ジブロモクロロメタン
臭素酸
総トリハロメタン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)
トリクロロ酢酸
ブロモジクロロメタン
ブロモホルム
ホルムアルデヒド
塩化物イオン
有機物等 (全有機炭素 (TOC) の量)
pH値
味
臭気
色度
濁度

上水 27 項目 (1 回/年)
一般細菌
大腸菌
鉛及びその化合物
シアン化物イオン及び塩化シアン
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
塩素酸
クロロ酢酸
クロロホルム
ジクロロ酢酸
ジブロモクロロメタン
臭素酸
総トリハロメタン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)
トリクロロ酢酸
ブロモジクロロメタン
ブロモホルム
ホルムアルデヒド
亜鉛及びその化合物
鉄及びその化合物
銅及びその化合物
塩化物イオン
蒸発残留物
有機物等 (全有機炭素 (TOC) の量)
pH 値
味
臭気
色度
濁度

給湯水 10 項目 (1 回/年)
一般細菌
大腸菌
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
塩化物イオン
有機物等 (全有機炭素 (TOC) の量)
pH 値
味
臭気
色度
濁度

給湯水 27項目 (1回/年)
一般細菌
大腸菌
鉛及びその化合物
シアン化物イオン及び塩化シアン
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
塩素酸
クロロ酢酸
クロロホルム
ジクロロ酢酸
ジブロモクロロメタン
臭素酸
総トリハロメタン (クロロホルム、ジ ブロモクロロメタン、ブロモジクロ ロメタン及びブロモホルムのそれぞれの 濃度の総和)
トリクロロ酢酸
ブロモジクロロメタン
ブロモホルム
ホルムアルデヒド
亜鉛及びその化合物
鉄及びその化合物
銅及びその化合物
塩化物イオン
蒸発残留物
有機物等 (全有機炭素 (TOC) の量)
pH値
味
臭気
色度
濁度

工業用水 2項目 (3回/年)
大腸菌
濁度

工業用水 10 項目 (2 回/年)
一般細菌
大腸菌
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
塩化物イオン
有機物等 (全有機炭素 (TOC) の量)
pH 値
味
臭気
色度
濁度

工業用水 15 項目 (1 回/年)
一般細菌
大腸菌
鉛及びその化合物
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
亜鉛及びその化合物
鉄及びその化合物
銅及びその化合物
塩化物イオン
蒸発残留物
有機物等 (全有機炭素 (TOC) の量)
pH 値
味
臭気
色度
濁度

井戸水10項目 (1回/年)
一般細菌
大腸菌
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
塩化物イオン
有機物等 (全有機炭素 (TOC) の量)
pH値
味
臭気
色度
濁度

平成26年度水質検査実施予定表

水質区分		上 水			給湯水		工業用水			井戸水
採水予定年月日		10項目	21項目	27項目	10項目	27項目	2項目	10項目	15項目	10項目
26.4.10	木		1							
26.5.12	月	1						1		
26.6.10	火	1								
26.7.10	木			1		1	1			
26.8.11	月	1								1
26.9.10	水	1							1	
26.10.10	金		1							
26.11.10	月	1					1			
26.12.10	水	1								
27.1.13	火		1		1			1		
27.2.10	火	1								
27.3.10	火	1					1			
検 体		8	3	1	1	1	3	2	1	1

平成27年度水質検査実施予定表

水質区分		上 水			給湯水		工業用水			井戸水
採水予定年月日		10項目	21項目	27項目	10項目	27項目	2項目	10項目	15項目	10項目
27.4.10	金		1							
27.5.11	月	1						1		
27.6.10	水	1								
27.7.10	金			1		1	1			
27.8.10	月	1								1
27.9.10	木	1							1	
27.10.13	火		1							
27.11.10	火	1					1			
27.12.10	木	1								
28.1.12	火		1		1			1		
28.2.10	水	1								
28.3.10	木	1					1			
検 体		8	3	1	1	1	3	2	1	1

平成28年度水質検査実施予定表

水質区分		上 水			給湯水		工業用水			井戸水
採水予定年月日		10項目	21項目	27項目	10項目	27項目	2項目	10項目	15項目	10項目
28.4.11	月		1							
28.5.10	火	1						1		
28.6.10	金	1								
28.7.11	月			1		1	1			
28.8.10	水	1								1
28.9.12	月	1							1	
28.10.11	火		1							
28.11.10	木	1					1			
28.12.12	月	1								
29.1.10	火		1		1			1		
29.2.10	金	1								
29.3.10	金	1					1			
検 体		8	3	1	1	1	3	2	1	1

一般仕様書

1 件名

非常用ろ過設備点検保守

2 場所

東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊十条駐屯地

3 業務範囲

陸上自衛隊十条駐屯地における、非常用ろ過設備の点検保守を実施する。

4 一般共通事項

(1) 総則

ア この仕様書は、平成26～28年度非常用ろ過設備点検保守に関する事項について規定する。

イ 請負業者は、陸上自衛隊十条駐屯地で従事させる作業員の身元、風紀、衛生、規律の維持に関し、一切の責任を負い、関係法令及び規律等を遵守するものとする。

(2) 現場代理人

ア 請負業者は、勤務員の中から現場代理人を選任するものとする。

イ 現場代理人の職務は、仕様書その他関係書類により、業務の目的・内容等を十分に理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

(3) 勤務員

ア 請負業者は、非常用ろ過設備点検保守に応じ、必要な知識及び技能を有する者を勤務させるものとする。

イ 官側は、勤務員の業務履行上、著しく不適格と明らかに認めらるものがあつた場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合、請負業者は業務に支障を来さないように必要な措置を取らなければならない。

(4) 実施工程

請負業者は、特記仕様書を基に工程表を作成し、監督官に提出するものとする。

(5) 保全上の措置

保全上、許可を受けていない場所への立ち入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立ち入りする必要が生じた場合は、監督官と調整し所定の手続きをするものとする。なお、業務実施に伴い、知り得た情報等は決して外部に漏らしてはならない。漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとること。

(6) 安全上の措置

請負業者は、業務作業の不注意により建物等を破傷させた場合は、請負業者の責任において早急に現状復旧補修を実施すること。

6 提出書類

請負業者は、官側の指定期日までに、次の書類を提出するものとする。

- ・現場代理人の選任（解任）届
- ・勤務員の指定（取消）届
- ・工程表
- ・役務完了届
- ・その他官側の指定するもの

業務に関する申請及び提出書類は全て官側が示す規格様式により作成し、提出すること。

監督官から受けたデータ等は、全て監督官に返納すること。

7 写真撮影

本役務の写真は、施工前、施工中、施工後及び役務中の隠ぺいする箇所、材料搬入、主要な施工状況、その他監督官が指示する箇所を撮影して、A4サイズの写真帳等に整理し、検査前に1部提出すること。なお、デジタルカメラで撮影する場合は、130万画素数以上を使用すること。

8 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義が生じた場合には、監督官と協議し、その指示を受けるものとする。

特記仕様書

1 目的

陸上自衛隊十条駐屯地における非常用ろ過設備を専門的見地から、点検により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。

2 一般事項

本役務は、仕様書に記載されている事項のほか、「水道法」、「水道法施行令」、「水道法施行規則」、「水質基準に関する省令」、「下水道法」、「下水道法施行令」、「下水道法施行規則」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」及び「同法に基づく厚生労働省告示」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに監督官の指示に従う。

3 点検設備

(1) 概要は次による。

設 備 名 称	規 格	設 置 場 所
非常用ろ過設備	備水ケミカルズ製 全自動急速除濁ろ過装置 他	庁舎B地下階機械室

(2) 細部設備は、別表による。

4 業務要領

(1) 非常用ろ過設備の点検及び水質の検査を実施する。点検及び検査項目については付表による。

(2) 本役務は、各年度1回以上実施するものとし、11月実施を基準とする。

(3) 作業終了後、速やかに点検結果報告書を提出するとともに、異常があった場合は専門的見地により保守の措置を書面にて提出すること。なお、点検結果報告書の書式は官側の承認を受けること。

(4) 点検後、不具合等の連絡を受けた場合は、速やかに調査・調整に来ること。

(5) 本役務中、1回以上はろ過材の中身を点検し、補充または取替の必要性が生じた場合は監督官に報告の上、実施すること。

(6) 作業上の留意点

ア 作業を実施する際、除去物質の飛散、悪臭発散防止、消毒等に配慮する。

イ 作業の際には、火気に注意するとともに、事故防止に留意する。

ウ 作業に必要な消耗品等は、請負業者の負担とする。

細部設備一覧表

機 器 名 称		型 式 等	数 量	備 考
1	ろ過装置	全自動急速除濁ろ過装置 NKK-250SU 単一操作自動弁 40F-PMK 瞬間流量計 ST-40	1 式	
		全自動活性炭ろ過装置 NM-250SU 単一操作自動弁 40F-PMK 瞬間流量計 ST-40	1 式	
2	水質保全装置	BAC1-500	1 式	
3	自動加圧ポンプ	25BIRMD5.4	1 基	
4	薬品注入装置	塩素注入装置 PZDP-31-CL-HWJ PAC注入装置 PZDP-31-CL-HWJ 溶解タンク T-25(25L×2台) パルス発信流量計 LN-25RC	1 式	
5	水質監視装置	残留塩素指示計 CR-480 残留塩素記録計 SA-100P センサー給水弁 WEV-15 プレフィルター MCB-60M	1 式	
6	自動給水装置	処理水返送弁 (電磁弁)15A	1 台	
7	制御装置	制御盤	1 面	

機器名称	点検項目内容
1 ろ過装置	(1) 外観点検 (本体及び蓋、ボルトナット) 腐食、漏水、損傷等がないか点検する。 (2) ろ過、逆送、洗浄操作点検 各工程運転操作を実施し、正常動作を点検する。 (3) 単一操作自動弁起動点検及び注油 起動確認を実施し、注油を実施する。 (4) ろ過水量点検 処理水量3.8m ³ /Hr以上あるか点検する。 (5) 圧力計点検 圧力計が正常に作動し、かつ圧力損失が適合値であるか点検する。 (6) 瞬間流量計 (ローターメーター) の点検 瞬間流量計の作動確認及び内部洗浄を実施する。
2 水質保全装置	(1) 作動状況の点検 正常に作動しているか点検する。(BAC洗浄計の圧力値の確認及び作動点検) (2) ろ材洗浄及び点検 ろ材 (セラミックボール) を洗浄し、目詰まりがないか点検する。
3 自動加圧ポンプ	(1) 外観点検 (本体及び水抜き弁等) フランジ、グランドパッキン等から漏水がないか点検する。 (2) 作動状態の点検 振動、異常音がないか、正常運転しているか点検する。 (3) 電流値の測定 (4) グリス等の補充及びオイルの点検 油脂量を点検し、不足していれば補充する。 (5) レベルスイッチ点検及び調整 正常に作動しているか点検する。不適格であれば調整する。
4 薬品注入装置	(1) PAC、塩素注入量点検及び調整 注入量 (0.2~30cc/min) を点検し、不適格であれば調整する。 (2) 残留塩素測定 残留塩素濃度 (0.1ppm以上) を測定する。以下であれば装置を調整する。 (3) パルス発信流量計との動作確認 塩素注入装置との連動を点検し、不適格であれば調整する。 (4) 薬注ポンプ (次亜塩素酸ナトリウム、PAC) 及びタンク点検 モーター、ダイヤフラム、チャッキバルブ、タンク等の点検をする。
5 水質監視装置	(1) 残留塩素指示計の点検及び調整 正常に作動しているか点検する。不適格であれば調整する。 (2) 残留塩素センサーの洗浄及び調整 センサー (電極) を洗浄し、ZERO・SPAN調整を実施する。 (3) ストレーナの清掃 残留塩素指示調節計のセンサー入口にあるストレーナを内部洗浄する。 (4) センサー給水量調整及び動作点検 自動加圧ポンプ及び残留塩素指示調節計との連動を点検し、動作不良があれば調整する。 (5) 残留塩素記録計の点検 正常に作動 (印字) されているか点検する。 (6) プレフィルターの点検 フィルター目詰まり及び本体からの漏水点検をする。
6 自動給水装置	(1) 処理水自動弁動作点検 正常に作動しているか点検する。
7 制御盤	(1) 作動状態の点検 正常に作動しているか点検する。 (2) 漏電遮断器の作動確認 (接点不良、異常音等の有無) 正常に作動するか点検する。 (3) 電流計、タイマー、リレー等の点検 正常に作動しているか点検する。

機器名称	点検項目内容
8 総合調整	(1) 作動状態の点検・調整 1～7項目点検終了後に通常運転を実施し、不具合等がないか点検する。異常が見つかった場合、再度調整を実施し解消させること。
9 水質検査	(1) 処理水を以下の項目について、水質基準に適合しているか分析を行い、水質基準が記載された水質検査成績書を提出すること。なお、基準を下回った場合は、適合するよう調整すること。 検査項目（27項目） 1 一般細菌 2 大腸菌 3 鉛及びその化合物 4 シアン化物イオン及び塩素シアン 5 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 6 塩素酸 7 クロロ酢酸 8 クロロホルム 9 ジクロロ酢酸 10 ジブロモクロロメタン 11 臭素酸 12 総トリハロメタン 13 トリクロロ酢酸 14 ブロマジクロロメタン 15 ブロモホルム 16 ホルムアルデヒド 17 亜鉛及びその化合物 18 鉄及びその化合物 19 銅及びその化合物 20 塩化物イオン 21 蒸発残留物 22 有機物（全有機炭素（TOC）の量） 23 pH値 24 味 25 臭気 26 色度 27 濁度

仕 様 書

件 名	ねずみ・こん虫等点検防除役務	要 求 番 号	
		仕様書番号	
		作成年月日	25.8.1
		変更年月日	
		作 成 部 課	総務部衛生課

1 目 的

この仕様書は、十条駐屯地におけるねずみ・こん虫等点検防除及び樹木等害虫防除作業の部外委託に関する事項を定め、該当業務を合理的かつ効果的に執行することを目的とする。

2 期 間 平成26年 4月 1日 ～ 平成29年 3月 31日 (3年)

3 場 所

東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊十条駐屯地内

区 分	面 積	備 考
庁 舎 A	31,652.93m ²	地階～4階
庁 舎 B	19,879.54m ²	地階～4階 ただし、共済担当部分※を除く。
庁 舎 C	17,188.21m ²	地階～4階
隊 舎 A	3,669.92m ²	1階～4階
隊 舎 B	3,669.92m ²	1階～4階
隊 舎 C	3,669.92m ²	1階～4階
隊員食堂・浴場	1,312.62m ²	
体 育 館	1,768.73m ²	
樹 木 (屋外)	約50本 (約120m)	桜木等 高さ 5～6m

※ 共済担当部分 食堂、売店、喫茶店、弁当コーナー、理髪室、クリーニング店、
物品販売場、売店通路

4 一般共通事項

- (1) この仕様書は、建築物に生息するねずみ・こん虫等の点検、防除及び屋外樹木等の害虫防除業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。
- (2) 本業務に際して、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同施行令、同施行規則等関係法等を遵守して行うものとする。
- (3) 本業務を行うに当たっては、関係者と十分協議して危害発生の防止を図ることとする。
- (4) 本業務に使用する殺そ剤の使用量及び殺虫剤の濃度、散布量は各製剤の使用基準を厳守して行うものとする。

(5) 本業務に必要な機器等の器材及び燃料等は、請負者の負担とする。

(6) 本業務に必要な消耗品、材料等は、蒸散剤を除き請負者の負担とする。

(7) 本業務に必要な光熱水料等はすべて無償とする。

(8) 勤務員の指定（取消）

ア 本業務の実施に当たり、必要な知識及び技能を有し必要な資格の取得者がその業務を行うことを官側に届け出るものとする。また、変更等の場合も同様とする。

イ 官側は、勤務員の業務の履行上不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合、請負者は、業務に支障のないよう必要な措置を採らなければならない。

(9) 総括責任者の選任及び職務

ア 請負者は、届け出た勤務員の中から総括責任者を選任し、官側に通知するものとする。総括責任者の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的・内容等を十分理解して職務を行うとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

イ 請負者は、勤務員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、請負者の責任において復旧補修を実施するものとする。

(10) 実施工程表

請負者は、業務の実施工程表を作成し官側に提出するものとする。

(11) 保全上、許可を受けていない場所への立入りは禁止する。ただし、業務に際して立入りをする場合は、監督官と調整するものとする。

なお、業務の実施に伴い知り得た情報等は、外部に漏らしてはならない。

5 業務内容

「ねずみ・こん虫等点検、防除及び樹木等害虫防除作業要領」による。

6 報 告

点検後及び防除後速やかに報告書を提出するものとする。

7 提出書類 請負業者は、官側の指定期日までに次の書類を提出するものとする。

(1) 勤務員の指定（取消）届

(2) 総括責任者の選任（解任）届

(3) 実施工程表

(4) ねずみ・こん虫等点検・防除報告書及び定期防除報告書

(5) 樹木等害虫防除作業報告書

(6) 役務完了届

(7) その他官側の指定するもの

8 写真撮影

点検及び防除作業実施の際、監督官の指定した箇所を撮影し、施行写真をアルバムに整理の上、1部を監督官に提出するものとする。

9 疑 義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義が生じた場合には、監督官と協議し指示を受けるものとする。

ねずみ・こん虫等点検、防除及び樹木等害虫防除作業要領

1 点 検 ・ 防 除

- (1) 対 象 ねずみ・こん虫等
 (2) 実施時期 9月、11月、3月(3回/年)
 (3) 対象別実施区分

区 分		ね ず み	こ ん 虫 等	備 考
点 検	捕 獲 調 査		○	※
	証 跡 調 査	○	○	
	喫 食 調 査	○		※
	目 視 調 査		○	
	聞き取り調査	○	○	
防 除		発生の都度		
特 記 事 項		※印実施場所 庁 舎：給湯室(1階、3階) 16箇所 隊 舎：湯沸室(1階、3階) 7箇所 隊員食堂・浴場：厨房 体 育 館：便所		

(4) 点検・防除報告書

点検・防除報告書には定期防除報告書に準ずるほか、次の項目を記載するものとする。

- ア 調査場所
 イ 調査対象
 ウ 調査法(捕獲調査、喫食調査にあつては使用物品名、使用量)
 エ 調査結果(生息状況等)

2 定 期 防 除

- (1) 対 象 ねずみ・こん虫等
 (2) 実施時期 5月、7月、1月 (3回/年)
 (3) 対象別実施区分

対 象		ね ず み		こ ん 虫 等		
施行場所	処理法	配 餌	捕 獲	残留噴霧	配 餌	空間噴霧
庁 舎	給湯室	(○)	(○)	○	○	(○)
	洗面所・便所	(○)	(○)	○	(○)	(○)
	事務室等※ 更衣室・シャワー室	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
	廊下・階段・エントランスホール			(○)		(○)
	倉庫	(○)	(○)	(○)		(○)
	浄化槽・除害槽・雑排水槽			空間噴霧・薬剤投入・蒸散剤の設置		

対 象 施行場所		ね ず み		こ ん 虫 等		
		配 餌	捕 獲	残留噴霧	配 餌	空間噴霧
隊 舎	湯沸室	(○)	(○)	○	○	(○)
	洗面所・便所・洗濯室 シャワー室・浴室(女子)	(○)	(○)	○	(○)	(○)
	居室・当直室・倉庫	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
隊 員 食 堂	厨房・洗浄室 残飯処理室	(○)	(○)	○	○	(○)
	倉庫(米・野菜) 倉庫(調味料・加工 食品)・冷凍庫・冷蔵庫 事務室・隊員食堂 幹部食堂・休憩室	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
浴 場	隊員浴場・便所	(○)	(○)	○	(○)	(○)
体 育	便所・シャワー室	(○)	(○)	○	(○)	(○)
	アリーナ・指導員室 2階トレーニング室 倉庫	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
特記事項		※ 事務室等：一般事務室・会議室・宿直室・休憩室 (○)：生息が確認された場合に行う。				

315

防 除 場 所		対象	処理方法	使用薬剤・使用基準	作 業 方 法 等
隊 舎	湯沸室 洗面所 便 所 洗濯室 居 室 当直室 シャ-室 浴 室	ねずみ	配 餌	ワルファリン5g/m ²	備品、計器等の裏側等生息しやすい場所や、通路となる箇所へ器に入れて配置する。
			捕 獲	捕獲用粘着板 適宜	出没箇所に粘着板を配置する。
		こん虫等	残留噴霧	ペルメトリン5%水性乳剤 20倍液10cc/m ²	床面、備品、計器等の周囲等に、乳剤を全自動噴霧器により残留噴霧する。
			配 餌	ヒドラメチルン製剤 0.03g/m ²	机の下、シンクの下、備品、計器等の裏側等生息しやすい場所に配置する。
	倉 庫	ねずみ	配 餌	ワルファリン5g/m ²	備品、什器等の裏側等生息しやすい場所や、通路となる箇所へ器に入れて配置する。
			捕 獲	捕獲用粘着板 適宜	出没箇所に粘着板を配置する。
		こん虫等	残留噴霧	クロルピリホスメチルン10%乳剤 10倍液25cc/m ²	床面、備品、什器等の周囲等に、乳剤を全自動噴霧器により残留噴霧する。
			空間噴霧	フェノトリン1%液化炭酸 99%2g/m ³	室内を密閉して、炭酸ガス製剤を空中噴霧する。
隊員食堂・浴場	厨 房 洗浄室 残飯処理室 倉庫 (米) 倉庫 (野菜) 倉庫 (加工食品) シャ-室 冷凍庫 冷蔵庫 事務室 隊員食堂 幹部食堂 便 所 休憩室 隊員浴場	ねずみ	配 餌	ワルファリン5g/m ²	備品、計器等の裏側等生息しやすい場所や、通路となる箇所へ器に入れて配置する。
			捕 獲	捕獲用粘着板 適宜	出没箇所に粘着板を配置する。
		こん虫等	残留噴霧	ペルメトリン5%水性乳剤 20倍液10cc/m ²	床面、備品、計器等の周囲等に、乳剤を全自動噴霧器により残留噴霧する。
			配 餌	ヒドラメチルン製剤 0.03g/m ²	机の下、シンクの下、備品、計器等の裏側等生息しやすい場所に配置する。
			空間噴霧	フェノトリン1%液化炭酸 99%2g/m ³	室内を密閉して、炭酸ガス製剤を空中噴霧する。
体 育 館	便 所 アリーナ 指導員室 2階トレーニング室 シャ-室	ねずみ	配 餌	ワルファリン5g/m ²	備品、計器等の裏側等生息しやすい場所や、通路となる箇所へ器に入れて配置する。
			捕 獲	捕獲用粘着板 適宜	出没箇所に粘着板を配置する。
		こん虫等	残留噴霧	ペルメトリン5%水性乳剤 20倍液10cc/m ²	床面、備品、計器等の周囲等に、乳剤を全自動噴霧器により残留噴霧する。
			配 餌	ヒドラメチルン製剤 0.03g/m ²	机の下、シンクの下、備品、計器等の裏側等生息しやすい場所に配置する。
			空間噴霧	フェノトリン1%液化炭酸 99%2g/m ³	室内を密閉して、炭酸ガス製剤を空中噴霧する。

防 除 場 所		対象	処理方法	使用薬剤・使用基準	作 業 方 法 等
体 育 館	倉 庫	ね ず み	配 餌	ワルファリン5g/m ²	備品、計器等の裏側等生息しやすい場所や、通路となる箇所へ器に入れて配置する。
			捕 獲	捕獲用粘着板 適宜	出沒箇所に粘着板を配置する。
		こ ん 虫 等	残留噴霧	コロピ® リホスチル10%乳 剤10倍液25cc/m ²	床面、備品、計器等の周囲等に、 乳剤を全自動噴霧器により残留噴 霧する。
			空間噴霧	フェノリン1%液化炭酸 99%2g/m ³	室内を密閉して、炭酸ガス製剤を 空中噴霧する。

特記事項

1 使用薬剤は上記を基準とするが、効果、特性等同等であるものの使用については、事前に監督官の許可を受けるものとする。

2 効果判定は、1 週間内に実施する。

(5) 定期防除報告書

定期防除報告書には、次の項目を記載するものとする。

日時、施行場所、防除対象、処理法、使用薬剤名・数量、使用物品名・数量

効果調査（日時・場所）調査対象、調査法（捕獲調査、喫食調査においては使用物品名）、結果
効果判定、その他

3 樹木等害虫防除作業

(1) 対 象 桜木等の害虫

(2) 実施時期 6～9月までの年3回を基準とする。

(3) 実施場所 駐屯地 東側 さくら・短大通り

範 囲	約120m(両側)
本 数	約 50本
高 さ	5～6m

防 除 場 所	対象	処理方法	使用薬剤・使用基準	作 業 方 法 等
さくら・短大通り	桜木	薬剤散布	スチオン5%水性乳剤 1000倍液1L/m ²	高圧動力噴霧器にて散布する

(4) 防除作業報告書

防除作業報告書には、次の項目を記載するものとする。

日時、場所、防除対象、処理法、薬剤名・数量、効果判定、その他

一般仕様書

- 1 件名
除害設備点検保守
- 2 場所
東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊十条駐屯地
- 3 業務範囲
陸上自衛隊十条駐屯地における、除害設備の点検保守を実施する。
- 4 一般共通事項
 - (1) 総則
ア この仕様書は、平成26～28年度除害設備点検保守に関する事項について規定する。
イ 請負業者は、陸上自衛隊十条駐屯地で従事させる作業員の身元、風紀、衛生、規律の維持に関し、一切の責任を負い、関係法令及び規律等を遵守するものとする。
 - (2) 現場代理人
ア 請負業者は、勤務員の中から現場代理人を選任するものとする。
イ 現場代理人の職務は、仕様書その他関係書類により、業務の目的・内容等を十分に理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。
 - (3) 勤務員
ア 請負業者は、除害設備点検保守に応じ、必要な知識及び技能を有する者を勤務させるものとする。
イ 官側は、勤務員の業務履行上、著しく不適格と明らかに認めらるものがあつた場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合、請負業者は業務に支障を来さないように必要な措置を取らなければならない。
 - (4) 実施工程
請負業者は、特記仕様書を基に工程表を作成し、監督官に提出するものとする。
 - (5) 保全上の措置
保全上、許可を受けていない場所への立ち入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立ち入りする必要がある場合は、監督官と調整し所定の手続きをするものとする。
なお、業務実施に伴い、知り得た情報等は決して外部に漏らしてはならない。漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとること。
 - (6) 安全上の措置
請負業者は、業務作業の不注意により建物等を破傷させた場合は、請負業者の責任において早急に現状復旧補修を実施すること。
- 6 提出書類
請負業者は、官側の指定期日までに、次の書類を提出するものとする。
 - ・現場代理人の選任（解任）届
 - ・勤務員の指定（取消）届
 - ・工程表
 - ・役務完了届
 - ・その他官側の指定するもの業務に関する申請及び提出書類は全て官側が示す規格様式により作成し、提出すること。
監督官から受けたデータ等は、全て監督官に返納すること。
- 7 写真撮影
本役務の写真は、施工前、施工中、施工後及び役務中の隠ぺいする箇所、材料搬入、主要な施工状況、その他監督官が指示する箇所を撮影して、A4サイズの写真帳等に整理し、検査前に1部提出すること。なお、デジタルカメラで撮影する場合は、130万画素数以上を使用すること。
- 8 疑義
仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義が生じた場合には、監督官と協議し、その指示を受けるものとする。

特記仕様書

1 目的

陸上自衛隊十条駐屯地における除害設備を専門的見地から、点検により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。

2 一般事項

本役務は、仕様書に記載されている事項のほか、「下水道法」、「下水道法施行令」及び「下水道法施行規則」、「東京都下水道条例」及び「東京都下水道条例施行規程」、「水質汚濁防止法」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」及び「同法に基づく厚生労働省告示」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに監督官の指示に従う。

3 点検設備

(1) 概要は次による。

設 備 名 称	規 格 及 び 能 力	設 置 場 所
厨房除害設備	神鋼パンテック(株)製 (現 神鋼ソリューション(株)) 1日処理量 82m ³ /日	庁舎B地下階機械室

(2) 細部設備は、別表による。

4 業務要領

(1) 除害設備の点検及び排水の検査を実施する。点検及び検査項目については付表による。

(2) 本役務は、各年度1回以上実施するものとし、9月を基準とする。

(3) 作業終了後、速やかに点検結果報告書を提出するとともに、異常があった場合は専門的見地により保守の措置を書面にて提出すること。なお、点検結果報告書の書式は官側の承認を受けること。

(4) 点検等作業終了後以降、不具合等の連絡を受けた場合は、速やかに調査・調整に来ること。

(5) 作業上の留意点

ア 作業を実施する際、除去物質の飛散、悪臭発散防止、消毒等に配慮する。

イ 作業の際には、火気に注意するとともに、事故防止に留意する。

ウ 作業に必要な消耗品等は、請負業者の負担とする。

エ 機械停止調整等は十分に余裕をもって行い、復旧後は完全に元の状態になっていることを確認する。

細部設備一覧表

	機 器 名 称	型 式 等	台数	機器制作者名
1	細目スクリーン	自動微細目スクリーン 3φ 200V 25W 揺揚速度3m/min 形式:CS-08	1	コミュニーターサービス (株)
2	調整槽ポンプ	新明和水中ポンプ 口径50mmφ 吐出量0.22m ³ /min 全揚程8.8 出力0.75KW 形式:CR501	2	エバラ製作所
3	汚水計量槽	堰式	1	神鋼パンテック (株)
4	反応槽	鋼板製円筒型 φ1100mm×H1220mm 容量0.87m ³	1	神鋼パンテック (株)
5	反応槽攪拌機	回転数295rpm 0.4KW HME-8003	1	阪和化工機 (株)
6	加圧浮上装置	鋼板製円筒型駆動式 槽寸法φ1400mm×1530mm 0.4KW CVVBMN05-4135DC-TL	1式	神鋼パンテック (株)
7	循環ポンプ	エバラ MS型多段階渦巻ポンプ 口径40φ 吐出量0.07m ³ /min 全揚程55m 出力3.7KW 形式:40MS653.7	2	荏原テクノサーブ (株)
8	コンプレッサー	0.4KWスーパーオイルフリーベビコン 空気量42L/min 圧力0.8MPa 出力0.4KW 形式:0.4LE-8T	2	(株) 日立産機システム
9	スカム搬出ポンプ	モーノポンプ 100mmφ×0.3~0.5m ³ /min×25mAq 7.5KW 形式:NE69PM	2	兵新装備 (株)
10	排水槽ポンプ	汚物用水中ノンクログポンプ 口径80mmφ 吐出量1.0m ³ /min 全揚程11m 出力3.7KW 形式:TOS80B43.7-51	2	(株) 鶴見製作所
11	ブロワー	新明和ヘリカルブロワ 口径65mmφ 風量2.7m ³ /min 出力3.7KW 形式:ARH65S	2	新明和工業 (株)
12	PAC貯留槽	PVC製角形鉄棒補強タンク 容量500L 500L鉄棒付PVCタンク	1	(株) タクミナ
13	PAC注入ポンプ	電磁定量ポンプ 4mmφ×38mL/min×10kgf/cm ² 16W EHB10VC200R1	2	(株) イワキ
14	凝集助剤貯留槽	PVC製角形鉄棒補強タンク 容量800L 800L鉄棒付PVCタンク	1	(株) タクミナ
15	凝集助剤注入ポンプ	ダイヤフラムポンプ 12mmφ×0.1L/min×10Kg/cm ² 0.2KW LK-22VHS-02	2	(株) イワキ
16	アルカリ剤貯留槽	PVC製角形鉄棒補強タンク 容量200L 200L鉄棒付PVCタンク	1	(株) タクミナ
17	アルカリ剤注入ポンプ	電磁定量ポンプ 4mmφ×38mL/min×10kgf/cm ² 16W EHB10VC200R1	2	(株) イワキ
18	油処理促進剤貯留槽	PE製タンク 容量50L CT-U50NR	1	(株) イワキ
19	油処理促進剤注入ポンプ	電磁定量ポンプ 4mmφ×38mL/min×10kgf/cm ² 20W EHN-B11VC1YT	1	(株) イワキ

厨房除害設備1/3

機器名称	点検項目・点検内容	備考
1 原水受入装置 (細目スクリーン)	(1) 細目スクリーンの点検 変形、腐食及び漏水等がないか点検する。 (2) スクリーンの清掃 詰まりの確認をし、ごみ汚れを除去する。 (3) 電流値の測定 規定値内であるか点検する。 (4) 絶縁抵抗の測定 規定値内であるか点検する。	
2 浮上処理設備 (計量槽) (反応槽) (加圧浮上槽) (滞留槽)	(1) 浮上処理設備の外観点検 腐食、損傷等がないか点検する。 (2) 計量槽の点検 正常に計量されているか点検する。 (3) 計量槽の内部点検及び清掃 内部に腐食、損傷及び詰まり等がないか点検し、清掃をする。 (4) 反応槽の点検 攪拌状態及び凝集状態を点検する。 (5) 反応槽の内部点検及び清掃 内部に腐食、損傷等がないか点検し、清掃をする。 (6) 薬注配管の点検 配管に詰まりがないか、亀裂等がないか点検する。 (7) 加圧浮上槽の点検 減速機が正常に作動しているか点検する。 (8) 加圧浮上槽スカムの点検・調整 浮上スカム量の確認、調整 (9) 加圧浮上槽の内部点検及び清掃 内部に腐食、損傷等がないか点検し、清掃をする。 (10) 滞留槽の点検・調整 圧力が正常か点検する。適正でなければ調整する。 (11) 処理水槽の点検 水位調節(ゲート)が正常に作動するか点検する。 (12) 処理水槽の内部点検及び清掃 内部に腐食、損傷等がないか点検し、清掃をする。 (13) 循環水量機器の点検 正常に作動しているか点検する。	
3 調整設備 (調整槽)	(1) 調整槽の点検 腐食、損傷等がないか点検する。 (2) ばっ気状態の点検・調整 ばっ気状況の確認、溶存酸素の測定 (3) 滞留時間の点検・調整 油処理促進剤の反応時間の調整	
4 排水設備 (排水槽)	(1) 排水槽の点検 腐食、損傷等がないか点検する。 (2) ばっ気状態の点検・調整 空気量及びばっ気状態を点検する。	
5 スカム貯留設備 (スカム貯留槽)	(1) スカム貯留槽の点検 腐食、損傷等がないか点検する。 (2) ばっ気状態の点検 空気量及びばっ気状態を点検する。	
6 薬注設備 (アルカリ剤タンク) (PACタンク) (凝集助剤タンク) (油処理促進剤タンク)	(1) タンクの状態点検 腐食、損傷、漏れ等がないか点検する。 (2) 付属設備の点検 腐食、損傷等がないか点検する。 (3) 注入量の点検・調節 反応槽のブロック状況の確認、注入量の調整。	
7 水中ポンプ類 (調整槽ポンプ) (排水槽ポンプ)	(1) 作動状態の点検・調整 作動状態を点検し、異常があれば調整する。 (2) 電流値の測定 規定値内であるか点検する。 (3) 絶縁抵抗の測定 規定値内であるか点検する。 (4) 揚水量の点検 規定値内であるか点検する。 (5) 吐出圧の測定 規定値内であるか点検する。	

厨房除害設備2/3

機器名称	点検項目・点検内容	備考
8 陸上ポンプ類 (スカム搬出ポンプ)	(1) 作動状態の点検・調整 作動状態を点検し、異常があれば調整する。 (2) 揚水量の点検 規定値内であるか点検する。 (3) 電流値の測定 規定値内であるか点検する。 (4) 絶縁抵抗の測定 規定値内であるか点検する。 (5) 吐出圧の測定 規定値内であるか点検する。 (6) グリス等の補充及びオイルの点検 規定値内であるか点検し、足りなければ補充する。	
9 薬注ポンプ類 (アルカリ剤注入ポンプ) (PAC注入ポンプ) (凝集助剤注入ポンプ) (油処理促進剤注入ポンプ)	(1) 作動状態の点検・調整 作動状態を点検し、異常があれば調整する。 (2) 電流値の測定 規定値内であるか点検する。 (3) 絶縁抵抗の測定 規定値内であるか点検する。	
10 ブロワ (調整槽ブロワ)	(1) 作動状態の点検・調整 作動状態を点検し、異常があれば調整する。 (2) 電流値の測定 規定値内であるか点検する。 (3) 絶縁抵抗の測定 規定値内であるか点検する。 (4) 送風量の点検 規定値内であるか点検する。 (5) 吐出圧の測定 規定値内であるか点検する。 (6) エアークリーナー点検及び清掃 正常に作動しているか点検及び清掃をする。 (7) グリス等の補充及びオイルの点検 規定値内であるか点検し、足りなければ補充する。 (8) Vベルトの点検 損傷、張り具合を点検し、異常があれば調整する。	
11 コンプレッサー	(1) 作動状態の点検・調整 作動状態を点検し、異常があれば調整する。 (2) 電流値の測定 規定値内であるか点検する。 (3) 絶縁抵抗の測定 規定値内であるか点検する。 (4) ドレンの点検 漏水等ないか点検する。 (5) 安全弁の点検 作動状態を点検する。	

厨房除害設備3/3

機器名称	点検項目・点検内容	備考
12 攪拌機類 (反応槽) (アルカリ剤タンク) (凝集助剤タンク)	(1) 作動状態の点検・調整 作動状態を点検し、異常があれば調整する。 (2) 電流値の測定 規定値内であるか点検する。 (3) 絶縁抵抗の測定 規定値内であるか点検する。 (4) グリス等の補充 規定値内であるか点検し、足りなければ補充する。 (5) Vベルトの点検及び交換 損傷、張り具合を点検し、異常があれば調整する。	
13 電磁弁	(1) 作動状態の点検・調整 正常に作動しているか点検し、異常があれば調整す	
14 フロート類 (調整槽) (排水槽) (スカム貯留槽)	(1) 作動状態の点検・調整 正常に作動しているか点検し、異常があれば調整す (2) 異物の除去・清掃 損傷等を点検し、汚れを除去する。	
15 pH計 (反応槽)	(1) 作動状態の点検 正常に作動しているか点検する。 (2) pH計の清掃及び校正 清掃を実施し、計器の校正 (pH値7及び4) を実施す (3) KCl溶液の補給 容量を確認し、足りなければ補充する。	
16 排出流量計	(1) 作動状態の点検・調整 正常に作動しているか点検し、異常があれば調整す (2) 記録計の点検 正常に作動しているか点検する。	
17 制御盤	(1) 作動状態の点検・調整 正常に作動しているか点検し、異常があれば調整す (2) 漏電遮断器の作動確認 (接点不良、異常音等の有無) 正常に作動するか点検する。 (3) 電流計、タイマー、リレー等の点検 正常に作動しているか点検する。	
18 水質分析	(1) 処理水が以下の項目について、東京都下水排水基準に適合しているか分析を行い、排水基準が記載された計量証明書を提出すること。なお、基準を下回った場合は適合するよう調整すること。 ・検査項目 (5項目) 『pH、BOD、COD、SS、n-ヘキサン抽出物質』	

仕 様 書

件 名

ごみ処理作業等役務

1 適用範囲

この仕様書は、十条駐屯地において発注するごみ処理作業等役務について定める。

2 作業場所

十条駐屯地塵芥処理場

3 役務内容

(1) 概要

- a 塵芥処理場の鍵の開閉
- b 「十条駐屯地正しいゴミの分け方」に基づく廃棄物の分別
- c 塵芥処理場の清掃及びこれに付随する作業
- d 分別・処理後の塵芥の、回収業者への引き渡し

(2) 作業の細部事項

- a 紙類ゴミ処理
 - (ア) 上質紙分別・圧縮作業
 - (イ) シュレッダー屑圧縮作業
 - (ウ) 可燃ゴミの片付け
- b 産業廃棄物処理
 - (ア) プラスチック類分別作業
 - (イ) ガラス・金属類等分別作業
- c 再生利用物関係
 - (ア) 新聞、雑誌、ダンボール類分別・梱包作業
 - (イ) 缶類分別作業
- d その他
 - (ア) 生ゴミ類分別・密閉
 - (イ) 諸設備（機械類）清掃
 - (ウ) 塵芥集積所清掃・翌日準備作業
- e 作業日時関係
 - (ア) 平成26年4月1日～平成29年3月31日
 - 月・水・金曜日 1245～1430 (1時間45分)
 - 火・木曜日 1245～1415 (1時間30分)
 - (イ) 休日 毎週土・日曜日、祝日のほか別に示す日（年末年始等）

(3) 官側において負担する事項

- a 作業において必要な掃除機・清掃用具等
(作業服・安全靴については除く)
- b 作業の実施に必要な光熱水料

4 検査

毎日、役務終了後官側の検査を受け確認印を受けるものとする。

5 保全

指定された施設及び経路以外に立ち入ることを禁止する。なお、作業実施に伴い知り得た情報等は決して外部に漏洩してはならない。

6 安全配慮義務

作業に際しては、人身及び施設に事故が発生しないよう万全の措置を講じ、安全に配慮しなければならない。

7 損害賠償

作業に伴い施設等に損害を与えた場合には業者側においてこれを賠償する責めに任ずる。

8 その他

(1) 作業日時は予定であり、官側の都合により変更の可能性がある。

(2) 2ヶ月に一度、偶数月及び5月に設定している塵芥処理場保守点検日については勤務を要しない。
点検日については事前連絡による。

(3) 本仕様書に定めない事項で疑義を生じた場合は、速やかに官側と協議を行う。

1 件 名 樹 木 剪 定 役 務
 2 場 所 東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内
 3 業務範囲

- (1) 対象樹木は別表による。
- (2) 対象樹木の配置は、別図による。
- (3) 樹木剪定の時期は監督官の指示による。

4 一般共通事項

- (1) 本役務は、樹幹の統一及び風害等による対象樹木の倒木を防ぐことを目的とする。
- (2) 剪定に必要な機材及び消耗品類は、すべて請負者の負担とする。
- (3) 剪定に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって誠実にこれを励行し、監督官の指示に従うものとする。
- (4) 倒木のおそれがある枯木については監督官の許可を得て、地面高さで伐採する。
- (5) 現場代理人
 - ア 請負者は、勤務員の中から現場代理人を選任するものとする。
 - イ 現場代理人の職務は、仕様書その他関係書類により、業務の目的・内容等を十分理解して職務を実施するとともに、監督官との連絡及び調整を行うものとする。
- (6) 勤務員
 - ア 請負者は、樹木の特性等必要な知識及び技能を有する者を勤務させるものとする。
 - イ 監督官は、勤務員の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められるものがあつた場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合、請負者は、業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。
- (7) 実施工程

請負者は、剪定作業の実施工程表を作成し、監督官に提出するものとする。
- (8) 請負者は、勤務員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、請負者の責任において復旧補修を実施するものとする。
- (9) 保全上、許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。
 なお、業務の実施に伴い、知り得た情報等は、決して外部に漏らしてはならない。
- (10) 安全管理

請負者は、樹木剪定に際し、勤務員の落下防止に努めるとともに、作業スペースを明確にし通行者等の安全確保にも努めなければならない。

5 提出書類

請負者は、監督官の指定期日までに、次の書類を提出するものとする。

- ・現場代理人の選任（解任）届
- ・勤務員の指定（取消）届
- ・工程表
- ・役務完了届
- ・その他監督官の指定するもの

業務に関する申請及び提出書類は全て監督官で示す規格様式により作成し、A4ファイルにより提出すること。
 (CD-R等にて提出)

監督官より提示されたデータは全て監督官に返納すること。

関連した情報が漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとる。

6 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真（カラーサービス版）1部を原板（ネガ又は電子記録媒体）とともに工程順に工事写真帳（A4版）及びネガ帳（A4版）に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。
 電子記録媒体（CD-R等）で提出する場合は、下記のとおりとする。

総画素数 130万画素数以上

ファイル形式 JPEG

施工写真はカラーサービス版に印刷すること。

7 発生樹木等処分

剪定により発生した樹木等は、場外搬出処分とし、合規適正に処分すること。

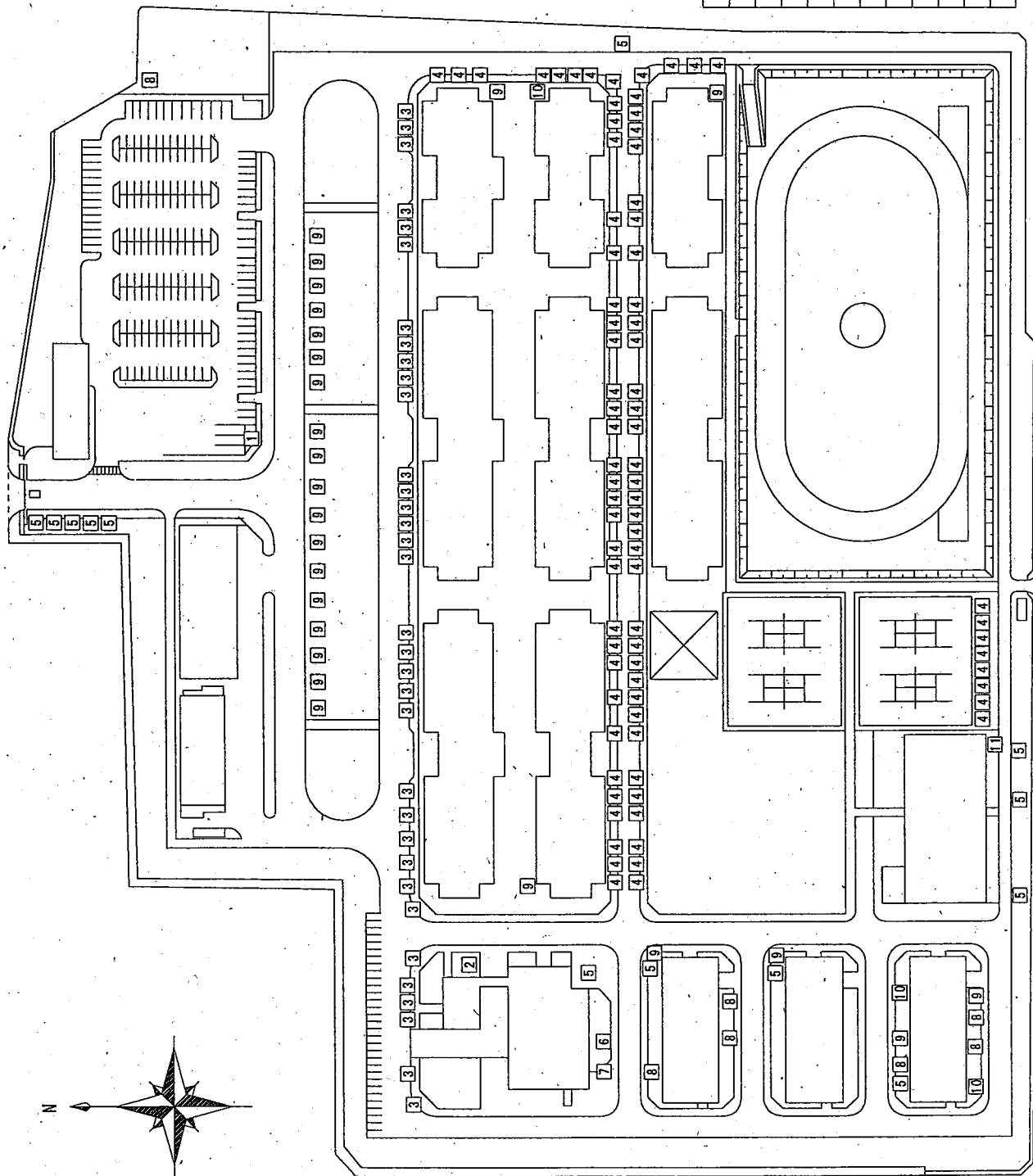
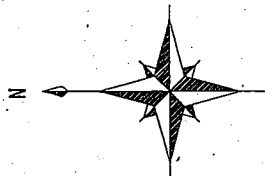
8 保証事項

剪定に起因し、樹木の枯れ等が発生した場合は、請負者の責任において保証を行うものとする。

9 疑 義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官と協議し、その指示を受けるものとする。

役務件名	樹 木 剪 定 役 務	図面番号	1/2
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			



別表 対象樹木一覧

番号	樹種	形状寸法	数量(本)	剪定回数
1	クロマツ	高さ2.0m × 葉張り3.5m	1	1年/回
2	五葉マツ	高さ2.0m × 葉張り2.0m	1	1年/回
3	ユリノキ	幹周り 30cm ~ 59cm	34	
4	ブラタナス	幹周り 30cm ~ 59cm	82	
5	クスノキ	幹周り 30cm ~ 59cm	13	
6	クスギ		1	
7	イヌシデ		1	
8	アラカシ		7	3年/回
9	ケヤキ		25	
10	シラカシ		3	
11	ニレ		1	

図面番号	2/2
樹木配置図	樹木配置図
縮尺	S=1/1500

樹木配置図 S=1/1500

特記仕様書

- 6 特記事項
(1) 本点検保守は年間保守契約とし、緊急故障時には必要な措置を実施するとともに原因を速やかに究明するものとする。また、点検周期は年6回とする。
(2) 点検保守完了後、本仕様書に基づき点検報告書を作成し、監督職員に1部提出する。

7 対象設備一覧表

設備名	型式	規格	数量	設置場所	備考
コンパクタ本体	富士重工業(株) 型式: LCO368 方式: 油圧シリンダ 最大推力: 13,000kg 理論処理量: 27m ³ /h		1台		
反転投入装置	方式: チェーン駆動リフト式 能力: 200kg(コレクタ重量含む) 昇降速度: 95mm/sec		1台		
油圧ユニット	最大圧力: 110kg/cm ² タンク容量: 120ℓ		1台		
制御操作盤	型式: 自立式、防塵型 制御電圧: DC24V		1台		
コンテナ移動装置	方式: 移動台方式 最大移動荷重: 6,000kg 移動速度: 約4m/min		1式	警衛所 廃棄物保管庫	
クローズドコンテナ	富士重工業(株) フジマイティ LCC-081 型式: クローズドタイプ 容量: 8m ³		2台		
オープンコンテナ	型式: 天井開放式 容量: 8m ³		1台		
圧プレス機	太陽鉄鋼(株) カンベコプレス CP-17N3型 方式: 油圧シリンダ 処理能力: 約370kg/時		1台		
故紙梱包機	HSM 75VL 方式: 油圧圧縮式 最大梱包寸法: 900×600×550mm 処理能力: 4～8個/h		1台		

件名 廃棄物処理装置点検保守

図名 特記仕様書

縮尺

作成年月日 平成25年8月1日 図面番号 1/5

陸上自衛隊補給統制本部 総務部 管理課

- 1 件名: 廃棄物処理装置点検保守
- 2 場所: 東京都北区十条台1丁目5-70
陸上自衛隊十条駐屯地
- 3 概要: 廃棄物処理装置×1式の点検保守及び部品交換
- 4 期間: 平成26年 4月 1日 ~ 平成29年 3月31日
- 5 一般事項
(1) 本点検保守は、本特記仕様書によるほか関連建築安全センター発行の「建築業全業共通仕様書」現行版により実施する。
(2) 本点検保守に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
(3) 本点検保守に必要な工具・計測機器等の器材及び消耗部品・材料・油類等は受注者の負担とする。
(4) 本点検保守の内容に、監査が生じた場合は、監督職員と協議する。
(5) 本点検保守に際して書面を提出する場合の書式(必要部数を含む。)は監督職員の指示による。また、業務の実施に先立ち、実施体制・実施工程・業務を通正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、監督職員の承認を受ける。
(6) 本点検保守の実施にあたり、関係法令等を遵守し業務の円滑な遂行を図る。
(7) 受注者は、現場代理人を定め監督職員に届け出る。また、現場代理人を変更する場合も同様とする。
(8) 本点検保守に伴い、関係のない場所及び室内への出入りは禁止する。
(9) 本点検保守の実施にあたり危険防止に必要な場所及び箇所を監督官に報告し、安全処置をこうじ、事故発生を防止する。また、火気を使用する場合は、必要な手続を行い、許可を受けた後使用する。
(10) 現場代理人及び業務作業者は、保守点検の内容に応じ必要な知識、経験及び技能を有するものとする。
(11) 本点検保守に際し、取り合い及び技術的に当然すべき事項については、該業務者の責任において実施する。
(12) 本点検保守に際し、施設に損傷を与えた場合は延滞なく監督官に報告すると共に、監督官の指示に基づき、該業務者の責任において現状に復旧するものとする。
(13) 本点検保守に伴う発生材のうち引渡しを要するものは、監督職員の指示を受けた場所整理に整理する。
(14) 監督官に引渡しを要するものと指定されたもの以外のものは、廃棄物処理法等に定めるところにより適切に処理し、監督職員に報告するとともに産業廃棄物管理票(マニフェスト)を提出する。
(15) 本点検保守の受渡は、施工前、施工中、完了後及び隠ぺい箇所、材料検査、主要な工事段階毎、その他監督官の指示する箇所を撮影し、写真(カラー・サイズ版)1部を原簿(ネガ及び電子記憶媒体)と共に工程順に写真帳(A4版)に整理し検査前に1部提出する。
(16) 電子記憶媒体で提出する場合は、130万画素以上・JPEG形式とする。
(17) 検査官の検査を受ける場合は、あらかじめ監督職員の指示した必要書類を提出し、監督職員の点検を受ける。
(18) 本点検保守の範囲は次のとおりとする。
ア 機器の埃除去等の清掃
イ 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
ウ 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
エ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
オ 次に示す消耗部品の交換又は補充
(ア) 潤滑油、グリス、充填油等
(イ) ランプ類、ヒューズ類
(ウ) バックギン、ガスケット、Oリング類
(エ) 精製水
カ 接触部分、回転部分等への注油
キ 軽微な損傷がある場合の補修
ク 塗装(タタペイント)
ケ その他これらに類する軽微な作業
(17) 本点検保守の結果、対象部分の脱落、落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部品・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、応急措置を講じるとともに、速やかに監督職員に報告する。

8 点検内容
(1) コンバクタ

点検項目	点検内容	備考
1 コンバクタ本体	① フレームの亀裂・変形の有無、アンカーボルトの締付状態を確認する。 ② 本体周りの塗装状態（発錆、傷の有無）を確認する。 ③ 点検フタ・掃除口フタの開閉状態を確認する。 ④ ラムシリンダの油漏れの有無、取付部（トラニオン）の締付状態を確認する。 ⑤ ラムシリンダローロッドのクレビス回り止めの緩みの有無を確認する。 ⑥ ラムパネルの動作状態を確認する。 ⑦ A・C点リミットスイッチの動作・取付を確認する。 ⑧ B点光電センサーの動作を確認し、レンズを清掃する。 ⑨ 内蓋ピンシリンダの動作を確認する。 ⑩ 内蓋フックシリンダの動作を確認する。 ⑪ コンバクタ内の給脂状態を確認する。 ⑫ 回轉シリンダの動作を確認する。 ⑬ 引寄せシリンダの動作を確認する。 ⑭ 引寄せフックシリンダの動作を確認する。 ⑮ 各シリンダ及び継手部の油漏れの有無を確認する。 ⑯ 回轉・引寄せ装置の給脂状態を確認する。 ⑰ 回轉装置フック組立の開閉状態を確認する。 ⑱ ケーブルベアの動作を確認する。 ⑲ スベリ板の割れ、磨耗の有無、ラム上面との隙を確認する。 ⑳ ワイパの割れ、変形の有無を確認する。 ㉑ コンバクタ前面のラバーシールの割れ等を確認する。 ㉒ 操作押釦スイッチの動作及び外観を確認する。 ㉓ リフト機構の動作・異常の有無を確認する。 ㉔ トルクリミッタの精度を確認する。 ㉕ モーター・減速機の取付を確認する。 ㉖ Vベルトの磨耗・張り具合を確認する。 ㉗ 昇降チェーンの張り具合・給油を確認する。 ㉘ 非常停止押釦スイッチの動作を確認する。 ㉙ 上・下限リミットスイッチの動作・取付を確認する。 ㉚ 安全センサーの動作を確認する。 ㉛ リンク装置の変形・ガタの有無、給油を確認する。 ㉜ 作動油の量、変色度を確認する。 ㉝ モーター・油圧ポンプの動作・異常の有無を確認する。 ㉞ 油圧ポンプの油漏れを確認する。 ㉟ バルブの動作、ランプ点灯の有無を確認する。 ㊱ 油圧（リリーフ圧・ラム押込み圧）を確認する。 ㊲ 制御盤の外周（発錆、有害な凹み等）を確認する。 ㊳ 操作押釦スイッチの動作を確認する。 ㊴ 自動運転の動作を確認する。 ㊵ 手動操作による動作を確認する。 ㊶ グラフィック表示ランプの表示の有無、球切れを確認する。 ㊷ 非常停止押釦スイッチ・リセットの押釦スイッチの動作を確認する。 ㊸ 制御盤内の機器部品、配線の取付状況及び緩みを確認する。	
2 反転投入装置		
3 油圧ユニット		
4 制御操作盤		

点検項目	点検内容	備考
5 コンテナ移動装置	① 横移動駆動部の取付、給脂、ボルト緩みの有無を確認する。 ② 横移動チェーンの回転状態（遊び、異音、変形、給脂）を確認する。 ③ 横移動シリンダの異常、油漏れ及び取付状態を確認する。 ④ 横移動台車の定位置センサーの動作及びカムフォロアの状態を確認する。 ⑤ 安全センサーの動作を確認し、レンズを清掃する。 ⑥ 縦移動チェーンの回転状態（遊び、異音、変形、給脂）を確認する。 ⑦ 縦移動固定コロコンの給脂、回転状態を確認する。 ⑧ 昇降装置シリンダの動作、異常、油漏れを確認する。 ⑨ 縦移動駆動部の取付、給脂、ボルト緩みの有無を確認する。 ⑩ 縦移動のコンテナ定位置センサーの動作を確認する。 ⑪ 架台及び部品取付部の給脂、ボルト緩みの有無を確認する。 ⑫ 外周りの状態（有害な発錆、凹み、割れ、穴）を確認する。 ⑬ リヤ扉の固定装置の動作を確認する。 ⑭ 手動ロック装置の動作及び給脂状態を確認する。 ⑮ 内蓋のピン出入動作を確認し、ピンプロックの清掃を実施する。 ⑯ 車輪の取付、変形の有無、給脂を確認する。 ⑰ ラバーシールの汚水漏れの有無及び老朽度合いを確認する。 ⑱ シートカバーの破れ、損傷の状況を確認する。	
6 コンテナ (クローズド・オープン)		

件名 廃棄物処理装置点検保守

図名 特記仕様書

縮尺 作成年月日 平成25年8月1日 図面番号 2/5

陸上自衛隊補給統制本部 総務部 管理課

9 部品交換 (官給品支給)

- (1) 整備にあたっては、当該製造会社の修理又は整備書等に基づき実施する。
(2) 交換部品一覧表 (平成 26 年度)

対 象	設 備	品 名	規 格	等 数	量 備 考
コンバクタ本体		反転投入装置 駆動部Vベルト	1L37077-22		2本
		" 昇降用モーター	1L37077-57 (0.75kW 逆端子)		1基
		" 減速機	4W430008-903		1基
		" パケット上取下限検出スイッチ	1W530001-3		2個
		コンテナ移動装置 横移動台車車輪	2L36003-5 (4車輪×2基)		8個
		" 横移動チャエイン	3L36066		2式
		" Bエリアコンテナ検出センサ	1W500016-2 (光電センサ)		1個
		" 入庫入検出安全センサ	2L57050-7 (光電センサ)		1式
		" Bエリア昇降検出センサ	2L57050-7 (磁気式)		2式
		知-ズ'ド'コ'フ' コンテナラバーシール	3L13411-075 (1台当たり1本)		2本
		" リアゲートロック用ジヤッキ	1L17115-16 (1台当たり2基)		4基

(2) 点検機

点 検 項 目	点 検 内 容	備 考
1 本体	① 外観に有害な変形、傷等の有無を確認する。 ② 扉、ハンドルが円滑に動くことを確認する。 ③ ロック機構の可動部分の作動状況を確認する。 ④ 各ボルト、ビス等の弛み、損傷、欠品を確認する。 ⑤ 油圧ホース・配管の漏れ、キズ、老朽化、変形を確認する。	
2 油圧関係	① 作動油の量、変色度を確認する。 ② 油圧シリンダーの油漏れ、ロックの損傷を確認する。 ③ 配線端子の弛みの有無を確認する。	
3 電気関係	① 外観の異常、焼損等の有無を確認する。 ② 扉のインタナローロックを確認する。 ③ 各表示灯の点灯、球切れ、弛みを確認する。 ④ 各押ボタンスイッチの作動を確認する。 ⑤ 各押ボタンスイッチの作動を確認する。 ⑥ 上昇端検知リミットスイッチの作動を確認する。	

(3) 故障梱包機

点 検 項 目	点 検 内 容	備 考
1 本体	① 外観に有害な変形、傷等の有無を確認する。 ② 扉、ハンドルが円滑に動くことを確認する。 ③ ロック機構の可動部分の作動状況を確認する。 ④ アジャストメントサイドの消耗具合を確認・調整する。	
2 油圧関係	① シリンダー油圧ホース・配管の漏れ、キズ、老朽化、変形を確認する。 ② 作動油の量、変色度を確認する。 ③ エアフィルター等の汚れ及び通気性を確認する。	
3 電気関係	① 配線端子の弛みの有無を確認する。 ② 外観の異常、焼損等の有無を確認する。	
4 作動関係	③ 扉のインタナローロックを確認する。 ① プレスラムの作動を確認する。 ② 上昇第2ボタンの作動を確認する。	
5 表示ランプ	③ モーター、油圧ポンプの異音及び発熱を確認する。 ① 各表示灯の点灯、球切れ、弛みを確認する。	

件 名 廃棄物処理装置点検保守

国 名 特記は様書

縮 尺 作成年月日 平成 25 年 8 月 1 日 図 面 番 号 3 / 5

陸上自衛隊補給統制本部 総務部 管理課

(3) 交換部品一覧表 (平成 27 年度)

対象設備	品名	規格	数量	備考
コンパクタ本体	全面ラバーシール	2L34240-903-905	1 式	
	ワイパーブレード	3L3446-005	1 枚	
	油圧シリンダー 内装ピストンシリンダー	CA-00568-B-X	2 本	
	" 内装フックシリンダー	CA-X2155-B-X	1 本	
	" 引寄せシリンダー	CA-00096-H-X	1 本	
	" 固縛シリンダー	CA-00097-H-X	1 本	
	" 引寄せフックシリンダー	C-1095-00	1 本	
	ケーブルペア	TKS070	1 基	
	ラム A 点センサー	1W51002-42	1 個	
	ラム B 点センサー	1W51002-7	2 式	
	ラム C 点センサー	1W51002-42	1 個	
	コンテナ移動装置 B 型 7 昇降シリンダー	80000-49600-01	4 本	

(4) 交換部品一覧表 (平成 28 年度)

対象設備	品名	規格	数量	備考
コンパクタ本体	スベリ板 (上前・上後・下前・下後)	4L34280.4L34282.3L34481	1 式	
	油圧装置 油圧ユニット	2L45164	1 基	
	作動油 (20L 缶)	VG46	7 缶	

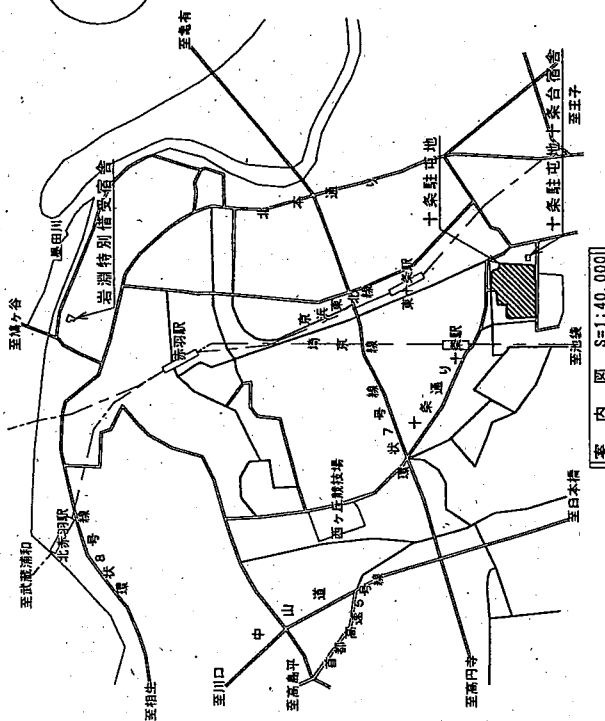
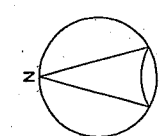
(2) 整備完了後、試運転及び機器調整を実施し設備が異常なく機能することを確認する。

件名 廃棄物処理装置点検保守

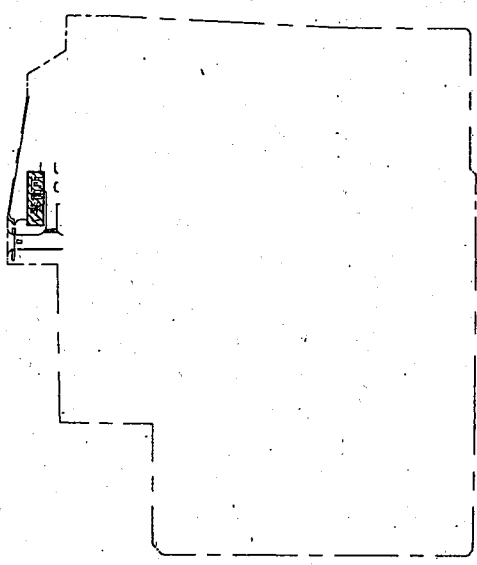
図名 特記仕様書

縮尺 作成年月日 平成 25 年 8 月 1 日 図面番号 4 / 5

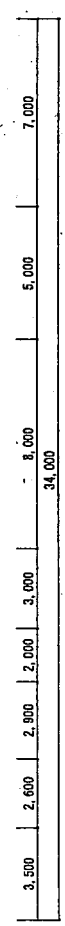
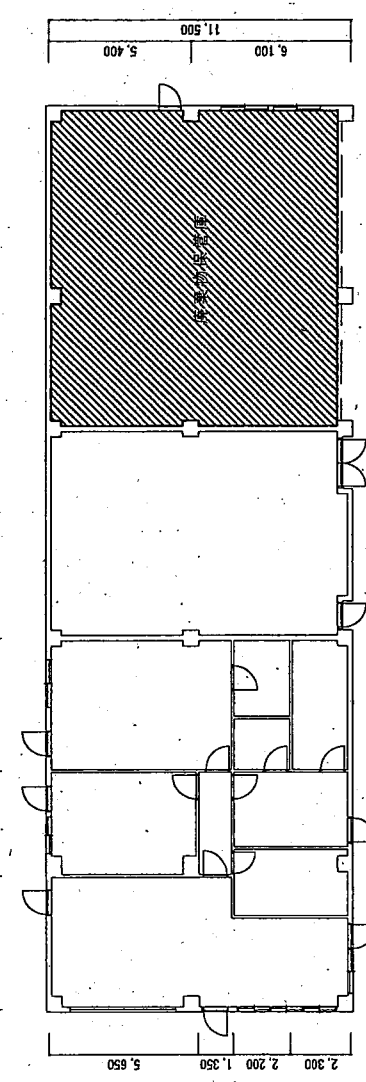
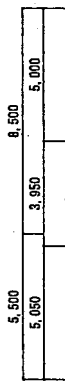
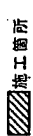
陸上自衛隊補給統制本部 総務部 管理課



案内図 S=1:40,000



配置図 S=1:4,000



件名	廃棄物処理装置設置点検保守			
図名	案内図・配置図	警衛所平面図		
縮尺	示図	作成年月日	平成25年8月1日	図面番号 5/5
		監上自衛隊補給本部	総務部	管理課

警衛所平面図 S=1:200

仕様書

- 1 件 名 駐屯地紙細断機保守点検
- 2 場 所 東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内
- 3 業務概要
紙細断機保守点検(大型1台・中型2台・小型2台)

共通仕様書

- 1 保守点検設備 駐屯地紙細断機保守点検

(1) 概 要

機 器 呼 称	設 備 内 容	場 所
紙細断機(大型)	型 式:HS4000(ナカバヤシ株式会社製) 細断方式:パーティクルカット(5.8×50mm) 細断本体:W1160×D1650×H1570 425kg	警衛所 廃棄物処理場
紙細断機(中型)	型 式:X506SPH(ナカバヤシ株式会社製) 細断方式:ダブルカット(約3×14mm) 細断本体:W500×D500×H900 約97kg	
紙細断機(小型)	型 式:No.30434(株式会社ダーレー・ジェーピーエヌ製) 細断方式:クロスカット(d1.0×e4.7mm) 細断本体:W530×D480×H860 約59kg	

(2) 駐屯地案内・配置図等は付図1による。

(3) 保守点検内容等は、付表1～付表3による。

2 総 則

本役務は、共通仕様書に記載してある事項のほか、特記仕様書及び(財)建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示による。

3 目 的

本仕様書は、建築設備等の交換等の業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

4 適用範囲

本仕様書は、当該役務に該当する事項のみ適用する。

役務件名	駐 屯 地 紙 細 断 機 保 守 点 検	図面番号	1/7
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

5 受注者の負担の範囲

- (1)業務の実施に必要な最小限の電気、ガス、水道等の光熱水料は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
- (2)交換に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

6 諸法規の遵守

受託者は、当該役務に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。

7 業務作業者

- (1)業務作業者は、本役務の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (2)法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。
- (3)官側は、業務作業者の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合は、受託者は業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。

8 総括責任者

- (1)受託者は、業務作業者の中から総括責任者を選任するものとする。
- (2)総括責任者の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

9 業務計画書

受託者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を官側に提出し協議する。

10 安全管理

- (1)業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
- (2)作業員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、受託者の責任において復旧補修を実施するものとする。

11 保全上の措置

許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し、所定の手続きをするものとする。

12 関連業務との調整

本業務とは契約外ではあっても、関連する業務については、相互で調整を図るものとする。

13 完了検査等

- (1)交換後試運転等の結果を報告書に記入し、業務終了後、速やかに官側に提出するものとする。なお、報告書書式については、官側と協議する。
- (2)業務が終了した場合は、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとする。

14 提出書類

- (1)受託者は、官側の指定期日までに次の書類を提出するものとする。

- ア 業務計画書
- イ 総括責任者の選任(解任)届
- ウ 勤務員の指定(取消)届
- エ 役務完了届
- オ その他官側の指定するもの

15 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真(カラーサービス版)1部を工程順に工事写真帳(A4版)に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。

16 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官及び官側と協議し、その指示を受けるものとする。

役務件名	駐屯地紙細断機保守点検	図面番号	2/7
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

16 疑 義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官及び官側と協議し、その指示を受けるものとする。

17 一般事項

- (1) 電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定、電気通信事業法、人事院規則及び労働安全衛生規則を遵守して、適正にその点検及び保守を行うものとする。
- (2) 電気設備の点検及び保守は、原則として停電させて安全な状態で作業を行うものとし、やむを得ず活線状態状態で作業するときは、絶縁用防具、保護具等を用いて行うものとする。
- (3) 機器停止調整等は、十分余裕をもって行い、復旧後は、完全に元の状態になっていることを確認する。
- (4) 本役務を実施する上で必要な機器等の清掃及び片付けに伴う機器周辺等の清掃を行うものとする。

役務件名	駐 屯 地 紙 細 断 機 保 守 点 検	図面番号	3/7
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

(3)保守点検項目

ア 紙細断機(小型)

保守点検項目	点検内容	点検方法	備 考
1 モーター部の振動、異音	潤滑油量、劣化度	目視等	
2 カッター、刃の損耗、欠落、損傷、紙詰まり	摩擦度、オイル注油	目視、カット状況、注油作業等	
3 ストリッパー部の変形	摩擦度、オイル注油	目視、注油作業等	
4 駆動ギア部の摩耗、グリス注油	摩擦度、オイル注油	目視、注油作業等	
5 ギヤカバー軸受け、増締め、グリス注油	摩擦度、オイル注油	目視、注油作業等	
6 ベアリング部摩耗、オイル注入	摩擦度、オイル注油	目視、注油作業等	
7 ボルト、ビス類、カッターブロック、サイドフレーム	緩み、増締め	目視	
8 内部清掃、紙詰まり、紙粉	紙詰まり、内部清掃	目視、清掃作業	
9 操作スイッチ、ランプ切れ	点灯の有無	目視、信号チェック、調整作業	
10 投入センサー、損傷ズレ、緩み	損傷及びズレの有無	目視、信号チェック、調整作業	
11 ドアセンサー、損傷、ズレ、緩み	損傷及びズレの有無	目視、信号チェック、調整作業	
12 満杯センサー、損傷ズレ、緩み	損傷及びズレの有無	目視、信号チェック、調整作業	
13 回転センサー、損傷、ズレ、緩み	損傷及びズレの有無	目視、信号チェック、調整作業	
14 端子台、結線緩み、増締め	緩み、増締め	目視、信号チェック、調整作業	
15 PCボード部配線チェック	配線状況	目視、信号チェック、調整作業	
16 モーター部電流、無負荷、負荷	作動状況	信号チェック	

役務件名	駐 屯 地 紙 細 断 機 保 守 点 検	図面番号	4/7
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

イ 紙細断機(中型)

項目	項目内容	点検箇所	備 考
駆動部	1 モーター(580W)	振動、異音、損傷のチェック	
	2 ファンモーター、ファン	振動、異音、損傷のチェック	
	3 カッター(ヌードルカット)	刃の損耗、欠落、損傷、紙詰まり	
	4 カッター(スパイラルカット)	刃の損耗、欠落、損傷、紙詰まり	
	5 フラットカッター	刃の摩耗、欠落、損傷	
	6 仕切板	摩耗、変形、損傷	
	7 駆動ギア	摩耗、損傷、グリス給油	
	8 ギアカバー、軸受フレーム	変形、損傷	
	9 ベアリング	摩耗、オイル注入	
	10 ボルト・ビス類	軸受け、カッター(各フレーム止め)	
	11 内部清掃	紙詰まり、紙粉	
制御盤	1 操作スイッチ	損傷、ズレ、緩み	
	2 投入センサー	損傷、ズレ、緩み	
	3 ドアセンサー	損傷、ズレ、緩み	
	4 満杯センサー	損傷、ズレ、緩み	
	5 回転センサー	損傷、ズレ、緩み	
	6 端子台	結線緩み、増締め	
	7 PCボード	配線チェック	
	8 モーター電流	無負荷、負荷	
その他	1 サーキットブレーカー	保守点検時に交換×1個	

役務件名	駐屯地紙細断機保守点検	図面番号	5/7
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

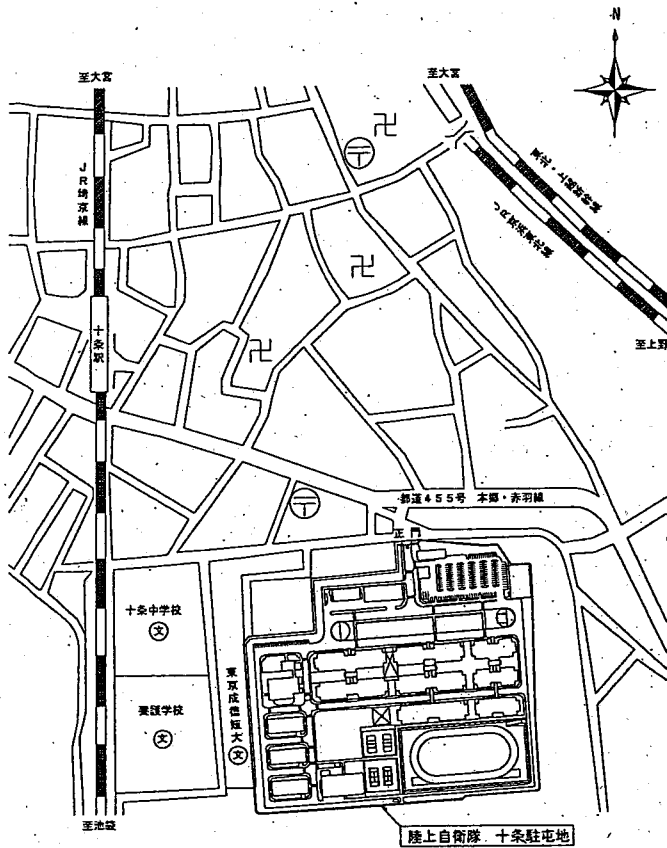
ウ 紙細断機(大型)

項目	項目内容	点検箇所	備 考
駆動部	1 モーター 2 カッター 3 チェーン 4 スプロケット 5 投入コンベアー 6 駆動ギア 7 ベアリング、シール 8 ボルト、ビス類 9 ドライブシャフト 10 テンションローラー 11 チェーンテンショナー 12 ダウエルピン 13 内部清掃 14 その他	振動、異音、損傷のチェック 刃の損耗、欠落、損傷、オイル 緩み、摩耗、損傷、グリース 摩耗、損傷、グリース 損傷、張りの程度 摩耗、損傷、グリース 摩耗、オイル注入 緩み、増締め 摩耗、偏芯 摩耗、偏芯 摩耗、張り 変形、折損 詰まり、紙粉 詰まり、紙粉	
制御部	1 操作スイッチ 2 安全センサー 3 回転センサー 4 コンダクター 5 端子台 6 PCボード 7 モーター電流	損傷、ズレ、緩み 損傷、接続状況 損傷、ズレ、緩み 接点摩耗 結線緩み、増締め ヒューズ、配線チェック 無負荷、負荷	
シール部	1 ストリッピングデバイス 2 クランピングプレート 3 皿ビス	摩耗、変形 変形 緩み、変形	
その他	1 ブラシユニット	保守点検時に交換×1セット	

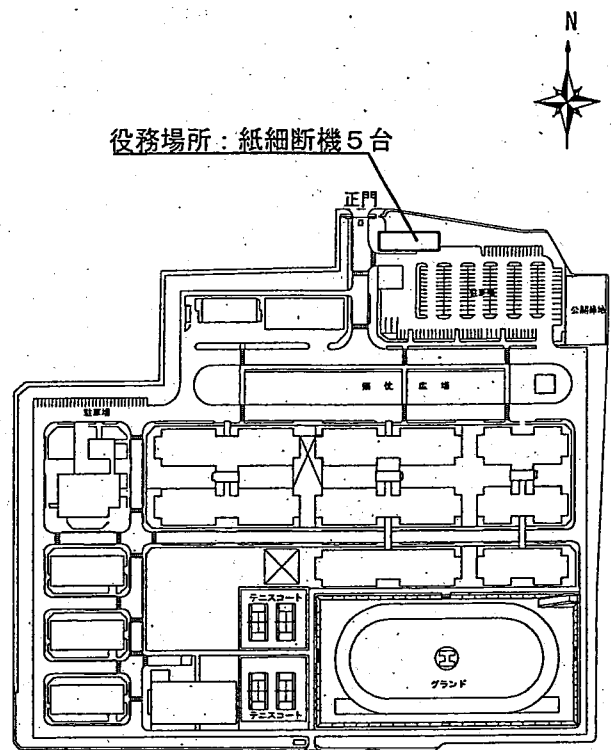
2 その他

- (1) 作業時期及び時間帯においては、監督官と十分に調整後実施する。
 (2) 引渡を要する発生材は、金属類とし、監督官の指示する構内場所に搬入する。

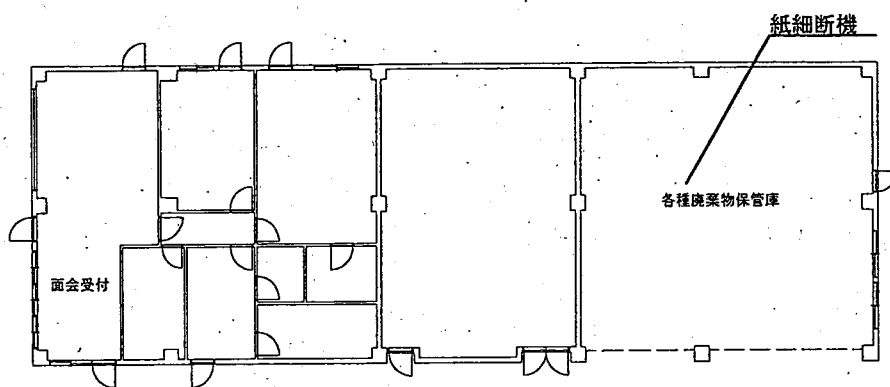
役務件名	駐 屯 地 紙 細 断 機 保 守 点 検	図面番号	6/7
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			



案内配置図 S=1/10000



駐屯地配置図 S=1/5000



警衛所平面図 S=1/300

役務件名	駐屯地紙細断機保守点検	図面番号	7/7
種別	図示による	縮尺	図示
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

仕 様 書

- 1 件 名 庁舎等清掃役務
- 2 場 所 東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内
- 3 業務範囲 十条駐屯地における庁舎A、庁舎B、庁舎C、体育館及び南門警衛所の清掃業務を行う。
- 4 期 間 平成26年 4月 1日 ～ 平成29年 3月31日

5 一般共通事項

- (1) この共通仕様書は、建築物の清掃業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。
- (2) 本役務は、この仕様書に記載されている清掃内容のほか、(財)建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」を準用し、行う。
- (3) 清掃の実施要領、規模(清掃面積集計表)等は、別冊による。
- (4) 清掃に必要な機材(自在箒、フロアダスター、真空式掃除機、床磨き機等)、資材(洗浄用洗剤、剥離洗剤、樹脂床維持剤、パッド、雑巾・ゴミ袋等)の消耗品類は、すべて請負業者の負担とする。
- (5) 使用する資機材は、品質良好、清潔かつ最適なものを使用するものとし、また、清掃場所に応じたものを使用する。
- (6) 清掃するに当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって誠実にこれを励行し、監督官の指示に従うものとする。
- (7) 清掃に必要な電気、水道、消毒液等は、特記に示す以外は官側の負担とする。
- (8) 請負業者は、駐屯地内で従事させる勤務員の身元、風紀、衛生、規律の維持に関し一切の責任を負い、関係法令、規則等を遵守する。
- (9) 賓客等の来庁予定がある場合は、特別清掃とし、細部は監督官の指示に従うものとする。

(10) 勤務員

ア 勤務員は、清掃の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

イ 官側は、勤務員の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められるものがあつた場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合、請負業者は、業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。

(11) 現場代理人

ア 請負業者は、勤務員の中から現場代理人を選任する。

イ 現場代理人の職務は、仕様書その他関係書類により、業務の目的・内容等を十分理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

(12) 実施工程

請負業者は、清掃作業の実施工程表を作成し、監督官に提出する。

(13) 請負業者は、休憩所及び機器類の置き場については、官側から提供を受け使用する。

(14) 請負業者は、勤務員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、請負業者の責任において復旧補修を実施する。

(15) 保全上、許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りをする必要が生じた場合は、監督官と調整し、所定の立入手続をする。

なお、業務の実施に伴い、知り得た情報等は、決して外部に漏らしてはならない。

6 提出書類

請負業者は、官側の指定期日までに次の書類を提出する。

・勤務員の指定届 ・現場代理人の選任届 ・実施工程表 ・役務完了届 ・その他官側の指定するもの
業務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。（完成図書データをCD-R等にて提出）

監督官より提示されたデータは全て監督官に返納すること。
関連した情報が漏洩した際には、請負業者が全ての責任をとる。

7 疑 義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑いを生じた場合には、監督官と協議し指示を受ける。

清掃業務要領書

- 1 対象建物
庁舎A・庁舎B・庁舎C・体育館・南門警衛所
- 2 清掃周期

清 掃 箇 所		床の日常清掃	床以外の日常清掃	床の定期清掃
庁 舎	玄関ホール (硬質床)	日 1 回	日 1 回	月 1 回
	廊下・EVホール (弾性床)	〃	〃	〃
	廊下 (繊維床)	〃		
	便所・シャワー室 (弾性床)	〃	日 1 回	月 1 回
	湯沸室 (弾性床)	〃	〃	〃
	エレベーター (弾性床)	〃	日1回(週1回)	〃
	階段 (弾性床)	〃	日 1 回	〃
	庁舎A中棟4階大会議室 (弾性床)	週 1 回		5・7・9・11・1・3月
	庁舎B北棟1階談話室 (弾性床)	〃		〃
	庁舎A北棟1階会議室 (弾性床)			〃
	庁舎A南棟2階会議室 (繊維床)	月 1 回		
	庁舎B北棟1階会議室 (繊維床)	週 1 回		
	庁舎B北棟2階会議室 (繊維床)	〃		
	庁舎B南棟3階会議室 (繊維床)	〃		
	庁舎C北棟2階会議室 (繊維床)	月 1 回		
体 育 館	玄関廻り (外部)	日 1 回		月 1 回
	ピロティ (床)	週 1 回		年2回(7・1月)
	便所	週 1 回	週 1 回	

- ※1 12月29日～31日及び1月1日～3日は清掃を実施しない。
- ※2 週3回の清掃については、原則として月曜日・水曜日・金曜日とし、祝日の場合は実施しない。
- ※3 週1回の清掃については、原則として月曜日とし、祝日の場合は翌日に実施する。
- ※4 剥離清掃箇所については、年1回剥離清掃を実施し、残りの11ヶ月分については月1回の床の定期清掃を実施する。
- ※5 庁舎北中棟非常用階段の排水溝を4・6・7・8・9・11・1・3月に清掃する。
- ※6 それ以外の清掃については監督官と調整し実施する。

3 清掃時間

- (1) 日常清掃は、平日0830～1730の間に実施する。
- (2) 床の定期清掃は、閉庁日に実施する。

4 清掃要領

(1) 床の日常清掃

ア 玄関ホール・廊下（弾性床）・エレベーターホール・階段

(ア) 除塵

自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。

(イ) 部分水拭き

汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。

イ 便所・洗面所・湯沸室・シャワー室・エレベーター

(ア) 除塵

自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。

(イ) 全面水拭き

床全面をモップで丁寧に拭き上げる。

ウ 庁舎A大会議室・庁舎A会議室（弾性床）・庁舎B談話室

(ア) 除塵

自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。

(イ) 部分水拭き

汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。

エ 廊下（絨氈床）・庁舎A会議室（絨氈床）・庁舎B会議室（絨氈床）

真空掃除機で丁寧に吸塵する。

オ ビロティ

巡回して粗ごみを拾う。

(2) 床以外の日常清掃

ア 玄関ホール

(ア) フロアーマット

真空掃除機で吸塵し、洗浄や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。

また、洗浄剤を用いる場合は、よくすすいだ後、十分に乾燥させる。

(イ) 扉ガラス

汚れの目立つ部分をタオルで水拭き又は乾拭きする。

(ウ) 備品金属部分

タオル、ダストクロス等で埃をとる。また、汚れの多い部分は、専用洗剤を用いて洗浄する。

(エ) 灰皿

吸殻を収集し、灰皿を拭く。

(オ) ごみ箱

ごみを収集し、容器を拭く。

イ 廊下

灰皿の吸殻を収集し、灰皿を拭く。

ウ 便所・洗面所

(ア) 扉及び便所へだて

汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。

(イ) 洗面台

スポンジで専用洗剤を用いて洗浄し拭き上げる。

(ウ) 鏡

乾拭きして仕上げる。

(エ) 衛生器具

専用洗剤を用いて洗浄し拭き上げる。同時に金属類も拭き上げる。

(オ) 衛生消耗品

トイレットペーパー及び氷石鹼液等を補充する。

(カ) 汚物容器

内容物を処理し、容器を洗浄する。

(キ) ごみ箱

ごみを収集し、容器を拭く。

(ク) 清掃用具は、便所専用のものと区別し使用する。

エ 湯沸室

(ア) 流し台

中性洗剤を用いてスポンジで丁寧に洗浄する。

(イ) 厨房容器

厨房を処理し、容器を中性洗剤で洗浄する。

オ 階段

手摺をタオルで水拭き後、汚れた部分を洗剤で洗浄し水拭きする。

カ シャワー室

ユニットバス器具を専用洗剤を用いて洗浄し拭き上げる。同時に金属類も拭き上げる。

キ エレベーター（扉溝については、週1回の清掃とする。）

(ア) マット

真空掃除機で吸塵し、洗浄や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。又、洗浄剤を用いる場合は、よくすすいだ後、十分に乾燥させる。

(イ) 壁・扉・操作板

汚れた部分を水又は中性洗剤で拭く。

(ウ) 扉溝

真空掃除機などで除塵を行う。

(3) 床の定期清掃

ア 廊下（弾性床）・便所・洗面所・湯沸室・会議室（弾性床）・エレベーター・階段

表面洗浄

(ア) 床の除塵作業を行う。

なお、箒及びフロアダスター又は真空掃除機で行う。

(イ) 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。

(ウ) 洗浄用パット（赤）を装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。

(エ) 吸水式真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。

(オ) 床全面をモップで、丁寧に2回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。

(カ) 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。

なお、塗布回数は1回（格子塗り）とし、皮膜の損傷が著しい場合は、更に1回重ね塗りをする。

イ 玄関ホール（硬質床）

(ア) 床の除塵作業を行う。

なお、箒及びフロアダスター又は真空掃除機で行う。

(イ) 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。

(ウ) 洗浄用パットを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。

(エ) 吸水式真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。

(オ) 床全面をモップで、丁寧に2回以上水拭きを行って、汚水や洗浄分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。

ウ 玄関廻り

洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。

エ ピロティ

年に2回カビの除去を実施する。

※ 洗浄液等が清掃区域外に漏れないように、養生等を十分に行う。また、漏れた場合は、業者の責任で清掃する。

(4) 床の定期清掃（剥離清掃）

ア 廊下（弾性床）・階段

表面洗浄

(ア) 床の除塵作業を行う。

なお、箒及びフロアダスター又は真空掃除機で行う。

(イ) 剥離用パット（黒）を装着した床磨き機で洗浄する。

(ウ) 吸水式真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。

(エ) 剥離状況を点検し、不十分な箇所がある場合は、再度剥離作業を行う。

(オ) 床材表面を中和するため、床磨き機で水洗いを行う。

(カ) 吸水式真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。

(キ) モップにて3回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。

(ク) 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。

なお、塗布回数は3回（格子塗り）とする。

※ 洗浄液等が清掃区域外に漏れないように、養生等を十分に行う。また、漏れた場合は、業者の責任で清

掃する。

※ 平成26年、平成28年は一部剥離清掃とし、P31～41に示す。平成27年は全面剥離清掃とする。

イ 玄関ホール（硬質床）

（ア）床の除塵作業を行う。

なお、箒及びフローダスター又は真空掃除機で行う。

（イ）適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。

（ウ）洗浄用パットを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。

（エ）吸水式真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。

（オ）床全面をモップで、丁寧に2回以上水拭きを行って、汚水や洗浄分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。

ウ 玄関廻り

洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。

エ ピロティ

巡回して粗ごみを拾う。

（5）排水溝の清掃

庁舎北中棟非常階段

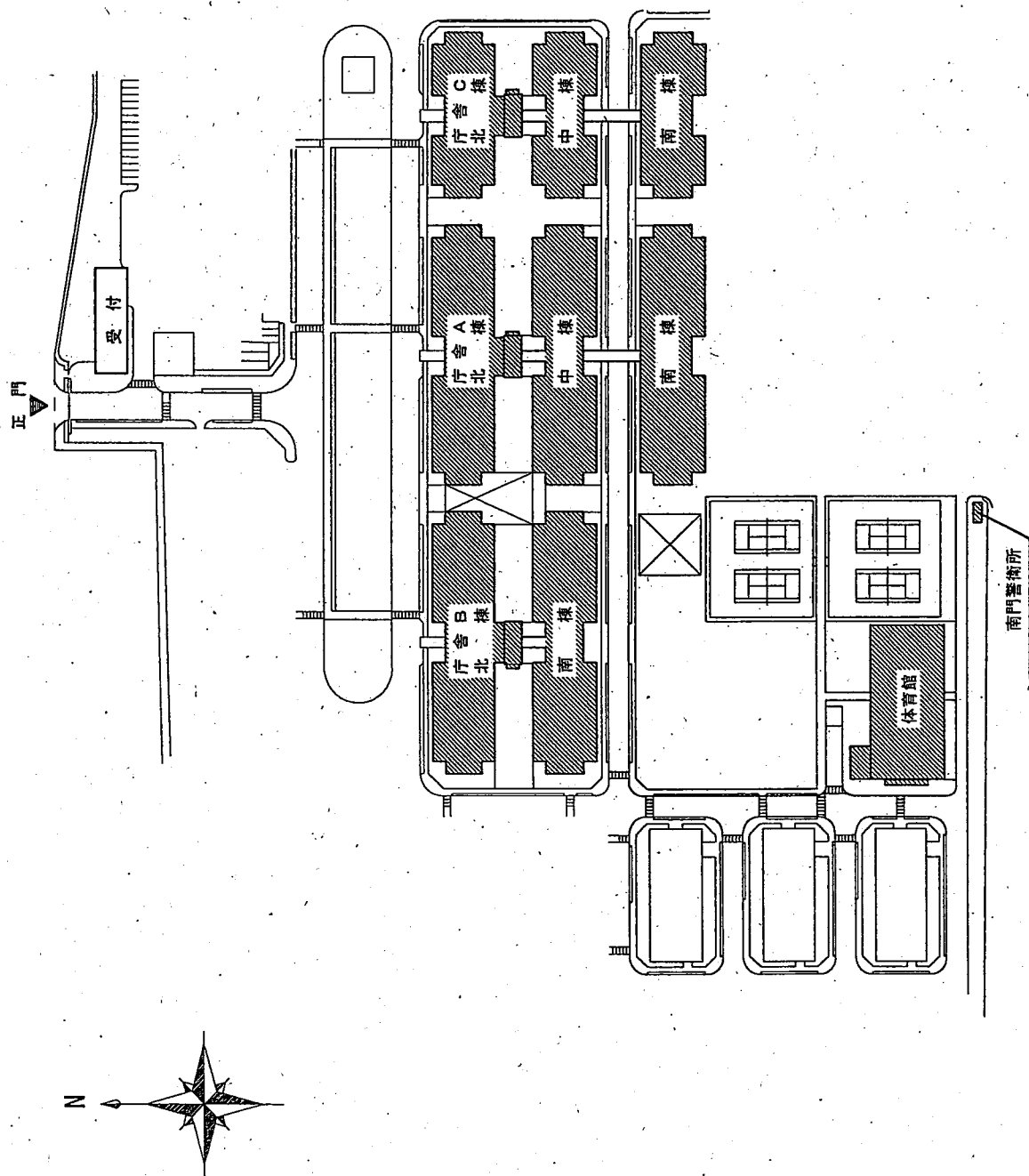
排水溝を開放し、枯葉などの粗ごみを拾う。その後中性洗剤を用いてブラシにより洗浄し、水でよくすすぐ。

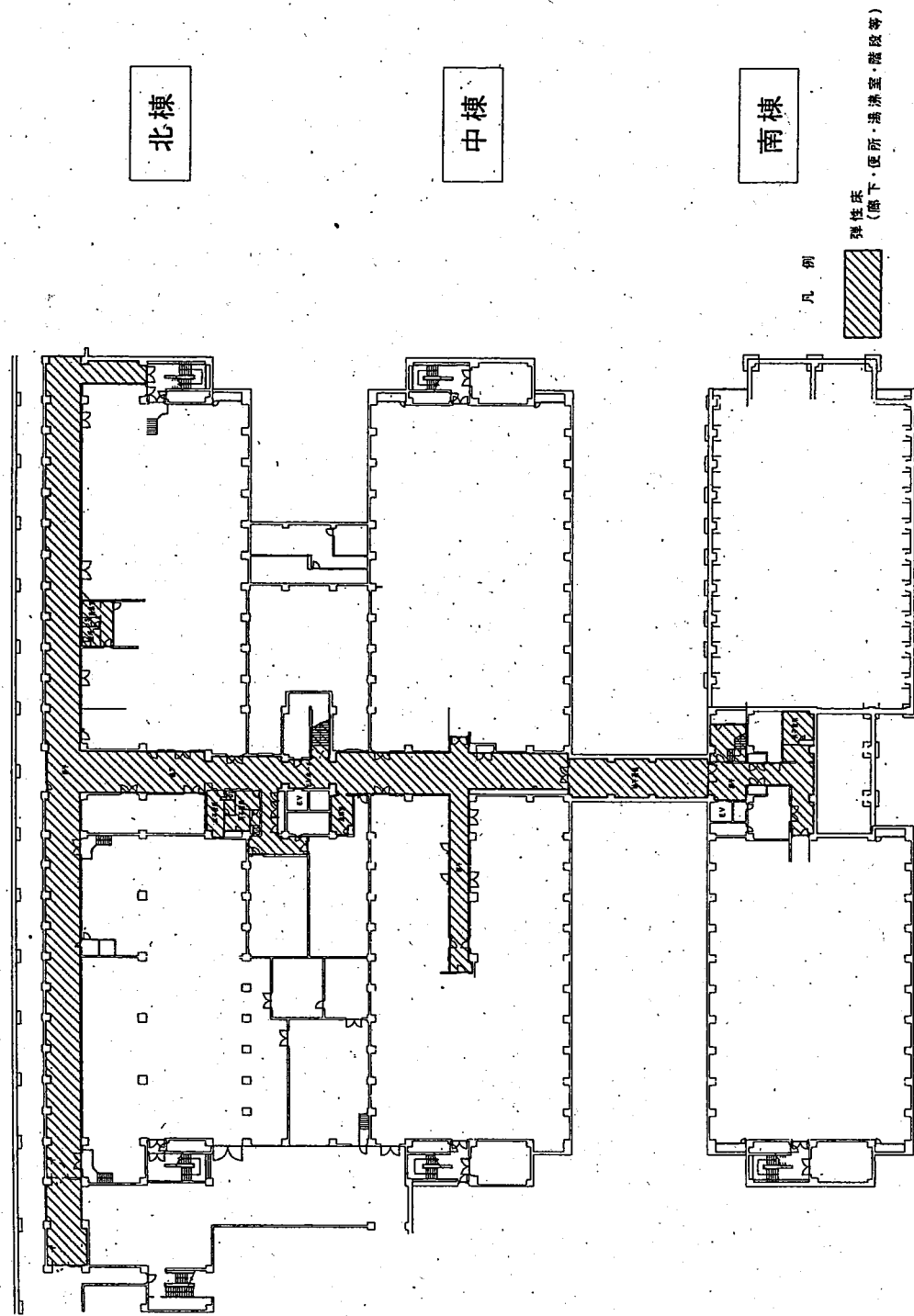
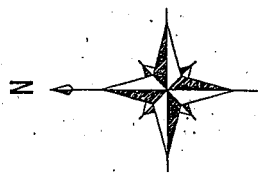
（6）その他

清掃作業実施後に監督官の点検を受け、作業日誌に記録する。

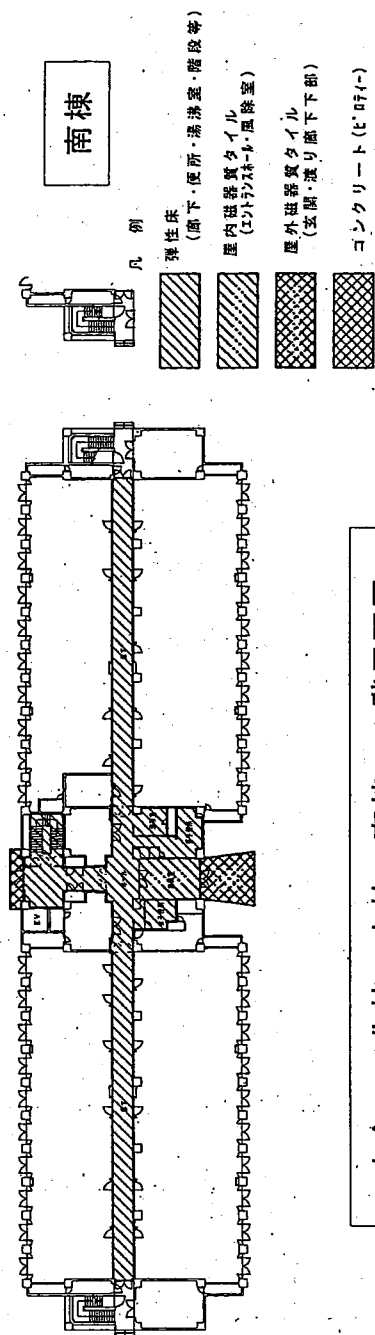
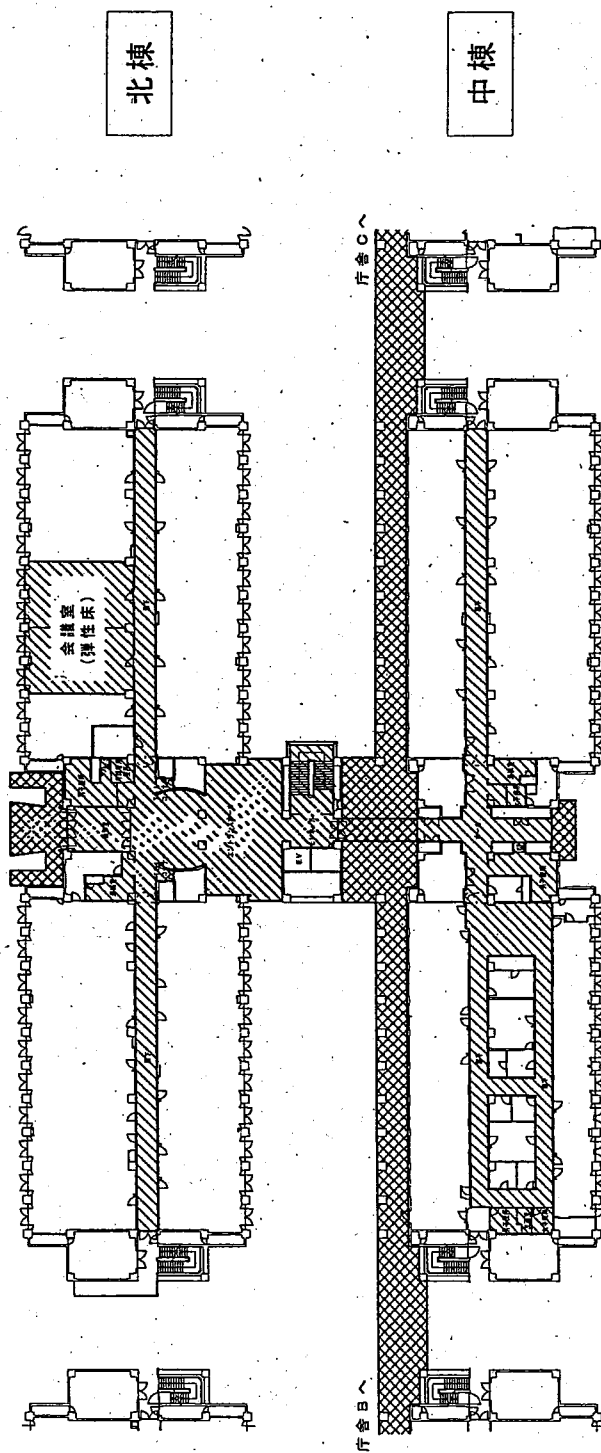
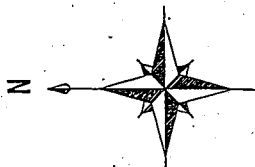
なお、点検に際して汚れが発見された場合は、再度清掃する。

十条駐屯地配置図

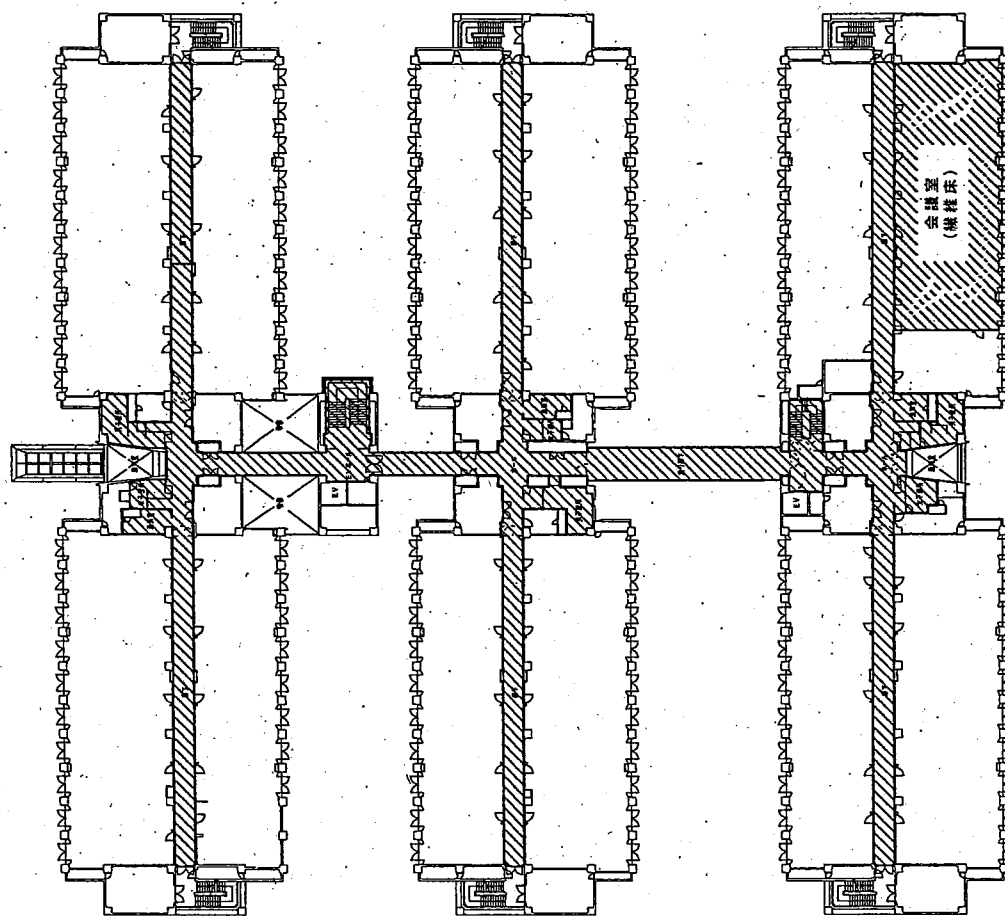
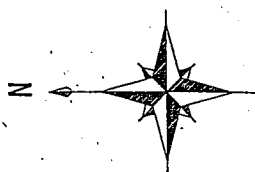




庁舎A 北棟・中棟・南棟 地階平面図



庁舎A 北棟・中棟・南棟 1階平面図



北棟

中棟

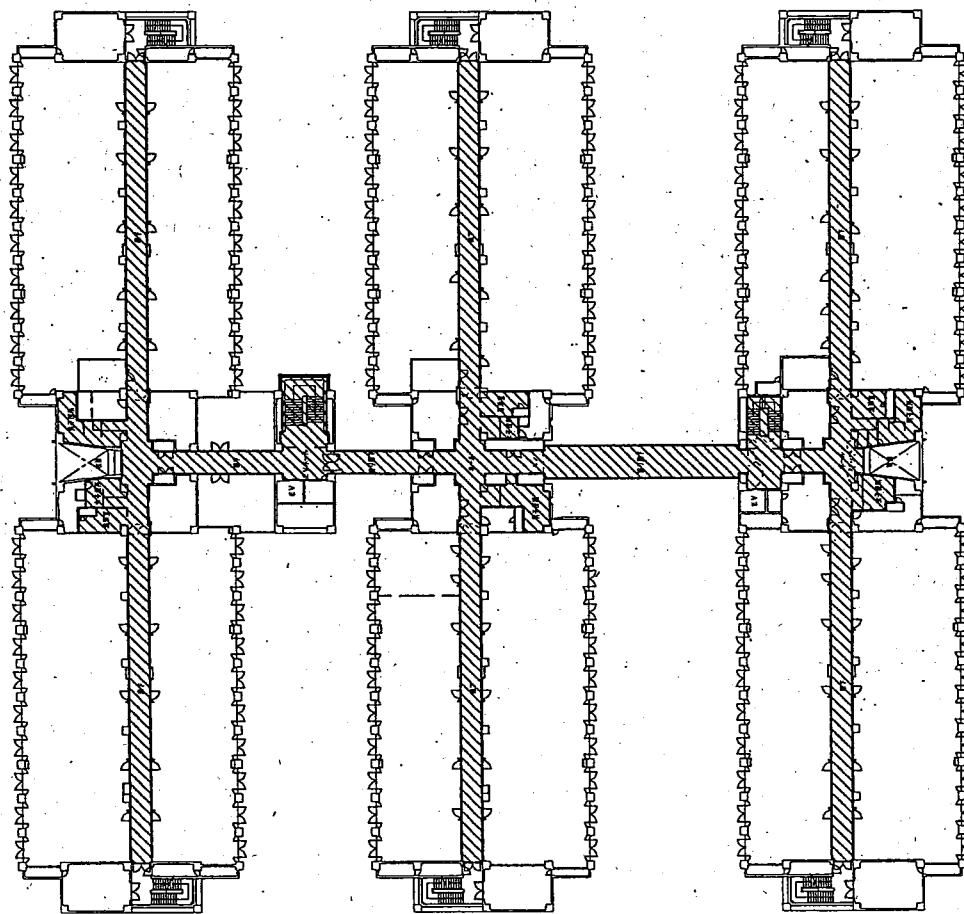
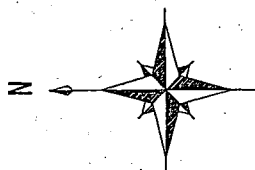
南棟

凡例

縦柱床
(廊下・便所・湯沸室・階段等)

縦柱床 (廊下)

庁舎 A 北棟・中棟・南棟 2 階平面図



北棟

中棟

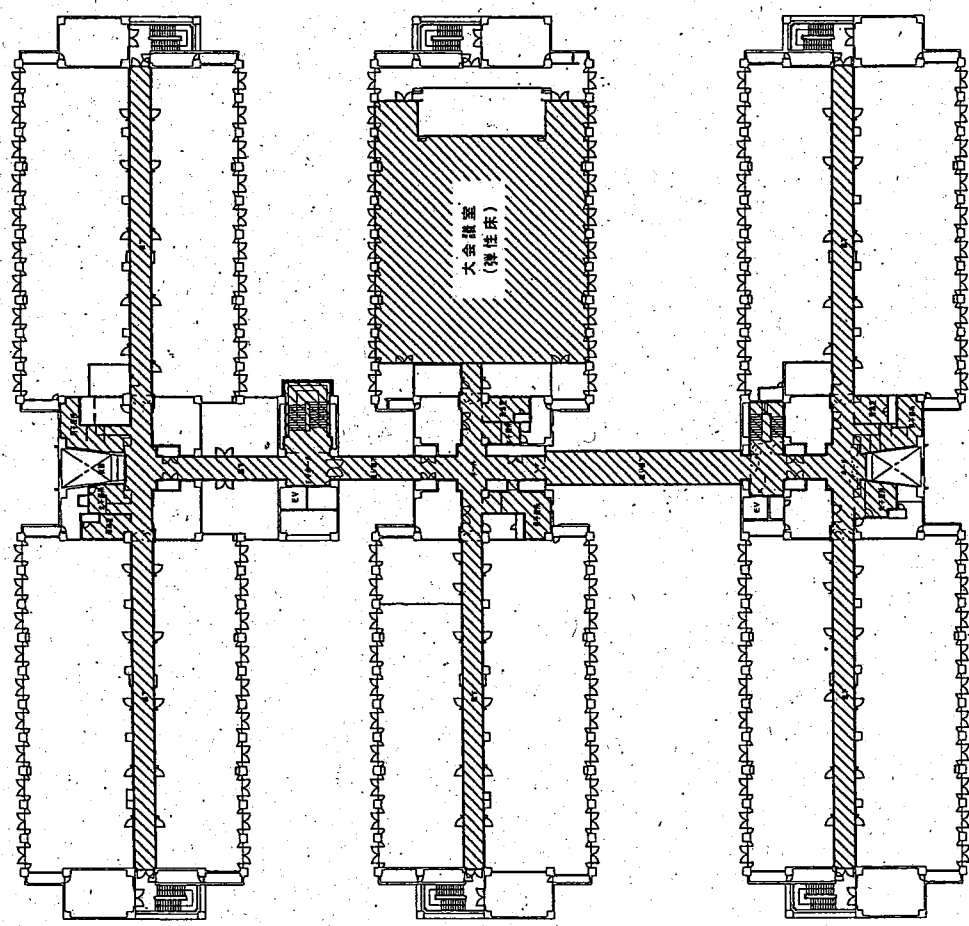
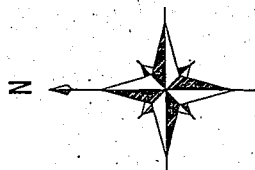
南棟

凡例



弹性床
(廊下・便所・湯沸室・階段等)

庁舎 A 北棟・中棟・南棟 3階平面図



北棟

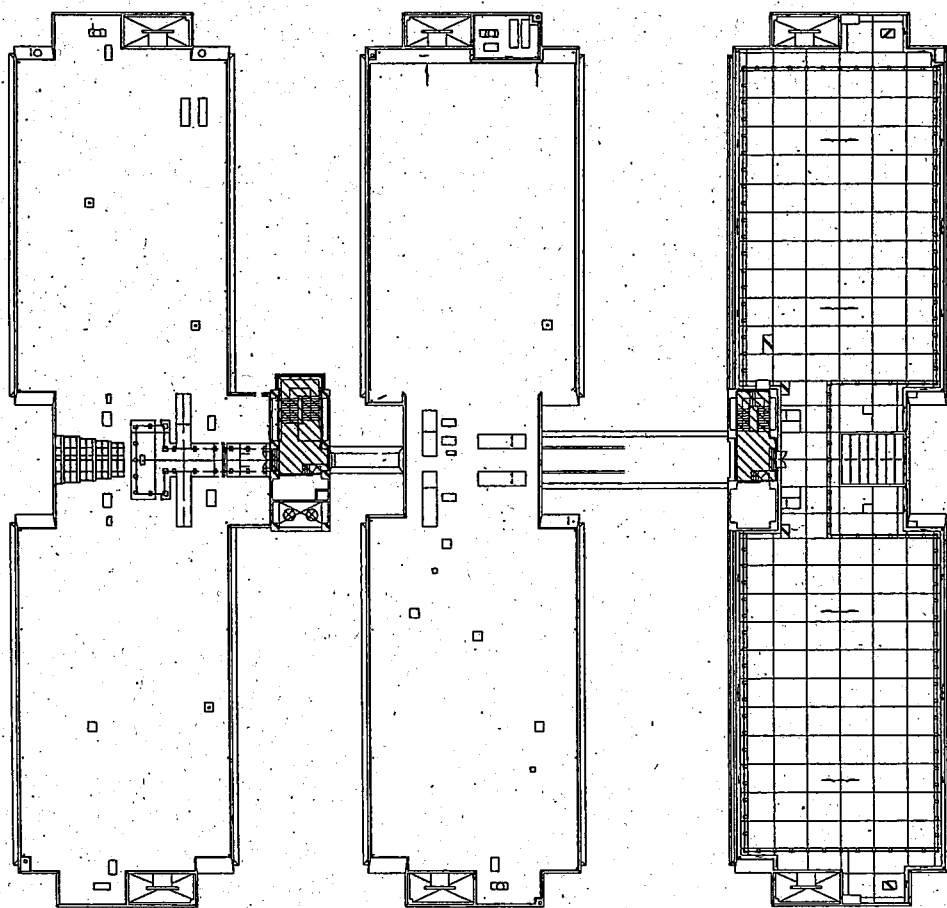
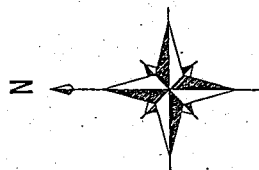
中棟

南棟

凡例

弾性床
(廊下・便所・湯沸室・階段等)

庁舎 A 北棟・中棟・南棟 4 階平面図



北棟

中棟

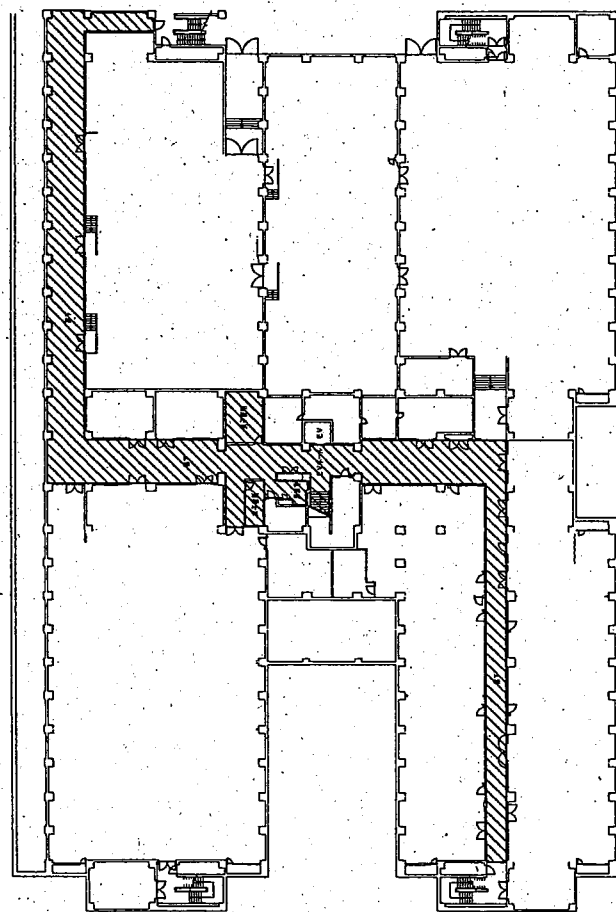
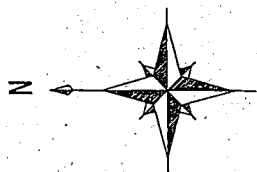
南棟

凡例



柱 (廊下・便所・湯沸室・階段等)

庁舎A 北棟・中棟・南棟 PH階平面図



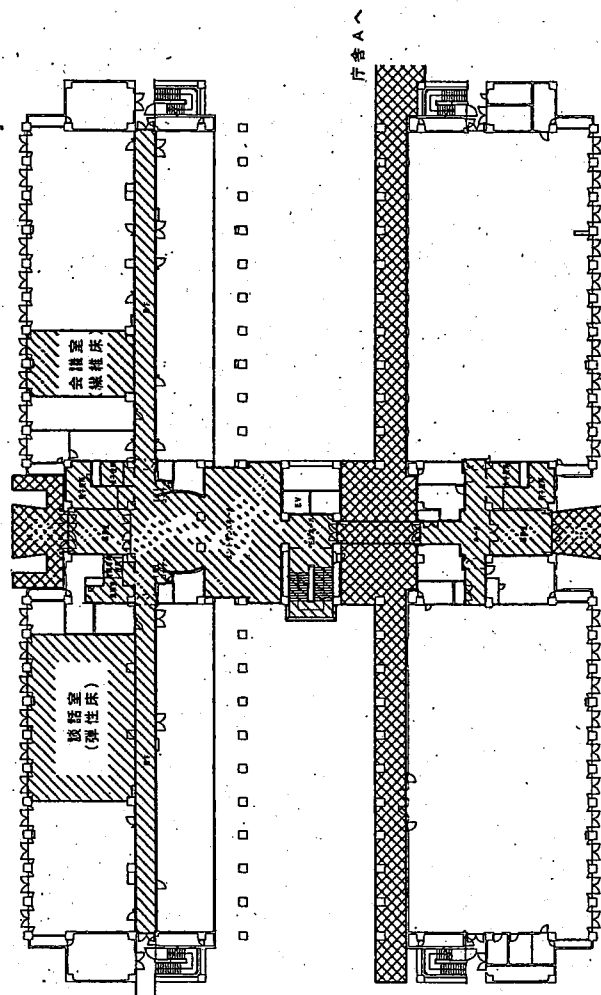
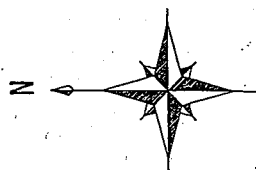
北棟

南棟

凡例

弹性床
(廊下、便所、退避室、階段等)

庁舎B 北棟・南棟 地階平面図



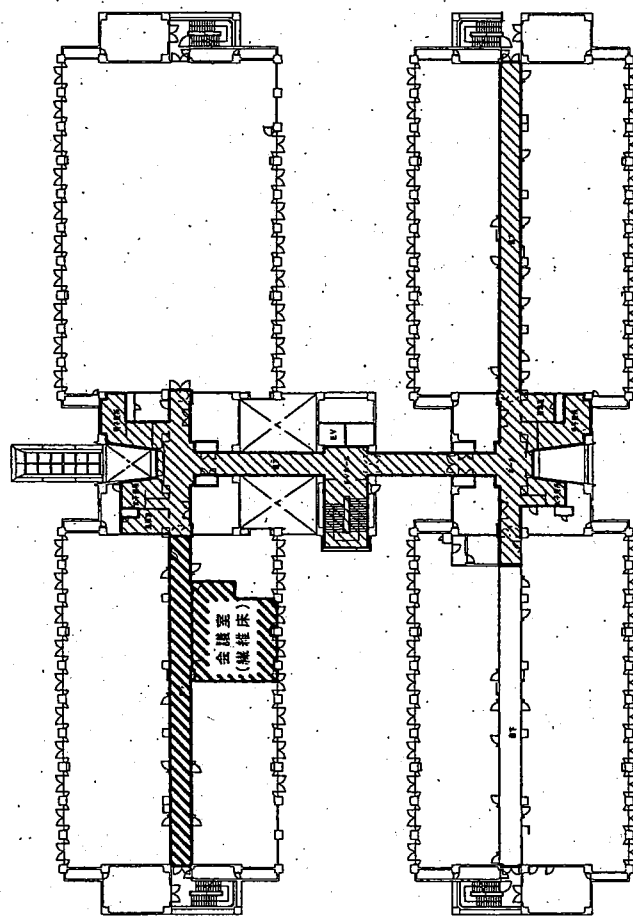
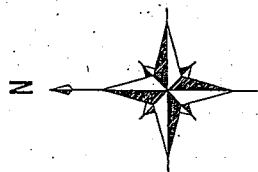
北棟

南棟

凡 例

- 弾性床 (廊下・便所・湯沸室・階段等)
- 屋内磁器質タイル (エントランス・A・風除室)
- 屋外磁器質タイル (玄関・渡り廊下下部)
- コンクリート (E・074-)
- 金庫室 (弾性床)

庁舎B 北棟・南棟 1階平面図



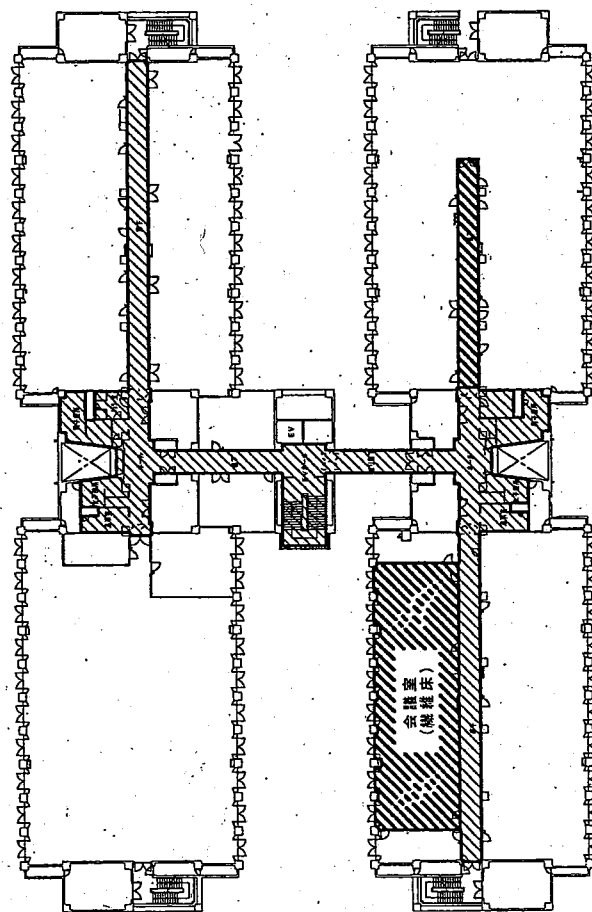
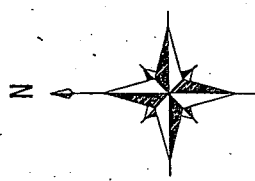
北棟

南棟

凡例

-  弾性床 (廊下・便所・湯沸室・階段等)
-  線柱床 (廊下・会議室)

庁舎B 北棟・南棟 2階平面図



北棟

南棟

凡例

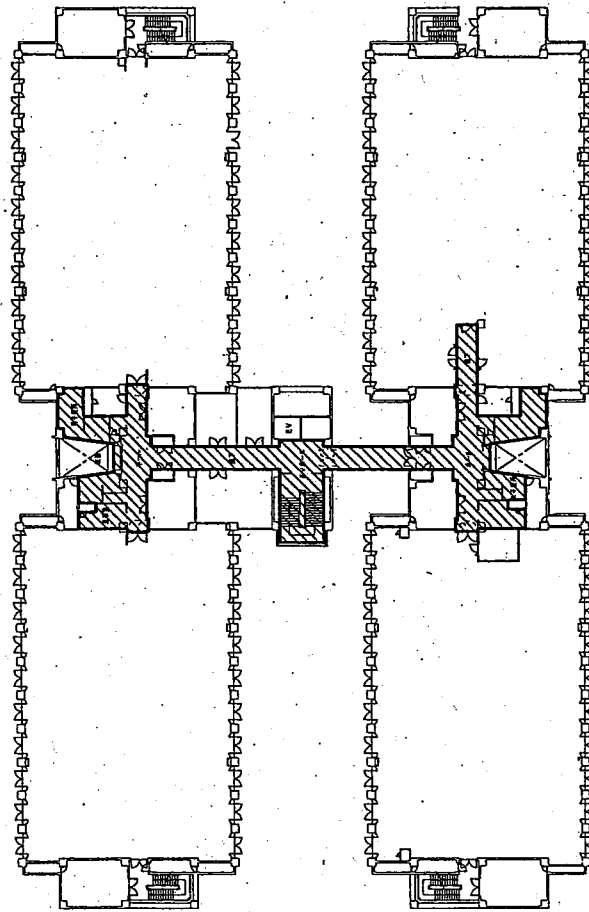
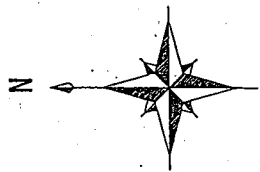


課性床
(廊下・便所・湯沸室・階段等)



機控室 (廊下・全機室)

庁舎B 北棟・南棟 3階平面図



北棟

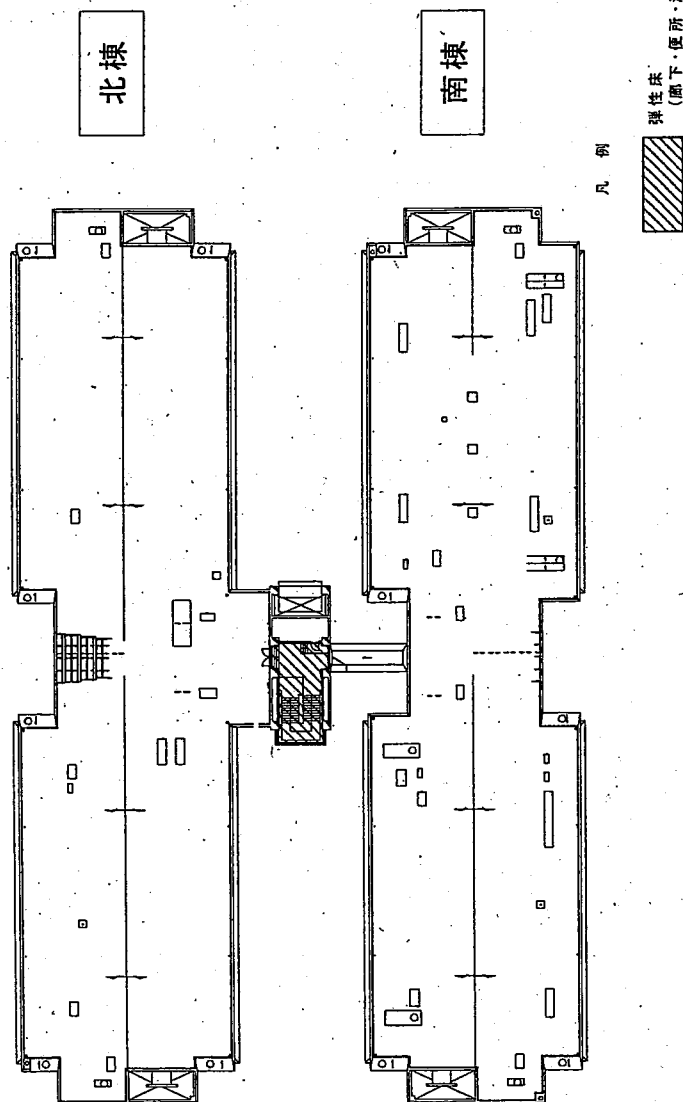
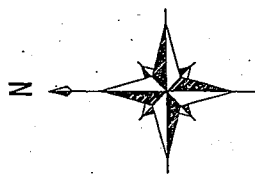
南棟

凡 例

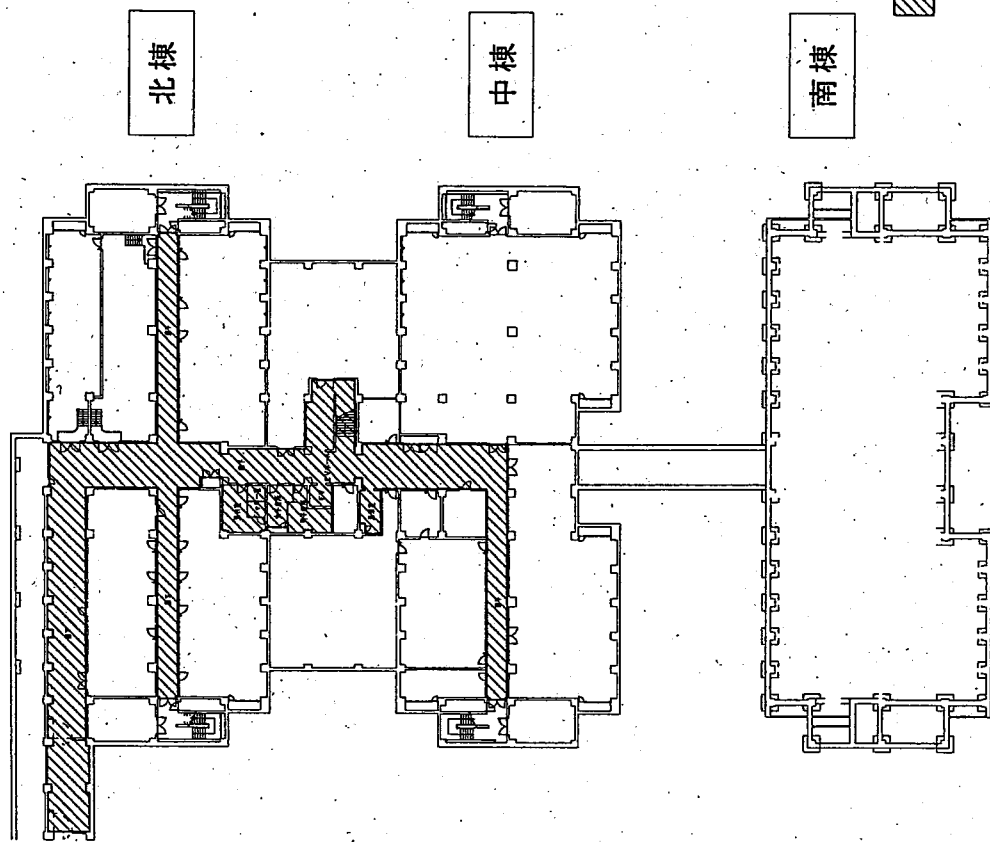
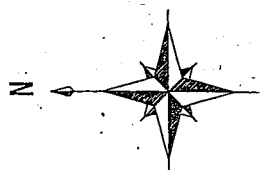


弾性床
(廊下・便所・湯沸室・階段等)

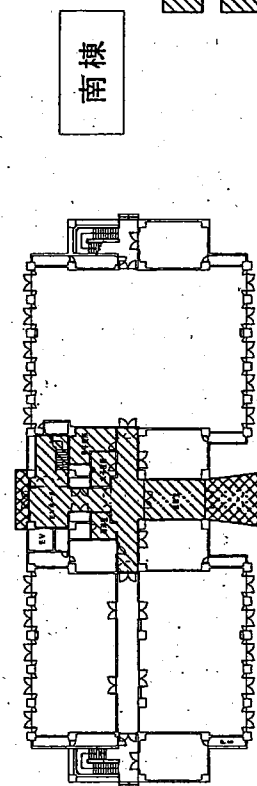
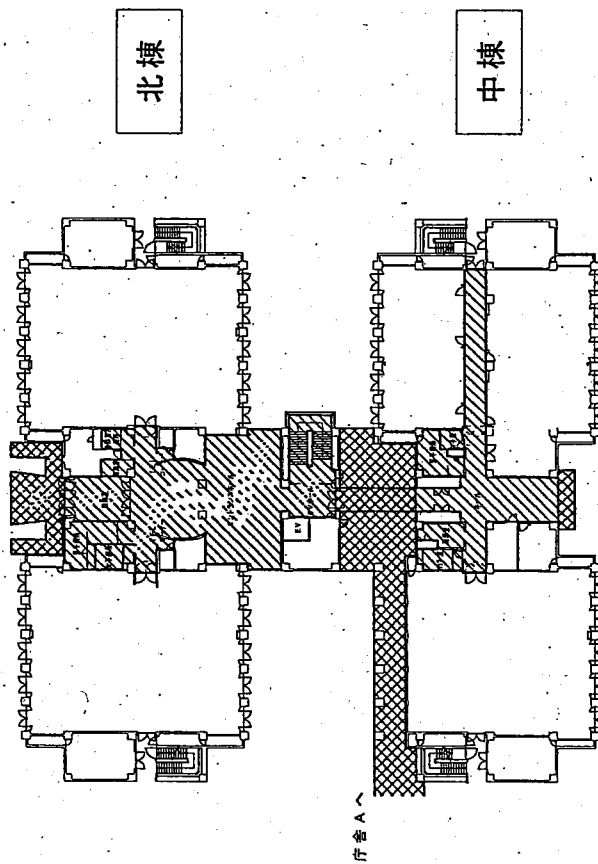
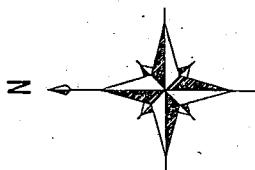
庁舎B 北棟・南棟 4階平面図



庁舎B 北棟・南棟 PH階平面図



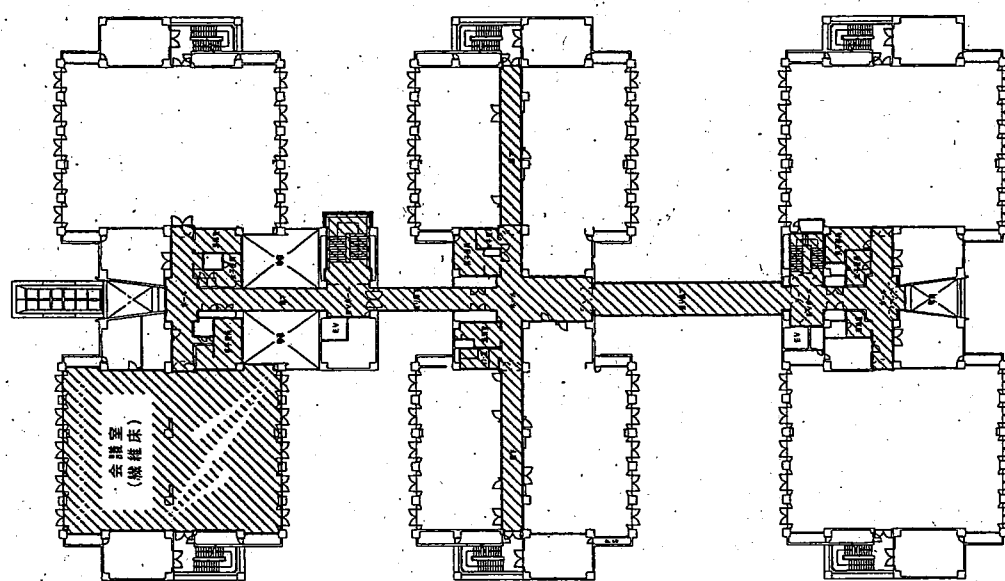
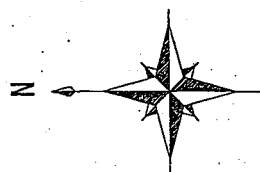
庁舎C 北棟・中棟・南棟 地階平面図



凡 例

-  弾性床
(廊下・便所・湯沸室・階段等)
-  屋内磁器質タイル
(エントランスホール・風除室)
-  屋外磁器質タイル
(玄関・産り廊下下部)
-  コンクリート (ヒ・デック)

庁舎C 北棟・中棟・南棟 1階平面図

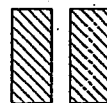


北棟

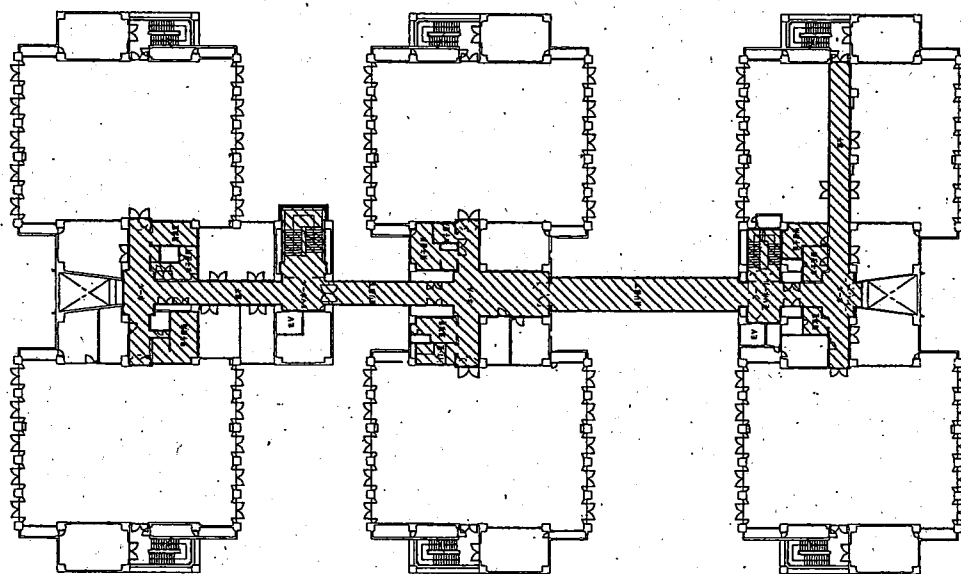
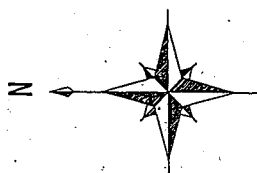
中棟

南棟

凡例



庁舎C 北棟・中棟・南棟 2階平面図



北棟

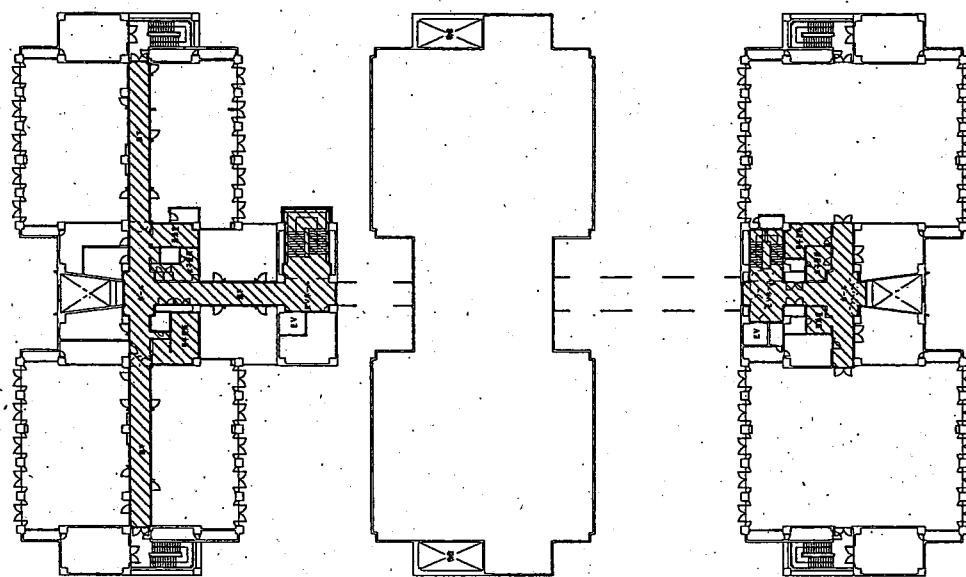
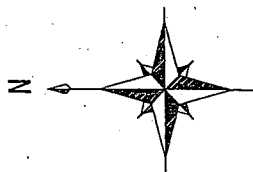
中棟

南棟

凡例

彈柱床
(廊下・便所・湯沸室・階段等)

庁舎C 北棟・中棟・南棟 3階平面図



北棟

中棟

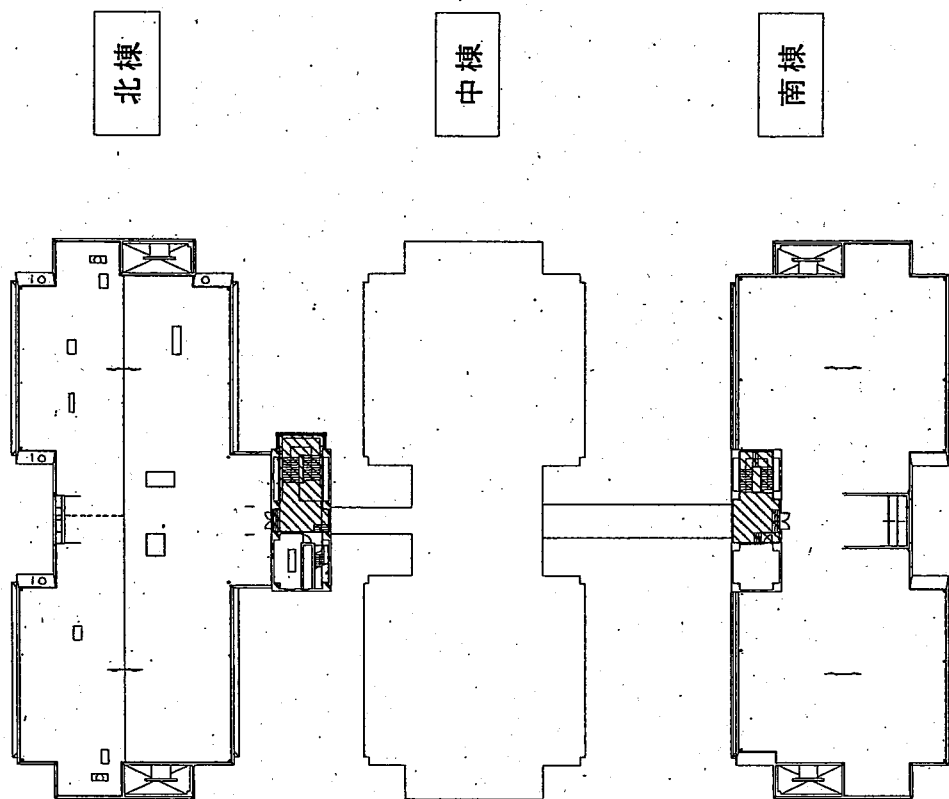
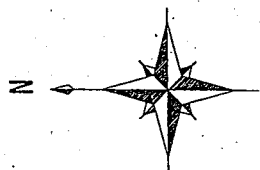
南棟

凡例

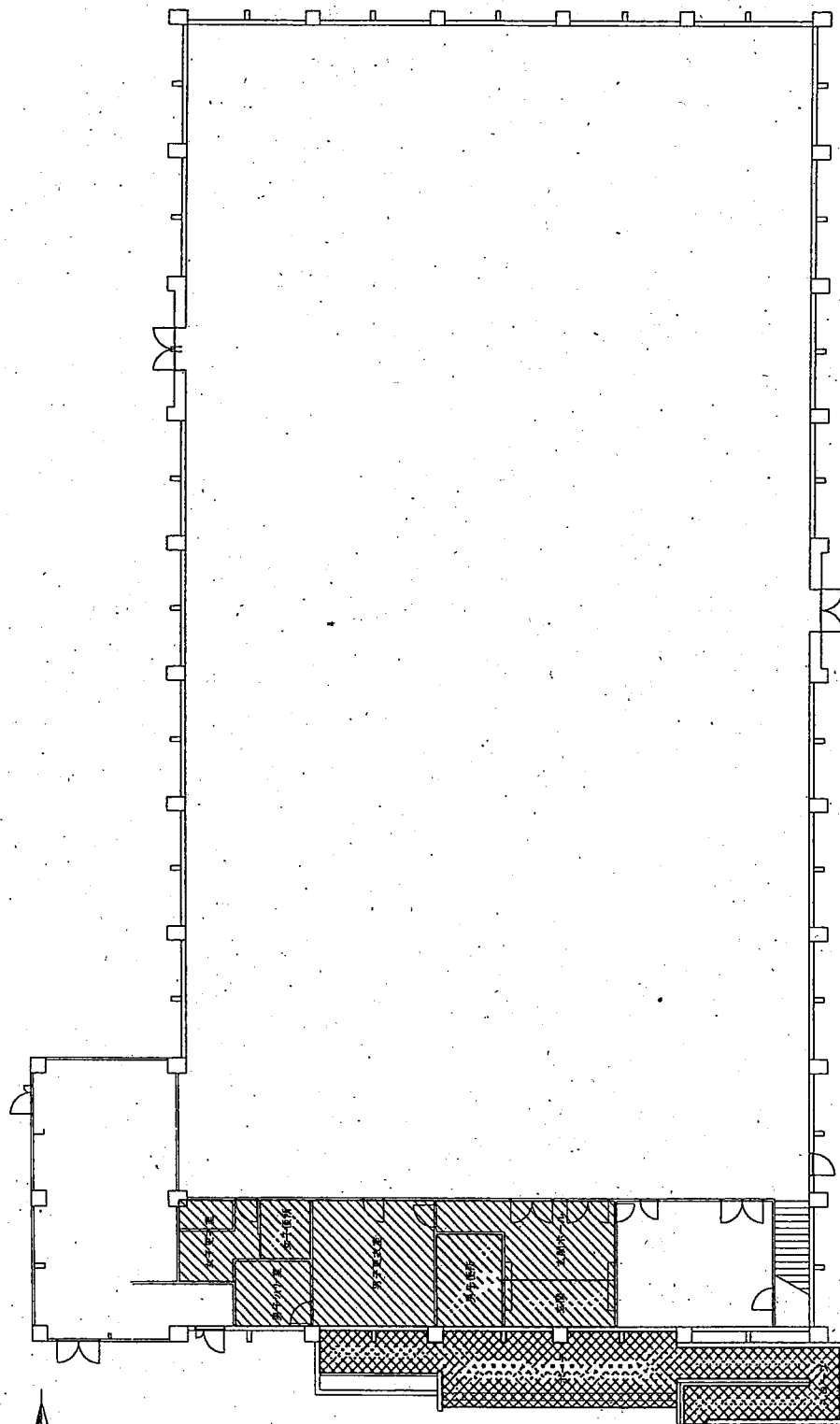
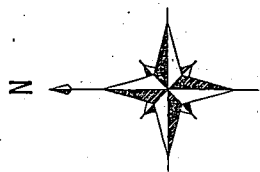


彈性床
(底下: 廁所、淋浴室、階段等)

倉舍C 北棟・中棟・南棟 4階平面図

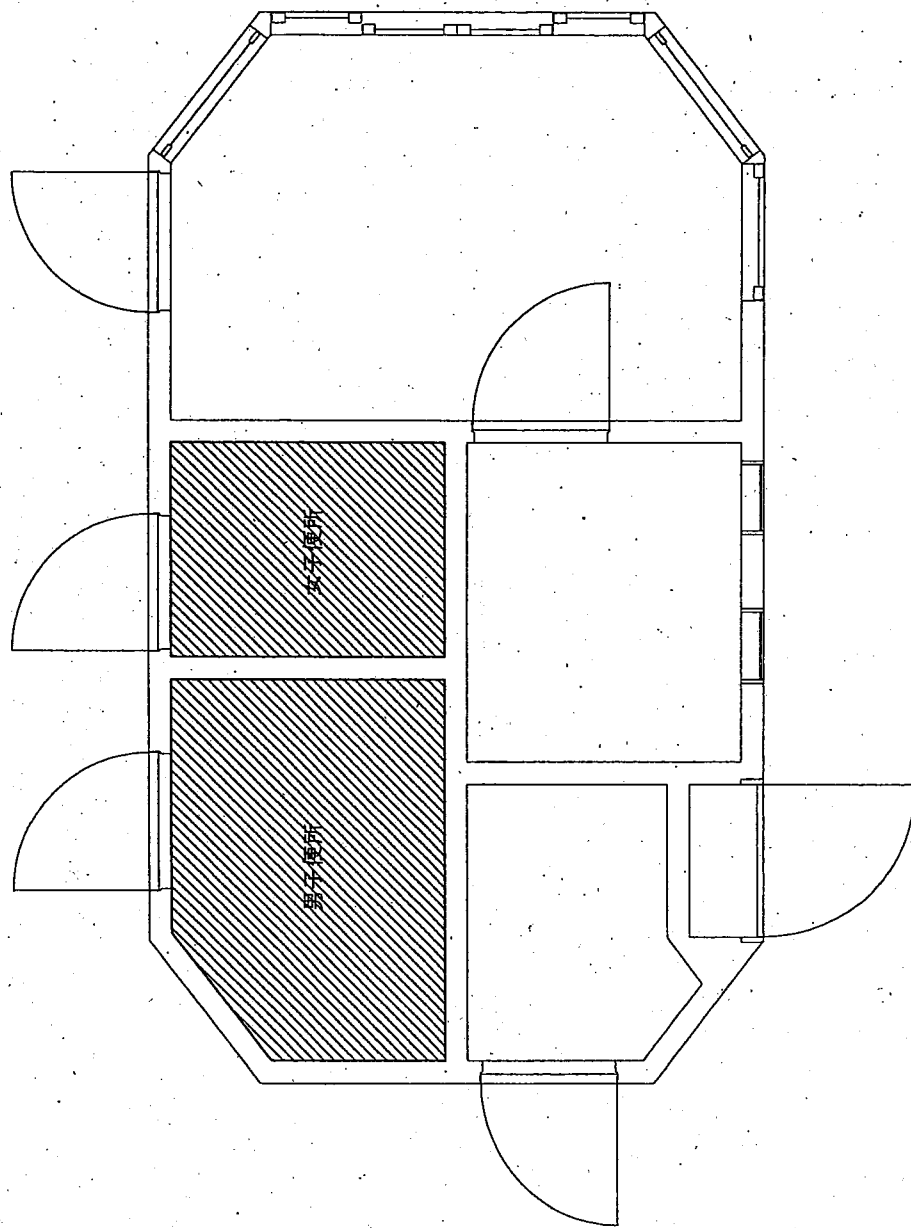
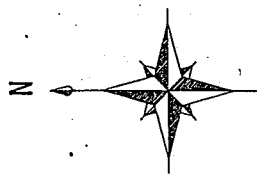


庁舎C 北棟・中棟・南棟 PH階平面図

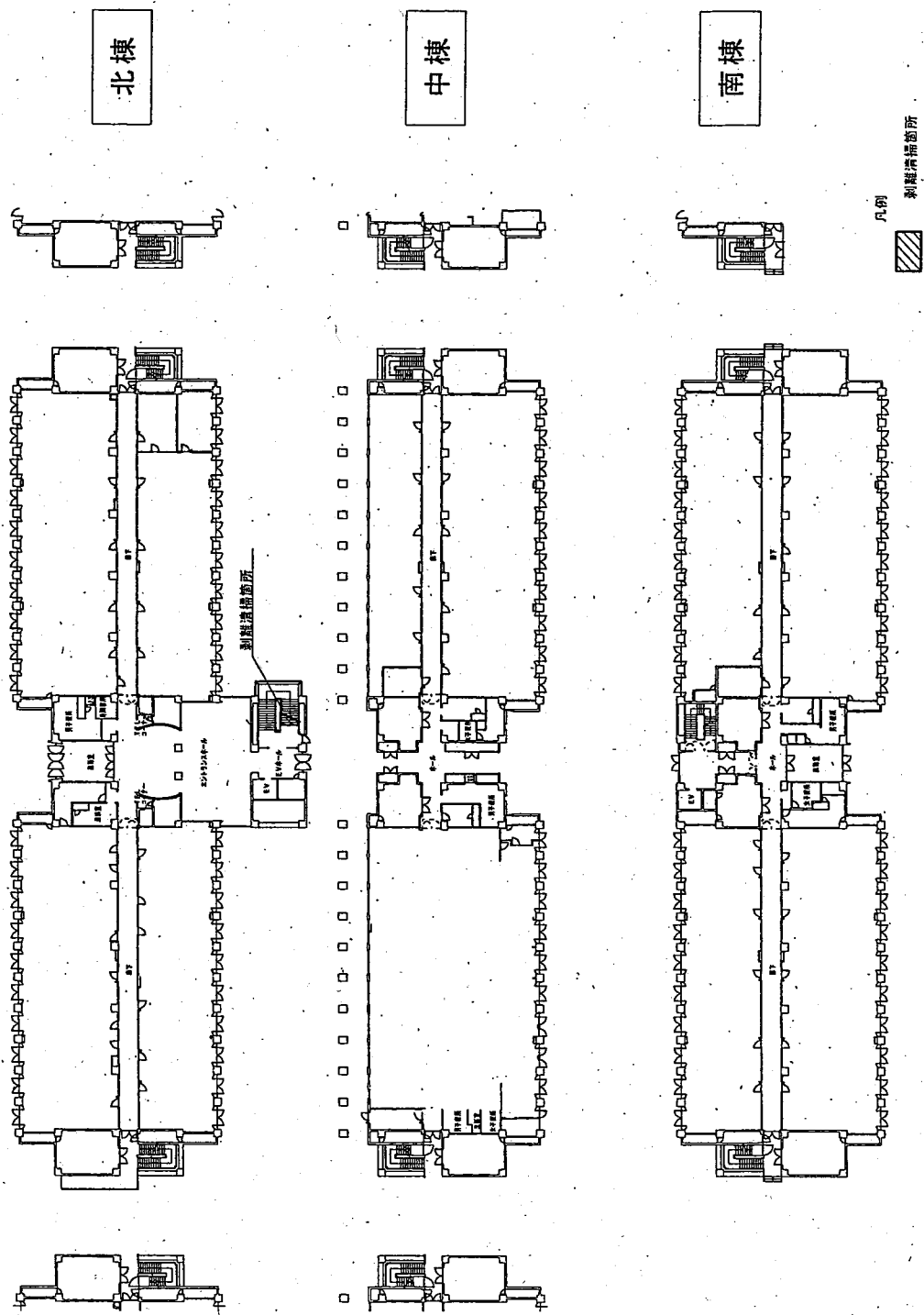
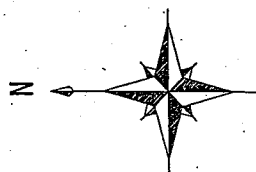


- 凡 例
-  弾性床
(玄関ホール・更衣室等)
 -  屋内磁器質タイル
(玄関・便所)
 -  屋外磁器質タイル
(スロープ・ポーチ等)

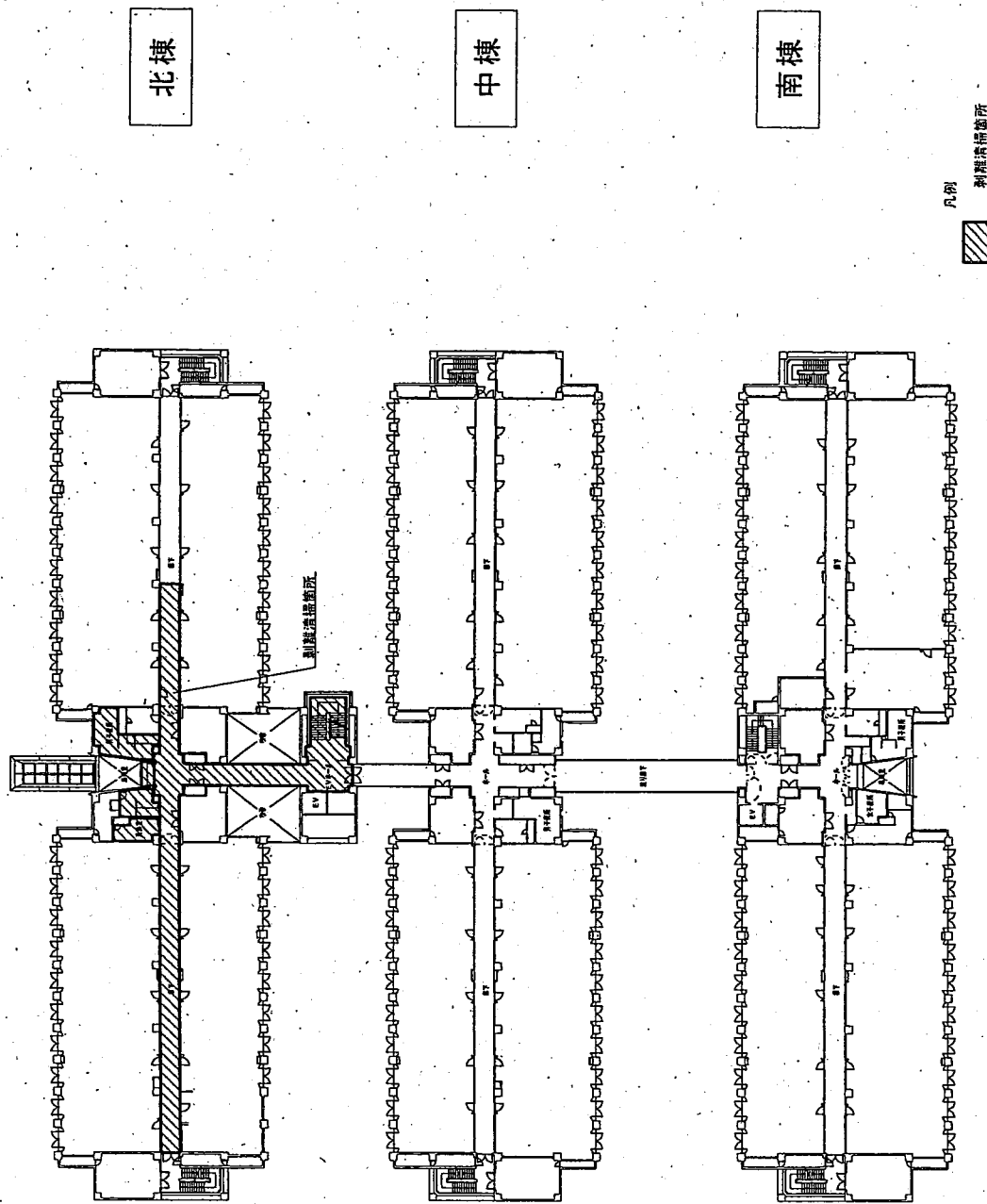
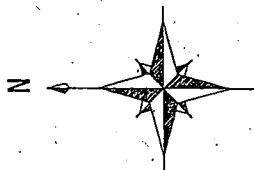
体育館 1 階平面図



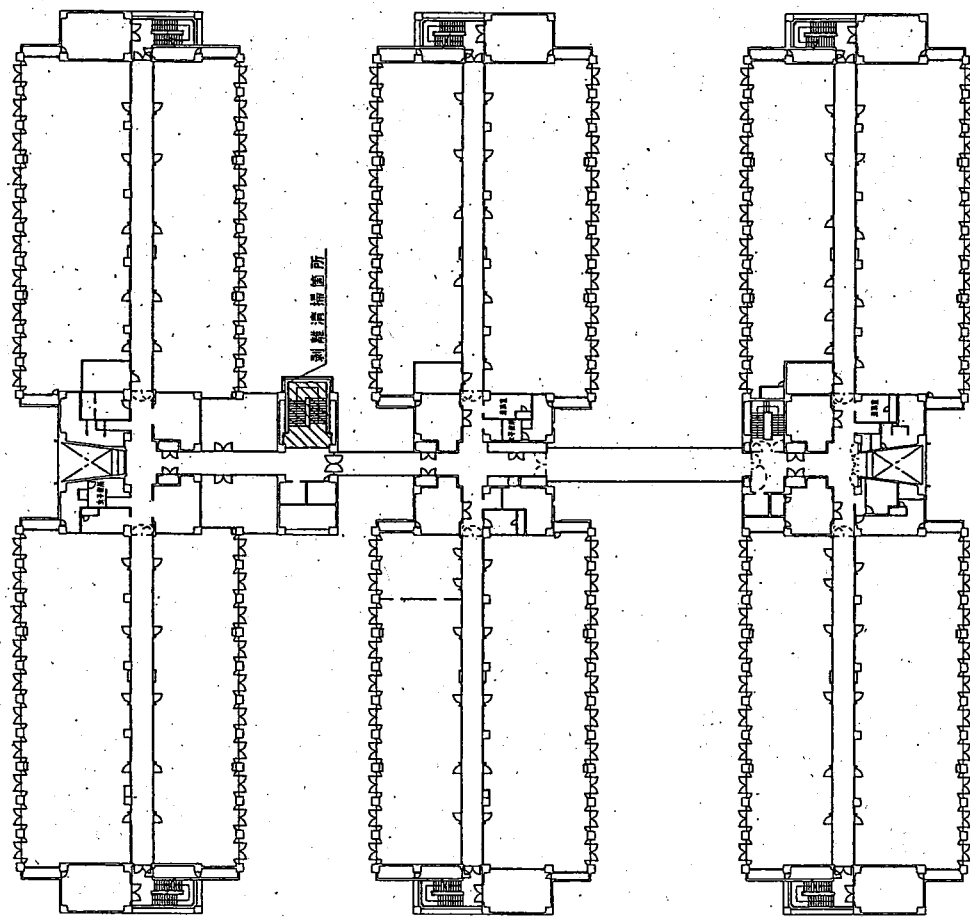
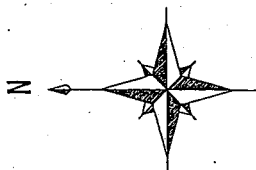
南門警衛所 1 階平面図



庁舎 A 北棟・中棟・南棟 1 階平面図



庁舎A 北棟・中棟・南棟 2階平面図



北棟

中棟

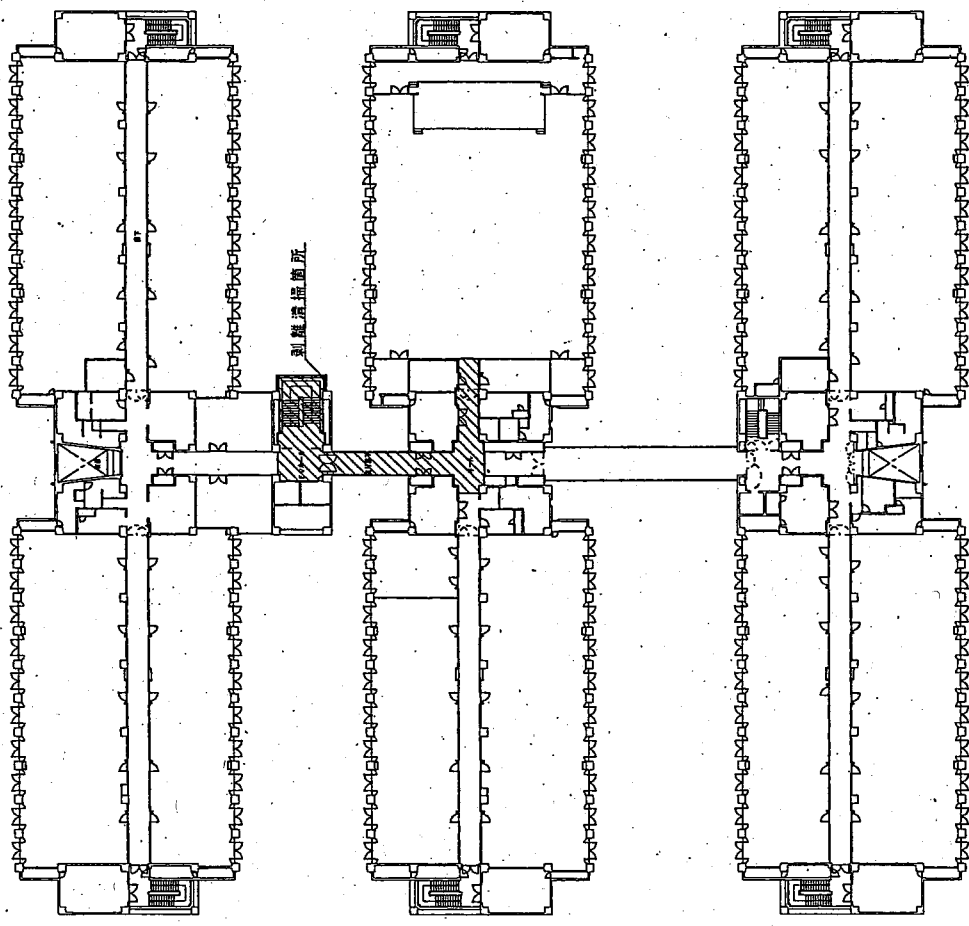
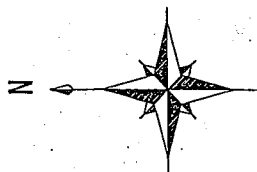
南棟

凡例



列柱清掃場所

庁舎A 北棟・中棟・南棟 3階平面図



北棟

中棟

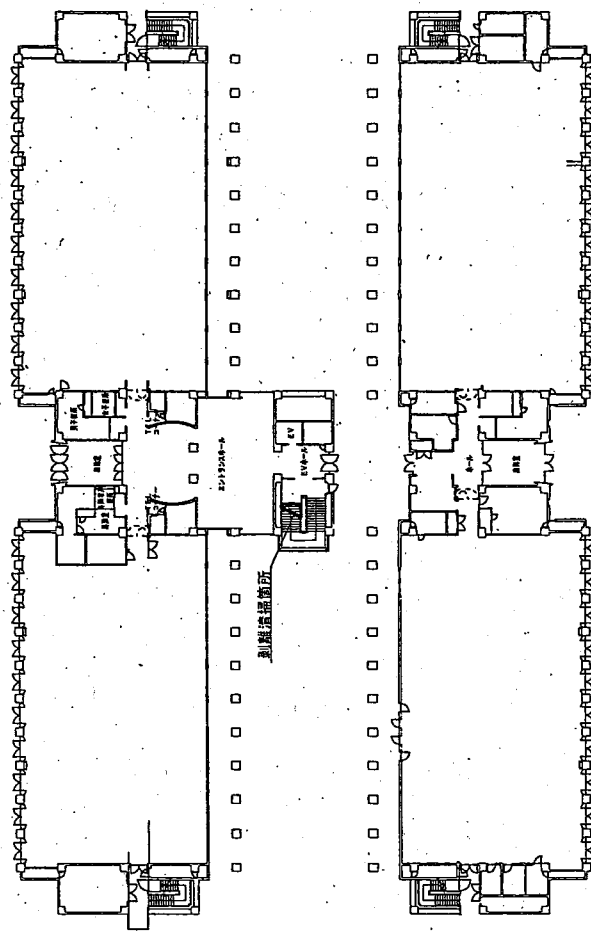
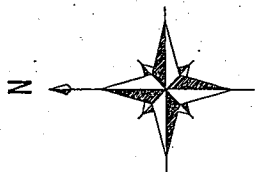
南棟

凡例



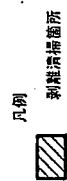
梯間平台

倉舍A 北棟・中棟・南棟 4階平面圖

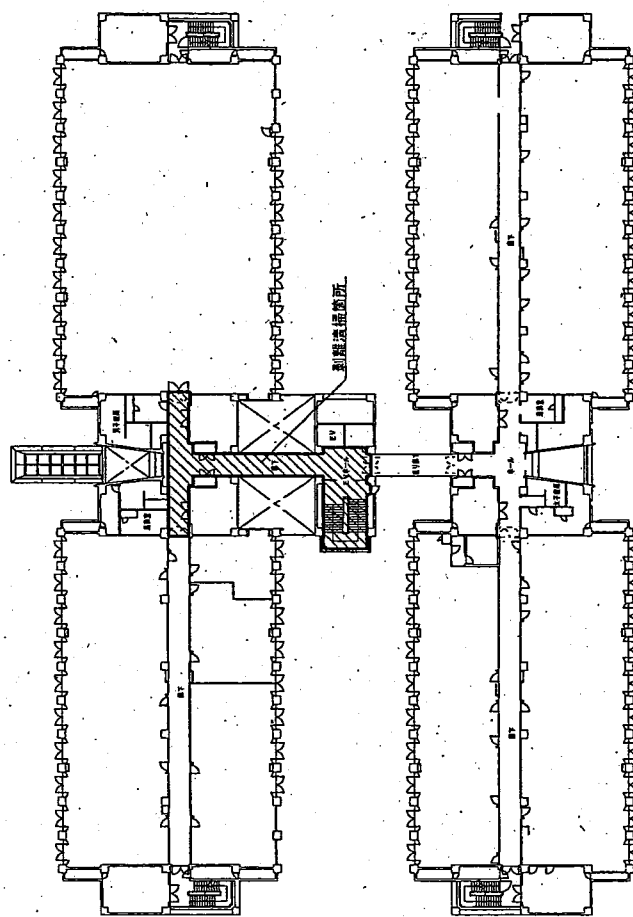
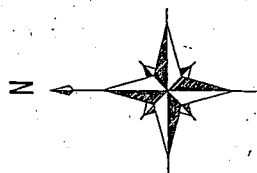


北棟

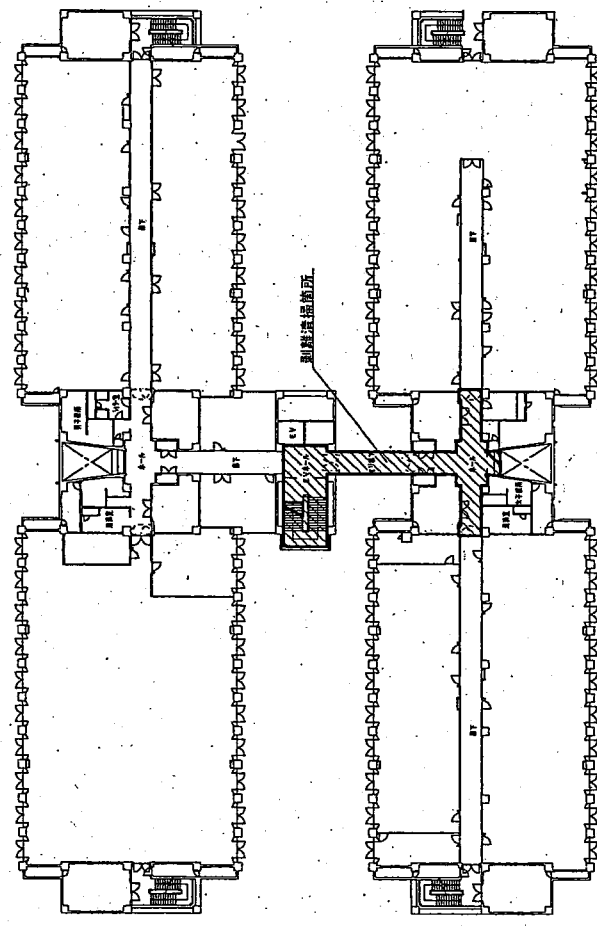
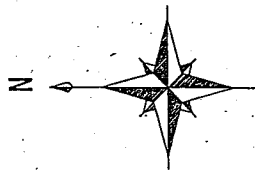
南棟



庁舎B 北棟・南棟 1階平面図



庁舎B 北棟・南棟 2階平面図

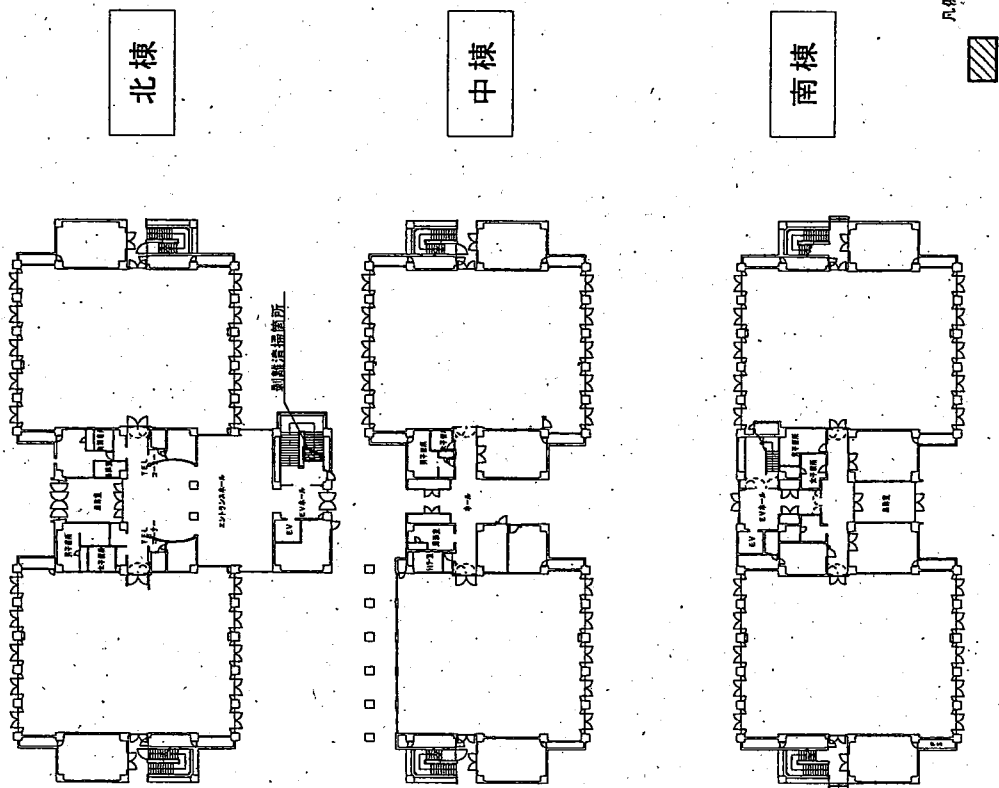
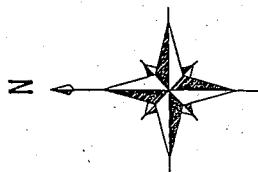


北棟

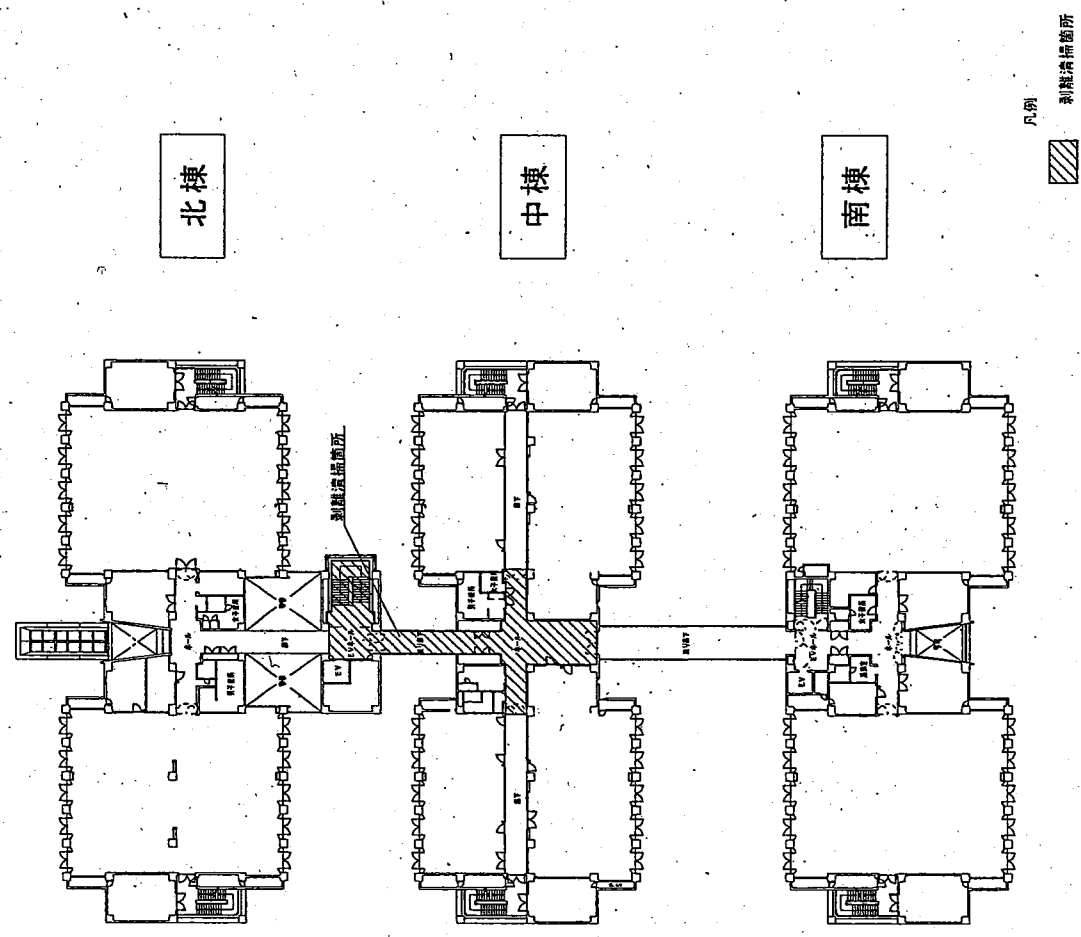
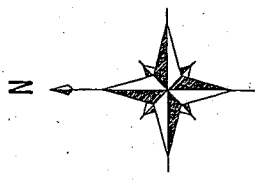
南棟

凡例
剝離塔橋箇所

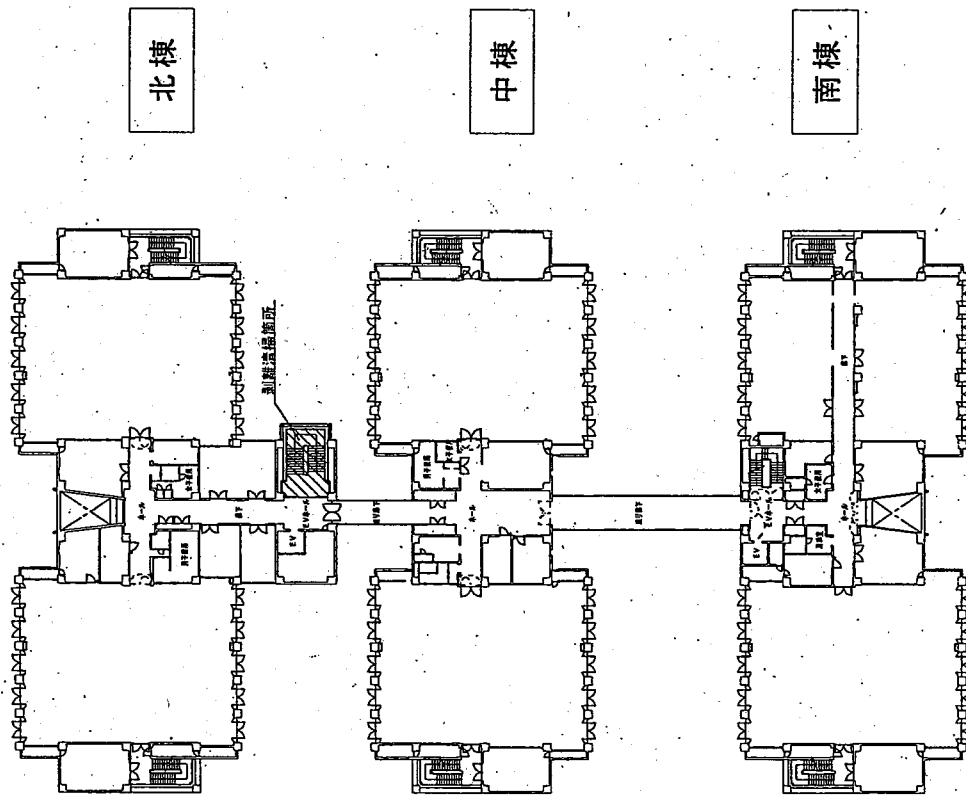
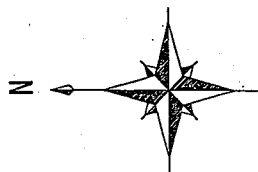
庁舎B 北棟・南棟 3階平面図



倉舎C 北棟・中棟・南棟 1階平面図

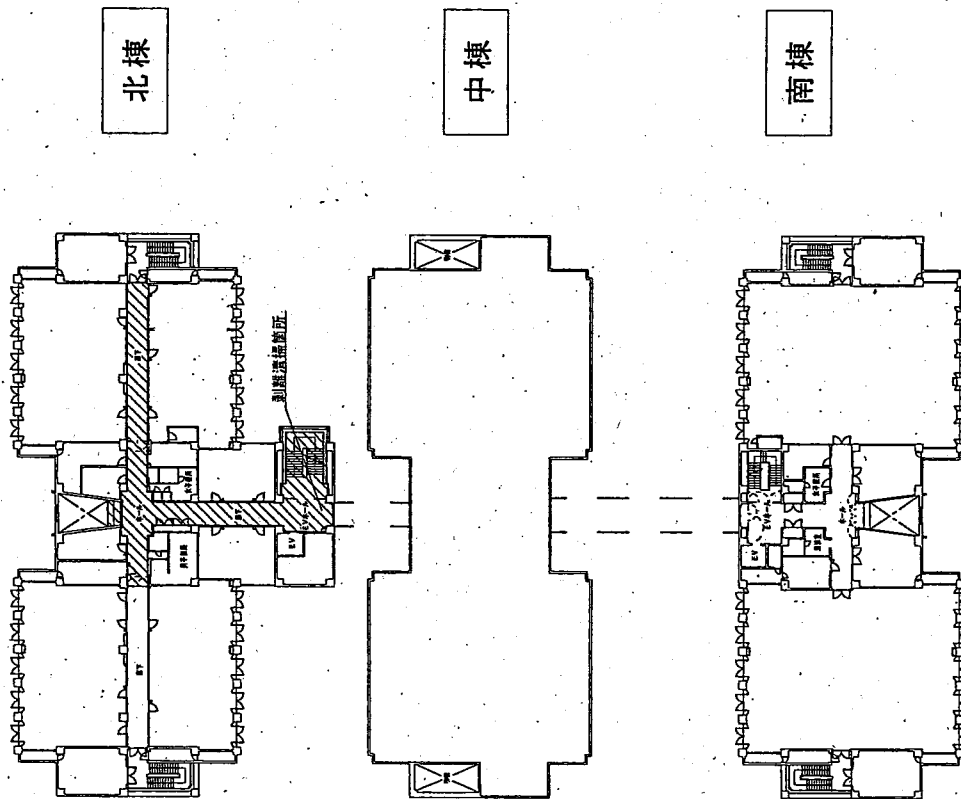
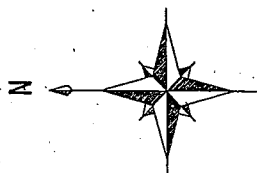


庁舎C 北棟・中棟・南棟 2階平面図



凡例
避難場所

庁舎C 北棟・中棟・南棟 3階平面図



庁舎C 北棟・中棟・南棟 4階平面図

清掃面積集計表

1 建物内部

(㎡)

建物区分	階数	玄関ホール	廊下・EVS-J	BT-2000 (-2000)	廊下(雑用廊)	便所・シャワー室	湯沸室	階段	階段(剥離)	大会室(剥離)	会議室(剥離)	会議室(剥離)	会議室(剥離)
庁舎A 北・中・南棟	地階	0	953	0	0	58	15	31	0	0	0	0	0
	1階	264	768	0	0	111	35	47	29	0	165	0	0
	2階	0	736	231	49	95	33	47	29	0	0	330	0
	3階	0	786	0	0	95	33	47	29	0	0	0	0
	4階	0	711	91	0	95	33	47	0	739	0	0	0
	PH階	0	46	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0
	計	264	4,000	322	49	454	149	231	87	739	165	330	0
	合計	6,790											
庁舎B 北・南棟	地階	0	583	0	0	33	10	32	0	0	0	0	0
	1階	270	258	0	0	67	11	29	29	0	0	82	213
	2階	0	287	80	82	60	21	29	29	0	0	116	0
	3階	0	362	100	67	83	22	29	0	0	0	330	0
	4階	0	204	0	0	60	22	28	0	0	0	0	0
	PH階	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	270	1,715	180	149	303	86	147	58	0	0	528	213
	合計	3,649											
庁舎C 北・中・南棟	地階	0	547	0	0	38	11	31	0	0	0	0	0
	1階	270	249	0	0	87	26	29	29	0	0	0	0
	2階	0	430	127	41	85	34	47	29	0	0	408	0
	3階	0	414	0	0	85	34	47	29	0	0	0	0
	4階	0	258	121	0	54	21	46	0	0	0	0	0
	PH階	0	46	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0
	計	270	1,944	248	41	349	126	212	87	0	0	408	0
	合計	3,685											
体育館	1階	30	0	0	0	67	0	0	0	0	0	0	0
	合計	97											
南門警衛所	1階	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0
	合計	7											
総合計		14,228											

2 建物外部

(㎡)

建物区分	玄関周り	ピロティ	計
庁舎A	142	525	667
庁舎B	120	390	510
庁舎C	142	189	331
体育館	63		63
計	467	1,104	1,571

3 エレベーター

(台)

建物区分	設置数
庁舎A	2
庁舎B	1
庁舎C	2
計	5

4 一部剥離清掃面積

(㎡)

建物区分	階段以外	階段	計
庁舎A	322	87	409
庁舎B	180	58	238
庁舎C	248	87	335
計	750	232	982

6 非常階段排水溝

(箇所)

建物区分	設置数
庁舎A	4
庁舎B	4
庁舎C	4
計	12

5 全面剥離清掃面積

(㎡)

建物区分	階段以外	階段	計
庁舎A	4,603	231	4,834
庁舎B	2,104	147	2,251
庁舎C	2,419	212	2,631
体育館	97		97
計	9,223	590	9,813

一般仕様書

- 1 件 名・・・庁舎窓清掃勤務
- 2 場 所・・・東京都北区十条台1丁目5-70
- 3 予定範囲・・・庁舎A、庁舎B、庁舎C
- 4 予定時期・・・毎年12月
- 5 一般共通事項
 - (1) 本役務は、建築物の清掃業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。
 - (2) 本役務は、この仕様書に記載されている業務内容のほか、特記仕様書及び(財)建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示によるものとする。
 - (3) 清掃の実施要領、規模等は特記仕様書によるものとする。
 - (4) 清掃に必要な機材及び資材(洗浄用薬剤、パッド、雑巾等)の消耗品類は、すべて請負者の負担とする。
 - (5) 使用する資材、機材は品質良好なものを使用するものとし、また、受注者の責任において使用場所に最適なものを的確に選択し、使用する。
 - (6) 清掃するに当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって誠実にこれを励行し監督官の指示に従うものとする。
 - (7) 業務の実施に必要な電気・水道等の使用に係る費用は特記がある場合に限り受注者負担とする。
 - (8) 請負者は、駐屯地内で従事させる従業員の身元、風紀、規律の維持に関し一切の責任を負い、関係法令、規則等を遵守するものとする。
 - (9) 現場代理人
 - ア 請負者は、勤務員の中から現場代理人を選任するものとする。
 - イ 現場代理人の職務は、仕様書その他関係書類により、業務の目的・内容等を十分理解して職務を実施するとともに、監督官との連絡及び調整を行うものとする。
 - (10) 勤務員
 - ア 請負者は、清掃業務に応じ、必要な知識及び技能を有する者を勤務させるものとする。
 - イ 高所作業車等を使用する場合は、労働安全衛生法による高所作業車運転技能講習を修了している者を配置する。
 - ウ 監督官は、勤務員の業務履行上、著しく不適当と明らかに認められるものがあった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。

実施工定表

- (11) 請負者は、清掃作業の実施工程表を作成し、監督官に提出するものとする。
- (12) 請負者は、勤務員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、請負者の責任において復旧補修を実施するものとする。
- (13) 保全上、許可を受けていない場所への立入りは厳禁とする。ただし、業務に際して立入りを必要が生じた場合は、監督官と調整し、所定の立入り手続きを要するものとする。なお、業務の実施に伴い、知り得た情報等は、決して外部に漏らしてはならない。

6 提出書類

- 請負者は、監督官の指定期日までに、次の書類を提出するものとする。
- ・現場代理人の選任(解任)届
 - ・勤務員の指定(取消)届
 - ・工程表
 - ・役務完了届
 - ・その他監督官の指定するもの
- 業務に関する申請及び提出書類は全て監督官で示す規格様式により作成し、A4フアイルにより提出すること。(完成図書データをCD-R等にて提出)
- 監督官より受けたデータは全て監督官に返納すること。
- 関連した情報が漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとる。

7 写真撮影

- 業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真(カラーサービス版)1部を原板(ネガ又は電子記憶媒体)と共に工程順に工事写真帳(A4版)及びネガ帳(A4版)に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。
- 電子記憶媒体(CD-R等)で提出する場合は、下記のとおりとする。
- 総画素数 130万画素数以上
- ファイル形式 JPEG
- 施工写真はカラーサービス版に印刷すること。

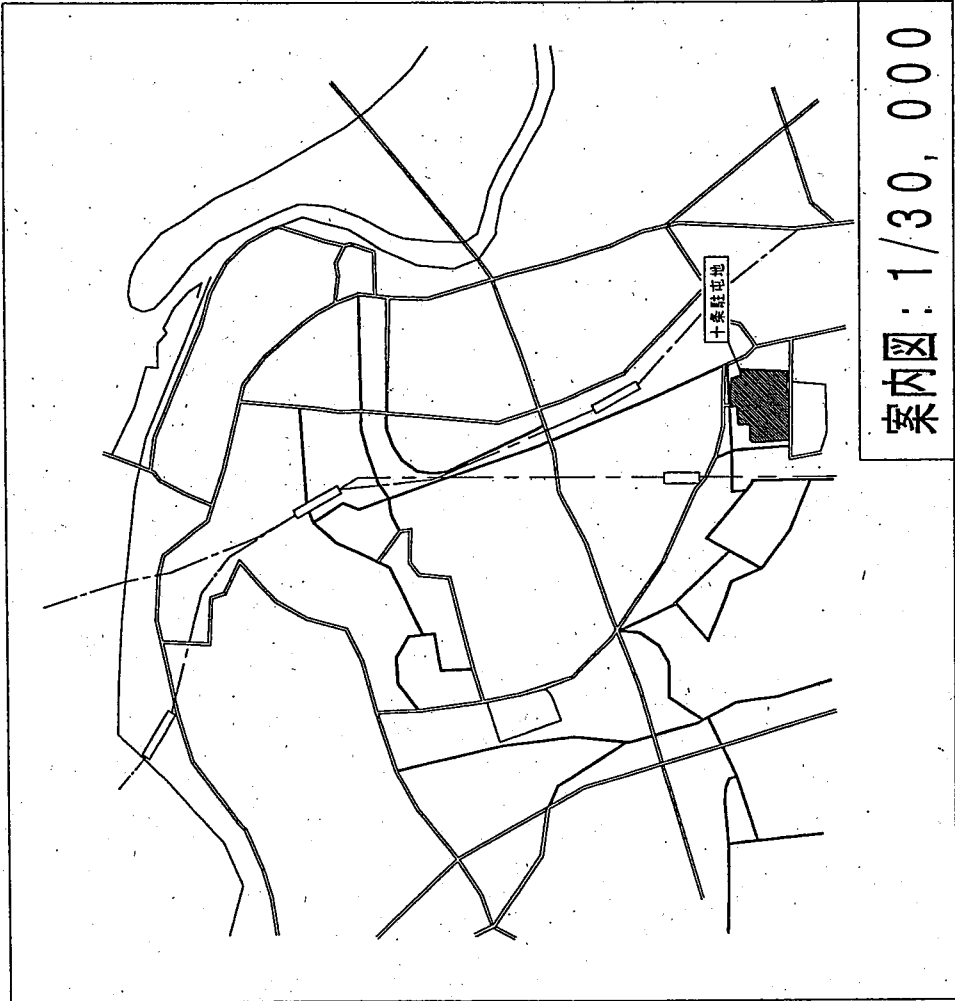
8 疑義

- 仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官と協議し、その指示を受けるものとする。

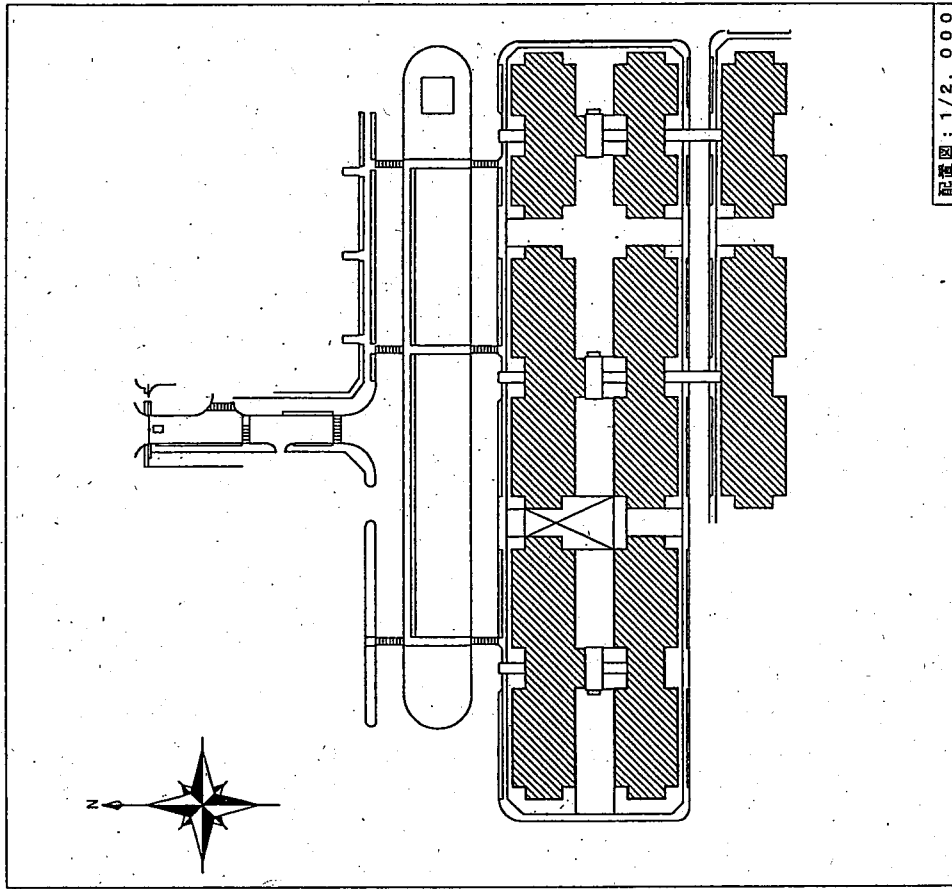
9 資格

- 建築物環境衛生管理技術者を常駐させるものとする。

役務件名	庁 舎 窓 清 掃 役 務	仕様書番号	1/13
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			



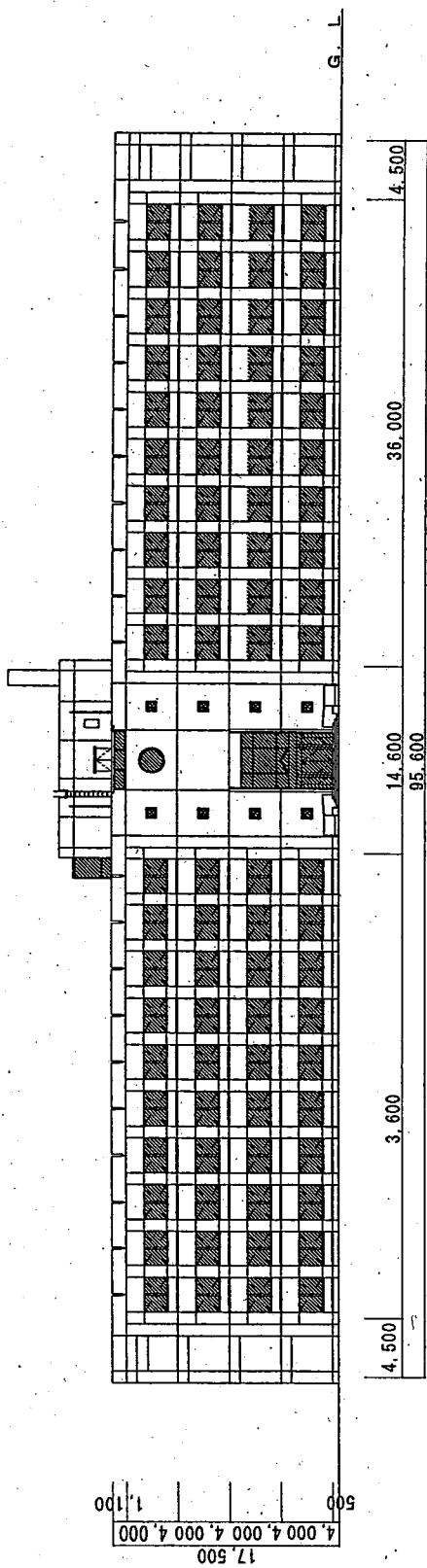
案内図：1/30,000



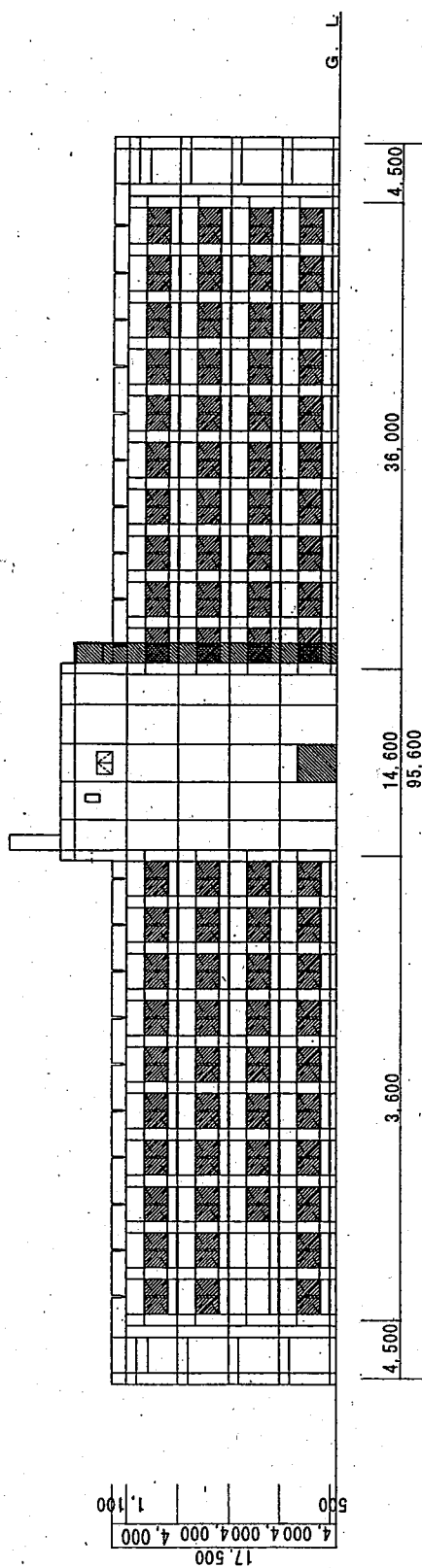
配置図：1/2,000

凡例
 ・・・ 施工箇所

図件名	片舎窓溝補設	仕様書番号	2/13
種別	案内図、配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

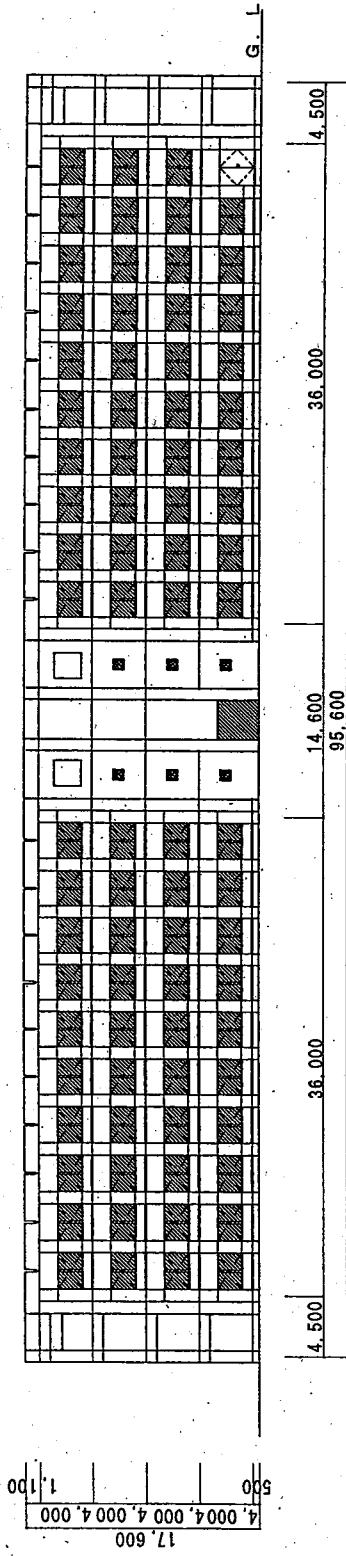


庁舎A 北棟 北側 立面図

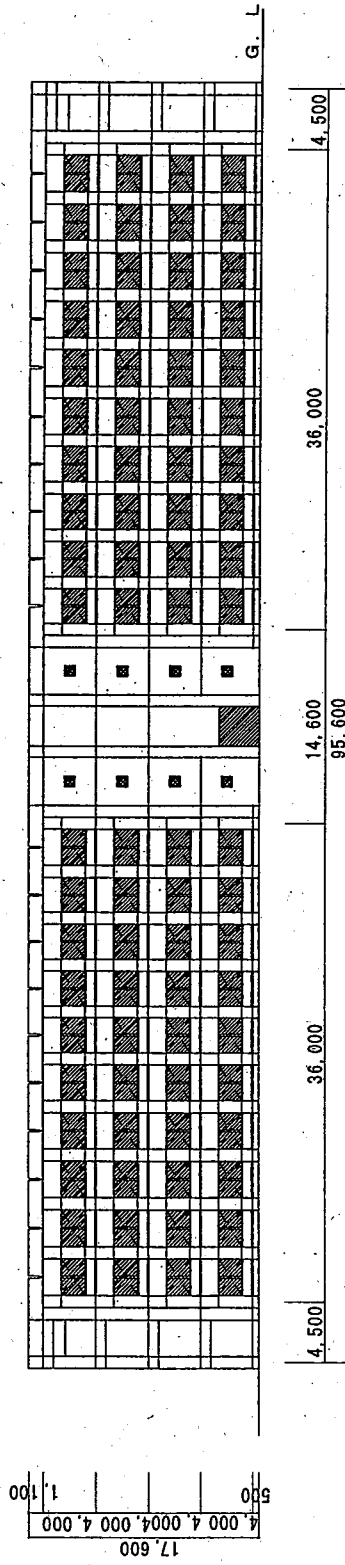


庁舎A 北棟 南側 立面図

役務件名	庁舎 窓 清掃 役 務	仕様書番号	3/13
種 別	庁舎 A 北 棟 立 面 図	縮 尺	1/400
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

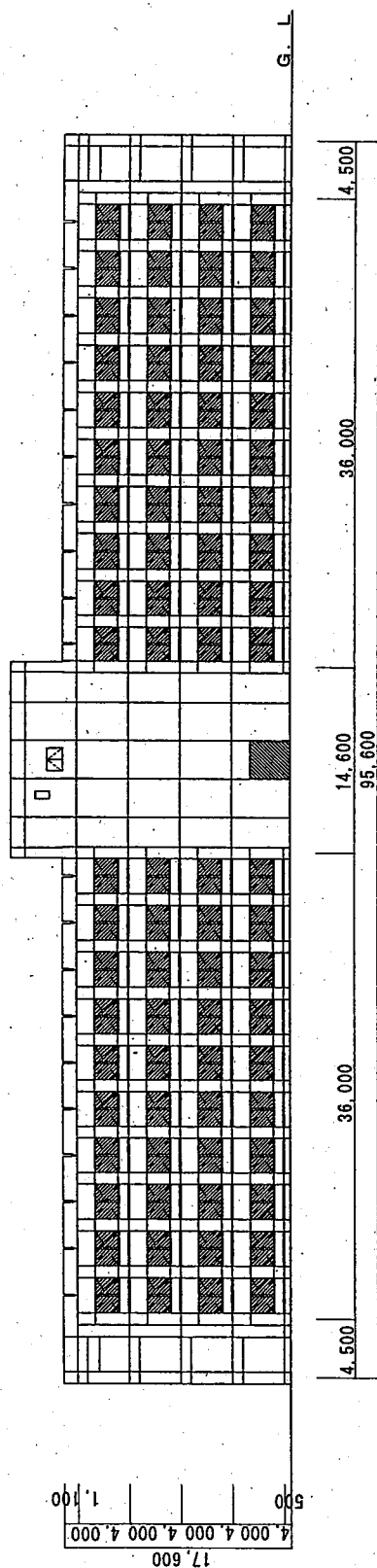


庁舎 A 中棟 北側 立面図

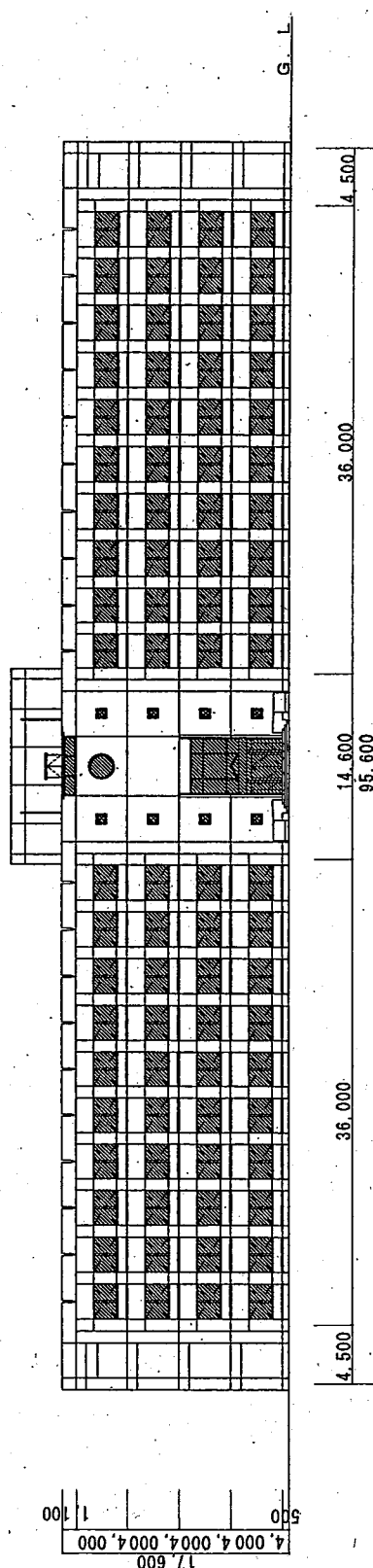


庁舎 A 中棟 南側 立面図

役務件名	庁舎窓清掃役務	仕様書番号	4/13
種別	庁舎 A 中棟 立面図	縮尺	1/400
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

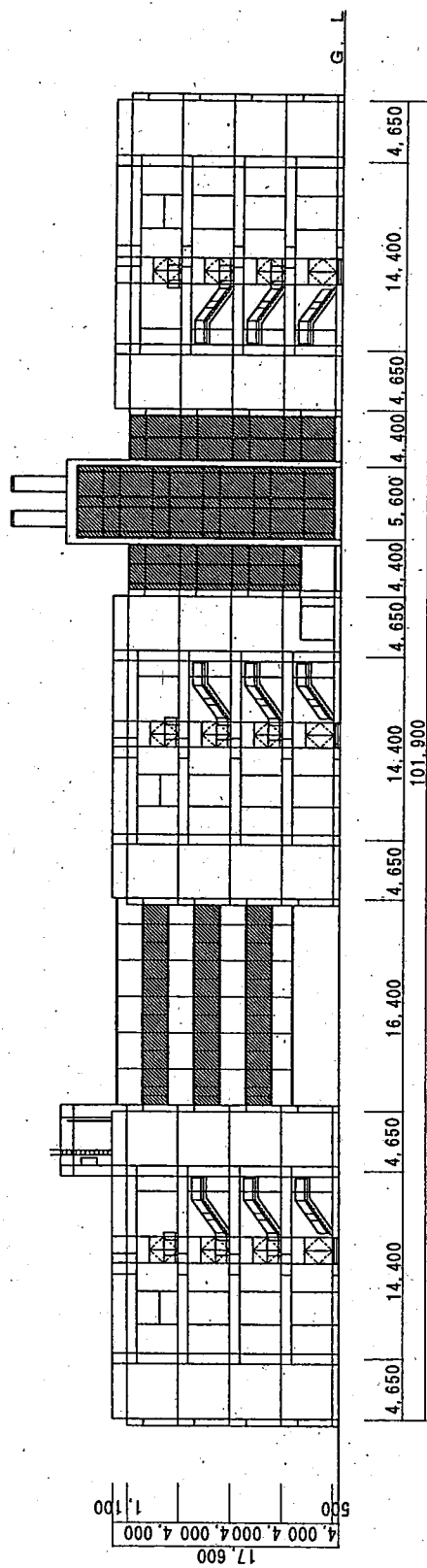


庁舎 A 南棟 北側 立面図

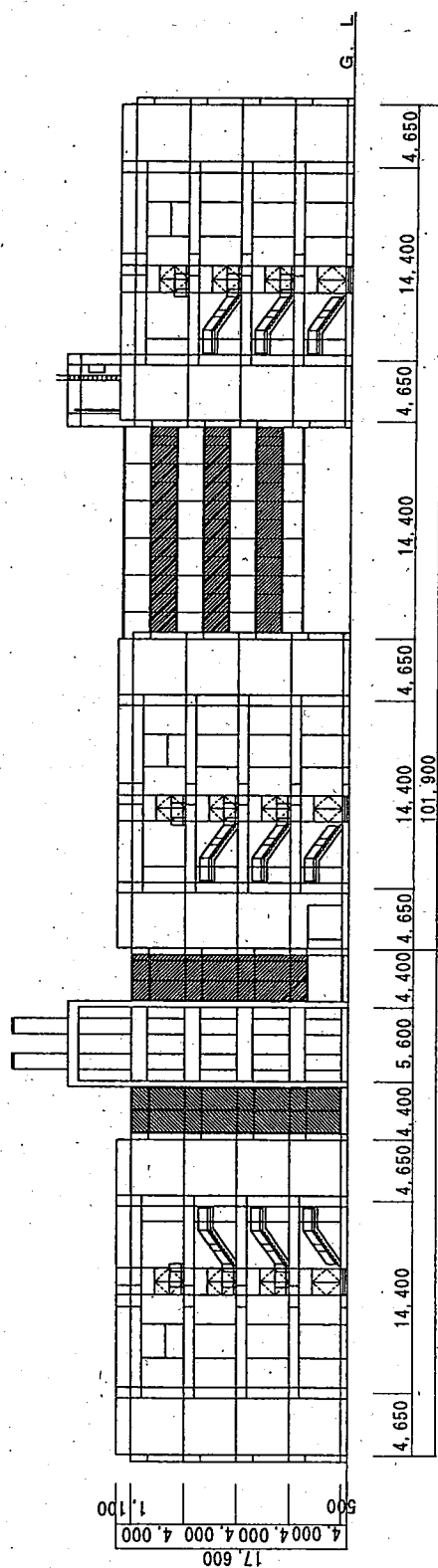


庁舎 A 南棟 南側 立面図

図案件名	庁舎 窓 清掃 役 務	仕様書番号	5/13
種 別	庁舎 A 南棟 立面図	縮 尺	1/400
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

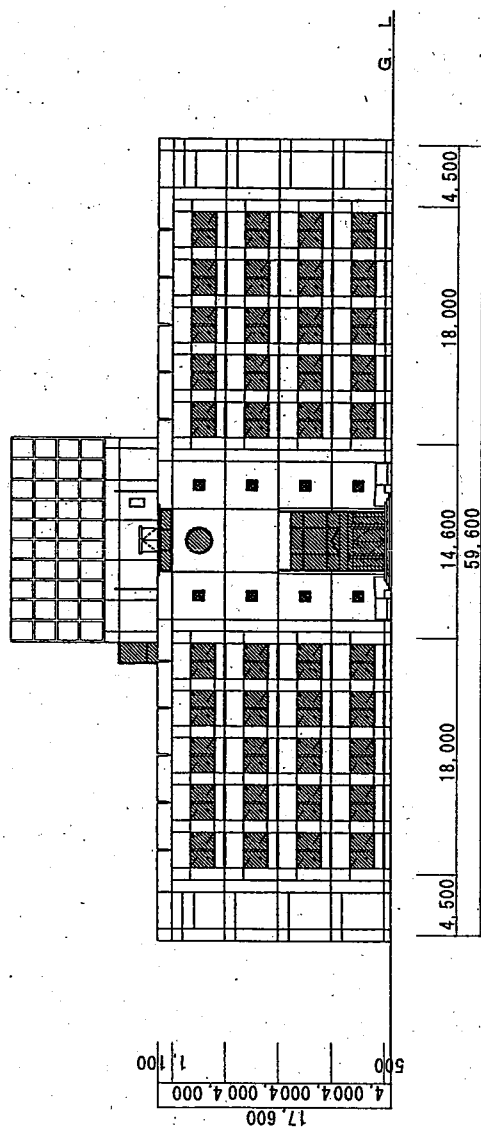


庁舎A 東側 立面図

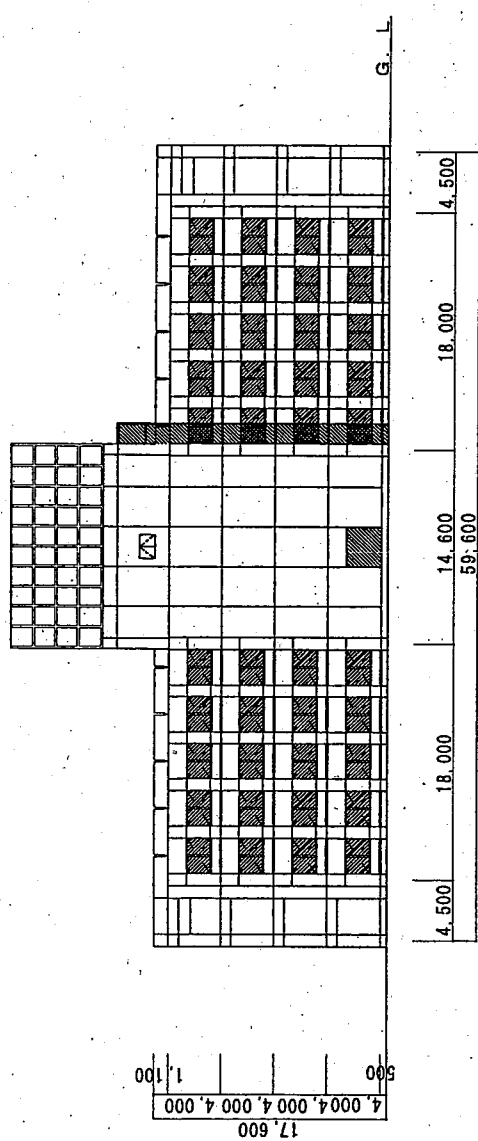


庁舎A 西側 立面図

役務件名	庁舎窓清掃役務	仕様書番号	6/13
種別	庁舎A側面立面図	縮尺	1/400
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

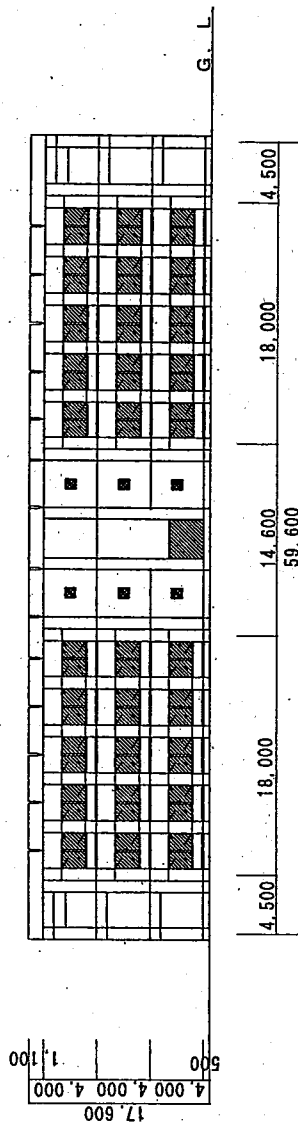


庁舎C 北棟 北側 立面図

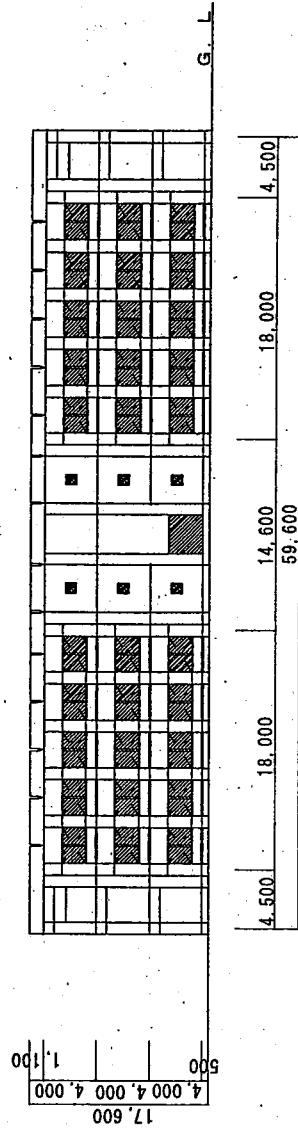


庁舎C 北棟 南側 立面図

役務件名	庁舎窓清掃役務	仕様書番号	7/13
種別	庁舎C北棟立面図	縮尺	1/400
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

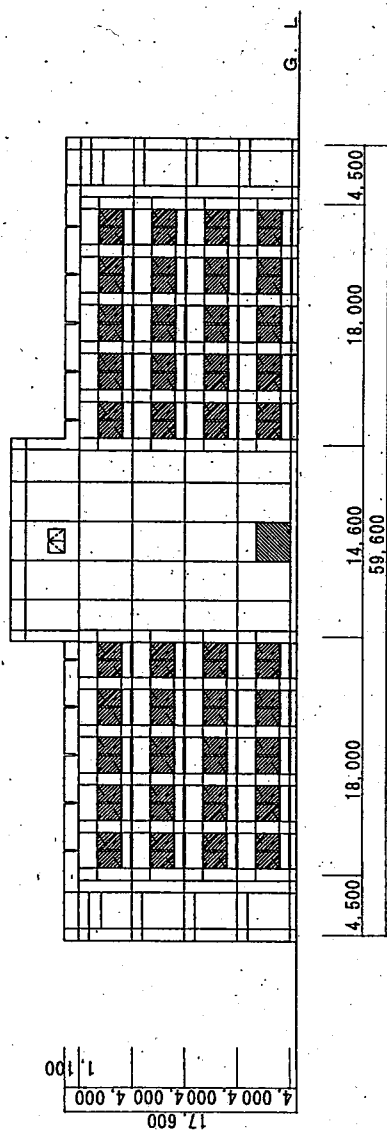


庁舎C 中棟 北側 立面図

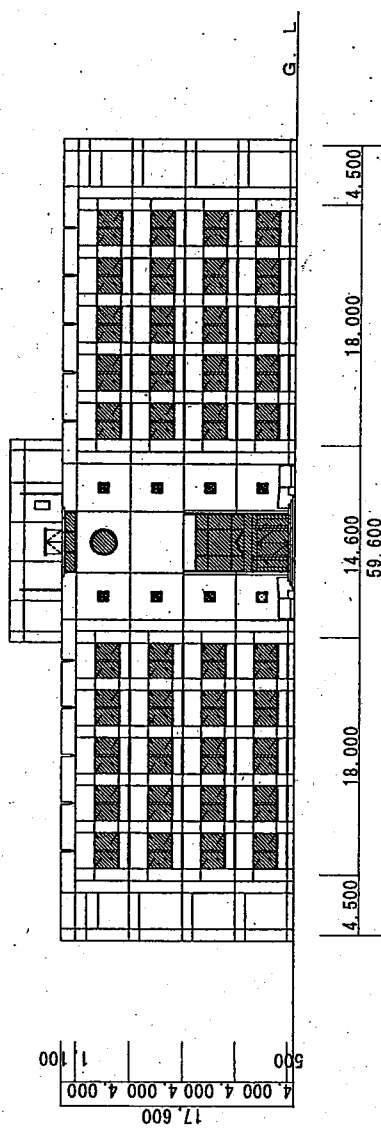


庁舎C 中棟 南側 立面図

役務件名	庁舎窓清掃役務	仕様書番号	8/13
種別	庁舎C中棟立面図	縮尺	1/400
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

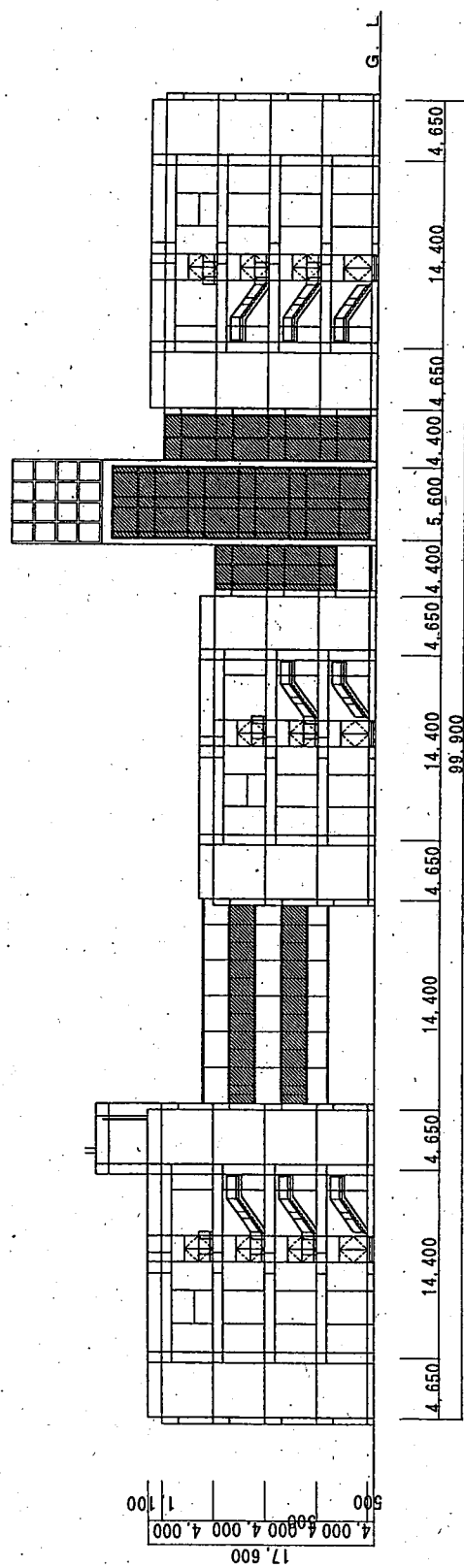


庁舎C 南棟 北側 立面図

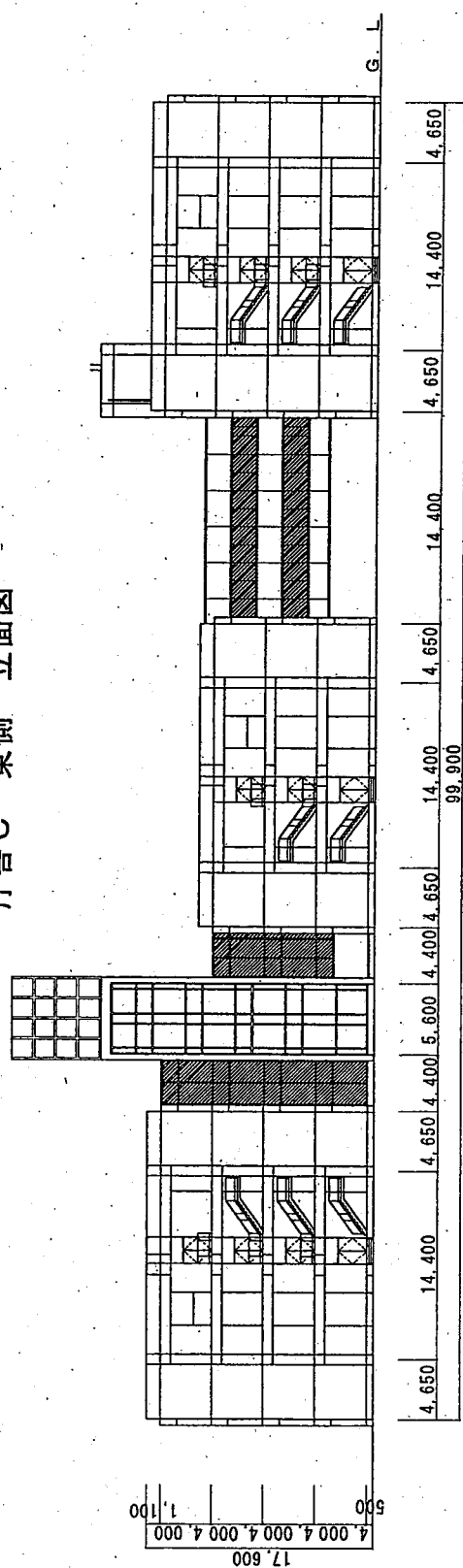


庁舎C 南棟 南側 立面図

役務件名	庁舎窓清掃役務	仕様書番号	9/13
種別	庁舎C南棟立面図	縮尺	1/400
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

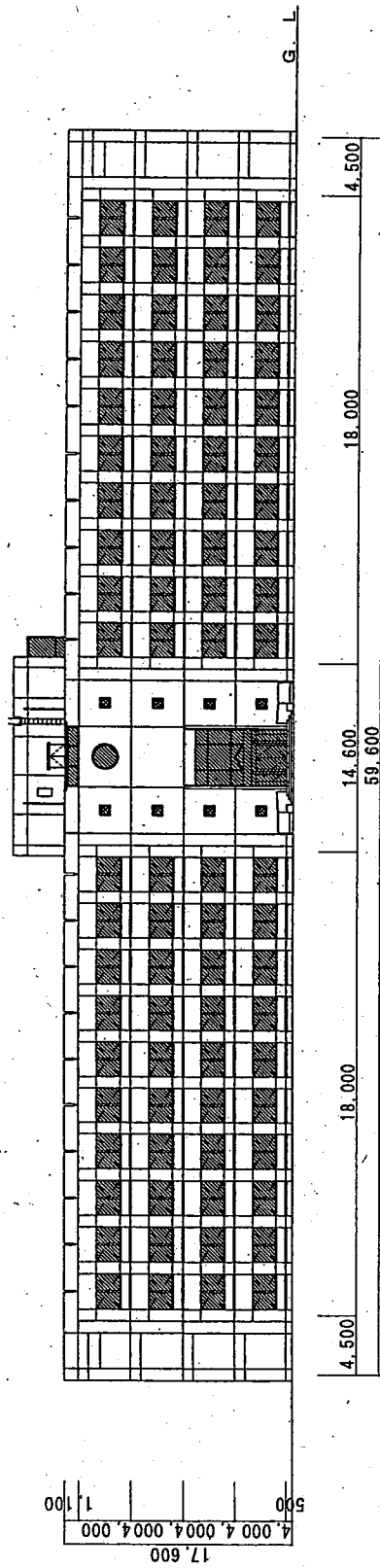


庁舎C 東側 立面図

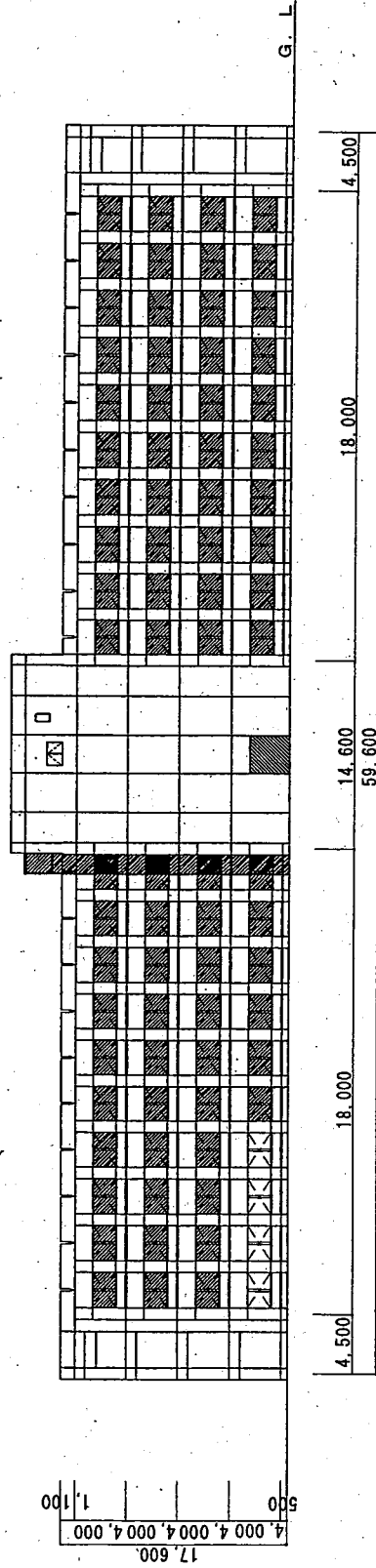


庁舎C 西側 立面図

役務件名	庁舎窓清掃設備	仕様書番号	10/13
種別	庁舎C側面立面図	縮尺	1/400
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

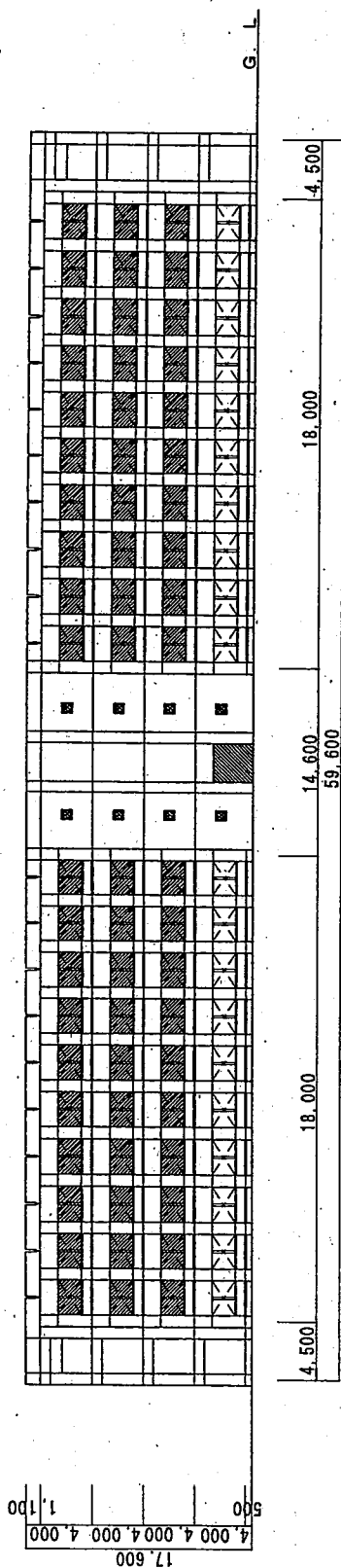


庁舎B 北棟 北側 立面図

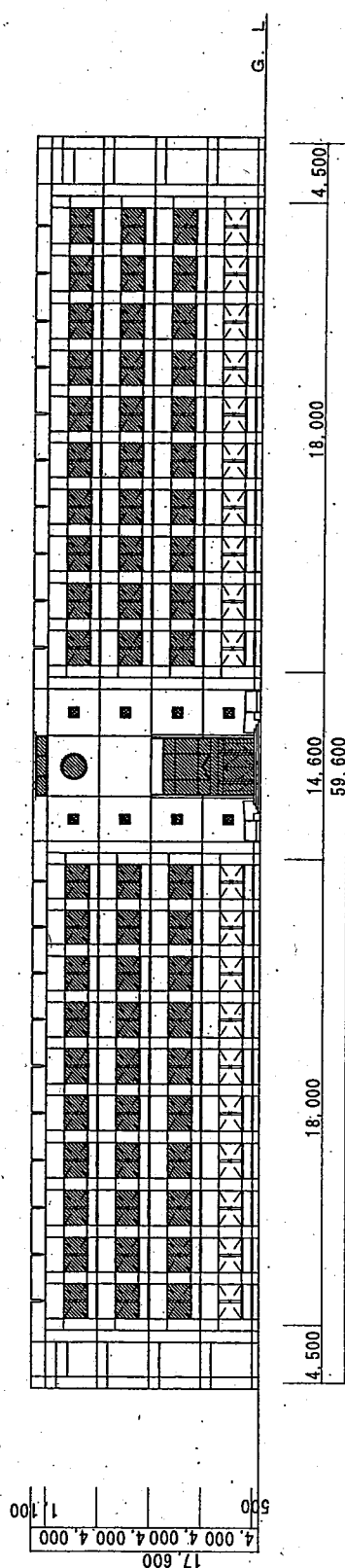


庁舎B 北棟 南側 立面図

図案件名	庁舎窓清掃設備	仕様書番号	11/13
種別	庁舎B北棟立面図	縮尺	1/400
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

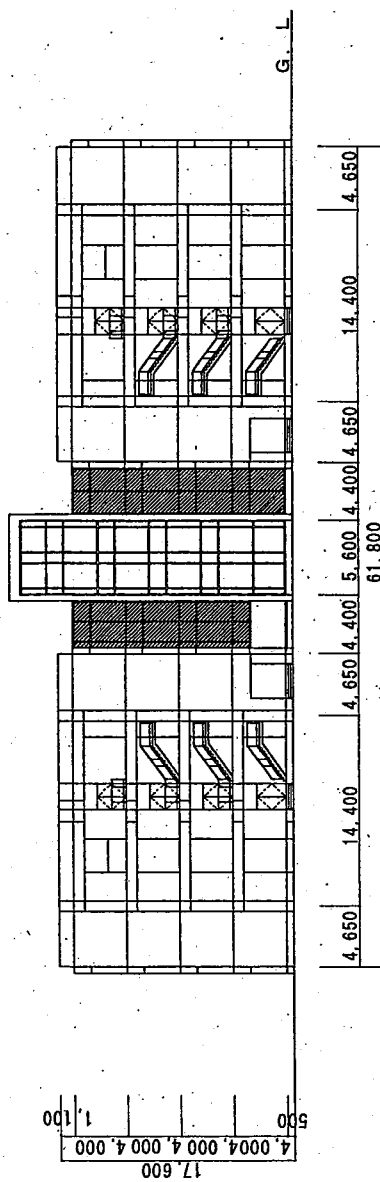


庁舎B 南棟 北側 立面図

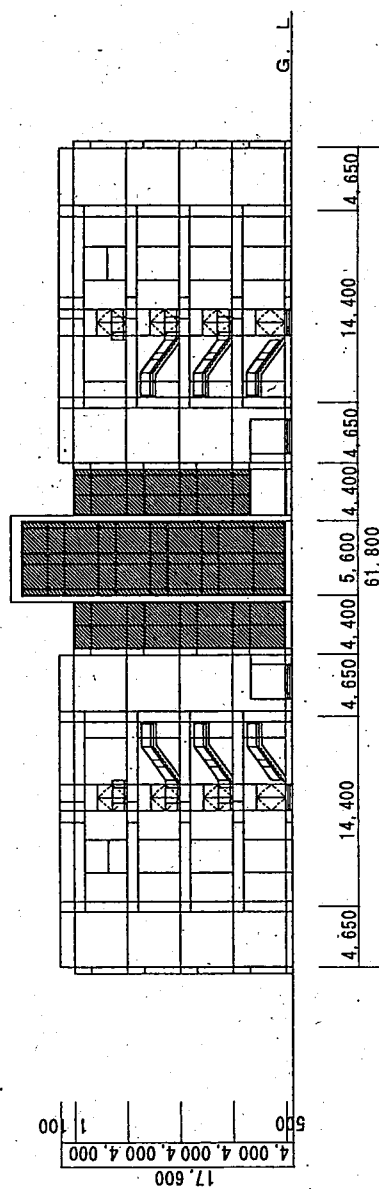


庁舎B 南棟 南側 立面図

役務件名	庁舎窓清掃役務	仕様書番号	12/13
種別	庁舎B南棟立面図	縮尺	1/400
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



庁舎B東側立面図



庁舎B西側立面図

図案件名	庁舎窓清掃役務	仕様書番号	13/13
種別	庁舎B側立面図	縮尺	1/400
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			